「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するため の調査研究」及び「法曹有資格者による日本企業及び邦人 の支援の方策等を検討するための調査研究」

サマリーペーパー (改訂版)

2016年2月 (2018年3月改訂)

弁護士 野 口 学(2016年2月付作成者)

弁護士 藏 田 知 彦(2018年3月付改訂者)

目 次

第1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・3
第2	インドネシアにおける日系企業・在留邦人の活動の実情・・・・・・・4
1	日系企業の活動の実情
2	在留邦人の活動の実情
第3	インドネシアにおける日系企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ・・・6
1	日系企業に対する法的支援のニーズについての検討
2	在留邦人に対する法的支援のニーズについての検討
3	日系企業に対する日本法弁護士による法的支援へのニーズの量
第4	インドネシアにおける日本法弁護士の活動の実情・・・・・・・・14
1	ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数等
2	五大法律事務所からの出向
3	五大法律事務所以外に所属する日本法弁護士
4	地方都市における日本法弁護士の活動
5	ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務内容
第5	日本法弁護士がインドネシアにおいて提供できる法的支援の在り方・・・17
1	外弁規制の概要及び運用の実情
2	インドネシアにおいて日本法弁護士が案件に関与することの意義
3	日本法弁護士が能力を発揮することができる分野に関する考察

第1 はじめに

2014年度及び2015年度において、法務省から委託を受けた野口学弁護士(以下、「作成者」という。)は、インドネシアにおいて「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」¹及び「法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究」²と題する調査研究を実施した。

2年間に及ぶ上記調査研究における具体的な調査研究事項は7項目であり、作成者は、それぞれについて報告書を提出し、調査研究結果全体を要約するため、サマリーペーパー(以下、「平成28年ペーパー」という。)を作成した。

しかしながら、その後の時間経過に伴い、上記調査研究につき作成者が調整した各報告書及び平成28年ペーパーの記載事項には、現在の事実関係及び法規制等に適合しない点が複数認められるようになり、それら記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適合させる必要性が生じていた。そこで、弁護士蔵田知彦(以下、「改訂者」という。)は、平成29年から平成30年2月にかけて、事後に事実関係及び法規制等が変更された事項及びその変更内容を調査するアップデート調査を行った。

本稿(以下、「本ペーパー」という。)は、平成28年ペーパーについて、同アップデート調査の結果に基づき、事後に事実関係及び法規制等が変更された記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適合させる改訂を行ったものである。

本ペーパーの内容については、以下の点に留意されたい。

- ・本ペーパーは、具体的な事案に対する法的な意見又は助言の提供を意図するものではない。
- ・本ペーパーに記載されている情報は、別途記載のない限り、記載された報告書が提出された時点のものである。
- ・本ペーパー中のインドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する言及については、 すべてインドネシアにおける外弁規制3上の制約の範囲内であることが前提となってい

¹²⁰¹⁴年度。

^{2 2 0 1 5} 年度。

³ 外国人弁護士の活動に対する規制。

34°

・本ペーパーの内容は、作成者及び改訂者が所属している日本の法律事務所及び任期 中のジャカルタにおける受入事務所の公式見解ではなく、作成者及び改訂者の個人的 な見解である。また、各所からのヒアリング内容を記載した部分についてはヒアリン グ対象者の見解である。

第2 インドネシアにおける日系企業・在留邦人の活動の実情5

1 日系企業の活動の実情

(1) 日系企業のインドネシアへの進出動向

2016年時点において、インドネシアに進出している日系企業の総数は約2000社と言われている⁶。JETRO が発行している "JETRO DIRECTORY 2015-2016 EDITION JAPANESE COMPANIES AND REPRESENTATIVE OFFICES IN INDONESIA" には、1530の日系企業現地法人及び180の日系企業駐在員事務所が掲載されている。

インドネシアへの日系企業の進出は、製造業が中心となってきた。帝国データバンクによる調査(注6参照)においても、進出日系企業の半数以上を製造業が占めている。また、日系中小企業の連合会である SMEJ 連合会7の会員企業は約8割が製造業である。2011年から2012年頃にかけては、自動車関連産業を中心に多くの日系製造業がインドネシアに進出し、その状況は「進出ラッシュ」と表現された。

他方で、最近は、製造業の進出は一段落しており、サービス業、金融、飲食、小

⁴ たとえば、本ペーパー中には「日本法弁護士への相談」等の表現があるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制の範囲内で、すなわち、インドネシア人弁護士の監督の下、インドネシア人弁護士と協働して実施されることが前提となっており、実務上もそのように行われている。本ペーパー中には、かかる前提についての記述が省略されている部分も一部あるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制の範囲内における活動であることを当然の前提とする。

^{5 「}第2」部分は、2015年2月提出の報告書に基づく。

⁶ 株式会社帝国データバンクが2016年5月に行った調査によれば2021社であり、 うち製造業が1019社。(https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p160504.pdf。 2018年2月1日閲覧)。

⁷ **JETRO** ジャカルタ事務所に事務局を置いている日系中小企業の連合会。約400社が加盟(2014年当時)。

売、IT 関係等、様々な業種が進出してきている。また、中堅・中小企業の進出が増 加している。

(2) ジャカルタジャパンクラブ法人部会における活動

ジャカルタジャパンクラブ8は、インドネシアの首都ジャカルタ及びその近郊にお ける日本人会機能と商工会議所機能を有する団体であり、インドネシア日本人社会 において非常に大きな存在感を有している。JJC の法人部会は商工会議所機能を担 っており、インドネシアにおける投資環境の改善に関する意見具申活動等に取り組 んでいる。法人部会の会員は、2018年1月時点で、670社であり、インドネ シアに進出している大手日系企業も多く名を連ねている。

JJC法人部会は、会員企業が各種法令への対応に苦慮する事態が生じた場合など、 その対応を協議し、場合によってはインドネシアの官庁と折衝を行うなど、インド ネシアにおける日系企業の投資環境の整備について大きな役割を果たしている。必 然的に、JJC 法人部会には、インドネシアにおける各種法令への対応、労務、税務 等に関する知識が蓄積されることになる。作成者が日系企業に対して行ったヒアリ ングの際にも、「何か困ったことがあれば JJC に相談する。」という声が多く聞かれ た。

2 在留邦人の活動の実情

(1) 在留邦人の人数及びその推移、地域別の特色

在インドネシア日本国大使館領事部の統計によれば、直近3年間における在イン ドネシア日本国大使館に在留届を提出している日本人(以下、「在留邦人」という。) の人数及びその推移は、以下のとおりである%。

インドネシアにおける在留邦人の人数は増加傾向にあり、直近では毎年3~5% 程度増加している。

	インドネシア全体	ジャカルタ
2014年	17,893人	10,998人
2015年	18,463人	10,943人
2016年	19,312人	11,306人

⁸ 略称は、"JJC"。本ペーパーにおいても、以下、かかる略称を用いる。

(http://www.id.emb-japan.go.jp/visaj_09.html、2018年2月1日閲覧)。

⁹ 在インドネシア日本国大使館のウェブサイト

(2) 地域別の在留邦人の特色

インドネシア在留邦人の多くは、ジャカルタ及びその近郊に居住している。この地域には、進出日系企業の約8割が集積している。ジャカルタ及びその近郊に居住している日本人の多くは、インドネシアに進出している日系企業の駐在員とその家族である。

一方、観光地として有名なバリ島には、日系企業の駐在員として在留している者はほとんどいない。バリ島に在留する日本人の多くは、インドネシア人と国際結婚をしており、特に、インドネシア人(バリ人)男性と結婚した日本人女性が多い。 最近は、定年退職後に「リタイアメント・ビザ」を取得して滞在する日本人も増加している。

また、インドネシア第2の都市スラバヤを擁する東ジャワ州にも約830名の在 留邦人が居住している。

第3 インドネシアにおける日系企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ10

1 日系企業に対する法的支援のニーズについての検討

(1) 序

作成者は、日系企業に対する法的支援のニーズが所在する具体的な分野について調査するため、日系企業各社、ジャカルタに駐在する日本法弁護士、JJC、JETROジャカルタ事務所、中小企業海外展開現地支援プラットフォームのプラットフォーム・コーディネーター及びSMEJ連合会からヒアリングを行った。

以下では、各所からのヒアリングの内容を分析し、日系企業に対する法的支援の ニーズの具体的な所在を明らかにする。

なお、日系企業各社からのヒアリングにおいては、「日本法弁護士による」法的支援に対する顕在化した積極的なニーズという論調での言及はさほどなかった¹¹。そのため、以下では、日系企業が直面する問題について潜在する法的支援のニーズを抽

^{10 「}第3」部分は、作成者による2015年2月提出の報告書に基づく。ただし、「第3」のうち「3」部分については、2016年2月提出の報告書に基づく。

¹¹ 日系企業各社からは、「ジャカルタに日本の弁護士がいることは知らない。」、「インドネシアで日本の弁護士が何をしてくれるのか分からない。」といった声が聞かれた。インドネシア進出日系企業の間における、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることに対する認知度及び日本法弁護士活用のメリットに対する理解度の向上は、重要な課題である。

出するというスタンスから記述している。

ヒアリング内容全体から浮かび上がってくるのは、最近進出した企業、特に、中堅・中小の企業に対する法的支援のニーズに応えることの重要性である。インドネシアに進出してから歴史の長い大規模な企業については、優秀なインドネシア人弁護士を選択し「使いこなす」能力を備えている。一方で、近年インドネシアに進出した企業、特に中堅・中小企業については、インドネシアにおける法務問題の処理体制が確立しておらず、相談先の確保が必要な企業が多いものと思われる。ジャカルタにおける日本法弁護士の活動促進には、近年進出した企業に対する法的支援という視点を重視する必要があろう。

(2) 労務問題

ア 労務問題の重要性

インドネシアに進出している日系企業には製造業が多い。製造業においては、 工場を運営し多くのインドネシア人従業員を雇用する必要があるため、労務問題 は避けて通れない問題である。

日系企業各社からのヒアリングにおいても、労務問題に慎重に対応しており、場合によってはトラブルを抱えている状況が明らかとなった。SMEJ 連合会へのヒアリングにおいては、「当地の日系中小企業が抱える最大の問題は、組合対応を含む労務問題である。」との回答があった。

また、労務問題については、インドネシアの労働法制に基づいた問題であり、かつ、インドネシア人労働者への対応が必要となるため、法務問題への対応に際して日本本社や他の東南アジア諸国に所在の関連会社(地域統括会社等)が有する法務部機能を用いることができる企業であっても、インドネシア現地法人が独力で対応しなければならないという特殊性が存在する。

イ 具体的なニーズが存在する分野12

具体的なニーズが存在する分野としては、製造業に特に顕著であるが、労使関係の構築、組合対応、デモやストライキへの対応、契約社員の雇用期間満了の問題、などが挙げられる。

特に、契約社員の雇用期間満了に伴う退職については、契約社員の比率が高い

¹² 一方で、労務問題のうち、ストライキなどの労使紛争が実際に発生し、労働組合や労働者に対して現場での直接的な対応が必要となる案件について、日本法弁護士としての関与の在り方が限定されることについては、本ペーパー「第5」「3」において後述。

企業も多く、対応を不安視する声が聞かれた。

また、製造業に限らない問題であるが、解雇、従業員の不正行為への対応や従業員が退職する際の守秘義務及び競業避止義務に関連する問題も重要である。

ウ 日本語による法律サービスに対するニーズ

ヒアリングをした複数の日系企業から、労務問題については、日本語による法律サービスを望む声が聞かれた。労務問題は「心の問題」であるため、英語やインドネシア語でなく「完璧な日本語でのコミュニケーション」をとりたい、とのことであった。

このように、労務問題については、日本語による法律サービスの重要性が特に 指摘される分野である。

(3) 経営トップへの法的アドバイス

「日本法弁護士に対する」ニーズという観点からヒアリング内容を分析すると、 経営トップへの法的アドバイスという視点が浮かび上がる。

ヒアリングを行ったある日系企業は、インドネシアでの長い歴史を持ち、かつ、 規模の大きな企業である。法務部にはインドネシア人弁護士を抱え、場合によって は外部のインドネシア人弁護士にも直接依頼をすることによって、法務案件を社内 で完結させることが可能な能力を有している。

しかし、一方で、経営トップに対する日本法弁護士による日本語での法律意見の 提供についてはニーズが存在することを示唆していた。その理由として、インドネ シアでは法の運用が不透明であるが、そのような状況の下で経営トップが判断をし なければならない点を挙げている。

インドネシアにおける法の運用は、発展途上という段階であり、非常に不透明かつ不安定である。各所からのヒアリングにおいても、法令が頻繁に改正されること、法令の内容が不明確であること、行政の裁量が非常に大きいこと、公務員から賄賂を求められる場合があること、などが頻繁に話題となった。そのような状況のもとで、法令を順守しながら経営判断をしなければならない日本人の経営トップにとっては、自社のインドネシア人法務スタッフがいかに有能であったとしても、日本法弁護士から母国語たる日本語で法律意見を聴取する機会が存在すれば、重要な意味を持つものと思われる¹³。

¹³ 当然のことながら、インドネシア人弁護士との協働の上で、外弁規制上、許容される範囲内においてという趣旨である。

(4) 日本本社への説明という視点

「日本法弁護士による」法律サービスについては、日本本社への説明という視点から有益性を指摘する声があった。

ヒアリングを行ったある日系企業は、自身があくまで日本本社の子会社であることから、何か問題が発生した場合には日本人経営層が納得できる方法で処理する必要があり、日本法弁護士が「上にたって」処理することが望ましい旨述べている¹⁴。また、別の日系企業も、日本本社への説明は、(インドネシア人弁護士ではなく)日本法弁護士にしかできない旨指摘していた。

この点は、本ペーパー「第5」「2」で後述する日本法弁護士がインドネシアにおいて案件に関与することの意義に関する議論そのものである。日本本社への説明については、日系企業の文化を十分に理解した日本法弁護士が関与することが望ましい。

(5) 税務訴訟のサポート、その他税務問題

ヒアリングをした日系企業各社においては、係争中の訴訟案件を抱えている企業はほとんどなかったが、税務訴訟については例外であり、たとえば、ある日系企業は税務関係の訴訟を毎年抱えていると述べていた。日系企業が税務訴訟を抱えるケースは多く、訴訟代理権のある税理士等を起用して対応しているようである。インドネシアの税務について日本法弁護士が可能な関与のあり方に関して限界があることは否めないが、税務訴訟のサポートという観点からニーズが存在する可能性もある。実際、ある日本法弁護士は、業務内容として税理士法人が行う税務訴訟のサポートを挙げていた。

また、別の日系企業は、移転価格税制の問題については、広く法的支援のニーズ がある旨述べていた。日本法弁護士の関わり方に限界があることは税務訴訟と同様 であるが、新たなニーズにつながる可能性も考えられる。

(6) 行政対応の支援

ヒアリングでは、行政への対応につき、日本法弁護士による日本語でのサポート のニーズについて言及があった。

インドネシアでは、行政側の対応について法的根拠という観点から疑問のある場合も多いが、そのような場合に、法的な理論武装という点からのサポートには意味

¹⁴ この点についても、注13 と同趣旨。

があるものと思われる15。

(7) 法令情報の提供

インドネシアにおいては、法令へのアクセスが非常に限定されている。外国企業である日系企業が、最新の法令を迅速に入手することは困難である。また、国法ではなく省令レベルで日系企業に重大な影響を及ぼす規制が発せられることが多く、新規制が発せられる際及び法令が改正される際の周知についても極めて不十分である。ヒアリングにおいても、法令が頻繁に改正されること及び突然改正されることについては、不満や戸惑いの声が非常に多かった。このような状況の下、法令情報の提供についてのニーズは一定程度存在するものと思われる。

(8) 取引関係から生じる法的トラブル

ヒアリングをした限り、取引関係の法的トラブルを抱えている企業はほぼ存在しなかった。このようなヒアリング結果は、ヒアリングを行った企業に製造業が多かったことに起因する可能性がある。製造業の場合、インドネシアで自ら取引先を開拓するという場合はさほどなく、すでにインドネシアに進出している日本での顧客との取引が多いようである。このような状況のもと、製造業においては、日系企業同士の取引が多く、取引関係から生じるトラブルがさほど存在しないものと思われる。

また、ある日系商社は、契約書を「ガチガチに」固めなければならないローカル 企業との取引には積極的でない旨を述べていた。

しかしながら、この点は、ビジネスの相手方が日系企業であるかインドネシア企業であるかによって、また、業種等によっても異なるところであり、一概に述べることはできない。たとえば、インドネシアのローカル企業と代理店契約を締結している業態やインドネシアのローカル企業への販売を行っている企業では、契約に付随するトラブルに対処しなければならない場合が生ずるであろう16。

(9) インドネシアからの撤退に対する法的支援

¹⁵ 一方で、行政対応について、日本法弁護士の関与の在り方が難しいことについては、本ペーパー「第5」「3」において後述する。

¹⁶ さらに、2015年度の調査では、ある日系製造業から、日本におけるコンプライアンス意識の高まりを受けて、インドネシアにおける日系企業同士の取引であっても取引基本契約書の締結を進めていく方針である旨の話を聞いた。このような状況から、インドネシア進出日系企業においても、契約法務への支援に対するニーズが一定程度存在しているものと考えられる。

SMEJ 連合会では、インドネシアからの撤退については法的支援のニーズが存在するとの話が聞かれた。インドネシアでは進出より撤退のほうがより困難である、とのことである。この点は、撤退にあたっての税務処理の問題が煩雑であることに起因する部分もあろうが、一方で、合弁契約書の記載が不十分であったために合弁事業の解消が円滑に行えないなどの事態が生じる可能性もある。

ある日本法弁護士によれば、インドネシアからの撤退の事例はまださほど多くないとのことであるが、今後、インドネシアからの撤退に関する法的支援のニーズが 生じる可能性もある¹⁷。

2 在留邦人に対する法的支援のニーズについての検討

(1) ジャカルタ及びその近郊における在留邦人に対する法的支援のニーズ

ジャカルタ及びその近郊に居住する在留邦人には、日系企業の駐在員とその家族が多い。日系企業の駐在員とその家族については、勤務先である日系企業が適切なサポートを行っていることが多く、また、任期が満了すれば日本に帰国することが前提となっている。そのためか、各所からのヒアリングによっても、法的支援のニーズについて明確な形で見出すことができなかった。

しかしながら、勤務先に相談しにくい案件、たとえば、既婚の日本人男性がインドネシア人女性と不貞関係を持ち子供が生まれたといった事案などが散見された。

(2) バリ島における在留邦人に対する法的支援のニーズ

バリ島には、インドネシア人男性と婚姻した日本人女性やリタイアメント・ビザで滞在している高齢者が多く、日系企業の駐在員として駐在している者はほとんどいない。そのため、バリ島における在留邦人(又は元日本国籍を有する者)に対する法的支援のニーズは、ジャカルタ及びその近郊における状況とは様相を異にする。バリ日本人会等からのヒアリングでは、(i) インドネシア人からの名義借りで行っている小規模なビジネスに関するトラブル、(ii) 不動産購入に関するトラブル、(iii) 日本人女性とインドネシア人男性の離婚に関するトラブル、などが挙げられた。

^{17 2015}年度の調査では、複数のジャカルタ駐在日本法弁護士より、インドネシアの景気が踊り場を迎えるにあたり、撤退を考える企業も増えるであろうとの話を聞いた。また、 実際に撤退案件を扱うケースも徐々に増えてきているとのことであった。

3 日系企業に対する日本法弁護士による法的支援へのニーズの量18

(1) 序

以下では、日本法弁護士による法的支援へのニーズがどれほど存在するか、すなわち、ニーズの量という側面から検討する。

かかる検討の基礎資料として、本調査研究の一環として2015年9月17日に 開催されたジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウム の際に、参加日系企業に対して実施したアンケート(以下、「本アンケート」という。) を用いている¹⁹。

また、最近の業務量について、ジャカルタ駐在日本法弁護士7名よりヒアリング を行った。

(2) 日本法弁護士による法的支援へのニーズの量に関する本アンケート結果の分析

本アンケートにおいて、インドネシアでビジネスを行うにあたって、法的な問題について弁護士などの専門家に相談する必要性を感じたことがあるかについて尋ねたところ²⁰、約85%²¹が必要性を感じたことがある旨回答している。

専門家への相談の必要性を感じた分野についての回答結果22を総合すると、概ね、 労務、契約法務、債権回収、各種規制の解釈及びその対応方法、といった点が挙げ られる。

一方で、ジャカルタに駐在する日本法弁護士に相談した経験の有無を尋ねたところ²³、相談した経験があるとの回答は約36%²⁴に留まった。日本法弁護士以外の相談先について尋ねたところ²⁵、「インドネシア人弁護士」との回答が最も多く²⁶、次い

^{18 「3」}部分は、2016年2月提出の報告書に基づく。

¹⁹ 回答総数89。

²⁰ 質問事項は、「インドネシアでビジネスを行うなかで、法的な問題の予防又は対応について、弁護士などの専門家に相談したいと思ったことはありますか?」。

^{21 「}ある」との回答数は76。「特にない」との回答数は13 (約15%)。

²² 質問事項は、「質問2で、「1. ある」とお答えの場合、相談したいと思った法的な問題は、どのような内容でしたか?以下にご記載ください(ご記載例:従業員の解雇に関するトラブル、ローカルの取引先企業との間の取引契約書の作成、売掛金の回収トラブル、など)。」。回答は自由記載の形式。

²³ 質問事項は、「今まで、ジャカルタに駐在している日本の弁護士に、法的な問題の予防又は対応について相談したことはありますか?」。

^{24 「}ある」との回答数は32。「ない」との回答数は56 (約63%)。

²⁵ 質問事項は、「ジャカルタ駐在の日本の弁護士以外で、法的な問題について相談したことがある場合、その相談先をご記載下さい(ご記載例:日本人コンサルタント、インドネシア人弁護士、日本本社の法務部、自社ローカルスタッフ、合弁相手の法務担当者、な

で「日本人コンサルタント」27という回答であった。

続いて、今までジャカルタ駐在日本法弁護士に相談した経験がない日系企業に対して、今回のシンポジウムに参加したことで日本法弁護士に相談してみたいと思ったかを尋ねたところ²⁸、約73%²⁹が、相談してみたいと思った旨を回答している。

本アンケート結果を総合すると、法的な問題に関する弁護士等の専門家への相談 ニーズ自体は存在し、インドネシア人弁護士や現地で活動する日本人コンサルタン トが相談の受け皿となっている実情が窺える。

一方で、今まで日本法弁護士に相談したことがなかった日系企業のうち7割以上が、今後、日本法弁護士に相談してみたいと感じており、日本法弁護士の存在に対する認知度及び日本法弁護士を活用するメリットに対する理解度の向上を前提として、日本法弁護士への相談のニーズが一定量潜在している様子が窺える。

(3) 業務量に関する日本法弁護士へのヒアリング

作成者は、2016年2月、ジャカルタ駐在日本法弁護士7名から最近の業務量についてヒアリングを行った。回答としては、(i)順調に増えている、(ii)やや増えている、又は(iii)以前と比べてさほど変化はない、といった趣旨が多く、業務量が減少しているとの話はなかった。むしろ、7名中2名からは、駐在日本法弁護士の増員を検討しているとの話を聞いた。

以上を総合すると、ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務量は、増加傾向にあると評価することが可能である。

(4) 小括

前述したアンケート及び日本法弁護士に対するヒアリングの結果から、日本法弁 護士による法的支援へのニーズは、徐々に顕在化しつつあると評価できるのではな いかと考えている。

ど)。」

²⁶ 回答数は34。ただし、自由記載の回答内容を集計したため、一定の誤差があり得る。

²⁷ 回答数は29。一定の誤差があり得ることについて注27と同様。

²⁸ 質問事項は、「質問5で「2. ない」とお答えの方にお聞きします。今回のシンポジウムに参加されたことで、今後、法的な問題について、ジャカルタに駐在する日本の弁護士に相談してみたいと思いましたか。また、その理由についてもご記載下さい。」。

²⁹ 「思った」との回答数41。「思わない」との回答数5。母数は、今までジャカルタ駐在日本法弁護士に相談した経験がないと回答した56。

第4 インドネシアにおける日本法弁護士の活動の実情30

1 ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数等

2018年1月の時点において、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数は10名である 31 。

日本法弁護士のインドネシア駐在が本格的に始まったのは、2010年頃のことであり、その歴史はさほど古いものではない。また、日本法弁護士がジャカルタに10 名程度が駐在しているという状況については、ここ数年変化がない。

2 五大法律事務所からの出向

ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士10名のうち5名は、東京に所在する5つの大規模な法律事務所32からの出向者である。五大法律事務所は各々が1名33の日本法弁護士をジャカルタに所在するインドネシア法律事務所34に駐在させている。

出向者のジャカルタ駐在について明確な任期を設けているか否かは各事務所それぞれであるが、駐在中の各弁護士とも、いずれはジャカルタを離任し、所属事務所より後任の弁護士が派遣されることが前提となっている。

最近、五大法律事務所のうち3つの法律事務所は、一歩踏み込んだ形でジャカルタ における存在を示している。

すなわち、A 法律事務所35は、2014年11月、ジャカルタに所在のインドネシア 法律事務所との提携を発表し、「A 法律事務所 ジャカルタ事務所* *提携事務所」との 名称を用いている。

また、B 法律事務所は、2015 年 5 月、提携先であるインドネシア法律事務所内にデスクを開設し、「B 法律事務所 ジャカルタデスク」との名称を用いている。

同様に、C 法律事務所は、2016年1月、提携関係を有するインドネシア法律事務所内に、「C ジャカルタデスク」という名称のデスクを開設した。

後述するように、インドネシアの外弁規制上、外国の法律事務所はインドネシアに おいて法律事務所を開設することはできない。そのため、前述の活動について、ジャ

³⁰ 主に2016年2月提出の報告書に基づいている。

³¹ その内1名は、外務省の職員として在インドネシア日本国大使館で勤務している。

³² 便宜上、以下、「五大法律事務所」という表現を用いる。

³³五大法律事務所の1つは、2018年中にジャカルタに駐在する日本法弁護士を1名増員 し、2名体制にすることを決定している。

³⁴ インドネシア法に基づくインドネシア人弁護士の法律事務所を「インドネシア法律事務所」と表現することとする。

³⁵ 五大法律事務所の1つを示す。「B 法律事務所」及び「C 法律事務所」との記載も同趣旨。

カルタに所在するインドネシア法律事務所に日本の法律事務所から日本法弁護士が出 向している、という基本的な法的枠組みに変更はないはずである。その上で、インド ネシア法律事務所と提携関係を有し、提携先である事務所に日本法弁護士を常駐させ ているという状況を日本に向けてどのように説明するのかという点について、一歩踏 み込んだ表現が用いられているのである36。

3 五大法律事務所以外に所属する日本法弁護士

前述の五大法律事務所からの出向者以外では、5名の日本法弁護士がジャカルタに 駐在して活動している。

うち1名は、シンガポールに所在の大規模な法律事務所からの出向という形でジャ カルタのインドネシア法律事務所に駐在している。同弁護士は、以前は五大法律事務 所の1つに所属しており、当時の所属事務所からの出向という形でジャカルタのイン ドネシア法律事務所に駐在していた経験を有している。

別の1名は、JICA 長期専門家としてインドネシアに派遣された経験を有しており、 もともと日本に所在の外資系法律事務所のパートナーであった弁護士である。現在は、 知人であるインドネシア人弁護士が経営するインドネシア法律事務所で執務している。 この両名については、完全にインドネシアに拠点を移している点、すなわち、日本 の法律事務所からの出向ではない点に特徴がある。

4 地方都市における日本法弁護士の活動

インドネシアで活動する日本法弁護士はいずれも首都ジャカルタに駐在しており、 地方都市に駐在する日本法弁護士は存在しない。インドネシア進出日系企業の大半が ジャカルタ及びその近郊に所在しているため、今後もこの傾向は変わらないものと思 われる。

一方で、インドネシア第2の都市スラバヤ37において、2015年9月より、在スラ バヤ日本国総領事館が「リーガル・コンサルテーション」と題する法律相談を実施し ており、2017年度は、ジャカルタに駐在する日本法弁護士1名が、2か月に1回 スラバヤに出張し、日系企業の相談に応じている38。

5 ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務内容

³⁶ 以上については、A 法律事務所乃至 C 法律事務所の公式な見解ではなく、あくまで作成 者の考察であることを付言しておく。

³⁷ 日系企業は約150社が所在。

³⁸ http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/000280974.pdf(2018年2月1日閲 覧)。

(1) 業務内容39・40

ジャカルタに駐在して活動している日本法弁護士が扱う案件は、ほぼすべてが日 系企業をクライアントとする企業法務案件である。

日本法弁護士のジャカルタにおける業務は、大きく2種類に分かれる。まず、日 系企業のインドネシアへの新規進出に関連する業務⁴¹である。次に、インドネシアに 進出済みの日系企業の現地でのオペレーションに関連する業務である。

進出に関連する案件と現地でのオペレーションに関連する案件の比率は、各弁護士によって異なるが、概ね半々である。

進出に関連する案件としては、ローカルパートナー企業との合弁契約の締結、進出にあたって M&A を行う場合の対応、進出を前提とした規制調査42、等である43。

日系企業の現地でのオペレーションに関する業務としては、不動産取引、労務、 金融取引、債権回収、撤退、各種規制の調査及び各種相談44への対応といったものが 挙げられる。

ジャカルタ駐在日本法弁護士からのヒアリングによれば、最近の新規進出案件の 状況について、「進出ラッシュ」の頃と比べて日系企業の進出が一段落したことに加 え、インドネシアの景気が踊り場を迎えていることから、減少傾向にあるとの話が あった。一方で、別のジャカルタ駐在日本法弁護士からは、依然として進出案件を 多く扱っているとの声が聞かれた。ただ、各弁護士からのヒアリングの内容を総合 すると、新規進出案件のうち大型の案件を扱う機会は減少している様子が窺えた。

(2) 東京からの案件と出向者がジャカルタで獲得する案件

³⁹ いずれの業務についても、後述する外弁規制の範囲内で、インドネシア人弁護士と協働で案件に関与するという趣旨である。

⁴⁰ ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の業務内容は、すなわち、インドネシア進出日系企業の法的支援に対するニーズの所在そのものである。

⁴¹ すでにインドネシアに進出している日系企業への現地でのヒアリングからは明らかになりくい事項であるが、日系企業のインドネシア進出手続に関連する法的支援に対しては大きなニーズが存在する。

⁴² 様々な業種の日系企業がインドネシアに進出しているという最近の状況に対応して、それぞれの業種ごとの規制調査についても重要性が増している。

⁴³ なお、現地法人の設立手続に関連するサービスは、コンサルティング会社等も取り扱っており、日系企業の進出にあたっては、このようなコンサルティング会社等に依頼することも多い。進出件数が多い製造業、特に日系独資での進出については、進出のノウハウがある程度確立していることから、コンサルティング会社が比較的安価なサービスを提供することが可能である。一方で、ローカルパートナーとの合弁契約の締結が必要な案件や進出に際して M&A を行うといった案件については、法律事務所が扱うことになる。

⁴⁴ 特に、インドネシア会社法に基づく現地法人の運営に関する事項(株主総会の議事録作成、役員の選任手続等)については相談が多いようである。

五大法律事務所からの出向という形で駐在している弁護士については、扱う業務 について、東京からの案件と出向者がジャカルタで獲得する案件という観点から分 類することが可能である。

両者の割合については各弁護士様々であるが、(i) 東京及びその他の地域からの案件が8割でありジャカルタで獲得する案件が2割、(ii) 概ね半々、(iii) ジャカルタで獲得する案件のほうがやや多い、といった話をそれぞれ聞いた。

また、案件の規模に関する傾向については、東京からの案件は大型の M&A 案件など規模の大きな案件が多く、一方で、出向者がジャカルタで獲得する案件は東京からの案件と比較すると小規模な案件が多い、とのことである。

あるジャカルタ駐在日本法弁護士からは、出向者がジャカルタで獲得している案件についても東京の所属事務所の信用で獲得しているという側面が強く、仮に東京の所属事務所を離れるというようなことになった場合、同じように案件を獲得することはできないであろうとの指摘があった。さらに、東京の所属事務所を離れることになれば、ジャカルタで獲得する案件の性格も変わり、各種規制の調査といった小規模な業務が多くなるのではないかとの話を聞いた。

第5 日本法弁護士がインドネシアにおいて提供できる法的支援の在り方

1 外弁規制の概要及び運用の実情45

(1) インドネシアの弁護士資格が外国人には開放されていないこと

インドネシア弁護士法46は、弁護士になる資格としてインドネシア国民であることを要求しており(弁護士法第3条第1項)、外国人に弁護士資格の取得を開放していない。

したがって、インドネシアにおける日本法弁護士の活動形態は、後述する「外国 人弁護士」としての枠内にとどまる。

(2) 外弁規制の概要

ア 外国人弁護士の定義

⁴⁵ 別途注釈のない限り、作成者による2014年11月提出の報告書に基づく。

⁴⁶ 法律2003年第18号。以下、「弁護士法」という。

「外国人弁護士」とは、「インドネシア国民ではないが、インドネシアの領土内において、発効している法律及び規則の規定にしたがって、弁護士業を行う者」である(弁護士法第1条第8号)。

イ 外弁規制の法的根拠及び外弁規制の内容

外弁規制の法的根拠は、弁護士法第7章(同法第23条及び第24条)並びに同法第23条第4項を受けて制定された「外国人弁護士雇用の要件及び手続並びに法教育及び法研究に対する無償法律サービス提供義務に関する法務人権大臣令2017年第26号|47を根拠とする。

弁護士法の規定から導かれるインドネシアにおける外弁規制の内容をまとめる と、以下のとおりとなる。

- i 外国人弁護士は、裁判所において依頼者を代理することができない(弁 護士法第23条第1項)。
- ii 外国人弁護士は、インドネシアにおいて法律事務所を開業・経営することができない(弁護士法第23条第1項、2017年大臣令第19条第1項)。
- iii 外国人弁護士は、外国法の専門家としてインドネシア法律事務所に雇用 されるという形態でのみインドネシアで就労することができる(弁護士法 第23条第2項)。
- iv 外国人弁護士がインドネシア法律事務所に雇用されるためには、弁護士 会の推薦に基づく政府の許可が必要である(弁護士法第23条第2項)。
- v インドネシア法律事務所に雇用された外国人弁護士は、母国法、商事及 び仲裁分野における国際法に関する法律サービスを提供することができる が、インドネシア法に関する法律サービスを提供することはできない(弁 護士法第23条第2項)。
- vi 外国人弁護士には、法教育及び法研究の分野における一定期間の無償法 律サービスを提供する義務がある(弁護士法第23条第3項)。

⁴⁷ 以下、「2017年大臣令」という。

VII 外国人弁護士には、インドネシア弁護士倫理規定と法令を順守する義務 がある(弁護士法第24条)。

ウ インドネシア法に関する法律サービスを提供することができないこと

前述のとおり、外弁規制上、インドネシア法律事務所に雇用された外国人弁護 士は、インドネシア法に関する法律サービスを提供することができない。

しかしながら、実際に現地において日系企業が求める法律サービスは、インドネシアにおける外資規制や各種規制の調査、進出に伴う現地での会社設立に関する問題、現地で発生する労務問題への対応、不動産に関する問題など、インドネシア法に基づく問題がほとんどであり、インドネシア法を扱えなければ対応することは不可能である。

この点について、現地で活動する日本法弁護士は、インドネシア法に基づく法律サービスについて、インドネシア人弁護士と協働して、その監督の下で行うという形で対処している。

たとえば、(i) クライアントとのミーティングにおいてインドネシア法に関する事項に話が及ぶ場合には、必ずインドネシア人弁護士の同席を求める、(ii) インドネシア法に関する意見を記載した意見書等には署名をせずインドネシア人弁護士のみが署名する、といった実務の在り方が存在する48。

さらに、インドネシアにおける法の運用には不透明な点が多く、インドネシア 人弁護士でなければ細部を確認できない場合が多いため、インドネシア法に基づ く問題について、日本法弁護士がインドネシア人弁護士の関与なく単独で扱うと いう事態はさほど想定できない。

以上の次第であり、日本法弁護士による法的支援の提供は、インドネシア法に 関する部分について、インドネシア人弁護士の監督の下、インドネシア人弁護士 との協働で行われることが大前提となる。

エ 外国人弁護士雇用の要件及び手続

『 手続の概要

外国人弁護士はインドネシアにおいて自ら法律事務所を経営することはできず、外国人弁護士がインドネシアで就労するためにはインドネシア法律事務所に雇用されなければならないが(弁護士法第23条第1項及び第2項)、かかる

⁴⁸ 当然のことながら、いずれも、インドネシア法を直接扱わないという外弁規制の範囲内において行う趣旨である。

インドネシア法律事務所による外国人弁護士雇用の要件及び手続については、 2017年大臣令にその詳細が規定されている。

外国人弁護士はインドネシア国民ではないのであるから(弁護士法第1条第8号における「インドネシア国民ではないが」との文言。)、外国人弁護士を雇用するということは、すなわち、外国人を雇用するということである。

2017年大臣令は、インドネシア法律事務所が外国人弁護士を雇用する際の手続について、通常の外国人雇用手続に比してその要件を加重している。

すなわち、弁護士法第23条第2項及び2017年大臣令は、外国人弁護士 につき就労許可を取得するためには、その前提として、法務人権大臣からの許 可を得ることが必要であり、かつ、かかる法務人権大臣からの許可を得るため には弁護士会からの推薦状が必要である、という枠組みを採用している。

さらに、2017年大臣令において明文の規定は存在しないが、インドネシア統一弁護士会(PERADI)からの推薦状を取得するためには、同会が実施する倫理試験を受験し合格しなければならない、という運用がなされている。

| PERADI が実施する倫理試験及び弁護士会からの推薦状取得手続

前述のとおり、PERADIからの推薦状を取得するためには、PERADIが実施する倫理試験に合格しなければならず、同試験の形態として、筆記試験形式と口頭試問形式が存する。筆記試験形式の倫理試験は、2014年2月にはじめて実施され、以降同年8月及び2016年8月にそれぞれ実施されており、試験は英語で実施され、選択式問題及び記述式問題により構成されている。一方、口頭試問形式の倫理試験は、2016年8月以降に不定期に実施されており、その内容は、3名の試験官から、弁護士法及び弁護士行動規範に関する問題意識並びに後述する無償法律サービスの提供方法に関する質問等を受けて回答するというものあり、時間は合計で20~30分程度である49。

この倫理試験は、2014年8月に筆記試験が実施されて以降、しばらく実施されない状況が続いていたものの⁵⁰、2016年8月に筆記試験が実施され、それ以降は不定期に口頭試問形式の倫理試験が行われており、2016年夏以降にジャカルタでの駐在を開始した日本人弁護士は全員倫理試験を受けることができているようである。

PERADI による倫理試験が実施される以前、PERADI はインドネシア法律事

20

⁴⁹口頭試問形式の倫理試験の内容に関する記述は、実際に同試験を受けた日本人弁護士へのヒアリングに基づくものであるが(ヒアリング実施日:2018年2月13日)、試験が毎回同一の方法で行われることまでは確認できておらず、実際に試験を受ける際は、試験の具体的な実施態様につき事前に PERADI に対して照会を行うのが安全である。 50 その原因として、2015年3月頃からの PERADI の分裂騒動の影響が考えられる。

務所において雇用されることを希望する外国人弁護士に対する推薦状の発給について極めて消極的であり、2012年頃には、推薦状の取得は事実上不可能という状態にまで至っていた。また、PERADIから推薦状を取得することができたとしても、法務人権大臣から許可を取得する際の手続が非常に困難であった。

倫理試験の実施後、そのような状況は改善され、倫理試験への合格を前提として、PERADIからの推薦状取得及びその後の法務人権大臣からの許可取得手続は円滑に行われていた。

しかし、一時期、倫理試験自体が実施されず、その影響で推薦状についても 発給されないという状況が継続していたのであり、その後状況は改善されてき てはいるものの、PERADIの分裂は未だ解決しておらず、今後も PERADIから の推薦状の取得を巡る状況を注視する必要がある。

オ 無償法律サービス提供義務及びその運用を巡る状況

弁護士法は外国人弁護士に対して法教育及び法分野における無償法律サービスの提供を義務付け(同法第23条第3項)、その詳細は2017年大臣令に委ねられているところ(同法第23条第4項)、2017年大臣令は、インドネシア法律事務所に雇用される外国人弁護士に対して、教育界、法律研究、行政機関に対して無償法律サービスを提供することを義務付けている(2017年大臣令第17条第1項及び第2項)。そして、法務人権大臣からの許可51を延長するにあたっては、かかる無償法律サービスを少なくとも1年間に100時間提供したことに関する証明書の提出が要求される(2017年大臣令第10条第4項i)。

証明書は法律サービスの提供を受けた機関が発行しており、提供された法律サービスの時間数が記載されている。現状、準備に要した時間も時間数に含めることが可能である。

ジャカルタに駐在する日本法弁護士は、インドネシアの大学法学部において数回の講義を行うという形で義務を果たす場合が多い。このような義務履行の場については、PERADI から提供されるわけではなく、所属するインドネシア法律事務所の協力を得ながら、日本法弁護士が自ら確保しなければならない。

ある日本法弁護士によれば、無償法律サービスの提供時間が120時間52に満たず、総時間数が40時間程度であったが許可の延長が認められた、とのことであ

52 2017年大臣令が施行される以前に適用された法務人権大臣決定2004年第 M.11-HT.04.02号の下では、外国人弁護士は、少なくとも毎月10時間(すなわち少なく とも年間120時間)の無償法律サービス提供義務が課されていた。

⁵¹ 前述のとおり、外国人弁護士がインドネシア法律事務所に雇用される際に必要となる法務人権大臣からの許可である。有効期間は1年。

る。一方で、別の日本法弁護士は、所属するインドネシア法律事務所から、「最近 は厳しく運用されているので、必ず120時間に到達するように。」との指示を受 け、そのようにした旨述べていた。

2 インドネシアにおいて日本法弁護士が案件に関与することの意義53

(1) 序

インドネシア法に関する法律サービスを単独で提供することができないという外 弁規制上の制約のもと、日本法弁護士がインドネシアにおいて案件に関与すること の意義、すなわち、日系企業がインドネシア人弁護士を直接起用することと比較し た場合のメリットは、以下の3点にあるものと考えている。

- i 起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する機能
- ii インドネシア人弁護士の業務に対するクオリティコントロール
- iii クライアントとインドネシア人弁護士との間の法的及び言語的なコミュニケーションの橋渡し

(2) 起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する機能

インドネシアでは、能力があり信用に値するインドネシア人弁護士を選択することは容易ではない。

インドネシアにおける弁護士のクオリティは千差万別である⁵⁴。その原因として、 弁護士法に基づく司法試験の歴史が浅いこと、裁判例の公開が限定的であり法解釈 学が発展途上であること、が挙げられる。また、いまだ司法に汚職の問題が存在す るインドネシアにおいては、弁護士の一部も汚職と無縁ではない。

このような状況のもと、日系企業、特に進出してからの歴史が浅い日系企業が、 独力で、有能かつ信用に値するインドネシア人弁護士を探すことは容易ではない。 そこで、依頼するインドネシア人弁護士の選定について、日本法弁護士又は日本の 法律事務所が関与する必要がある。

日本法弁護士が所属しているインドネシア法律事務所であれば、能力及び信用性 についての検証は済んでいるはずであるから、ジャカルタにおける日本法弁護士の 存在は、日系企業が起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する際の1つの指

⁵³ この部分は、2016年2月提出の報告書に基づく。

⁵⁴ 当然のことながら、能力の高いインドネシア人弁護士、高い倫理観を保持しているインドネシア人弁護士も存在することを強調しておく。

標となる。

(3) インドネシア人弁護士の業務に対するクオリティコントロール

たとえ、信頼に値するインドネシア法律事務所を起用したとしても、いまだ発展 途上な部分も多いインドネシアの司法制度のもとにおけるインドネシア人弁護士の 一般的な能力は、日本や欧米諸国と比較して発展途上という段階にある55。

そのような状況のもと、インドネシア人弁護士の業務に対する日本法弁護士によるクオリティコントロールという視点は、外弁規制下における日本法弁護士の存在 意義という観点から重要である。

日本法弁護士は、日系企業の懸念点や感覚を共有した上で、日本での企業法務の 経験及び日本法の知識を活用して、インドネシア人弁護士による成果物のクオリティを日系企業が求めるレベルにまで高めることができる。

すなわち、インドネシア法に基づく部分については、外弁規制上、インドネシア 人弁護士しか処理することはできないが、日本法弁護士は、日本での企業法務の経 験や日本法の知識に基づき、「このような条文もあるはずではないか?」「この点は おかしいのではないか?」「日本ではこのような法規制があるので、クライアントは、 インドネシアでも同様の規制があるのかについて気にしている。」といった視点から インドネシア人弁護士の業務の精度を高めることが可能である。

さらに、時間管理の文化が異なるインドネシアにおいて、日本の文化に基づいて 納期を管理し、適切な報告を行っていくことも可能である。

(4) クライアントとインドネシア人弁護士との間の法的及び言語的なコミュニケーションの橋渡し

クオリティコントロールとも関連する部分であるが、日本法弁護士が間に入ることで、法的に重要な事実とそうでない事実を振り分けるなど、事実関係や争点を適切に整理してインドネシア人弁護士に伝えることができる。

また、日本法弁護士は、日系企業の文化や懸念点を共有し、これらを適切にインドネシア人弁護士に伝えることができる。特に、日本本社に向けての説明が可能であるという点については、インドネシア人弁護士には不可能な部分である。

さらに、クライアントと日本法の理解を共有していることにも意義がある。日本 法の理解に基づくクライアントの疑問点を、日本法とインドネシア法の違いを考慮

⁵⁵ ジャカルタに駐在している日本法弁護士はいずれも一定以上のクオリティを有するインドネシア法律事務所に所属している。しかしながら、複数の日本法弁護士から、インドネシア人弁護士の業務のクオリティに対しては不満が残るという趣旨の話を聞いた。

しつつ、インドネシア人弁護士に伝え、適切な回答を導くことができる。

加えて、日本法弁護士が間に入ることで、日本語での相談が可能となる。この点は、英語を話すことに抵抗があるクライアントのみならず、英語が堪能なクライアントにとっても意味がある。法文化が異なり、かつ、英語を母国語としないインドネシア人弁護士と、他国の法律に基づく問題について英語で完全なコミュニケーションをとることは容易ではない。

(5) 小括

以上述べたとおり、日本法弁護士がインドネシアにおいて外弁規制の下で果たすべき役割は、基本的には、インドネシア人弁護士とクライアントとの間をつなぐ業務、すなわち、「リエゾン業務」又は「コーディネート業務」といった言葉で表現される業務である。

3 日本法弁護士が能力を発揮することができる分野に関する考察

(1) 序

リエゾン業務又はコーディネート業務について意義があることは当然であるが、一方で、リエゾン業務において発揮される日本法弁護士の付加価値はクライアントから「見えにくい」部分であるという考え方もあり得る。また、日系企業のなかでも、日本本社に充実した法務部を有し、かつ、インドネシアの実情を知り尽くした駐在員を有する、進出してからの歴史が長い大企業であれば、信用に値する優秀なインドネシア人弁護士を直接起用し、リエゾン業務については内製化することも可能であろう。

さらに、リエゾン業務のうち言語的なコミュニケーションの橋渡し役しか果たせないのであれば、弁護士ではなく通訳としての役割を果たすに過ぎない。

そこで、以下、日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての能力を発揮 することができる分野について考察する。

以下の考察は、あくまで外弁規制上の制約の範囲内において、すなわち、インドネシア人弁護士の監督のもと、インドネシア人弁護士との協働で行われることを前提とするものである56。

(2) 日本法弁護士が能力を発揮することができる分野

⁵⁶ このような意味においては、リエゾン業務の一部であることに変わりはない。特に、クオリティコントロールの視点についての別の角度からの説明ともいえるであろう。

日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての能力を発揮することができる分野は、日本における企業法務の経験を活かすことができる分野である。

まず、インドネシア法に準拠しない契約に関する契約書57の作成については、自ら 行っても外弁規制上の問題は生じない。

また、たとえば、日系企業のインドネシア進出に際してローカル企業と合弁契約を締結する場合や M&A を行う場合など、インドネシア法に準拠する部分に加えて企業法務の特定の領域における専門知識が問われるような分野については、日本法弁護士は、外弁規制が許容する範囲内で、日本での経験を直接活用することが可能である。ジャカルタに駐在する日本法弁護士も、このような業務を多く扱っている。

さらに、インドネシア法が直接関係する問題についてインドネシア人弁護士が契約書やリーガル・メモランダム等の法的文書を作成するというような場合であっても、日本法弁護士は日本での経験に基づき、分析の視点や補充すべき事項を指摘し、法的理論の構成を示唆するなど、法的な分析能力、文書作成能力及び論理的思考力をクオリティコントロールの観点から活かすことができる。

日本での企業法務の経験を有しているからこそ、クライアントが重視する部分を 理解することができるのである。

当然のことながら外弁規制が許容する範囲内においてという趣旨ではあるが、日本での企業法務の経験を直接活用することができる分野は、日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての存在意義や付加価値を発揮しやすい分野である。

(3) 日本法弁護士が力を発揮することが難しい分野

一方で、たとえば、行政や相手方に対して直接対応する必要がある分野については、インドネシア人弁護士でなければ対応が難しく、日本法弁護士が弁護士として力を発揮することができる部分は限られている。

特に、行政対応⁵⁸については、法律の理論によって処理されるという側面より、コネクションの有無や賄賂によって処理される側面も一部に残っており⁵⁹、日本法弁護士が踏み込むことは難しい。

また、労務問題のうち、ストライキなどの労使紛争が実際に発生し、労働組合や労働者に対して現場での直接的な対応が必要となる案件については、インドネシア

-

⁵⁷ たとえば、準拠法をインドネシア法としないクロスボーダーの金融取引に関する契約書。

⁵⁸ たとえば、警察や入管当局への対応。

⁵⁹ 一方で、あるジャカルタ駐在日本法弁護士からは、投資調整庁 (BKPM) での手続についてはクリーンかつ明確であるとの評価を聞いた。会社設立に関する投資調整庁での手続については、日本法弁護士が関与する業務として一般的である。

人弁護士でなければ対応できず、また、このような案件は企業法務を扱うインドネシア人弁護士のなかにも扱うことは避けたいと考える者もいるようであり、日本法弁護士が活躍する余地を見出すことは難しいのではないか^{60.61}。

さらに、在留邦人個人をクライアントとする一般民事事件、特に裁判への対応が必要となる案件についても、日本法弁護士は法廷で依頼者を代理することができず、日本で蓄積した一般民事事件における訴訟の経験を活かすことができない。インドネシアの裁判所には、汚職の問題がいまだ残っていることにも留意すべきである。また、一般民事事件においてインドネシア人個人を被告として訴訟を行い勝訴したとしても、いまだ司法制度が発展途上のインドネシアにおいて、強制執行によって満足を得るといった場面は容易には想像できない。加えて、インドネシア人の相手方との交渉についても、インドネシア人弁護士が行うほかなく、通訳以上の役割を発揮することは難しいであろう。

インドネシアの司法制度は発展途上という状況であり、一部には、法律によって解決するという考え方が浸透していない場面が存在する。日系企業や在留邦人が今まさに直面している問題に対して支援を提供するという趣旨から、現地でのパイプを作るなどして、法が許す限りにおいてこのような分野にも踏み込んでいくという考え方もあるかもしれないが、そのような活動を業務の中心に据えるのであれば、法解釈によって物事を解決するという弁護士の業務からは離れたものになるであろう。

以上

⁶⁰ 労務問題については、日系企業の間で法的支援のニーズが存在することが窺え、日本法 弁護士による法的支援の可能性が感じられた分野である。一方で、日本法弁護士の労務問 題への関与については、本文で述べた視点からも検討する必要がある。

⁶¹ 労務問題全般に関して日本法弁護士が力を発揮することができないという趣旨ではない。 ジャカルタに駐在する日本法弁護士も、労務問題を主な取扱業務の1つとして挙げている。 ジャカルタ駐在日本法弁護士からは、たとえば、事業縮小に伴う従業員の別会社への転籍 に関する案件や従業員の解雇に関する案件などに関わった話を聞いた。

「インドネシア共和国におけるビジネス関連の法令、裁判 例及び法制度の運用の実態」に関する調査研究報告書 (改訂版)

2016年2月

(2018年3月改訂)

弁護士 野 口 学(2016年2月付作成者)

弁護士 藏 田 知 彦(2018年3月付改訂者)

目 次

第1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2	インドネシアの裁判制度及びその運用の実態	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第3	日系企業のインドネシア進出に関する規制・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第4	労働法制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
第5	契約法務・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	4	9

第1 はじめに

1 本報告書の位置付け

平成27年度、「インドネシア共和国におけるビジネス関連の法令、裁判例及び法制度の運用の実態」との調査研究事項(以下、「本件調査研究事項」という。)に関する調査研究が野口学弁護士(以下、「作成者」という。)により行われ、その結果は、平成28年2月、「インドネシア共和国におけるビジネス関連の法令、裁判例及び法制度の運用の実態」に関する調査研究報告書(以下、「平成28年報告書」という。)としてまとめられた。

本件調査研究事項は、作成者が法務省より受託した「法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究」1(以下、「本調査研究」という。)における3項目の具体的な調査研究事項の1つであり、したがって、平成28年報告書は本調査研究の一部をなすものである。

しかしながら、その後の時間経過に伴い、平成28年報告書の記載事項には、現在の事実関係及び法規制等に適合していない点が複数認められるようになり、それら記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適合させる必要性が生じるに至っていた。そこで、弁護士藏田知彦(以下、「改訂者」という。)は、平成29年から平成30年2月にかけて、平成28年報告書の記載の内、事後に事実関係及び法規制等が変更された事項及びその変更内容を調査するアップデート調査を行った。

本報告書は、平成28年報告書について、同アップデート調査の結果に基づき、事後に事実関係及び法規制等が変更された記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適合させる改訂を行うものと位置付けられる。

2 調査研究における重点及び調査研究の手法

インドネシアに駐在して活動する日本法弁護士の業務²は、日系企業のインドネシア への進出に対する法的支援と日系企業の現地でのオペレーションに対する法的支援の

¹ 作成者は、前年度である平成26年度においても、法務省からの委託に基づき、インドネシアにおいて「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」と題する調査研究(以下、「昨年度調査研究」という。)を実施した。

² 外弁規制の範囲内における業務という趣旨である。

2つに大別される。また、インドネシア進出日系企業が現地で抱える最大の問題は、 労務問題である。

そのため、平成28年報告書においては、インドネシア進出に関する法規制と労働 法制を中心に検討がなされた。また、最近、日本本社におけるコンプライアンスに対 する意識の高まりを反映して、インドネシア進出日系企業においても契約法務につい て関心が高まりつつある。そこで、契約法務におけるインドネシア特有の問題につい ても触れられている。

日本や欧米諸国に比して法解釈学が発展途上であるインドネシアにおいては、たと えインドネシア語で書かれたものであっても、法律文献が充実しているとは言い難い。 また、英語又は日本語の文献はほぼ存在しない。

そこで、労働法制の調査研究については、労務について実務経験があり、日本語が 堪能なインドネシア人弁護士 Joko Sulistyono 氏³に、必要な条文の下訳、下位法令や 憲法裁判所判例の調査及び整理等を依頼し、同氏と議論し不明な点を解消していくと いう作業が繰り返し行われた。

3 留意事項

本報告書の内容については、以下の点に留意されたい。

- ・本報告書は、法務省への提出を目的として作成されたものであり、具体的な事案 に対する法的な意見又は助言の提供を意図するものではない。特に、インドネシア においては、法令の内容及び運用について不明瞭な点が多く、改正も頻繁に行われ ていることに十分留意されたい。
- ・本報告書に記載されている情報は、別途記載のない限り、2017年12月31 日時点のものである。
- ・本報告書の内容は、作成者及び改訂者が所属している日本の法律事務所及び任期 中のジャカルタにおける受入事務所の公式見解ではなく、作成者及び改訂者の個人 的な見解である。

³ 同氏には、労働法制部分だけでなく、本報告書中の他の部分についても貴重な助言を頂いた。本文中の「インドネシア人弁護士」は同氏を示す。

第2 インドネシアの裁判制度及びその運用の実態

1 裁判制度の概要

インドネシアの裁判制度は、基本的には三審制⁴が採用されている。第一審レベルとして、通常裁判所、宗教裁判所、行政裁判所⁵、軍事裁判所の4種類が存在し、それぞれが高等裁判所を有する。最高裁判所は、すべての系列における最終審となる。また、最高裁判所とは別に、憲法裁判所が存在する。

通常裁判所内には、産業関係裁判所、商事裁判所といった特別法廷が設置されている。産業関係裁判所は労働事件を、商事裁判所は知的財産関係の事件及び破産事件を 取り扱っている。

2 運用の実態

以下、インドネシア進出日系企業及びジャカルタ駐在日本法弁護士へのヒアリング を総合して浮かび上がるインドネシアにおける司法制度の実情について、簡単に述べ る6。

- ・法律ではなく大臣令等の下位法令によって実務が運用されている部分が多い。また、下位法令には、入手が困難なものもある。
- ・法令の改正や運用の変更が頻繁に行われる。日系企業がビジネスを行う上で大きな影響を及ぼす法令改正が突然行われ、準備期間もなく施行されるということもある。また、法令の内容が不明瞭である場合や行政の担当者によって解釈が異なる場合も多い。
- ・裁判には、いまだ一部に汚職が存在する。また、一部のインドネシア人弁護士も 汚職と無縁ではない。したがって、日系企業としては、いかに裁判に巻き込まれな いようにするかが重要である。
- ・判決に先例拘束性がなく、したがって、裁判における予見可能性が低い。

⁴ 例外として、たとえば、産業関係裁判所及び商事裁判所において二審制を採用している場合がある。

⁵ 日系企業が抱えることの多い税務訴訟は、行政裁判所が管轄する。

⁶ あくまで現地でのヒアリングに基づく記述であり、統計等に基づくものではない。現地で活動する日系企業や日本法弁護士の「肌感覚」を報告する趣旨と理解されたい。

第3 日系企業のインドネシア進出に関する規制

日系企業がインドネシアに進出するにあたって最初に確認すべきは、外資規制の内容である。以下、インドネシアにおける外資規制の内容を説明し、さらに、原則的な進出 形態である株式会社(現地法人)の設立手続について概観する。

1 外資規制の概要

(1) 外資規制の法的根拠

インドネシアにおける外資規制は、主に、投資法7、大統領令2016年第44号8、 投資調整庁長官令2015年第14号9及び投資調整庁長官令2015年第15号10、 等の法令に基づいている11。

投資法は、従来存在した外国投資を規律した「外国投資法」と内国投資を規律した「内国投資法」を一本化して2007年に制定されたものである。

なお、大統領令2016年第44号については、2017年12月31日の時点で、関係各所より近々改正される旨の情報を得ている。しかしながら、改正後の条文等が発表されているわけではなく、したがって、本報告書に改正の内容を盛り込むことは困難である。そのため、本報告書の内容は、現行の大統領令2016年第44号に基づいているので留意されたい。

また、投資調整庁長官令2015年第14号及び投資調整庁長官令2015年第

7 法律2007年第25号。本報告書における検討にあたっては、ジャカルタジャパンクラブが作成し、過去にウェブサイト上にて公表していた日本語訳を参照した。条文の文言を括弧で引用した部分については、同日本語訳からの引用である。

8「投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領令2016年第44号」。本報告書における検討にあたっては、JETROが公表している日本語訳を参照した。条文の文言を括弧で引用している部分並びに「分野」「事業分野」及び「付される条件」について記載した部分等は、同日本語訳からの引用である

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/idn7A020_negativelist.pdf)。また、一部、引用にあたって表現を変えた部分がある。

9 「投資原則許可の指針に関する投資調整庁長官令2015年第14号」。

¹⁰ 「投資許認可・非許認可手続に関する投資調整庁長官令2015年第15号」(投資調整庁長官令2016年第6号により一部改正)。

11 従前は、投資調整庁長官令2013年第5号及びその一部改正である同第12号が施行されていたが、投資調整庁長官令2015年第14号等の施行に伴い廃止された(投資調整庁長官令2015年第14号第63条、同第15号第84条)。

15号についても、その改正法である投資調整庁令 2017年第13号 12 が2017年12月11日に既に法制化されており、投資調整庁の中央ワンドアサービスに対しては2018年1月2日より施行されることにも留意が必要である。

(2) 「外国投資」の定義

投資法上、「外国投資」とは、「インドネシアで事業を行うためにその全てを外国 資本¹³を用いて又は国内投資家と合弁で外国投資家が実施する投資活動」と定義され ている(投資法第1条第3項)。すなわち、外国資本単独での投資に加えて、インド ネシア国内資本との合弁事業に外国資本がわずかでも含まれていれば、投資法上の 「外国投資」に該当することになる。

(3) 外資規制の法的枠組み

投資法は、「閉鎖又は条件付きで開放されている事業分野/業種を除き、全ての事業分野/業種は、投資活動に開放されている。」(投資法第12条第1項)と規定している。すなわち、外国投資を含む投資活動は原則として自由に行うことができ、「閉鎖又は条件付きで開放されている事業分野/業種」については例外的に規制される、という枠組みである14。

そして、閉鎖又は条件付きで開放されている事業分野の基準及び条件並びに事業 分野リストは、大統領令で定めるものとされている(投資法第12条第4項)。

(4) ネガティブリストの内容

ア 大統領令2016年第44号

_

¹² 投資調整庁令2017年第13号では、外国投資において従前は取得が必要とされていた原則許可が廃止され、これに代わるものとして投資登録(Pendaftaran Penanaman Modal)が導入され、かつ投資登録が義務付けられる事業範囲が限定される等、投資の迅速化を意図したと思われる改正がなされている。もっとも、同改正によれば、外国投資として25億ルピア超の資本金により株式会社を設立したものの、その後に投資調整庁から事業許可が下りず、結果として事業を行うことができないといった事態も起こり得るように思われ、そのようなリスクを回避しつつ迅速な投資を実現するための実務運用に注視する必要がある。

^{13 「}外国、外国籍の個人、外国事業体、外国法人及び/又は資本の一部又はすべてを外国側が有するインドネシア法人の有する資本」(投資法第1条第8項)。

¹⁴ しかし、ネガティブリストにおいては外国投資に対して閉鎖又は条件が課せられる分野が多数列挙されており、かかる原則と例外が事実上逆転しているような印象を受ける。

投資法第12条第4項を受けて、大統領令2016年第44号が制定されている。この大統領令においては、外国投資に対して閉鎖されている事業分野並びに 条件付きで開放されている事業分野及び付される条件が列挙されており、「ネガティブリスト」と通称される。

「ネガティブリスト」は過去数次にわたって改正されている。前述のとおり、2017年12月31日時点において、現行の大統領令2016年第44号(2016年5月12日施行)が改正されるとの情報を得ている。繰り返しになるが、改正作業の進捗状況に留意されたい。

イ 閉鎖事業分野リスト

「閉鎖されている事業分野」とは、投資活動として事業を行うことが禁止されている事業分野である(大統領令2016年第44号第1条3)。

閉鎖事業分野のリストは、同大統領令「添付 I 」(以下、「閉鎖事業分野リスト」 という。) に示されている (大統領令2016年第44号第4)。

閉鎖事業分野リストは、8の「分野」につき、それぞれ閉鎖されている「事業分野」を挙げる。たとえば、「農業」分野においては「大麻の栽培」が、「工業」分野においては「アルコールを含有する飲料産業」が、それぞれ閉鎖事業分野として挙げられている。

ウ 条件付開放事業分野リスト

「条件付きで開放されている事業分野」とは、特定の条件により投資活動として事業を行うことが可能な事業分野である(大統領令2016年第44号第1条4)。

条件付開放事業分野リストの内、中小零細企業・協同組合のために留保されている或いはパートナーシップが条件付けられている事業分野は、同大統領令「添付II」(以下、「中小零細企業等保護条件付開放事業分野リスト」という。)に示されており(大統領令2016年第44号第5条第1項)、それ以外の特定の条件が付されている事業分野のリストは、同大統領令「添付 III」(以下、「特定条件付開放事業分野リスト」という。)に示されている(大統領令2016年第44号第6条)。後者において付される可能性のある条件としては、外資比率上限、特定の立地、特別許可、内資100%、アセアン諸国との共同の枠組みにおける外資比率制限がある(大統領令2016年第44号第2条第2項b)。

上記中小零細企業等保護条件付開放事業分野リストは、投資に当たり、中小零 細企業・協同組合のための留保又は中小零細企業・協同組合とのパートナーシッ プ構築のいずれかの条件が付されている事業分野を列記する形で作成されている。 他方、特定条件付開放事業分野リストは、投資に当たり特定の条件が付される 事業分野を列記し(これら事業分野は16の「分野」¹⁵のいずれかに該当する。)、 列記された各「事業分野」に付される具体的な条件の内容を「条件」欄に記載す るという形で作成されている。

なお、実行しようとする外国投資の事業分野が中小零細企業等保護条件付開放 事業分野リスト又は特定条件付開放事業分野リストに記載のある事業分野に該当 するか否かについては、必ずしも明瞭でない場合もあり、投資調整庁への事前の 照会が必要となる。

エ 条件が付されている代表的な事業分野16

特定条件付開放事業分野リストには多くの事業分野が掲載されているが、以下、 代表的なもの(同リストに記載がなく外資に開放されているものも含む。)を紹介 する。

i 製造業

製造業は、特定条件付開放事業分野リストに記載がなく、原則として外資比率100%での投資が可能である。

ii 小売業

小売業については、特定条件付開放事業分野リスト「H. 商業分野」に記載があり、内資 100%であることが条件付けられている。すなわち、小売業については、原則として外資による進出は認められていない。

ただし、営業床面積による例外が認められており、①営業床面積が1200平方メートル以上のスーパーマーケット、②コンビニエンスストア・コミュニティストアを含む床面積400平方メートル以上のミニマーケット、③営業床面積が2000平方メートル以上のデパート、については規制の対象外として外資100%での投資が可能となっている。また、営業面積が400平方メートル以上2000平方メートル未満のデパートにつ

¹⁵ ①農業、②林業、③海洋・漁業、④エネルギー・鉱物資源、⑤工業、⑥国防・警備、⑦公共事業、⑧商業、⑨観光・創造経済、⑩運輸、⑪情報通信技術、⑫金融、⑬銀行、⑭労働、⑮教育、⑯保険、の16分野である。

¹⁶ 以下の記述は大統領令2016年第44号に基づくものである。繰り返しになるが、改正手続の進捗状況に留意されたい。

いては、商業省からの許可取得やモール内に所在することといった要件を 充足する場合には外資上限を67%として外資による投資が認められる。

iii ディストリビューター

ディストリビューター(すなわち卸売業)については、条件付開放事業 分野リスト「H. 商業分野」に記載があり、外資比率の上限が67%とされている。また、大統領令2016年第44号では、外資100%での設立が可能な「生産と関連のあるディストリビューター」という新たな種類のディストリビューターが導入されている17。

iv 飲食業

飲食業 (レストラン) については、大統領令2014年第39号所定の旧ネガティブリストでは、外資比率上限が51%とされる等の条件が付されていたが、大統領令2016年第44号における現行ネガティブリストでは、特定条件付開放事業分野リストに記載がなく、原則として外資比率100%での出資が可能とされている。

2 インドネシアへの進出形態

(1) 原則として株式会社の形態によること

投資法上、外国投資は、法律に別途定めがある場合を除き、株式会社¹⁸の形態によることが義務付けられている(投資法第5条第2項)。株式会社の形態によるとは、「株式会社設立時に株式を引き受けること」又は「株式を購入すること」と規定されており(投資法第5条第3項第a号及び第b号)、すなわち、現地法人の設立又は

^{17 「}生産と関連のあるディストリビューター」の意義は、法文上明確とはいえないものの、2017年3月29日にジャカルタで開催された投資調整庁主催セミナーにおける投資調整庁の説明によれば、この「生産と関連のあるディストリビューター」とは、インドネシア国内に既に製造会社があり、かつ同製造会社又は同製造会社の親会社が出資して設立されるディストリビューター会社を指す。

¹⁸ インドネシア語では「Perseroan Terbatas」。「PT」と略称される。なお、外国投資により設立された株式会社は外国投資企業 (インドネシア語では「Penanaman Modal Asing」。「PMA 企業」と略称される。)と呼ばれ、国内投資企業 (インドネシア語では「Penanaman Modal Dalam Negeri」。「PMDN 企業」と略称される。)と異なり外資規制が及ぶ。前述したとおり、外国投資がわずかでも含まれていれば、外国投資に該当し、PMA 企業となる。

M&A 等による現地企業の株式取得という方法による。

現地法人の設立による場合、ネガティブリストにより外資比率の上限が定められている事業分野については、インドネシアのパートナー企業(国内投資企業)との合弁での設立が義務付けられることとなる。

支店の設置による進出が認められれば、現地法人の設立に比べて遥かに簡便に進出することができるのであろうが、インドネシアではそのような支店設置による進出は、銀行業など別途法令で認められている場合を除き認められていない。

(2) 駐在員事務所による進出

株式会社設立という形態に加えて、駐在員事務所の設立という進出形態も許容されている。駐在員事務所には、(i) 外国駐在員事務所、(ii) 外国商事駐在員事務所、(iii) 外国建設駐在員事務所の3種類が存在する。駐在員事務所は法人格を有さず、(i) 及び(ii) の駐在員事務所については、商取引の当事者となりインボイスを発行するような事業活動を行うことができない。以下、簡単に説明する。

ア 外国駐在員事務所19

外国駐在員事務所は、投資調整庁長官令2015年第15号²⁰等を法的根拠とする。許容される活動範囲は、インドネシアにおける現地法人の設立準備等である。

イ 外国商事駐在員事務所21

外国商事駐在員事務所は、商業大臣令2006年第10号(同2010年第28号によって一部改訂)、投資調整庁長官令2015年第15号等を法的根拠とする。許容される活動範囲は、市場調査や販売促進活動等である。

ウ 外国建設駐在員事務所22

外国建設駐在員事務所は、公共事業大臣令2006年第28号、同2014年

¹⁹ インドネシア語では" Kantor Perwakilan Perusahaan Asing (KPPA)"と表記される。

²⁰ 繰り返しとなるが、投資調整庁長官令2015年第15号の改正法である投資調整庁令2017年第13号が既に法制化されている点に留意されたい。

²¹ インドネシア語では"Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing (KP3A) "と表記される。

²² インドネシア語では"Kantor Perwakilan Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing (BUJKA)"と表記される。

第10号、投資調整庁長官令2015年第15号等を法的根拠とする。許容される活動範囲は、インドネシア国内の建設会社とのジョイントオペレーション契約の締結やかかる契約に基づく建設活動等であり、他の2つの駐在員事務所と異なり、インドネシア国内の建設会社とのジョイントオペレーションの形態により法令所定の要件を充足する建設事業を行うことができる。

(3) 契約ベースでの進出

現地法人の設立又は現地企業への資本参加という形態ではなく、契約ベースでインドネシアに進出している日系企業も存在する。現地企業とフランチャイズ契約、 代理店契約等を締結する場合などである。

3 会社設立手続の概要

インドネシアにおける現地法人の設立手続は非常に複雑であるが、その手続は概要以下(1)乃至(9)のとおりである。主な根拠法令は、投資法、投資調整庁長官令 $2\ 0\ 1\ 5$ 年第 $1\ 4\ 5$ 、同第 $1\ 5\ 5^{23}$ 及び会社法 24 である。

(1) 会社名の予約

会社設立にあたっては、まず、法務人権省に対して、使用予定の会社名25を予約しておかなければならない。(2)で述べる原則許可の取得を申請する際の書類には会社名を記入する欄があるところ、原則許可取得手続中に記入した会社名が無効であることが判明すると、原則許可取得の手続を最初からやり直さなければならないことになってしまう。

(2) 原則許可の取得26

原則許可とは、事業開始にあたり保有する義務を負う許可を意味する(投資調整

²³ 繰り返しとなるが、投資調整庁長官令2015年第14号、同第15号の改正法である 投資調整庁令2017年第13号が既に法制化されている点に留意されたい。

²⁴ 法律2007年第40号。なお、インドネシア会社法については、すでに、福井信雄「インドネシア会社法に関する報告書」(http://www.moj.go.jp/content/000111051.pdf) において詳細な研究がなされているため、本報告書においては触れない。

²⁵ 会社法第16条第1項により、他の会社がすでに正式に使用している又はそれに類似している名称等について使用が認められない。

²⁶ 繰り返しとなるが、この原則許可は、投資調整庁長官令2015年第14号の改正法である投資調整庁令2017年第13号では廃止されていることに留意されたい。

庁長官令2015年第14号第1条第10号)。

国内投資及び外国投資ともに、事業活動を開始するためには、原則許可を保有することが義務付けられる(投資調整庁長官令2015年第14号第9条第2項)。

外国投資における原則許可の申請時期については、現地法人の法人格取得前後のいずれでもよい旨の規定が存在するが(投資調整庁長官令2015年第14号第17条第2項)、通常は会社設立手続に先立って行われる。

以上のような次第で、インドネシアに進出をする日系企業は、会社名を予約した 後、投資調整庁に対し、原則許可の申請を行う。

(3) 定款、設立公正証書の作成と公証人による認証

原則許可を取得した後、会社法に基づき現地法人(株式会社)の設立手続に入る。 株式会社は、2名以上の発起人がインドネシア語による設立公正証書を作成する ことによって設立される(会社法第7条第1項)。設立公正証書には定款と会社設立 に関する情報を記載しなければならない(会社法第8条第1項)。したがって、会社 設立のため、定款を作成する必要がある。定款の記載事項は、会社法第15条第1 項に規定されている。

定款を含む設立公正証書は、公正証書であるため、公証人が作成し認証する。 現地パートナー企業との合弁事業である場合には、合弁契約書の内容を定款に落 とし込む必要がある。

(4) 銀行口座の開設及び資本金の払い込み

「(5)」の法務人権大臣の承認取得が未了の段階(すなわち法人格が未取得の段階)でも、多くの銀行は、原則許可や認証済設立証書が存すること等を条件に、資本金の払込を目的とした口座開設に応じている。そこで、実務上は、設立準備段階において、会社が法人格を取得する前に口座を開設することの可否及びそのために必要な条件を銀行に確認しておき、設立証書が公証人により承認された段階で銀行に口座を開設し、資本金の払込みを行うことが一般に行われており、この場合は、「(5)」において、法務人権省に対し、資本金の払込が完了したことの証拠として銀行が発行する払込証を提出することとなる。他方、法人格未取得の段階では資本金の払込は行わず、「(5)」では、法務人権省に対し、株主候補者が将来的に資本金の払込を実行することを表明する宣誓書を提出することも可能とされているが、近時、このような方法につき法務人権省が否定的な見解を示した例もあるとの情報を得ているので、後者の方法を選択する場合は、その当否を事前に弁護士や公証人に確認するのが安全である。

(5) 法務人権省への設立登記申請及び設立承認書の発行

設立公正証書への署名がされ、付属書類が整ったのち、60日以内に、法務人権 省に対して設立登記申請手続を行う(会社法第10条第1項)。その際、「(4)」で述 べた資本金の払込証等が添付される。

所定のすべての手続が完了すると、設立承認書が発行される(会社法第10条第6項参照)。設立承認がなされた日が法人格取得の日となる(会社法第7条第4項)。

(6) 会社所在地証明書 (SKDP) に関する手続

設立承認書を取得すると、会社の本店所在地を管轄する地方公共団体の事務所から会社所在地証明書(SKDP)を取得する。

(7) 納税者基本番号 (NPWP) 及び登録証明書 (SKT) に関する手続

会社所在地証明書の取得後、管轄税務署より、納税基本番号(NPWP)及び登録 証明書(SKT)を取得する。

(8) 商業省への会社登録 (TDP)

法務人権省での設立登記とは別に、商業省において会社登録の手続を行う必要が ある。

(9) 事業許可の取得

原則許可を有し、かつ、生産/営業活動を始めようとする会社は、事業許可を保 有する義務を負う(投資調整庁長官令2015年第15号第13条第1項)。

すなわち、原則許可はあくまで事業を開始するための暫定的な許可であって、生産/営業活動を行うためには事業許可が必要、という枠組みが採られているのである。

PMA 企業が事業許可を取得するためには、「4」で後述する総投資額(土地建物を除いて100億ルピア)を実現しなければならない²⁷(投資調整庁長官令2015

²⁷ もっとも、従前は、実務上、100億ルピアの投資が完了していなくとも、生産/営業活動を行うために必要なその他の要素を充足していれば事業許可が発行される傾向にあった。

年第15号第13条第6項)。

4 最低資本金等

外国投資における総投資額は、土地建物を除いて100億ルピア以上でなければならない。また、会社設立に際しては、25億ルピア以上を資本金(払込資本)として払い込まれなければならない(投資調整庁長官令2015年第14号第13条)。この最低投資額及び最低資本金額は、特定の事業分野において加重されている場合があるので注意が必要である²⁸。

第4 労働法制

1 労働法制の概要

(1) 労働関連法令

インドネシアにおける労働関連法令のなかで最も重要なものは、労働法 29 である。加えて、法律レベルでは、労働組合法 30 、産業関係紛争解決法 31 という2つの法律が重要な位置を占める 32 。

他方、インドネシアの労働法制においては、大臣令等の下位法令や通達等の内規 が多数存在する³³。このような下位法令や内規に基づいて実務が運用されている場合 も多い。また、かかる下位法令及び内規については、改正も頻繁に行われている。 したがって、インドネシアにおける労務対応に際しては、そのような下位法令等に 対して適切にアクセスし、適宜内容を確認することが重要となる。

(2) 労働法の構造

労働法は、以下の18の章から構成されている。条文の総数は193条であり、

 $^{^{28}}$ 例えば、外資によるフレイトフォワーディング業については、最低投資額が 4 百万米ドルに加重されている(運輸大臣令 2017 年第 49 号第 8 条第 1 項 \mathbf{d})。

²⁹ 法律2003年第13号。なお、本報告書「第4」において法律名を記載せず条項のみを記載する場合、労働法の条項を示すものとする。

³⁰ 法律2000年第21号。

³¹ 法律2004年第2号。

³² 以上の3つの法律については、国際労働機関 (ILO) のウェブサイトから英訳を入手することができる。

http://www.ilo.org/jakarta/whatwedo/publications/WCMS_120126/lang--en/index.htm ³³ 特に重要なものについては、本報告書においても触れている。

公定の注釈34が付されている。

第1章	定義規定
第2章	基礎、原則及び目的
第3章	機会及び取扱いの均等
第4章	労働計画及び労働情報
第5章	職業訓練
第6章	労働者配置
第7章	雇用機会の拡大
第8章	外国人労働者の利用
第9章	労使関係
第10章	保護、賃金及び福祉
第11章	産業関係
第12章	労使関係の終了
第13章	育成
第14章	監督
第15章	調査
第16章	刑事犯罪の規定及び行政処分
第17章	移行規定
第18章	終則

労働法各章のうち、日系企業がインドネシアにおいて労務を処理するにあたって特に重要となる部分は、第8章「外国人労働者の利用」、第9章「労使関係」、第10章「保護、賃金及び福祉」、第11章「産業関係」及び第12章「労使関係の終了」の5つの章であろう。

第9章「労使関係」においては、労働契約の締結や労働者の種類など、個別的な 労使関係の成立に関連する事項が規定されている。また、第10章「保護、賃金及 び福祉」には、賃金や労働時間など個別的な労使関係の内容に関する事項が規定さ れている。

他方、第11章「産業関係」には、労働組合、会社規則、労働協約及びストライキ等の集団的な労使関係³⁵に関連する事項が規定されている。

第12章「労使関係の終了」においては、解雇を含む労使関係の終了に関する事

34 インドネシアにおいては、重要な法令について、法令とともに公定の注釈が公表される。 ただ、労働法に限らず、注釈を参照しても解釈が定まらない部分は非常に多いように思わ れる。

³⁵ インドネシアの労働法制においては、このような集団的な労使関係について、「産業関係」との文言で表現している。

項が規定されている。

また、第8章「外国人労働者の利用」には、日系企業の駐在員が現地法人にて就 労する際の許可取得手続についての基本となるルールが規定されている。

(3) 労働法の条項のうち違憲となったもの

労働法には、憲法裁判所の判決によって違憲とされた条項が複数存在する。そこで、別紙1において、違憲とされた条項及びかかる条項を違憲とした憲法裁判所の判決番号を一覧にして示す³⁶。

2 個別的な労使関係の成立に関する規定

(1) 個別的な労使関係の当事者

ア 経営者

労働法は、日本の労働契約法や労働基準法等における「使用者」に相当する概念として、「経営者」という文言を用いている³⁷。

経営者とは、以下の i 乃至iiiのいずれかに該当する者である(第1条第5号 a 乃至 c)。

- i 自らが所有する会社を運営する個人、パートナーシップ又は法人 (a)
- ii 他人が所有する会社を独立的に運営する個人、パートナーシップ又は 法人(b)
- iii i 及び ii で述べられたインドネシア領土外の会社を代表するインドネシアに存在する個人、パートナーシップ又は法人(c)

³⁶ 本報告書の本文においては触れていない条項もある。

³⁷ なお、労働法には、「雇用主」という文言も用いられている。雇用主とは、賃金その他あらゆる形態の報酬を支払って、労働者を雇用する個人、経営者、法人又はその他の団体である(第1条第4号。下線は作成者)。すなわち、雇用主という概念は、経営者という概念を包摂するものである。雇用主という概念と経営者という概念との関係について、注釈には特に記述がない。インドネシア人弁護士によると、雇用主という概念は、雇用している者という役割に着目した概念であり、労使関係における一方当事者及び労働法上の義務の名宛人という観点から重要であるのは経営者という概念である、とのことであった。

日系企業を含む外国企業のインドネシア現地法人³⁸は上述の i に、同じく外国企業の駐在員事務所は上述のiiiに、それぞれ該当する。

経営者は、労働契約締結の一方当事者であり(第50条)、また、労働法上の様々な責任や義務の名宛人とされている。

イ 労働者

労働者とは、賃金その他あらゆる形態の報酬を受け取って労働する者である(第 1条第3号)。

労働者は、労働契約締結の一方当事者である(第50条)。

(2) 労働契約の締結

ア 労働契約の締結

労働契約とは、労働者と経営者又は雇用主との間の、労働条件、両当事者の権利及び義務が明記された契約である(第1条第14号)。

経営者と労働者との間で労働契約が締結されることにより、労使関係³⁹が発生する (第50条)。

労働契約は、書面又は口頭で締結される(第51条第1項)⁴⁰。ただし、労働契約が口頭で締結されている場合には、労働者に対して任命書を交付する必要がある(第63条第1項)。

労働契約書に最低限記載されなければならない事項は、以下の i 乃至ixのとおりである(第54条第1項第 a 号乃至第 i 号)。

- i 会社名、会社の住所、業種(第a号)
- ii 労働者の氏名、性別、年齢及び住所(第b号)
- iii 役職又は業務内容(第c号)
- iv 職場の住所(第d号)
- v 賃金及び支払い方法(第e号)
- vi 経営者及び労働者の権利及び義務を明記する労働条件(第f号)
- vii 労働契約の効力発生日及び有効期間(第g号)

-

³⁸ すなわち、PMA 企業。

³⁹ 労使関係とは、労働契約に基づく経営者と労働者との関係であり、労働、賃金及び指示という要素からなる(第1条第15号)。

⁴⁰ 後述するように、期間の定めのある労働契約については、書面性が要求される。

- viii 契約書締結の場所及び日付(第h号)
- ix 両当事者の署名(第i号)

労働契約に規定された労働条件は、会社規則、労働協約及び法令に違反してはならない(第54条第2項)とされており、労働法令は当然として、会社規則及び労働協約の内容が労働契約に優先する⁴¹。特に、労働協約との関係については、労働契約は労働協約に違反してはならず(第127条第1項)、労働契約の規定が労働協約に違反した場合、労働契約の規定は無効となり労働協約の規定が適用される旨が規定されている(第127条第2項)。

イ 期間の定めのある労働契約と期間の定めのない労働契約

労働契約は、期間を定めて又は期間を定めないで締結される(第56条第1項)。 期間を定めないで締結された労働契約に基づく労働者が、いわゆる正社員である。 一方、期間を定めて締結された労働契約に基づく労働者が、いわゆる契約社員である^{42,43}。

昨年度調査研究及び本調査研究の一環として作成者がインドネシア進出日系企業に対して行ったヒアリングにおいても、日系企業、特に多数の労働力を必要とする製造業において契約社員の利用に積極的である様子が窺えた。

契約社員の利用については、契約社員が従事することが可能な業務の内容及び 雇用が可能な期間という2つの側面において法的な制約が存在するため、かかる 制約について理解する必要がある。

(7) 期間の定めのない労働契約

期間の定めのない労働契約、すなわち正社員の労働契約については、最長3 か月の試用期間を設けることができる(第60条第1項)。試用期間中の賃金は、

⁴¹ 会社規則及び労働協約の意義については後述する。

^{42 「}正社員」及び「契約社員」という用語は、法令上の用語ではないが、インドネシア進出日系企業において一般的に用いられている用語であり、本報告書においても用いることとした。

⁴³ この2種類の労働契約に加えて、労働法には規定がないが、日雇い労働契約という形態が存在する(「期間の定めのある労働契約の実施規定に関する労働移住大臣決定書」2004年第100号第10条第1項)。日雇い労働契約は、1か月21日未満の利用であることが要件となり、また、連続して3か月以上利用することはできない(同決定書第10条第2項及び同第3項)。インドネシア人弁護士によれば、日雇い労働契約も期間の定めのある労働契約の一種であるから、対象業務は第59条第1項第a号乃至第d号所定の業務に限定される、とのことであった。

最低賃金44を下回ってはならない(第60条第2項)。

後述するように、試用期間中の経営者による労使関係の終了については、産業関係紛争解決機関による決定が不要となる(第154条第a号)。

(4) 期間の定めのある労働契約⁴⁵

期間の定めのある労働契約は、インドネシア語及びアルファベットを用いて 書面で締結されなければならない(第57条第1項)。かかるインドネシア語及 びアルファベットを用いた労働契約書が作成されていない場合、期間の定めの ある労働契約は、期間の定めのない労働契約と看做される(第57条第2項)。

期間の定めのある労働契約については、期間の定めのない労働契約と異なり、 試用期間を設けることができない(第58条第1項)。期間の定めのある労働契 約について試用期間が設けられた場合、かかる試用期間は法的に無効となる(第 58条第2項)。

インドネシアの労働法制において、期間の定めのある労働契約に基づく労働者(契約社員)は、あくまで、一定の短期間で完了する業務についてのみ利用することができるという枠組みになっている。

すなわち、期間の定めのある労働契約は、以下の i 乃至 iv のいずれかに該当する業務についてのみ締結することができるものとされている(第59条第1項第 a 号乃至第 d 号)。そして、永続的な性格を有する業務については、期間の定めのある労働契約を締結してはならない(第59条第2項)。

- i 一回限りで終了する業務、又は臨時的な性質の業務(第a号)
- ii 完了するのにさほど長期間を要せず、最長でも3年で完了する業務 (第 b 号)
- iii 季節的な業務(第c号)
- iv 新製品、新規活動、又は試用実験段階の新製品に関わる業務(第 d 号)

第59条第1項及び同第2項の規定からは、たとえば、工場の生産ラインに おける通常業務で、かつ季節によって業務量が変動しないような業務には、契 約社員を用いることができないという理解が導かれる。

-

⁴⁴ 最低賃金については後述。

⁴⁵ ジャカルタ駐在日本法弁護士及びインドネシア進出日系企業からは、契約社員を用いることができる業務について、法の規制内容と一部の企業における実際の運用とが乖離している部分が見られるとの意見が聞かれた。すなわち、本来、契約社員を用いることのできない業務について、契約社員を用いている場合があるとの指摘である。

期間の定めのある労働契約における雇用期間は、最長2年であるが、1回に限り、最長1年間延長することができる(第59条第4項)。期間の定めのある労働契約の延長を望む経営者は、期間満了の7日以上前に、労働者に対し書面で延長の意思を通知しなければならない(第59条第5項)。

また、期間の定めのある労働契約は、契約終了後30日の猶予期間が経過した後、更新することができる 46 。更新は、1回限り認められ、最長の契約期間は2年間である(第59条第6項)。

期間の定めのある労働契約について、以上に述べた規定(第59条第1項及び第2項並びに第4項乃至第6項)を満たしていない場合、期間の定めのない労働契約と看做される(第59条第7項)。

(3) 業務請負及び人材派遣

ア 概要

会社が直接雇用している労働力以外の労働力を利用する方法として、労働法は、 業務請負及び人材派遣という2種類の方法を規定している。

すなわち、会社は、業務の実施の一部を、書面で締結された業務請負契約又は 人材派遣契約を通じて、他社に委託することができる(第64条)。

業務請負及び人材派遣については、別途、「他社に業務実施の一部を委託する条件に関する労働移住大臣令2012年第19号」(以下、「労働移住大臣令2012年第19号」という。) 47が施行されており、かかる大臣令の内容についても参照する必要がある。

イ 業務請負

他社への業務の一部委託は、書面で締結された業務請負契約を通じて行われる (第65条第1項、労働移住大臣令2012年第19号第3条第1項)。

業務請負契約に基づいて他社への委託が可能な業務について、労働移住大臣令

46 ただし、期間の定めのある労働契約の実施規定に関する労働移住大臣決定書第2004年第100号により、(i)季節的な業務、及び(ii)新製品、新規活動、又は試用実験段階の新製品に関わる業務についての期間の定めのある労働契約は、更新することができない(同大臣決定書第7条、同第8条第3項)。

⁴⁷ 業務請負及び人材派遣については、一部の規定の合憲性が憲法裁判所で争われたこともあり(問題となった条項及び憲法裁判所の判断については、別紙1に記載)、いかなる範囲で用いることができるのかという点を含め論争が生じていた。労働移住大臣令2012年第19号は、憲法裁判所の判決を受けて、業務請負及び人材派遣の制度をより明瞭にするために施行されたものである。

2012年第19号は、一定の補助的な業務についてのみ他社への委託を許容し、 主要な業務については許容しないという枠組みを設けている⁴⁸。

すなわち、業務請負契約により一部を他社に委託することが可能な業務については、以下 i 乃至 iv の要件をすべて満たす必要がある(労働移住大臣令2012年第19号第3条第2項第a号乃至第d号)。

- i 業務の管理及び実施が、主要な業務活動から独立して実施されること (第 a 号)
- ii 業務委託会社が定めた基準を満たすために、業務実施方法を説明する ことを目的とする業務委託会社からの直接的又は間接的な指示によって 実施されること (第 b 号)
- iii 全体として会社の補助的な業務であり、すなわち、その業務が、法令に基づいて設立された業種団体が定めた業務実施工程フローに沿って、主要業務の支援や円滑化のために実施されるものであること(第c号)
- iv 直接的に生産活動を妨げないものであり、すなわち、当該業務が補足 的であり、業務委託会社が実施しなくても、業務の実施工程が平常どお り行われること(第d号)

ウ 人材派遣

人材派遣会社からの労働者は、派遣先である会社の主要な業務活動又は生産過程に直接関係する業務に利用することはできず、補助サービス活動、すなわち、生産過程に直接関わらない活動にのみ利用することができる(第66条第1項、労働移住大臣令2012年第19号第17条第1項及び同第2項)。

かかる補助サービス活動とは、以下の i 乃至 v のいずれかに該当する業務である (労働移住大臣令 2 0 1 2 年第 1 9 号第 1 7 条第 3 項第 a 号乃至第 e 号)。

- i 清掃業務(第 a 号)
- ii 労働者のための食事提供業務(第b号)
- iii 守衛業務(第c号)
- iv 鉱業及び石油関連業の補助業務(第d号)

⁴⁸ あるインドネシア駐在日本法弁護士によれば、業務請負及び人材派遣を用いることができる業務についても、契約社員を用いることができる業務の場合と同様、法令の内容と日系企業における実際の運用との間に乖離が見られるとのことであった。一方で、あるインドネシア進出日系企業からは、労働移住大臣令2012年第19号が施行されたことによって、業務請負及び人事派遣については法令の内容に沿った運用となってきており、契約社員を用いることのできる業務における状況とは異なるとの声が聞かれた。

v 労働者のための交通移動業務(第e号)

3 個別の労使関係の内容に関する規定⁴⁹

(1) 労働時間

ア 法定労働時間

労働法上、法定労働時間は週40時間である。また、1日あたりの上限は、週6日就労する場合には7時間、週5日就労する場合には8時間である(以上について、第77条第2項第a号及び第b号)。

イ 時間外労働

「ア」で上述した法定労働時間を超えて労働者を労働させる場合、当該労働者の同意が必要となる(第78条第1項第a号) 50 。時間外労働につき、労働者の個別の同意が要件とされていることに留意すべきである 51 。また、時間外労働の上限は1日3時間、週14時間とされている(第78条第1項第b号) 52 。

労働者に時間外労働をさせた経営者は、残業手当を支払う義務がある(第78条第2項)。かかる残業手当について、通常の時給を割り増して支払う必要があり、割増率は、「時間外労働の賃金に関する労働移住大臣決定書2004年第102号」第11条により、最初の1時間について時給の1.5倍、その後の時間について時給の2倍とされている⁵³。

ウ 休憩及び休暇

経営者は、労働者に対して、休憩及び休暇を与える義務を負っている(第79条第1項)。

労働時間中の休憩については、4時間の連続した労働の後、短くとも30分以

⁴⁹ 主に労働法第10章に規定されている。

⁵⁰ 仮に、会社規則又は労働協約において時間外労働を命じることができる旨の規定があったとしても、個別の同意が必要である。

⁵¹ かかる同意について、労働法上、書面性は要求されていない。

⁵² 労働法からは明確ではないが、時間外労働の賃金に関する労働移住大臣決定書2004 年第102号第3条第2項により、休日労働については、かかる上限は適用されない。

⁵³ その他、同大臣決定書同条により、休日労働の場合について別途割増率が規定されている。

上とされており、休憩時間は労働時間に含まれない(第79条第2項第a号)。

週の休日については、週6日就労する場合には1日、週5日就労する場合には 2日、とされている(第79条第2項第b号)。

また、年次休暇については、継続して12か月勤務した後、少なくとも12日与えられる(第79条第2項第c号)。

(2) 賃金

ア 最低賃金

すべての労働者は人道的に適切な生活を満たすことができる収入を得る権利を 持つとされている(第88条第1項)。政府は、人道的に適切な生活を満たすこと ができる収入を実現するため、労働者を保護する賃金政策を策定する(第88条 第2項)。かかる労働者を保護する賃金政策には、最低賃金が含まれる(第88条 第3項第a号)。そして、政府は、生産性及び経済成長を考慮し、適切な生活需要 に基づいて最低賃金を決定する(第88条第4項)。

経営者は、最低賃金を下回る賃金を支払ってはならない(第90条第1項)。最低賃金を下回る賃金を支払った場合、刑事罰として、1年以上4年以下の禁固及び/又は1億ルピア以上4億ルピア以下の罰金が課される(第185条第1項及び第2項)。

イ ノーワーク・ノーペイの原則及びその例外

賃金は、労働者が労働しない場合には支払われない (第93条第1項)。

しかし、以下i乃至ixのいずれかに該当する場合には、かかる規定は適用されず、経営者は賃金を支払う義務を負う(第93条第2項第a号乃至第i号)。

- i 労働者が病気になり就労することができない場合(第a号)
- ii 女性労働者が生理中の1日目及び2日目に苦痛で就労することができない場合(第b号)
- iii 労働者の結婚、子供の結婚・割礼・洗礼、妻の出産・流産、又は家族⁵⁴ の死亡を理由として欠勤する場合(第c号)
- iv 労働者が国に対する義務を果たしていることにより就労できない場合 (第d号)
- v 宗教が命じる礼拝により、労働者が就労することができない場合(第e

⁵⁴ 配偶者、子、子の配偶者、父母、義父母又は同居する家族(第93条第2項第c号)。

号)

- vi 労働者は契約された業務を行う用意があるが、経営者が、自らの過失 又は避けることができた支障により、労働者を労働させない場合(第 f 무)
- vii 労働者が休暇を取得する権利を行使する場合(第g号)
- viii 労働者が、経営者の承認を得て、労働組合の活動を行う場合(第 h 号)
- ix 労働者が会社から求められた教育プログラムを受講する場合(第i号)

病気により就労することのできない労働者(上述i)に対して支払われるべき 賃金は、以下i乃至ivのとおりである(第93条第3項第a号乃至第d号)。

- i 最初の4か月間:賃金の100% (第a号)
- ii 第2の4か月間55:賃金の75% (第b号)
- iii 第3の4か月間⁵⁶: 賃金の50% (第c号)
- iv 以降、経営者により労使関係が終了されるまで:賃金の25% (第 d 号)

ウ 賃金債権の時効

第96条は、労働者の賃金支払請求及び労使関係において発生した全ての支払 請求について、その権利発生時より2年間が経過した後、無効になると規定して いる。しかし、第96条は、2013年3月26日、憲法裁判所により違憲と判 断された⁵⁷。

エ 賃金構造及びスケール作成義務

賃金構造及びスケールに関する労働大臣令2017年第1号より、全ての事業 者は、賃金額決定の基準となる「賃金構造及びスケール」58を作成し(同大臣令第 2条第1項)、作成した「賃金構造及びスケール」を全従業員に通知する義務を負 う (同大臣令第7条、第8条)。また、事業者は、管轄労働局において就業規則の

⁵⁵ やや不自然な訳語であるが、原文の文言にしたがってこのように記載した。要するに、 5か月目の初日から8か月目が満了するまでの期間である。

⁵⁶ 同様に、9か月目の初日から12か月目が満了するまでの期間である。

⁵⁷ 別紙 1 参照。

^{58 「}賃金構造及びスケール」とは、「各役職等級における最低額から最高額までの額面賃金 額を記載し、最低額から最高額まで又は最高額から最低額までの賃金水準構成をまとめた もの」と定義されている(労働大臣令2017年第1号第1条3)。

登録・更新又は労働協約の登録・延長・更新を行う際、作成した「賃金構造及び スケール」及びそれが既に作成されていることを表明した宣誓書を添付しなけれ ばならないとされている(同大臣令第9条)。

4 集団的な労使関係に関する規定

(1) 概要

労働法は、第11章「産業関係」において、労働組合、会社規則、労働協約、ストライキ等、集団的な労使関係に関連する事項について規定している。

(2) 会社規則

ア 定義

会社規則⁵⁹とは、経営者が書面で作成した規則であり、労働条件及び会社規律を 記載するものである(第1条第20号)。

イ 作成義務及び作成手続

10名以上の労働者を雇用する経営者は、会社規則を作成する義務を負う(第 108条第1項)。ただし、労働協約を有している会社には、会社規則を作成する 義務は存在しない(第108条第2項)。

会社規則は、当該会社の労働者代表の助言や意見を考慮して作成される(第110条第1項)。当該会社に労働組合が組織されている場合、労働者代表は、労働組合の幹部⁶⁰となる(第110条第2項)。また、労働組合が組織されていない場合、労働者代表は、当該会社を代表する目的で民主的に選ばれた者となる(第110条第3項)。

会社規則は、大臣又は指名される官僚から認証を受けた時点から有効となる(第 108条第1項)。実務的には、労働局において認証を受けることとなる。

ウ 会社規則の記載事項

59 就業規則と訳される場合も多い。

⁶⁰ やや訳語が不自然であるが、「代表者を含む組織図に載っているメンバー」というニュアンスのインドネシア語が用いられているおり、翻訳に関与したインドネシア人弁護士と協議のうえ、かかる訳語を用いることにした。

会社規則に記載すべき事項は、以下の i 乃至 v のとおりである (第111条第1項第 a 号乃至第 e 号)。

- i 経営者の権利及び義務(第a号)
- ii 労働者の権利及び義務 (第 b 号)
- iii 労働条件(第c号)
- iv 会社規律(第d号)
- v 会社規則の有効期間(第e号)

会社規則の規定は、法令に違反してはならない(第111条第2項)。

エ 会社規則の有効期間

会社規則の有効期間は最長 2 年間であり、有効期間の満了にあたって更新されなければならない(第 1 1 1 条第 3 項)。

オ 会社規則の変更

有効期限終了前の会社規則の変更には、経営者と労働者との間の合意が必要である(第113条第1項)。会社規則の変更についても、大臣又は指名された官僚による認証を受ける必要がある(第113条第2項)。実務的には、会社規則を作成する場合と同様、労働局から認証を受けることになる。

日本においては、一定の要件を満たす場合、使用者による就業規則の一方的な変更が認められるが、インドネシア労働法においては、経営者による有効期間中の会社規則の一方的な変更は認められていない。

カ 会社規則の通知・説明義務

経営者は、労働者に対して、会社規則又はその変更の内容について、通知、説明及び原稿の配布をしなければならない(第114条)。日本における就業規則の周知義務に該当する。

(3) 労働協約

ア 定義及び作成の主体等

労働協約とは、労働担当機関に登録済みの労働組合又は複数の労働組合と、経営者、複数の経営者又は経営者団体との協議結果の契約であり、労働条件並びに両当事者の権利及び義務を明記するものである(第1条第21号)。

定義規定と重なるが、第116条第1項においても、労働協約は、労働担当機 関に登録済みの労働組合又は複数の労働組合と経営者又は複数の経営者によって 作成される旨が規定されている。

労働協約は、アルファベットを用いて、かつインドネシア語をもって書面で作成されなければならない(第116条第3項)。

また、労働協約は、1つの会社について1つのみ作成され、かかる労働協約が すべての労働者に適用される 61 (第118条)。

イ 労働協約の有効期間等

労働協約の有効期間は最長2年間である(第123条第1項)。経営者と労働組合が書面で合意することによって、有効期間を最長1年間延長することができる(第123条第2項)。

経営者は、当該会社に労働組合が存在している限り、労働協約を会社規則に置き換えてはならない(第129条第1項)。

ウ 労働協約の記載事項

労働協約に最低限記載されるべき事項は、以下の i 乃至 iv のとおりである (第 1 2 4 条第 1 項第 a 号乃至第 d 号)。

- i 経営者の権利及び義務(第a号)
- ii 労働組合と労働者の権利及び義務(第 b 号)
- iii 労働協約の有効期限及び効力発生日(第c号)
- iv 労働協約締結当事者らの署名 (第d号)

労働協約の規定は、法令に違反してはならない (第124条第2項)。

エ 労使双方の合意による労働協約の内容の変更

労働協約を締結した当事者双方が労働協約の変更に合意した場合、その変更 部分は現行の労働協約の一部となる(第125条)。

⁶¹ 組合員以外の労働者にも適用される。

オ 労働者に対する内容通知義務及び経営者の書面配布義務

経営者及び労働組合は、労働協約及びその変更部分の内容をすべての労働者に通知しなければならない(第126条第2項)。また、経営者は、会社の費用負担で、労働協約が記載された書面を発行し、すべての労働者に配布しなければならない(第126条第3項)。

(4) ストライキ

ア 定義

ストライキとは、労働者又は労働組合によって、業務を停止又は遅延するために、共同で計画し実行される労働者の行為である(第1条第23号)。ストライキは、労働者及び労働組合の基本的権利である(第137条)。

イ 労働法が規定する合法的なストライキの主な要件⁶²

(7) 労使間の協議が失敗に終わること

ストライキは、協議が失敗に終った結果として、合法的に、規律正しく、平和的に行われるとされている(第137条)。すなわち、ストライキが合法となるためには、「協議の失敗」が要件となる。第137条の注釈によれば、「協議の失敗」とは、経営者が協議に応じない場合、又は協議が行き詰ったことにより、紛争解決の合意が得られない場合とされている 63 。

かかる反対解釈から、労使間の協議が継続している場合には、労働者側は合 法的なストライキを行えないことになる。

書面による通知

労働者及び労働組合は、ストライキ実施日の遅くても7日前までに、経営者

⁶² ストライキが合法となる要件については、労働移住大臣決定書2003年第232号第3条にも、労働法が規定する内容より詳細に記載されている。しかし、基本的には、「協議の失敗」と「通知」の2点が合法ストライキの要件となることに変わりはない。

^{63 (}i)「経営者が協議に応じない」という要件については、労働組合が経営者に対して、 14営業日以内に2回書面をもって協議を求めたが、経営者が協議に応じない場合に、

⁽ii)「交渉が行き詰まった」という要件は、労使双方が議事録にその旨を記載している場合に、それぞれ充足される(労働移住大臣決定書2003年第232号第4条)。

及び当該地域の労働分野担当機関 64 に、ストライキを実施する旨を書面により通知する義務を負う(第140条第1項)。かかる書面には、ストライキの日時、場所、ストライキの理由等が記載されなければならない(第140条第2項)。

ウ 合法ストライキ

ストライキが法令にしたがって規律正しく平和的に行われた場合、かかるストライキを実施した労働者及び労働組合幹部を逮捕及び/又は身柄拘束することは禁じられる(第143条第2項)。

また、経営者が、合法ストライキに対して、以下の i 及び ii の行為を行うことは許されない(第 1 4 4 条第 a 号及び第 b 号)。

- i ストライキ実施者を外部の労働者に置き換えること (第a号)
- ii ストライキ実施中又は実施後に労働者及び労働組合幹部に対し、処罰 又は報復措置を加えること(第b号)

合法ストライキに参加している労働者に対しては、経営者は原則として賃金支 払義務を負わない。

しかし、経営者が侵害していることが明白な基本的権利の充足を求めてストライキを実行している労働者は、賃金を受領する権利を有する(第145条)。たとえば、未払いの残業代の支払いを求めてストライキが行われている場合等である。

エ 違法ストライキ

違法ストライキの場合における、違法ストライキに参加している従業員に対する措置については、労働法には記載がなく、労働移住大臣決定書第2003年第232号を参照する必要がある。

まず、違法ストライキに参加している労働者は、無断欠勤したものと看做される(労働移住大臣決定書第2003年第232号第6条第1項)。また、経営者が、違法ストライキに参加している労働者に対して、7日間に連続して2回、書面によって復帰を呼びかけたにもかかわらず、労働者が応じなかった場合、かかる労働者は辞職したものと看做される(労働移住大臣決定書2003年第232号第6条第2項及び第3項)。

⁶⁴ 労働局を意味する。

5 労使関係の終了に関する規定

(1) 概要

労働法は、第12章(第150条乃至第172条)において、「労使関係の終了」 という章を設け、解雇を含む労使関係の終了に関する規定を置いている。

また、労使関係の終了に関連する規定として、第61条第1項において、労働契 約終了の原因が挙げられている。

第12章の各条項には、労使関係終了に関する手続、終了原因等がそれぞれ規定されているが、解雇、すなわち、経営者による一方的な労使関係の終了に関する規定のみならず、労働者による一方的な労使関係の終了に関する規定(第162条、第169条等)、さらには、労働者の死亡や定年による労使関係の終了の場合(第166条、第167条)の規定等が混在しており、必ずしも、解雇についてのみを規律するものではない 65 。

経営者による労使関係の終了に関しては、インドネシア進出日系企業においても、 法的なトラブルが発生しやすい分野である。

(2) 労働契約終了の原因

労働法には、労働契約終了の原因として、以下の4点が挙げられている(第61条第1項第a号乃至第d号)。

- i 労働者の死亡(第a号)
- ii 労働契約期間の満了(第b号)
- iii 裁判所の判決及び/又は産業関係紛争解決機関⁶⁶の決定が法的に確定した場合(第c号)
- iv 労働契約、会社規則又は労働協約に記載された労使関係を終了すること が可能な原因となる事項が存在した場合(第d号)

⁶⁵ 本報告書では、労働法において用いられている「Pemutusan Hubungan Kerja」とのインドネシア語について、統一的に「労使関係の終了」との訳語を用いることとした。本文で述べたとおり、「経営者による労使関係の終了」とは「解雇」のことであるから、その場合にのみ「Pemutusan Hubungan Kerja」とのインドネシア語を「解雇」と訳すことも考え得るが、同一の文言について訳語を統一しないことは好ましくないと考え、そのような手法はとらなかった。ただし、本報告書のうち、条文の内容を直接説明する記述以外の部分では、理解を容易にするため、解雇という用語を用いている場合もある。66 産業関係紛争解決機関については、後述。

ii は、期間の定めのある労働契約に関する規定である。なお、期間の定めのある 労働契約につき期間満了前に労使関係を終了させる場合、労使関係を終了させよう とする当事者⁶⁷は、相手方に対して、労働契約期間が満了するまで労働者に払うべき 賃金に相当する額の損害賠償を支払う義務を負う(第62条)。

iiiについては、第12章において詳細に規定されている。

ivについて、「労使関係を終了することが可能な原因となる事項」とは、自然災害、 社会暴動、治安上の障害等の特定の状況又は事態とされており、不可抗力が発生し た場合が想定されている(第61条第1項の注釈)。

(3) 労使関係の終了に関する手続

労使関係の終了に関する原則的な手続については第151条に規定されており、 労使関係の終了を回避する努力、労使間の協議、産業関係紛争解決機関の決定を経 た労使関係の終了、という流れをたどる。

まず、経営者、労働者、労働組合及び政府は、あらゆる手段を用いて労使関係の終了を回避するよう努力しなければならない(第151条第1項)。第151条第1項の注釈によれば、「あらゆる手段」として、労働時間の調整、経費削減、業務実施方法の改善及び労働者に対する指導が挙げられている。

すべての手段が講じられたにも関わらず労使関係の終了を避けることができない場合、経営者と労働組合(当該労働者が労働組合員でない場合には、当該労働者)は、労使関係の終了⁶⁸について協議⁶⁹をしなければならない(第151条第2項)。

そして、経営者と労働組合(当該労働者が労働組合員ではない場合には、当該労働者)との協議が真に合意に至らない場合、経営者は、産業関係紛争解決機関の決定を受けた場合にのみ、労働者との労使関係を終了させることができる(第151条第3項)。すなわち、経営者による一方的な労使関係の終了には、原則として、産業関係紛争解決機関による決定が必要となる⁷⁰。

産業関係紛争解決機関の決定のない労使関係の終了は、法的に無効となる(第155条第1項)。経営者は、労働者を復帰させ、受け取るべきであった賃金等を支払 わなければならない(第170条)。

68 原文を逐語的に翻訳すると、労使関係終了の「目的」について協議しなければならない、との表現になる。この点につきインドネシア人弁護士に確認したところ、目的に限らず、労使間において労使関係の終了について協議するという趣旨である、とのことであった。 実務上も、労使間の協議の対象が労使関係終了の「目的」に限定されているわけではない。 69 後述するように、かかる協議の期間は、最長30営業日である(産業関係紛争法第3条第2項)。

⁶⁷ 労働者による労使関係の終了の場合も含む。

⁷⁰ この点はインドネシア労働法制の最大の特徴であり、労働者有利の労働法制と評される 理由でもある。

産業関係紛争解決機関の決定⁷¹がなされるまでは、経営者と労働者は、各々の義務を果たさなければならない(第155条第2項)。ただし、経営者は、労使関係終了手続中の労働者に対して、労働者が通常受け取るべき賃金等を支払うことによって、例外措置として停職処分を科すことができる(第155条第3項)。

(4) 産業関係紛争解決機関の決定が不要な場合

以下i乃至ivのいずれかの場合の労使関係の終了については、産業関係紛争解決機関の決定は不要である(第154条第a号乃至第d号)。

- i 労働者が、事前に書面で条件として明示された試用期間中である場合(第a号)
- ii 労働者が、経営者からの圧力/強迫を窺わせることなく、自らの意思で 書面をもって退職願を提出する場合、又は、期間の定めのある労働契約の 規定のとおりに労使関係が終了する場合⁷² (第 b 号)
- iii 労働者が労働契約、会社規則、労働協約又は法令に規定された定年年齢 に達した場合(第c号)
- iv 労働者が死亡した場合 (第 d 号)
- (5) 労使関係終了に際して経営者が労働者に対して支払うべき金員

ア概要

労使関係の終了が発生する場合、経営者は、労働者に対して、退職手当及び/ 又は勤続功労金並びに権利損失補償金を支払う義務がある(第156条第1項)。 退職手当(第156条第2項)及び勤続功労金(第156条第3項)について は、労使関係の終了事由に応じて、所定の2倍を支払う必要がある場合も存在する⁷³。

日本の労働法制において退職金の支払いを使用者の義務とする法律の規定は存

⁷¹ 別紙1のとおり、憲法裁判所の判決によって、「確定判決」と読み替えられる。

⁷² 原文を逐語的に翻訳すると、「<u>最初の</u>期間の定めのある労働契約の規定のとおりに労使関係が終了する場合」となる。この「最初の」という文言からは、期間の定めのある労働契約が延長又は更新された後に期間満了によって終了する場合には「最初」に該当せず、産業関係紛争解決機関の決定が必要であるかのように読めなくもないが、インドネシア人弁護士によれば、延長又は更新を経た期間の定めのある労働契約が終了する場合であっても、産業関係紛争解決機関の決定は不要であるとのことであった。

⁷³ この点については、適宜指摘する。

在しないが、インドネシアにおいて退職金⁷⁴の支払いは労働法上の義務である。 なお、期間の定めのある労働契約が期間満了により終了する場合には、第15 6条第1項は適用されず、経営者には期間満了により退職する労働者に対して退 職金を支払う労働法上の義務は存在しない。

イ 退職手当について

退職手当の最低金額は、以下のように算出される(第156条第2項第a号乃至第i号)。

勤続年数	金額
1年未満	賃金の1か月分
1年以上2年未満	賃金の2か月分
2年以上3年未満	賃金の3か月分
3年以上4年未満	賃金の4か月分
4年以上5年未満	賃金の5か月分
5年以上6年未満	賃金の6か月分
6年以上7年未満	賃金の7か月分
7年以上8年未満	賃金の8か月分
8年以上	賃金の9か月分

ウ 勤続功労金について

勤続功労金は、以下のように算出される(第156条第3項第a号乃至第h号)。 条文の文言から明らかであるが、勤続年数3年未満の労働者に対しては、勤続功 労金を支払う義務はない。

勤続年数	金額
3年以上6年未満	賃金の2か月分
6年以上9年未満	賃金の3か月分
9年以上12年未満	賃金の4か月分
12年以上15年未満	賃金の5か月分
15年以上18年未満	賃金の6か月分

⁷⁴ 便宜上、退職金という用語を用いているが、要するに、退職手当、勤続功労金及び権利 損失補償金から構成される金員である。

18年以上21年未満	賃金の7か月分
21年以上24年未満	賃金の8か月分
24年以上	賃金の10か月分

工 権利損失補償金

権利損失補償金は、以下の事項を含む(第156条第4項第a号乃至第d号)。

- i いまだ取得されておらず、かつ無効となっていない年次有給休暇(第 a 号)
- ii 労働者及びその家族が採用された場所に帰る費用(第b号)
- iii 住宅手当及び医療手当の補償として、退職手当及び/又は勤続功労金 75 の 1 5 パーセント(第 c 号)
- iv 労働契約、会社規則及び労働協約に規定されたその他の事項(第d号)

(6) 経営者による労使関係の終了

ア概要

労働法には、経営者による労使関係の終了、すなわち解雇が可能な場合として、 労働者が刑事事件で有罪判決を受けた場合又は刑事事件手続中であり6か月を経 過しても就労できない場合(第160条)、雇用契約、会社規則、労働協約違反を 理由とする解雇(第161条)、整理解雇(第164条及び第165条)、会社の 合併等による場合(第163条)、無断欠勤を理由とする場合(第168条)、が それぞれ規定されている。

経営者による労使関係の終了であるから、原則として、産業関係紛争解決機関による決定を得る必要がある。ただし、第160条に基づく労使関係の終了の場合には、例外的に、産業関係紛争解決機関による決定は不要である(第160条第6項)。

イ 解雇が禁止される場合

経営者は、以下の i 乃至 x のいずれかの理由により労働者との労使関係を終了させてはならない(第 153条第 1 項第 a 号乃至第 i 号)。かかる理由によりなさ

⁷⁵ 勤続功労金の15パーセント分については、勤続功労金を受領する要件を満たす者についてのみ支給される(第156条第4項第c号)。

れた労使関係の終了は無効であり、経営者は労働者を復帰させる義務を負う(第 153条第2項)。

- i 労働者が病気により 76 欠勤しており、その期間が継続して12か月を超えない場合(第a号)
- ii 労働者が、法令に従って国家に対する義務を果たしていることにより 就労できない場合(第b号)
- iii 労働者が宗教により命じられた礼拝を行っている場合(第c号)
- iv 労働者が婚姻する場合(第 d 号)
- v 女性労働者の妊娠、出産、流産又は授乳の場合(第e号)
- vi 労働者が、同一会社内の他の労働者と血縁又は婚姻関係をもつ場合(第 f号)⁷⁷
- vii 労働者が労働組合を設立し組合員又は組合幹部になり、就労時間外に 組合活動を行う、又は経営者の同意、労働契約、会社規則若しくは労働 協約の規定に基づいて就労時間内に組合活動を行う場合(第g号)
- vii 労働者が、権限を有する機関に対して経営者による犯罪行為を訴える場合 (第 h 号)
- ix 信条、宗教、政治、民族、肌の色、団体、性別、身体の状態又は婚姻 の有無の相違を理由とする場合(第i号)
- x 労働者が、労働災害によって恒久的⁷⁸障害を負い若しくは病気にり患した場合、又は医師の診断書に基づいても回復期間を確定できない労使関係に起因する病気にり患した場合(j号)
- ウ 労働者が刑事事件手続中であり6か月を経過しても就労できない場合及び労働者に対して有罪判決が言い渡された場合

労働者が犯罪を行ったという嫌疑により 79 権限を有する者によって勾留されている場合、経営者は、労働者に対して賃金を支払う義務を負わない(第160条第1項) 80 。

⁷⁶ 医師の診断書が必要(第153条第1項第a号)。

⁷⁷ ただし、労働契約、会社規則又は労働協約において事前に規定されている場合を除く (第153条第1項第f号)。

⁷⁸ 原文上、「恒久的」との文言は「障害」にのみにかかり、「病気」にはかからない。

⁷⁹ 条文では、「労働者が、経営者からの告訴によらずに、犯罪を行ったという嫌疑により」となっている(下線は作成者)。しかし、下線部分は、憲法裁判所によって違憲とされた(別紙 1 参照)。

⁸⁰ ただし、同条同項により、このような場合、経営者は、労働者の扶養家族に対して、一

そして、経営者は、労働者が刑事事件手続中であることを理由として6か月を経過しても就労できない場合、かかる労働者との労使関係を終了させることができる(第160条第3項)。また、6か月が経過する前であっても、裁判所が労働者に対して有罪の判決を言い渡した場合には、経営者は、かかる労働者との労使関係を終了させることができる(第160条第5項)。

一方で、かかる6か月が経過する以前に裁判所が判決を言い渡し、労働者が無罪となった場合、経営者は、かかる労働者を復帰させなければならない(第160条第4項)。

第160条第3項及び同第5項に基づく労使関係の終了については、経営者による労使関係の終了ではあるが、産業関係紛争解決機関の決定は不要である(第160条第6項)。

経営者は、第160条第3項及び同第5項に基づいて労使関係を終了させた労働者に対して、第156条第3項所定の勤続功労金及び同第4項所定の権利損失補償金を支払う義務を負う(第160条第7項)⁸¹。

エ 雇用契約、会社規則、労働協約違反を理由とする解雇

労働法は、雇用契約、会社規則、労働協約違反を理由とする解雇に関する規定 として、第161条を設けている。

労働者が労働契約、会社規則又は労働協約の規定に違反した場合、経営者は、 かかる労働者に対して第1、第2、第3の警告書を連続的に発した後、かかる労 働者との労使関係を終了させることができる(第161条第1項)。

警告書の有効期間は、労働契約、会社規則又は労働協約に別途定めがない限り、 最長6か月である(第161条第2項)⁸²。

すなわち、(i) 労働者が、労働契約、会社規則又は労働協約の規定に違反した場合、労働者に対して、第1警告書が発せられ、(ii) 第1警告書の有効期間内(最長6か月。第2及び第3警告書についても同様。)に、労働者が再び規定違反を犯した場合、第2警告書が発せられ、(iii) 第2警告書の有効期間内に労働者がさらに規定違反を犯した場合、第3警告書が発せられ、(iv) 第3警告書の有効期間内に労働者が規定違反を犯した場合、経営者は労働者を解雇することができる、という枠組みとなっている。原則として、解雇までには、4回の規定違

定の金額を援助する義務がある。

⁸¹ 第156条第2項所定の退職手当を支払う義務はない。

⁸² 文言上は、労働契約、会社規則又は労働協約に規定を設ければ、警告書の有効期間につき6か月を超える期間を定めることができるように読めなくもない。しかし、インドネシア人弁護士によれば、労働局はそのような規定を含む会社規則又は労働協約を承認しないであろう、とのことであった。

反が必要となる。

各警告書の有効期間が終了した場合、次回の規定違反に対しては、第1警告書が発せられることになる。

また、同条の注釈によれば、労働契約、会社規則又は労働協約において、第1 警告書及び第2警告書を経ずに最終警告書を発することができる違反行為を規定 することが可能とされている。最終警告書が発せられ、その有効期間内に労働者 が規定違反を犯した場合、経営者は労働者を解雇することができる。

さらに、注釈には特に記述がないが、実務上、労働契約、会社規則又は労働協約において、第1警告書を経ずに第2警告書を発することができる違反行為を規定することも可能である。すなわち、労働契約、会社規則又は労働協約において、第1警告書相当の違反行為、第2警告書相当の違反行為及び最終警告書相当の違反行為を類型化して規定しておくことが可能ということになる⁸³。

第161条第1項の規定により労使関係を終了させられた労働者は、第156 条第2項所定の退職手当、第156条第3項所定の勤続功労金及び第156条第 4項所定の権利損失補償金を受領する権利を有する(第161条第3項)。

才 整理解雇

(7) 概要

労働法は、整理解雇としての性格を有する規定として、第164条及び第165条を設けている。第164条は2年間継続した損失の計上又は不可抗力によって会社を閉鎖する場合等、第165条は会社倒産の場合における労使関係の終了に関する規定である。

(4) 2年間継続した損失の計上又は不可抗力によって会社を閉鎖する場合等

経営者は、会社が2年間継続して損失を計上したことによって⁸⁴又は不可抗力によって会社を閉鎖する場合、労働者との労使関係を終了させることができる(第164条第1項)。この場合、労働者は、第156条第2項所定の退職手当、同第3項所定の勤続功労金及び同第4項所定の権利損失補償金を受領する権利を有する(第164条第1項)。

⁸³ いずれにせよ、雇用契約、会社規則、労働協約違反を理由とする解雇について、最終警告書の発出と最終警告書の有効期間中の違反行為が要件となることに変わりはなく、1回の違反行為で雇用契約、会社規則、労働協約違反を理由とする解雇することはできない。 84 念のため補足すると、2年間そのような状況が継続すれば解雇できるという趣旨ではなく、会社の閉鎖が要件となる。

また、経営者は、2年間継続した損失の計上又は不可抗力によることを理由とせず、合理化を目的として会社を閉鎖⁸⁵する場合であっても、労働者との労使関係を終了させることができる(第164条第3項)。この場合、労働者は、第156条2項所定の退職手当の2倍、同第3項所定の勤続功労金及び同第4項所定の権利損失補償金を受領する権利を有する。

会社を閉鎖する理由によって退職手当の額が異なる、という枠組みとなっている。

() 会社倒産の場合

経営者は、会社の倒産を理由に労働者との労使関係を終了させることができる(第165条)。この場合、労働者は、第156条第2項所定の退職手当、同第3項所定の勤続功労金及び同第4項所定の権利損失補償金を受領する権利を有する。

カ 会社の合併等による場合

会社のステータス変更、合併、融合又は所有者の変更が発生し、経営者が会社に労働者を受け入れる意思がない場合、経営者は労働者との労使関係を終了させることができる(第163条第2項)。この場合、労働者は、第156条第2項所定の退職手当の2倍、同第3項所定の勤続功労金及び同第4項所定の権利損失補償金を受領する権利を有する(第163条2項)。

また、会社のステータス変更、合併、併合又は所有者の変更が発生し、労働者が雇用継続を望まない場合、経営者は労働者との労使関係を終了させることができる(第163条第1項)。この場合、労働者は、第156条第2項所定の退職手当、同第3項所定の勤続功労金及び同第4項所定の権利損失補償金を受領する権利を有する(第163条第1項)。

キ 無断欠勤による解雇

労働者が経営者に対して書面による説明⁸⁶を提出することなく5営業日以上連続して無断欠勤し、経営者が書面をもって2回適切に呼び出している場合、経営者はかかる労働者との労使関係を終了させることができる(第168条第1項)。この場合、労働者は第156条第4項所定の権利損失補償金及び雇用契約、会

⁸⁵ 憲法裁判所の判決によって、「永久的な閉鎖」と解釈される。別紙1参照。

⁸⁶ 書面による説明には、証拠を伴うことが必要である(第168条第1項)。

社規則又は労働協約に規定された送別金を受領する権利を有する(第168条第3項)。すなわち、この場合、経営者には、退職手当及び勤続功労金を支払う義務はない。

ク 労働法第158条が憲法違反とされたこと

従前、労働者が会社の金員を窃取し現行犯逮捕された場合等の一定の重大な行為⁸⁷を行った場合、経営者はかかる労働者との労使関係を終了させることができる 旨の規定が置かれていた(第158条)。

しかし、かかる第158条は、関連規定である第159条とともに、2004年10月27日、憲法裁判所によって違憲であると判断された。

(7) 労働者による労使関係の終了

ア 労働者による辞職

労働者は、以下 i 乃至iiiの要件をすべて満たす場合、辞職することができる(第162条第3項第a号乃至第c号)。

- i 辞職する日の30日以上前までに書面による辞職届を提出すること (第a号)
- ii 会社に対する義務に拘束されていないこと(第b号)88
- iii 辞職の日まで義務を果たし続けること(第c号)

労働者の辞職を理由とする労使関係の終了の場合には、産業関係紛争解決機関の決定は不要である(第162条第4項)。

労働者による辞職の場合、労働者は、第156条第4項所定の権利損失補償金を受け取る権利を有する(第162条第1項)。すなわち、労働者による辞職の場合、経営者には、退職手当及び勤続功労金を支払う義務はない。

また、辞職する労働者の職務と機能が経営者の利益を直接代表しない場合⁸⁹には、

⁸⁷ 第158条第1項第a号乃至第i号に列挙されている。

⁸⁸ 注釈には説明がないが、たとえば、会社の費用負担で1年間海外研修に参加する代わり に、帰国後3年間は退社しないという約定がある場合等を意味する。

⁸⁹ いかなる職位までが「職務と機能が経営者の利益を直接代表しない場合」に該当するかについては、条文上明らかではない。インドネシア人弁護士によれば、マネージャークラスの従業員が退職した場合でも、労働局からの指示により送別金を支払った事例を経験したとのことである。一方で、同弁護士によれば、管理職(マネージャー)については対象

かかる労働者は第156条第4項所定の権利損失補償金を受領する他に、労働契約、会社規則又は労働協約に規定された送別金が支給される(第162条第2項)。

イ 労働者による労使関係終了の申立

労働者は、経営者が以下の i 乃至vi のいずれかの行為を行った場合、産業関係 紛争解決機関に対して、労使関係の終了を申し立てることができる(第169条 第1項第 a 号乃至第 f 号)。

かかる理由による労使関係終了の場合、労働者は、退職手当について第156 条第2項所定の2倍、同第3項所定の勤続功労金及び同第4項所定の権利損失補 償金を受領する権利を有する(第169条第2項)。

- i 労働者を虐待、侮辱又は脅迫する(第a号)
- ii 労働者が法令に違反する行為を行うよう説得又は命令する(第b号)
- iii 3ヵ月以上継続して定められた日に賃金を支払わない(第c号)⁹⁰
- iv 労働者に対して約束した義務を果たさない(第d号)
- v 労働者に対して契約外の業務を行うよう命令する(第e号)
- vi 労働契約に記載されていない、労働者の生命、安全、健康及び道徳に危 険を及ぼす業務を与える(第f号)

産業関係紛争解決機関によって、経営者が上述の行為を行っていないと判断された場合、経営者は、産業関係紛争解決機関の決定を得ることなく、労働者との労使関係を終了させることができる。この場合、労働者は、退職手当、勤続功労金を受領する権利を有さない(以上について、第169条第3項)。

ウ 労働災害によって就労不能となった労働者による労使関係終了の申立

労働災害による病気又は身体障害のため、12か月以上就労不能となった労働者は、産業関係紛争解決機関に対して、労使関係の終了を申し立てることができる(第172条)。

かかる理由による労使関係終了の場合、労働者は、第156条第2項所定の退職手当の2倍、同第3項所定の勤続功労金の2倍及び同第4項所定の権利損失補償金を受領する権利を有する(第172条)。

外であると説明する文献も存在するとのことである。

⁹⁰ この点に関する憲法裁判所の判例については、別紙1参照。

(8) 労働者の死亡、定年による労使関係の終了

ア 労働者の死亡

労働者の死亡によって労使関係が終了した場合、労働者の相続人に対して、第 156条第2項所定の退職手当の2倍、同第3項所定の勤続功労金及び同第4項 所定の権利損失補償金に相当する金員が支払われる(第166条)。この場合の労 使関係の終了について、産業関係紛争解決機関の決定は不要である(第154条 第d号)。

イ 定年

経営者は、定年年齢に達した労働者との労使関係を終了させることができる(第167条第1項)。この場合の労使関係の終了について、産業関係紛争解決機関の決定は不要である(第154条第c号)。

定年による労使関係終了の場合の退職金については、経営者が労働者を年金に 加入させ掛け金を負担しているか否かによって異なる。

経営者が労働者を年金に加入させ、かつ、経営者が全額の掛け金を支払っている場合、かかる労働者は、第156条第2項所定の退職手当及び同条第3項所定の勤続功労金を受領する権利は有さず、同条第4項所定の権利損失補償金を受領する権利のみを有する(第167条第1項)。

一方で、経営者が、かかる労働者を年金に加入させていない場合、経営者はかかる労働者に対して、第156条第2項所定の退職手当の2倍、同条第3項所定の勤続功労金及び同条第4項所定の権利損失補償金を支払う義務を負う(第167条第5項)。

6 産業関係紛争91の解決

(1) 概要

経営者、労働者及び労働組合は、産業関係紛争につき、協議により解決するよう 努力する義務を負っている(第136条第1項)。

協議によっても合意に達しない場合、経営者、労働者及び労働組合は、法が定める産業関係紛争の解決手順によって、紛争を解決しなければならない(第136条

⁹¹ 労働法及び産業関係紛争解決法は、労使紛争に相当する語として「産業関係紛争」という語を用いている。

第2項)。かかる紛争解決手順は、産業関係紛争解決法に規定されている。

(2) 産業関係紛争の種類

ア概要

産業関係紛争解決法は、産業関係紛争について、以下に述べる4種類に分類している。後述するように、産業関係紛争の種類によって利用することができる産業関係紛争解決機関の種類が異なる。

イ 権利に関する紛争

権利に関する紛争とは、法令、労働契約、会社規則又は労働協約の実施方法又は解釈の相違の結果、権利が満たされないことにより発生する紛争である⁹² (産業関係紛争解決法第1条第2号)。

ウ 利益に関する紛争

利益に関する紛争とは、労働契約、会社規則又は労働協約に規定された労働条件の策定又は変更について意見の相違があることによって発生する紛争である⁹³ (産業関係紛争解決法第1条第3号)。

エ 労使関係の終了に関する紛争

労使関係の終了に関する紛争とは、一方当事者が行った労使関係の終了に対して意見の相違があることによって発生する紛争である(産業関係紛争解決法第1条第4号)。

オ 労働組合間の紛争

労働組合間の紛争とは、同一会社内のある労働組合と別の労働組合との間で、 労働組合に関する会員資格、権利義務の履行に意見の相違があったことによって 発生する紛争である(産業関係紛争解決法第1条第5号)。

⁹² たとえば、賃金未払いに関する紛争である。

⁹³ たとえば、賃上げ・賃下げや労働時間の変更に関する紛争である。

(3) 産業関係紛争の解決手続

アニ者間協議

(7) 二者間協議が前置されること及び協議の期間

産業関係紛争は、まず、二者間協議⁹⁴を通じて解決されることが求められる(産業関係紛争解決法第3条第1項)。産業関係紛争解決機関において法的手続を行うためには、かかる二者間協議が前置される必要があるという趣旨である。

二者間協議は、協議開始時から遅くとも30営業日以内に終了しなければならない(産業関係紛争解決法第3条第2項)。

二者間協議において解決につき合意に達した場合

二者間協議において解決につき合意に達した場合、当事者が署名をした合意 書が作成される(産業関係紛争解決法第7条第1項)。かかる合意書は、合意書 締結当事者によって、合意書が作成された地域を管轄する地方裁判所内の産業 関係裁判所に登録されなければならない(産業関係紛争解決法第7条第3項)。

かかる合意書は法的拘束力を有し、当事者は履行義務を負う(産業関係紛争解決法第7条第2項)。また、かかる合意書は執行力を有する(産業関係紛争解決法第7条第5項)。

「「「」で上述した30営業日以内に、一方当事者が協議を行うことを拒否する場合又は協議は行われたが合意に至らなかった場合、二者間協議は失敗したものと看做される(産業関係紛争解決法第3条第3項)。

その場合、一方又は双方の当事者は、当該地域の労働分野を担当する機関⁹⁵に対して、紛争を登録する⁹⁶ (産業関係紛争解決法第4条第1項)。

イ 産業関係紛争解決機関の選択

⁹⁴ 二者間協議とは、労働者又は労働組合と経営者との間の協議である(産業関係紛争解決 法第1条第10号)。

⁹⁵ 労働局を意味する。

⁹⁶ 登録には、二者間協議による紛争解決の試みが行われた証拠を添付することが求められる(産業関係紛争解決法第4条第1項)。

かかる紛争の登録を受理した後、当該地域の労働分野を担当する機関は、当事者に対して、調停又は仲裁で解決する機会を提供する(産業関係紛争解決法第4条第3項)⁹⁷。

両当事者が7日以内に調停又は仲裁を選択する旨を決定しない場合、労働分野を担当する機関は、紛争解決を斡旋人に委ねる(産業関係紛争解決法第4条第4項)。

ウ 各種産業関係紛争解決機関による解決

(7) 斡旋による紛争解決

斡旋とは、中立な斡旋者に指導された協議による、権利に関する紛争、利益に関する紛争、労使関係終了に関する紛争及び労働組合間の紛争についての解決方法である(産業関係紛争解決法第1条第11号)。定義規定にあるとおり、斡旋においては4種類の紛争すべてを扱うことが可能である。

斡旋人は、紛争解決を受理した時点から遅くとも30営業日以内に業務を終了させる(産業関係紛争解決法第15条)。

斡旋により紛争解決の合意が得られた場合、両当事者により合意書が作成され、合意書を作成した場所を管轄する地方裁判所内の産業関係裁判所に登録される(産業関係紛争解決法第13条第1項)。

斡旋により紛争解決の合意に至らなかった場合には、斡旋人が書面による斡旋案を示す(産業関係紛争解決法第13条第2項第a号)。当事者双方がかかる 斡旋案を受け入れた場合には、合意書が作成され、合意書を作成した場所を管轄する地方裁判所内の産業関係裁判所に登録される(産業関係紛争解決法第13条第2項第e号)。

いずれの場合も、合意書は執行力を有する(産業紛争解決法第13条第3項 第b号)。

斡旋案が当事者によって拒否された場合、一方又は双方の当事者は、当該地域を管轄する地方裁判所内の産業関係裁判所に紛争解決の申立てをすることができる(産業関係紛争解決法第14条第1項)。具体的には、一方当事者が、地方裁判所内の産業関係裁判所に提訴することによって行われる(産業関係紛争解決法第14条第2項)。

調停による紛争解決

⁹⁷ インドネシア人弁護士によると、調停又は仲裁は件数が少なく、主に斡旋が用いられているとのことであった。

調停とは、中立な調停員に指導された協議による、利益に関する紛争、労使 関係の終了に関する紛争及び労働組合間の紛争についての解決方法である(産 業関係紛争解決法第1条第13号)。

定義規定にもあるが、産業関係紛争解決機関として調停を選択できるのは、 利益に関する紛争、労使関係の終了に関する紛争及び労働組合間の紛争の場合 である(産業関係紛争解決法第4条第5項、同第18条)。

30営業日以内で終了すること(産業関係紛争解決法第25条)、合意が得られた場合の手続及び合意に至らなかった後の手続(産業関係紛争解決法第23条)については、斡旋の場合とほぼ同様である。

(力) 仲裁による紛争解決

仲裁とは、利益に関する紛争及び労働組合間の紛争について、当事者双方の 仲裁合意書に基づいて仲裁人に解決を委ね、仲裁人の判断が終局的かつ法的拘 東力を有するという産業関係裁判所外での紛争解決方法である(産業関係紛争 解決法第1条第15号)。

定義規定にもあるが、産業紛争解決機関として仲裁を選択できるのは、利益 に関する紛争及び労働組合間の紛争の場合である(産業関係紛争解決法第4条 第6項、同第29条)。

仲裁は、仲裁人任命合意書が調印されてから30日以内に終了する(第40条)。

定義規定にもあるが、仲裁判断は、当事者双方に対して法的拘束力を有し、 終局的かつ確定的なものである(産業関係紛争解決法第51条第1項)。

仲裁判断は、仲裁判断がなされた地を管轄する地方裁判所内の産業関係裁判 所に登録される(産業関係紛争解決法第51条第2項)。仲裁判断は、一定の手 続を経て執行力を有する(産業関係紛争解決法第51条第3項及び第4項)。

仲裁で手続中又は解決済みの産業関係紛争について、産業関係裁判所に提訴することはできない(産業関係紛争解決法第53条)。ただし、仲裁判断に法律違反がある場合等の一定の場合には、最高裁判所に対して、仲裁判断の取消を求めることができる(産業関係紛争解決法第52条)。

エ 産業関係裁判所及び最高裁判所における解決

斡旋及び調停において解決しなかった場合、産業関係裁判所における手続に移る ことになる。 産業関係裁判所においては、権利に関する紛争、利益に関する紛争、労使関係終了に関する紛争及び労働組合間の紛争の4種類すべてについて審理されるが(産業関係紛争解決法第56条第1項)、利益に関する紛争及び労働組合間の紛争については、産業関係裁判所の判決が最終的なものとなり(産業関係紛争解決法第109条)、最高裁判所の判断を仰ぐことはできない。

一方で、権利に関する紛争及び労使関係終了に関する紛争については、産業関係 裁判所の判決に対し、最高裁判所に上告をすることができる(産業関係紛争解決法 第110条)。

7 外国人労働者の利用に関する労働法上の規制

(1) 概要

労働法は、第8章(第42条乃至第49条)において「外国人労働者の利用」という章を設け、外国人労働者の利用(雇用)について規定している。

なお、外国人の就労に対するインドネシア政府の基本的なスタンスは、インドネシア人労働者の雇用を保護する観点から、インドネシア人労働者に対して移転可能な技術・能力を持った外国人に限って就労を認める、というものであることに留意する必要がある。また、インドネシアの入国管理当局は、外国人の「不法就労」に対して非常に厳しい態度で臨んでおり、日系企業は細心の注意を払っている。

(2) 労働法の規定

外国人労働者は、特定の役職及び特定の期間の労使関係においてのみインドネシアで雇用されることができる(第42条第4項)。

外国人労働者の雇用主は、大臣又は政府担当者からの書面による許可を保有しなければならない(第42条第1項)。この許可が、外国人労働者雇用許可(IMTA)である。

外国人労働者の雇用主は、大臣又は政府担当者から承認された外国人労働者利用計画書⁹⁸を保有しなければならない(第43条第1項)。外国人労働者利用計画書の承認手続は、大臣決定で定められる(第43条4項)。

外国人労働者の雇用主は、役職と能力基準に関する規定を順守しなければならない(第44条第1項)。かかる役職と能力基準に関する規定に関しては、大臣決定で 定められる(第44条第2項)。

⁹⁸ RPTKA と略称される。外国人労働者利用計画書は、雇用主が外国人労働者を雇用する「枠」のようなものである。

(3) 労働移住大臣令

第42条1項、第43条第4項及び第44条第2項を実施するため、外国人労働者の利用手順に関する労働移住大臣令2015年第16号⁹⁹ (労働移住大臣令2015年第35号によって一部改訂) が規定されている。

かかる労働移住大臣令2015年第16号において、外国人労働者は、以下の各要件を満たすことが義務付けられている(労働移住大臣令2015年第16号第36条第1項第a号乃至第f号)¹⁰⁰。

- i 外国人労働者が就く予定の役職要件に応じた学歴を有していること (第 a 号) ¹⁰¹
- ii 外国人労働者が就く予定の役職に応じた、能力認証によって証明される能力又は5年以上の職歴を有していること(第b号)
- iii 付添インドネシア人労働者に対して、専門性を移転する旨の表明書を作成 すること(第c号)
- iv 6か月を超えて就労している外国人労働者は納税者番号を有すること (第d号)
- v インドネシア法人の保険証書を有していること(第e号)
- vi 6か月を超えて就労している外国人労働者は国家社会保障に加入すること (第f号)
- (4) 外国人労働者利用計画書の承認及び外国人労働者雇用許可取得手続の流れ102

労働移住大臣令2015年第16号(同第35号による改訂を含む)における、 外国人労働者利用計画書(RPTKA)、外国人労働者雇用許可(IMTA)、ビザ及び暫 定居住許可申請の手続の基本的な流れに関する規定を抜粋すると、以下のとおりと なる。

外国人労働者の雇用主は、外国人労働者利用計画書の承認申請を行う(労働移住 大臣令2015年第16号第6条第1項)。

外国人労働者利用計画書の承認がなされた後、外国人労働者の雇用主は、外国人

⁹⁹ 以下、「労働移住大臣令2015年第16号」という。

¹⁰⁰ 取締役・コミサリスについては、i 乃至iiiの要件を満たす必要はない(労働移住大臣令2015年第16号第36条第2項)。

¹⁰¹ 以前は大学卒業の学歴が必要との運用がなされていたが、労働移住大臣令2015年 第16号及び同35号に基づく運用においては、高校卒業の学歴であっても要件を満たす とのことである。

¹⁰² 概要を示すにとどめる。

労働者雇用許可の申請手続を行う(同大臣令第38条第1項)。外国人労働者利用計画書は、外国人労働者雇用許可取得の根拠となる(同大臣令第5条第3項)。

さらに、外国人労働者雇用許可は、ビザ及び暫定居住許可の申請の根拠となる(同大臣令第39条第3項第a号及び第b号)。

以上をまとめると、手続の流れは以下のようになる。

外国人労働者利用計画書(RPTKA)の承認手続

↓
外国人労働者雇用許可(IMTA)の取得手続

↓

ビザ及び暫定居住許可の申請手続

第5 契約法務

1 序

インドネシアにおける契約法務については、同国の法制度に由来する特有の論点が 存在する。以下、留意すべき点について何点か説明する。

2 契約書におけるインドネシア語使用義務

「国旗、国語、国章及び国歌に関する法律」(以下、便宜上、「言語法」という。) 103 第31条第1項は、概要、インドネシア法人104又はインドネシア人が含まれる契約についてはインドネシア語で記載されなければならない旨規定し、同条第2項は、外国当事者が含まれる契約については、インドネシア語を用いることに加えて、当該外国語及び/又は英語を併記することができる旨が規定されている105。

言語法上、同条に違反した契約の法的効果について特に記載はなく、罰則について も規定されていない。

しかしながら、2013年、西ジャカルタ地方裁判所において、英語のみを用いて 締結されたローン契約¹⁰⁶が言語法に違反することを理由として無効と判断された。2 015年8月には、最高裁で上告が退けられ、かかる判決は確定した。

以上の判決を受けて、日系企業の現地法人がインドネシアの現地企業と契約を締結

^{103 2009}年法律第24号。

¹⁰⁴ 日系企業の現地法人 (PMA 企業) は、「インドネシア法人」に該当する。

 $^{^{105}}$ 第 2 項はあくまで確認規定であると理解されており、かかる理解を前提とすれば、第 1 項の場合であってもインドネシア語版と英語版の双方を作成することができる。

¹⁰⁶ 貸主は米国法人、借主はインドネシア法人。

する際には、実務上、契約書をインドネシア語及び英語のバイリンガル版で作成し、 双方の間に齟齬がある場合には英語版が優先する旨の規定を設けるという対応がされ ることが多い¹⁰⁷。

3 契約書における契約金額がルピア建てで記載されなければならないこと

2015年3月31日付で発せられた「インドネシア共和国領域内におけるルピア 使用義務に関するインドネシア中央銀行規則第17/3/PBI/2015号」(以下、「BI 規則」 という。)は、インドネシア国内で行われるすべての取引についてルピアの使用を義務付け(BI 規則第2条第1項)、さらに、かかるルピア使用義務が現金取引及び非現金取引108の双方に適用される109旨を規定している(BI 規則第3条第1項)。

かかるルピア使用義務は、以下の i 乃至 v のいずれかに該当する場合には適用されない (BI 規則第4条第 a 号乃至第 e 号)。

- i 国家予算の実施に伴う特別な取引(第a号)
- ii 海外からの贈与を受けること、海外へ贈与すること(第b号)
- iii 貿易取引 (第c号)
- iv 銀行の為替預金(第d号)
- v 国際金融取引(第e号)

以上の次第であり、日系企業の現地法人がインドネシア国内で行う取引について締結する契約書における契約金額は、BI 規則が定める例外に該当しない限り、ルピア建てで記載される必要がある¹¹⁰。

4 民法第1266条の適用排除

インドネシア民法第1266条は、契約の一方当事者による債務不履行の場合において相手方が契約を解除しようとする場合、裁判所への申立が必要である旨を規定している。相手方による債務不履行への対応の際に不便を生じるため、日系企業とイン

¹⁰⁷ 言語法及び上述の判例によっても、英語版を優先させることが許容されるか否かについては明らかではない。英語版を優先させることは許容されておらず、常にインドネシア語版を優先させるべきと主張するインドネシア人弁護士も存在する。

¹⁰⁸ 非現金取引の例として、銀行送金等。

¹⁰⁹ 通貨法(2011年法律第7号)第21条においても、一定の例外を除き、ルピア使用 義務が定められている。しかし、従前、かかる規定は、現金取引に限定して適用されると いう運用がなされてきた。

¹¹⁰ 非現金取引におけるルピア使用義務に違反した場合、警告書の発出、取引金額の1%の罰金等の行政上の制裁が課される旨が規定されている (BI 規則第18条)。

ドネシア企業との契約においては、民法第1266条の適用を排除する条項を盛り込むことが一般的である。

以 上

別紙添付資料

別紙1 労働法の条文に関連する憲法裁判所の判決内容

別紙1

労働法の条文に関連する憲法裁判所の判決内容111

	条項	憲法違反	憲法違反の点	判決番号
1	158条	違反	全文。	
	159条	違反	全文。	
	160条1項	限定的違反	「経営者の告訴なしで」とい	
			う文言。	
	170条	限定的違反	「第158条1項」という文	MK No. 012/DULL 1/2002
			in o	MK No. 012/PUU-I/2003
	171条	限定的違反	「第158条1項」という文	
			言。	
	186条	限定的違反	「第137条及び第138条	
			1項」という文言。	
2	120条1項	違反	全文。	
	120条2項	違反	全文。	
	120条3項	限定的違反	「第1項及び第2項の規定を	
			満たさない場合」という文言。	
			また、「同一会社内に複数の	
			労働組合が存在する場合、経	
			営者との協議において代表す	MK No. 115/PUU-VII/2009
			ることができる労働組合又は	
			複数労働組合の連合体の数	
			は、最大3であり、会員数が	
			その会社の全労働者の10%	
			以上であるもの」という条件	
			が付加される。	
3	155条2号	限定的違反	「決定」を「確定判決」の意	
			味に限定すれば、憲法に違反	MK No. 37/PUU-IX/2011
			せず。	

¹¹¹ インドネシア人弁護士に調査及び整理を依頼し、同弁護士の整理に基づいて作成した。

4	65条7項	限定的違反	「期間の定めのある労働契	
			約」という部分について、期	MK No. 27/PUU-IX/2011
			間の定めのある労働契約中に	
			「対象業務が存在する限り、	
	66条2項b	限定的違反	請負(人材派遣)会社が変わ	
	号		っても、労働者の権利保護が	
			維持される」旨の規定がない	
			限り、憲法違反とみなされる。	
5	164条3項	限定的違反	「会社を閉鎖」を「永久的閉	
			鎖」の意味に限定すれば、憲	MK No. 19/PUU-IX/2011
			法に違反せず。	
6	169条1項	限定的違反	「3か月以上継続して定めら	
	c 号		れた日に賃金を支払わない。」	MK No. 58/PUU-IX/2011
			という部分について、「3か	
			月以上継続して定められた日	
			に賃金を支払わない。それ以	
			降に経営者が定められた日に	
			賃金を支払っても、労働者は	
			産業関係紛争解決機関に労使	
			関係終了を申し立てることで	
			きる。」という意味であれば、	
			憲法に違反せず。	
7	96条	違反	全文。	MK No. 100/PUU-X/2012
1	I			

「インドネシア共和国に進出する日本企業及び在留 邦人の支援のための日本の法曹有資格者による支援 のための方策の試行」に関する調査研究報告書

2016年2月

弁護士 野口 学

目 次

第1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2	試行すべき支援方策の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3	ジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウム・・・	9
第4	スラバヤにおける日系企業を対象とした法律セミナー・・・・・・・3	7
第5	バリ島における在留邦人を対象とした法律セミナー・・・・・・・4	4
第6	終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	7

第1 はじめに

1 本報告書の位置付け

本報告書は「インドネシア共和国に進出する日本企業¹及び在留邦人の支援のための 日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行」という調査研究事項(以下、「本 件調査研究事項」という。)について、支援方策の試行結果を含む調査研究結果を報告 するものである。

本件調査研究事項は、筆者が法務省より受託した「法曹有資格者による日本企業及 び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究」(以下、「本調査研究」という。)に おける3項目の具体的な調査研究事項の1つであり、したがって、本報告書は本調査 研究の一部をなすものである。

また、本調査研究は、昨年度²、筆者が法務省からの委託に基づきインドネシアにおいて実施した「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」(以下、「昨年度調査研究」という。)との連続性を有するものと理解している。そのため、支援方策の試行にあたっては、昨年度調査研究の結果浮かび上がった課題の解決に資するものとなるよう留意した。

2 留意事項

本報告書の内容については、以下の点に留意されたい。

- ・本報告書は、法務省への提出を目的として作成されたものであり、具体的な事案 に対する法的な意見又は助言の提供を意図するものではない³。
- ・本報告書に記載されている「日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行」は、すべてインドネシアにおける外国人弁護士の活動に対する規制⁴上の制約の範囲内において実施されたものである。また、本報告書中のインドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する言及については、すべてインドネシアにおける外弁規制上

¹ インドネシア企業との合弁で設立された企業も多いため、以下、「日本企業」ではなく、 「日系企業」と表記する

² 平成26年度を示す。

³ 特に、「第3」で詳述するジャカルタで開催されたシンポジウムに関する記述においては、 法令の内容及び運用の実態に関する具体的な情報が多く含まれているが、あくまでシンポ ジウムの内容を報告する趣旨と理解されたい。

⁴以下、「外弁規制」という。

の制約の範囲内であることが前提となっている5。

- ・本件調査研究事項の趣旨は、日本法弁護士による日系企業及び在留邦人に対する 支援方策をインドネシアで実際に行い、その成果を分析するというものであると理 解している。かかる趣旨に鑑み、本報告書には、支援方策として実施されたシンポ ジウム及びセミナーの内容のみならず、支援方策が実現に至る過程、特にインドネ シア駐在日本法弁護士や在インドネシア日系諸機関から協力を得るに至った経緯等 についても記載することとした。
- ・本報告書の提出時は2016年2月20日である。しかし、試行された支援方策の内容及びかかる支援方策の成果を可能な限り具体的に報告する趣旨から、本報告書には、支援方策が試行された時点における法情報についても記載されている。支援方策試行の直後に改正された法令6もあるため、十分に留意されたい。
- ・本報告書の内容は、筆者が所属している日本の法律事務所及び任期中のジャカル タにおける受入事務所の公式見解ではなく、筆者の個人的な見解である。また、各 所からのヒアリング内容又はシンポジウムやセミナーでの発言内容を記載した部分 については、ヒアリング対象者又は発言者の見解である7。

第2 試行すべき支援方策の検討

1 はじめに

本件調査研究事項についての調査研究は、まず、いかなる支援方策を試行すべきかについて検討することから始まった。

⁵ たとえば、本報告書中には「日本法弁護士による法律サービス」等の表現があるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制上の制約の範囲内で、インドネシア人弁護士の監督の下、インドネシア人弁護士と協働して実施されることが前提となっており、実務上もそのように行われている。本報告書中には、かかる前提につき記述が省略されている部分も一部あるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制上の制約の範囲内における活動であることを当然の前提とする。

⁶ 特に、「第3」で触れられている外国人労働者の利用手順に関する労働移住大臣令2015年第16号については、シンポジウム実施直後の2015年10月、労働移住大臣令2015年第35号をもって一部改正された。

⁷ ヒアリング内容及び発言内容等を記載する際に慎重を期したことは当然である。しかし、本報告書の作成にあたって、ヒアリング対象者又は発言者に対して本報告書の記載内容について逐一確認を行うという作業は行っていない。

検討に際しては、実現可能性等の様々な要素を考慮したが、特に慎重に吟味した点は以下i乃至ivの4点である。「2」以下で、各点につきそれぞれ説明する。

- i 支援方策はインドネシアにおける外弁規制上の制約の範囲内で実施される こと
- ii 試行される支援方策は昨年度調査研究の結果浮かび上がったインドネシア における日本法弁護士の活動に関する課題の解決に資するものであるべきこ と
- iii ジャカルタにおいて試行される支援方策は在留邦人を対象とするものでは なくインドネシア進出日系企業を対象とするものになること
- iv 地方都市に進出している日系企業に対する支援方策についても実現の可能 性を検討すること

2 支援方策はインドネシアにおける外弁規制上の制約の範囲内で実施されること~i について~

いかなる支援方策を試行すべきかについて検討するにあたり最初に考慮した点は、 インドネシアにおける外弁規制についてである。

「日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行」という表題からも明らかであるが、本件調査研究事項においては、日本法弁護士によってインドネシア国内で実施される支援方策を検討する必要がある。

したがって、試行すべき方策の検討にあたっては、インドネシアの弁護士法8が定める外弁規制上の制約の範囲内で実施することが可能な方策であることが大前提となる。 弁護士法は、外国人弁護士がインドネシア法に関する法律サービスを提供することを許容していない9。そのため、たとえば、日本法弁護士が、インドネシア法に関する問題について、インドネシア人弁護士と協働することなく単独で法律相談に応じるといった形での支援方策の試行は、外弁規制の観点から実現が困難である。

以上のような制約を前提にすると、試行すべき支援方策はおのずと限定されること になり、本調査研究においては、日本法弁護士によるシンポジウムや法律セミナーの 開催という形での支援方策の試行を模索することとした。

-

^{8 2003}年法律第18号。以下、「弁護士法」という。

⁹ 詳細は、昨年度調査研究における拙稿「「インドネシアの外弁規制等、法曹有資格者の活動環境」に関する調査研究報告書」に記載。

3 試行される支援方策は昨年度調査研究の結果浮かび上がったインドネシアにおける 日本法弁護士の活動に関する課題の解決に資するものであるべきこと~ii について~

(1) 課題の整理

昨年度調査研究において、筆者はインドネシア進出日系企業に対して、日本法弁 護士がジャカルタに駐在して活動していることを知っているか、インドネシアでの 業務において日本法弁護士を起用したことがあるか又は今後起用したいと思うか、 といった視点からヒアリングを行った。この点に関するヒアリングの内容¹⁰を抜粋し て整理すると、概要以下のとおりであった。

【ヒアリング内容の抜粋11】

- ・日本法弁護士がジャカルタにいることは知らない。率直に言って、法務問題 について不便は感じない。日本法弁護士へのニーズを見つけるのは難しいと思 う。
- ・日本法弁護士がジャカルタに駐在していることは知らない。何か問題が発生 すればタイ地域本社の法務部に相談することになる。日本語での法律サービス については、あればありがたいとは思うが、現時点では何も問題が起こってい ないのでよくわからない。
- ・日本法弁護士がインドネシアに駐在していることは知らなかった。日本法弁 護士にどのようなサービスを提供してもらえるのかもわからない。

¹⁰ 詳細は、昨年度調査研究における拙稿「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦 人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。

¹¹ 以下のヒアリングの内容は、インドネシアにおいて日本法弁護士が活躍する余地が全くないということを示すものではない。あくまで、インドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する課題を示す内容を抜粋したという趣旨である。特に、日本法弁護士に対するニーズが見当たらないとの趣旨のヒアリング内容については、日本法弁護士の存在及び起用のメリットを十分に検討した上で不要であるとの結論に至ったという趣旨ではなく、存在していることも知らなければ活用方法もわからないという趣旨にとらえるべきであろう。ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることへの認知度及びその活用方法についての理解が深まれば、潜在的な日本法弁護士に対するニーズが顕在化する可能性が十分にあると考えている。なお、昨年度調査研究における拙稿「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」においては、日本法弁護士による法的支援のニーズが潜在すると思われる分野について検討・分析を行っている。

- ・日本法弁護士との付き合いはない。日本法弁護士へのニーズもあまり感じない。インドネシアに進出して長い企業があるので、何かあればそういった企業に相談する。
- ・「法律にはこのように書いてある。」の「次の世界」(インドネシア的な法慣習など)が見えていることが必要である。この点については、日本法弁護士は永遠に立ち入ることができないのではないか。
- ・ジャカルタに日本法弁護士がいることは知らない。 税務・会計が優先ではあるが、日本法弁護士への相談ということも興味はある。 使うかどうかはケースバイケースであるし、費用にもよる。 どのような場合に日本法弁護士が必要であるかは、トラブルが発生してみないとわからない。 たとえば、地元の「ヤクザ」が工場前の道路を占拠したというような場合に、日本法弁護士が役に立つとは思えない。

以上のヒアリングの内容から浮かび上がるインドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する課題としては、まず、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の存在に対する認知度がさほど高くないという点が挙げられる¹²。さらに、ヒアリングの内容からは、外国であるインドネシアにおいて日本法弁護士を起用することのメリットについて、さほど理解が進んでいない様子が窺える。この2つの課題の解決は、インドネシアにおける日本法弁護士による日系企業及び在留邦人に対する充実した法的支援の前提となる部分であると考える。

(2) 課題の解決に資する支援方策

本調査研究において試行される支援方策は、かかる課題の解決に資するものとなるべきである。すなわち、試行される支援方策を通じて、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることについての認知度が向上し、かつ、インドネシアにおいて日本法弁護士を起用することのメリットに対する理解が促進されるという成果が得られることが理想である。

このような観点から、たとえば、複数のジャカルタ駐在日本法弁護士が一堂に会してインドネシア法務についての情報発信を行うシンポジウムのような機会を設け

^{12 「}第3」で後述するシンポジウムの際に実施したアンケートにおいても、シンポジウム 参加企業に対して、日本法弁護士の存在に対する認知度を調査している。この点に関する 分析は、拙稿「「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援 の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書」において触れる。

ることを模索することとした。このような機会があればジャカルタ駐在日本法弁護士に対するインドネシア進出日系企業の認知度が高まることは当然であるし、また、参加した弁護士が有益な法情報や日本法弁護士を起用することのメリットを発信することによって、日本法弁護士を起用することに対する理解も深まると考えたからである。

4 ジャカルタにおいて試行される支援方策は在留邦人を対象とするものではなくインドネシア進出日系企業を対象とするものになること〜iiiについて〜¹³

本件調査研究事項においては、日本法弁護士による法的支援の対象として、インドネシア進出日系企業に加えて在留邦人も含まれている。

しかしながら、ジャカルタ及びその近郊の在留邦人は、勤務先から適切なサポートが受けられ、かつ、任期が満了すれば日本に帰国することが前提となっている日系企業の駐在員とその家族が多いことから、ジャカルタにおいて在留邦人個人に対する法的支援のニーズを明確な形で見出すことはできなかった14。また、個人の法的トラブルについては、インドネシア人弁護士が直接的に関与しなければ対応できない案件が多く、企業法務案件と比べて日本法弁護士の関与の在り方が限定的である。実際に、ジャカルタに駐在している日本法弁護士にも、このような個人の法律問題を取り扱っている者はおらず、たとえ、在留邦人個人に対する支援の方策を企画したとしても、ジャカルタ駐在日本法弁護士の協力を得ることは難しいものと思われた。

以上の次第であり、ジャカルタにおける支援方策の試行にあたっては、インドネシ ア進出日系企業を対象とする方策に注力することとした。

一方、バリ島においては、インドネシア人男性と婚姻した日本人女性やリタイアメントビザで滞在している高齢の在留邦人が多く、日系企業の駐在員として滞在している者はほとんどいない。そのため、バリ島においては、在留邦人(又は元日本国籍を有していた者)に対する法的支援について、ジャカルタと異なる形でのニーズが存在する様子が窺える。

そこで、在留邦人を対象とする支援方策については、ジャカルタではなくバリ島に おいて試行することとした。

5 地方都市に進出している日系企業に対する支援方策についても実現の可能性を検討

¹³ この点に関する検討及び分析については、拙稿「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。

¹⁴ 一部、日本人男性(特に、既婚男性)とインドネシア人女性との間の交際に関連するトラブルが散見された。しかし、日本法弁護士の関与できる範囲が限られることもあり、ジャカルタ駐在日本法弁護士の間にも、このような案件を取り扱ったことがある者は見あたらなかった。

すること~ivについて~

昨年度調査研究における日系企業の法的支援に対するニーズについては、ジャカル タ及びその近郊において調査研究を行った。インドネシア進出日系企業は、その約8 割がジャカルタ及びその近郊に集中しているためである。

一方で、東部ジャワのスラバヤや中部ジャワのスマラン等の地方都市にも、一定数の日系企業が進出している。ある日系機関の職員からは、地方都市に進出している日系企業では情報が不足しているとの話も聞かれた。

そこで、本調査研究においては、地方都市に進出している日系企業に対する支援方 策についても実現の可能性を探ることとした。

6 小括

以上の次第であり、本調査研究において試行すべき支援方策は、日本法弁護士によるシンポジウム又は法律セミナーの開催という形態になる(上述の「i」の視点)。

本調査研究においては、結果として、ジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウム、スラバヤにおける日系企業を対象とした法律セミナー、バリ島における在留邦人を対象とした法律セミナー、の計3件の支援方策を試行することができた。各支援方策を実施するにあたっては上述したi乃至ivの点にそれぞれ配慮しているが、ジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウムでは、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることに対する認知度の向上及び日本法弁護士起用のメリットに対する理解の促進(上述の「ii」の視点)を特に重視している。

以下、本調査研究において試行した3件の支援方策について、それぞれ報告する。

第3 ジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウム

1 はじめに

2015年9月17日、ジャカルタにおいて「事業運営で起こりがちな問題と事前 事後の対策 ~ジャカルタ駐在日本法弁護士によるパネル・ディスカッション~」と題 する、ジャカルタ駐在日本法弁護士によるシンポジウム(以下、「本シンポジウム」と いう。)が開催された。本シンポジウムの主催者は、JETRO ジャカルタ事務所である。

本シンポジウムは、ジャカルタにおいて、日系諸機関の多大な協力のもと、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士ほぼ全員が登壇し、かつ、多数の日系企業担当

者が参加したという点において、海外における日本法弁護士による日系企業に対する 効果的な法的支援の提供の在り方を考察する上で貴重な機会となった。以下、その内 容について報告する。

また、本調査研究の趣旨に鑑み、シンポジウムの開催に至る経緯や日系各機関との 調整の概要についても、差し支えのない範囲で記載することとした。

2 本シンポジウム開催決定までの経緯

(1) 本シンポジウムの端緒

2015年1月、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士ほぼ全員が参加したある会合において、インドネシア進出日系企業の間において、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることがあまり知られていないのではないかという点が話題に上った。そして、ジャカルタに駐在する日本法弁護士が協力して、シンポジウムなどを開催することによってジャカルタ駐在日本法弁護士の認知度を向上させ、ジャカルタにおいてインドネシア進出日系企業が日本法弁護士に相談しやすい環境を作っていくべきではないかとの意見交換がなされた。また、筆者が着任する以前から、そのようなシンポジウムの開催について検討されたことがあったが、進展していないとの話もあった。

このようなインドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在日本法弁護士に対する認知度向上の必要性についての問題意識は、「第2」において前述した筆者の昨年度調査研究の結果と合致するものであった。また、そのようなシンポジウムの機会は、同じく「第2」で述べた効果的な支援方策の条件を完全に満たすものである。

そこで、筆者より本調査研究の一環としてそのようなシンポジウムの実現を模索 したい旨提案したところ、参加していた日本法弁護士より賛同が得られた。

さらに、以前からそのようなシンポジウムの必要性について積極的に提唱していたジャカルタ駐在日本法弁護士(以下、「A弁護士」という。)及び筆者の2名において実務を担当すること、在インドネシア日本国大使館、JETROジャカルタ事務所及びジャカルタジャパンクラブ¹⁵など日系各機関に対して協力を要請することについても一致した。

(2) 開催決定に至るまでの日系各機関等との調整の概要

¹⁵ ジャカルタ近郊における日系企業の商工会議所機能と日本人会機能を併せ持つ団体である。以下、「JJC」と表記する。

ア A弁護士との意見交換及び企画書案の作成

2015年5月30日、A弁護士と筆者は、本シンポジウム開催に向けての進め方につき協議を行った。

席上、筆者は、A弁護士に対し、本調査研究の趣旨をあらためて説明し、本シンポジウムについて本調査研究の一環として実施することについて了解を得た。また、A弁護士からは、本シンポジウムは、特定の日本法弁護士の業務の宣伝という趣旨ではなく、公益的な活動であると理解している旨の発言があった。

そして、協議のうえ、本シンポジウムの趣旨について、インドネシア進出日系 企業に対してジャカルタにおける日本法弁護士の存在及び起用のメリットを周知 することにより、当地日系企業のリーガルアクセスの改善を通じた法的トラブル の予防又は適切な対処に資することにつなげること等、に設定した。

- また、(i) 本シンポジウムの構成として、基調講演及びジャカルタ駐在日本法 弁護士によるパネル・ディスカッションの二部構成にするのがよいのではないか、
- (ii) 基調講演の内容は、海外における日本法弁護士の活用の仕方という視点を含むものとし、例えば、日本弁護士連合会の関連する部署に対してスピーカーの派遣を依頼してはどうか、といった意見交換がなされた。

以上のような意見交換を経て、筆者において、本シンポジウムの企画書第1案 を作成した。

イ 在インドネシア日本国大使館への趣旨説明及び協力依頼

2015年6月25日、A弁護士及び筆者において、在インドネシア日本国大使館を訪問し、本シンポジウムについての趣旨説明及び協力依頼を行った。

大使館担当者からは、大使館が主催するという形は難しいが、他の日系諸機関から広く協力が得られることを前提に、大使館として共催又は後援という形で協力できる可能性がある旨、及び、その場合には大使館内の講堂を会場として提供できる可能性がある旨の話があった。

また、「ア」の段階で検討の俎上にあった基調講演について、インドネシアにおける実務的な内容から離れたものであれば、日系企業にとってニーズは少ないかもしれない、との意見があった。

ウ JETRO ジャカルタ事務所への趣旨説明及び協力依頼

2015年6月26日、A弁護士及び筆者は、JETROジャカルタ事務所を訪問し、本シンポジウムについて趣旨説明を行い、あわせて協力を依頼した。特に、

同事務所に対しては、本シンポジウムの主催を引き受けて欲しい旨を依頼した。 同事務所からは、主催を引き受けることができるかについて、慎重に検討する 旨の回答を得た。以後、同事務所との間で調整を継続した。

調整の過程では、基調講演が現地の日系企業にとって有益なものとなり得るのか、パネル・ディスカッションという形式の妥当性、個別の法律相談の機会を設けることは可能か、などについて率直な議論が交わされた。

エ JETRO ジャカルタ事務所への企画書案修正版の提出

2015年7月23日、筆者らは、JETROジャカルタ事務所に対して、同事務所との調整内容を盛り込んだ企画書案の修正版を提出した。なお、検討していた基調講演については実施しないこととなった。かかる企画書修正版に記載された本シンポジウムの趣旨は、以下のとおりである。

ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の存在に対するインドネシア進 出日系企業の認知度は低く、ジャカルタから離れた工業団地ではその認知度は さらに低くなるようである。また、当地の日系企業からは、「日本法弁護士がど のような法律サービスを提供してくれるのか分からない。」との声も聞かれると ころである。

そこで、本シンポジウムは、当地の日系企業に対して日本法弁護士の存在や日本法弁護士が案件に関与することのメリットを周知することによって、当地日系企業のリーガルアクセスの改善を通じた法的トラブルの予防又は適切な対処に資することを趣旨とする。

オ JETRO ジャカルタ事務所主催による本シンポジウム開催の決定

2015年8月11日、JETRO ジャカルタ事務所より、本シンポジウムについて主催を引き受ける旨の連絡を受けた。

あわせて、主催者である JETRO ジャカルタ事務所より、在インドネシア日本国大使館及び JJC に対して協力要請が行われた。その結果、在インドネシア日本国大使館は共催、JJC は後援として協力することが決定した。

開催が決定したことを受けて、各関係者の間で日程調整が行われ、開催日時について、2015年9月17日と決まった。

カ パネル・ディスカッションにおいて議論すべき内容の検討

開催決定を受けて、パネル・ディスカッションに参加する日本法弁護士の間で、 取り上げるべきテーマ及び議論すべき内容について協議を行った。

2015年9月2日には、シンポジウムに参加する日本法弁護士全員で最終の打ち合わせを行った。

3 本シンポジウムの概要

以上の経緯を経て開催が決定した本シンポジウムの概要は、以下のとおりである。

(1) 表題

「事業運営で起こりがちな問題と事前事後の対策 ~ジャカルタ駐在日本法弁護士によるパネル・ディスカッション~」

- (2) 開催日時
 - 2015年9月17日(木)午後4時~午後6時
- (3) 会場

在インドネシア日本国大使館2階講堂

(4) 主催等

主催: JETRO ジャカルタ事務所

共催:在インドネシア日本国大使館

後援:JJC

(5) 対象

インドネシア進出日系企業

- (6) パネル・ディスカッションのテーマ16
 - ① 労務問題
 - ・ 外国人の就労
 - 人員の整理、雇用契約の解消
 - ・契約社員、業務委託の利用
 - ② 事業の拡張と縮小・撤退

¹⁶ 以下のうち、当日さほど議論されなかったテーマもわずかに存在する。

- ・撤退の手法とプロセス
- ・事業の拡張・縮小に伴う不動産の取得と処分
- ・事業の縮小・撤退に伴う労務問題

③ 契約法務

- ・言語法(契約書へのインドネシア語使用義務)
- ・ルピア使用義務
- ・紛争解決地の選択
- ・インドネシア民法第1266条への対応

4 訴訟

- ・インドネシアの裁判制度
- ・債権の保全と回収
- ・仲裁と訴訟

(7) 司会及びパネリスト17

司会:

三澤充 (TMI 総合法律事務所)

パネリスト:

平石努(Jakarta International Law Office)

町田憲昭(西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所*18)

津田雄己 (Assegaf Hamzah & Partners)

池田孝宏 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所 ジャカルタデスク*19)

前川陽一(長島・大野・常松法律事務所)

野口学(さくら国際特許法律事務所)

(8) 参加費

無料

4 申込受付等について

¹⁷ 敬称略。いずれも、本シンポジウム開催当時、ジャカルタに駐在して活動していた日本 法弁護士である。ジャカルタにおける日本法弁護士へのアクセシビリティの改善に資する という趣旨から、当日、参加者に対して、登壇者のプロフィール及び連絡先を配布した。 18 *提携事務所。

^{19 *}現地提携法律事務所內。

(1) 案内文の送付

本シンポジウムの案内文は、主催者である JETRO ジャカルタ事務所及び後援者である JJC より、それぞれの会員企業に対して電子メールで送信された。送信先を合計すると約1000か所に上る。

以下に、案内文に記載された趣旨説明部分を引用する。かかる趣旨説明部分の原案は、昨年度調査研究及び本調査研究における基本的な問題意識をベースに、ジャカルタ駐在の日本法弁護士との議論を経て作成されたものである。

インドネシアにおける法令の内容及び運用は非常に不透明であると言われております。そのような状況のもとで、法的トラブルを事前に予防し、又は起こってしまった法的トラブルに対して適切に対処するためには、専門家への相談窓口を確保しておくことが必要です。

現在、ジャカルタには複数名の日本法弁護士が駐在しており、契約法務、労務、紛争対応、コンプライアンス対応など当地で活動する日系企業の皆様が直面しうる問題について、インドネシア法弁護士と連携して法律サービスを提供しています。しかし、そのような当地で活動する日本法弁護士の存在は日系企業の皆様にはまださほど知られていないようです。

そこで、このたび、当地に駐在する日本法弁護士7名を招いて、下記の通りシンポジウムを開催することと致しました。当日は、パネル・ディスカッション形式で、日系企業の皆様が当地でビジネスを行っていくうえで直面しうる法的な問題についての実務的な対応策などが議論される予定であり、皆様にとりまして有益な内容になるものと存じます。また、シンポジウム終了後には、パネリスト弁護士との名刺交換の時間も設けております。ぜひこの機会を当地駐在の日本法弁護士とのネットワーキングのために活用して頂き、ひいては専門家を利用することにより法的トラブルを予防し、また、企図せず発生してしまった法的トラブルを適切に対処することに寄与することになりましたら幸いです。

(2) 申込者、参加者数等

本シンポジウムの申込者数、参加者数等は以下のとおりである。

なお、当日のキャパシティーについては、会場の提供者である在インドネシア日本国大使館と相談の上、140席と設定した。

・申込人数:252名(1社あたり2名の申し込みを含む)

申込受付人数:142名当日参加者数:112名

JETRO ジャカルタ事務所によれば、受付開始から約2時間で満席となったとのことであり、非常に関心が高かった様子が窺える²⁰。また、申込を受け付けた企業のうち、製造業と非製造業の割合は概ね2:1であった。

(3) 事前質問について

本シンポジウムの参加受付に際し、パネル・ディスカッションに関連する事項について事前質問を受け付けた²¹。寄せられた質問の一部について、以下に記載する²²。特に、本シンポジウム開催の約3か月前に外国人の就労に関する規制が改正されたことを受けて、事前質問においてもかかる分野についての高い関心が窺えた。

【事前質問の内容】

・非居住者取締役・コミサリス²³について IMTA²⁴の取得を義務付ける規制が発表 されたが、実際には、日系各社においては様子見の会社が多いと聞いている。実 際の運用状況と対応案を教えて欲しい。同様に、日本人1名の雇用に対してロー カルスタッフを10名雇用しなければならない旨の規制が発表されているが、こ ちらについても運用状況を教えて欲しい。

- ・非居住の外国人取締役・コミサリスの IMTA 取得義務に関するルールは本当に 実施されるのか。本当に実施されるとして、IMTA だけを取得できるようになるのか。
- ・事業を縮小する場合に、正社員を解雇することは可能か。

²⁰ 結果として100名以上について参加を断らなければならないという事態を受けて、同一内容で再度の開催を検討すべきではとの声もあったが、諸般の事情により再度の開催には至らなかった。

²¹ 事前質問の受付に際しては、必ず回答するという趣旨ではなく、パネル・ディスカッションにて触れる可能性があるという趣旨である旨を明示した。

²² 筆者において、趣旨を損なわないよう配慮しつつ、表現を一部変更している。また、掲載したのは、質問の一部である。なお、質問の法的な背景については、「第3」「5」で後述するパネル・ディスカッションの内容部分を参照されたい。

²³ インドネシア会社法上の役職であり、監査役に類似する。

²⁴ 外国人労働者雇用許可を意味する。

・インドネシアの現地法人が増資又は減資する際の必要な手続と期間、注意点に ついて教えて欲しい。

5 パネル・ディスカッションの内容

以下、パネル・ディスカッションの内容を整理して報告する25。

(1) パネル・ディスカッションの進め方

パネル・ディスカッションにおいては、(i) 労務問題、(ii) 事業の拡張と縮小・撤退、(iii) 契約法務、(IV) 訴訟という4つの「大テーマ」につき、1名のパネリストが概要を説明した後、各「小テーマ」について、司会とパネリストが議論するという形で進められた。

なお、司会より、会場からの質疑応答に応じる際には、個別の法律相談に及ぶような事項には回答できない旨が明言された。外弁規制を遵守する視点からの発言である。

(2) 労務問題について

ア 概要部分

・労働法令を遵守すべきことは当然であるが、労働法令に次いで拘束力が強い のは労働協約である。たとえば、個別の雇用契約において、ある従業員にとっ

²⁵ 本シンポジウムにおける司会及び各パネリストの発言を引用する形で報告する(すべて の発言を記載しているわけではない。)。口頭かつパネル・ディスカッションにおける発言 を引用するという性質上、発言の趣旨を損なわないよう慎重に配慮しつつ、一部、筆者が 要約又は加筆した部分もある。発言内容を記載した部分については、以下の点に留意され たい。(i)あくまで、パネル・ディスカッションにおける限られた時間内における発言で あるから、発言については、要点のみを述べている場合、前提となる部分が省略されてい る場合や趣旨を明瞭にするためあえて法的に正確な用語を用いない場合等も存在するもの と思われる。したがって、本報告書のうち発言内容を記載した部分は、あくまで本シンポ ジウムの内容を報告するという趣旨に留まり、具体的な法的助言等を構成するものではな いことを再度付言しておく。(ii)発言中にはインドネシア法令の基本的な知識を有してい ることを前提に説明している部分もあり、そのような知識を有していない場合には理解し にくい部分もあろうが、支援方策の試行について報告するという本報告書の性格から、背 景知識について詳細に解説を加えることはしていない。(iii) 本報告書が公表予定であるこ とに鑑み、引用にあたって発言者を特定することは控えた。(iv) 同一趣旨の発言であって も、複数の弁護士が発言している場合には、そのこと自体に意義があると考え、重複して 記載している部分もある。(v)口頭での発言であるため、あえて口語のまま記載している 部分もある。

てのみ不利益な条件を定めても、その条件が労働協約の内容に矛盾する場合、 個別の雇用契約の条件は無効となる。

・日本とインドネシアの労働法制をめぐる問題の違いを意識することが重要である。たとえば、(i)日本ではセクハラやパワハラは重要な関心事だが、インドネシアではあまり意識されていない、(ii)退職した従業員による情報漏洩について、日本では重要な問題だが、インドネシアではそこまで意識されておらず、退職した従業員によるノウハウの漏洩といったことが行われている、(iii)懲戒解雇について、インドネシアでは厳しく制限されている、(iv)組合活動についてインドネシアでは日本より盛んであり、多数の従業員を抱える製造業において、組合対応は重要な課題となる、(v)インドネシアでは最低賃金を巡って問題が生じている、といった点である。

・インドネシアにおいては、たとえば、業務の外部委託や人材派遣に対する規制、契約社員として雇用することができる条件、といった分野について、法令の内容と実務が乖離していることは事実である。しかし、法令の原則がどうなっているかを知っておくことが重要である。知っておけば、将来問題が起こった場合にもすぐ対応が可能である。

イ 外国人の就労について

- 別 非居住取締役・コミサリスの IMTA 取得義務について
 - ・労働移住大臣令2015年第16号により、インドネシア非居住の外国人取締役・コミサリスであっても、IMTAを取得する義務がある²⁶。この取得義務は、規定上、あくまで、取締役・コミサリス個人の義務ではなく、会社の義務である。罰則については、大臣令自体には規定がないが、当事務所では、労働法第185条が適用されると考えており、罰則として1年以上4年以下の収監又は1億ルピア以上4億ルピア以下の罰金が課される可能性がある。
 - ・法令が出ている以上、弁護士としては、遵守するべきというアドバイスし

²⁶ 本シンポジウムは、2015年9月17日に開催されている。非居住取締役・コミサリスの IMTA 取得義務については、この時点での法情報に基づくものであり、2015年10月、労働移住大臣令2015年第35号をもって撤廃された。インドネシアにおける法の運用状況を如実に物語る点である。本シンポジウムの内容は、旧大臣令に基づく議論であるが、本シンポジウムの内容及び成果を報告するため、あえて記載している。この点については十分に留意されたい。

かできない。しかし、この国では法令の内容と実務の運用が乖離するということはよくあることであり、また、グローバルな視点でみると、非居住の取締役やコミサリスが就労許可を取得しなければならないというのはおかしいことであるため、法令の運用状況に留意しつつ、注意深く様子を見るという選択肢もあり得るのではないか。

- ・この論点については、労働当局とのディスカッションのなかで労働当局が 口頭で示したと思われるさまざまな情報が出回っているが、あくまでそのよ うな情報は非公式な見解であるため、当局からのガイドレターや新しい規則 が出るまでは、大臣令に記載されていることを遵守していくことが必要であ る。
- ・非居住取締役・コミサリスが IMTA を取得する際、納税番号 (NPWP) を取得する必要があるのかについて、当事務所が労働当局に口頭で確認したところ、納税者番号の取得は必要ないとの非公式の見解を得た。ただ、あくまで非公式の見解である。

(1:10の原則) について

- ・労働移住大臣令2015年第16号により、外国人労働者1名に対し、インドネシア人労働者10名を雇用しなければならない旨の義務が規定されている²⁷。取締役・コミサリスについては、外国人労働者としてはカウントされない。駐在員事務所の所長については、大臣令からは明確ではないが、当事務所が当局に確認したところ、駐在員事務所の所長は取締役・コミサリスに準じるという非公式の見解を得た。
- ・「1:10の原則」について、当局が厳密に取り締まる意向はないのではという情報が出回っていることは認識している。遵守しなくてよいということではないが、状況を注視しつつ、遵守するための準備を進めることが重要である。
- ・「1:10の原則」について、法令上、遵守する必要があるが、現実的には 難しい場合もある。当事務所が労働移住省の担当者と話した際には、今のと ころ罰則を科した事例はないと述べていた。当面は様子を見るという対応も

²⁷ この点についても、前述の労働移住大臣令 2 0 1 5 年第 3 5 号によって撤廃されている。 十分に留意されたい。

あり得るのかもしれない。

ウ 人員の整理、雇用契約の解消

- ・人員整理について、具体的な事案を紹介する。ある会社が、事業を他社に売却し、それにともなって従業員を転籍させることになった。従業員の移転が最大の懸念であった。転籍先の会社も含んだ三者間契約をもって従業員を転籍させたが、契約内容について十分に議論し、段取りを決めた。幸い、従業員全員が転籍に合意したため、紛争にはならなかった。
- ・解雇について事例を紹介する。ある経理担当の従業員が、伝票や帳簿を偽造 して金銭を着服していたが、取引先に対する売掛金が払えない事態となり発覚 した、という事案である。

従業員による犯罪が発覚した場合、労働法の原則として即時解雇をすることはできない。対応を検討する際には、従業員が認めているかどうかが重要である。認めている場合には、自主退職という形で退職してもらい、返済については本人の資力や退職金等との相殺を考慮することになる。従業員本人が認めている場合には、比較的スムーズに進みやすい。認めていない場合には、正規の解雇ルートをとる必要がある。すなわち、労使の話し合い、調停・仲裁、労働関係裁判所への解雇申立ての訴訟提起という流れになる。だだ、裁判等になれば費用や労力がかかるため、どこまでやっていくのかについては考える必要がある。まれに刑事告訴まで進むケースもあるが、その場合には、さらに時間がかかる。そのような点を勘案して決定することになる。

エ デモ・ストライキの問題

・ストライキが合法であるのか違法であるのかは、その後の対応に関して重要な点である。

合法なものであれば、参加している従業員を解雇することはできない。違法なものであれば、ストライキをやめるよう通知したにもかかわらずやめない場合解雇することができる。また、違法なストライキの場合には、原則として、賃金支払義務がない。

労働組合側は、ストライキが合法になるように仕掛けてくる。合法なストライキとは、交渉がデッドロックに陥った場合や会社側が交渉を拒絶した場合に行われるものであるから、交渉が継続している限りストライキが合法になることはない。したがって、組合側は、交渉拒否の言質を取ろうとするなどしてく

る。そのような要件をしっかり把握した上で対応しないと、合法ストライキに なってしまう。組合との交渉について弁護士が対応することが最適かはわから ないが、法的な面から検討することは必要である。

(3) 事業の拡張と縮小・撤退

ア 概要部分

- ・事業の拡張については、増資をすることが多いが、その場合、株主総会決議が必要である。また、授権資本まで増加する場合には特別決議が必要である。 増資に際しては、外資の出資比率に制限がある業種に注意してほしい。外資企業については、増資に際して投資調整庁(BKPM)の承認が必要である。
- ・最近の景気の後退に伴って、事業の縮小や撤退についての関心が高まっている。撤退には、会社清算による方法と株式譲渡による方法がある。清算の段階で債務超過である場合には、原則として破産法の手続に入る。株式譲渡については清算より手続が単純であるが、支配権の移転を伴う場合、すなわち過半数以上の議決権が移転する場合には、会社法上の「買収」という手続による。
- ・会社法上、株主は2名以上必要であるため、合弁事業においてローカルパートナーに株式を譲渡する際、譲渡する相手方が1名である場合には、株主がもう1名必要となることに注意されたい。
- ・縮小にあたって不動産を整理することもあるが、インドネシアの不動産法制は日本とは大きく異なり、非常に特殊である。インドネシアの土地の所有権は、原則としてインドネシア国民にしか認められていない。外資企業を含む法人は、建設権など期間制限のある権利を取得できるに留まる。土地の売買は厳密には土地の権利の売買である。どのような権利を売買しようとしているのかに留意する必要がある。権利の移転には公証人による譲渡証書が必要であり、単なる売買契約では権利が移転しないことに注意が必要である。

イ 撤退の手法とプロセス

(以下の3つの発言は、撤退に関する清算と株式譲渡という2つの手法のうち、 どちらの手続を扱った経験が多いか、という司会からの質問に対する3名の弁護 士の回答である。)

- ・扱った案件は、株式譲渡の案件がすべてである。清算については検討したことはあるが扱ったことはない。清算は、手続が煩雑で長期化する。さらに、清算の場合、納税者番号を返納する際の税務調査が長期化すると聞いている。売却先が見つかるのであれば、株式譲渡のほうが簡便である。
- ・これまではインドネシアの景気は悪くなかったため撤退の件数は多くなかったが、これから景気の踊り場を迎えるにあたって、撤退・縮小を考える会社も増えると考えている。これまでの経験から一番簡単であるのは、合弁先のローカルパートナーに株式を引き取ってもらうという手段である。独資の場合には、譲渡先を見つけて株式譲渡をするか、清算することになる。資産をすべて整理して清算手続を行う案件を扱ったこともあるが、時間がかかる。
- ・経験上、会社清算よりも株式譲渡という手段をとる例が多い。清算はかなり時間がかかる。独資の場合、ローカルパートナーが存在しないため、新たに買い手を見つけなければならないが、債務超過のケースが多いので、ローカルの買い手が見つかりにくい。工業団地の土地の権利などを有している場合、実質的に土地を買ってもらうという形で売却先を見つけた例がある。

ウ 事業の拡張・縮小に伴う不動産の取得と処分

・インドネシアの不動産法制は、日本とは異なり、かなり特殊なものとなっている。事業の拡張の際に不動産を取得する又は縮小に伴って不動産を処分する際には、土地の所有権の売買ではなく、一般的には建設権(HGB)の売買ということになる。売買の際の契約関係については、PPJB²⁸を締結し、様々な諸条件を整えた後、AJB という公正証書を締結して、土地の権利を移転するという実務になっている。注意すべきは、土地の権利が法的に移転するのは AJB が締結された時点であり、その前段階である PPJB を締結して代金を支払っただけでは権利は移転しないということである。代金を支払ったにもかかわらず AJB が締結されないという事態を避けるため、PPJBに、PPJB 締結後の土地権利移転のための条件の成就や AJB 締結のスケジュールを書き込むことが重要である。

(4) 契約法務

²⁸ 土地売買契約を示す。

ア 言語法29 (契約書へのインドネシア語使用義務) について

・言語法が争点となった裁判例はいくつかあるようであるが、そのなかで最も 重要で、衝撃を与えた例を紹介する。2010年すなわち言語法制定後に、英 語のみを用いて締結された、貸付人を米国法人、借入人をインドネシア法人と するローン契約について、英語のみで作成されていることを理由としてインド ネシア法人が無効を主張した、というものである。

2013年6月、西ジャカルタ地方裁判所は、言語法第31条に違反しているとして、契約は無効と判断した。米国法人は控訴したが、2014年5月、ジャカルタ高等裁判所は第一審の判決を支持した。その後、上告されたが、最高裁のウェブサイト上に、2015年8月31日付で米国法人の上告が棄却されたとの情報が掲載されていることを確認した。

・クライアントに対しては、できるだけ、契約書は英語とインドネシア語のバイリンガル版で作成することを勧めている。インドネシアの法理論上、裁判例について先例拘束性が認められていないため、今後同じような争点が争われた場合、裁判所が別の判断をすることもありうるが、それに「賭ける」わけにはいかない。バイリンガル版の作成が間に合わない場合、次善の策として、英語版で契約を締結した後、インドネシア語版を作成しインドネシア語版についても契約書として締結することを勧めている。

・言語法及びインドネシア語を使用しなかったことで契約が無効とされた裁判 例があるため、この点は注意すべき点であると説明している。最も手堅く対応 する場合には、すべての契約について必ずインドネシア語版をつけるのがよい と説明している。

一方で、時間やコストの関係でインドネシア語版を作成したくない場合には、契約書の内容の重要さによって「無効になっても何とかなる」ということであれば、作成しないという選択肢もコストの兼ね合いによっては考えることになる。たとえば、親子会社間の契約であれば、子会社が親会社を訴えるということは考えにくいので、インドネシア語版を作成しないということもある。状況に応じて、契約の重要性とコストの兼ね合いで考えるのがよいであろう。

²⁹ 正式名称は「国旗、国語、国章、国歌に関する法律」(法律2009年第24号)。同法第31条第1項は、概要、インドネシア法人又はインドネシア人が含まれる契約についてはインドネシア語で記載されなければならない旨規定し、同条第2項は、外国当事者が含まれる契約については、インドネシア語を用いることに加えて、当該外国語及び/又は英語を併記することができる旨が規定されている。条文の内容については、司会から説明がされた。

- ・ほぼすべての場合、契約書は英語とインドネシア語の双方で作成しましょう という説明をしている。英語だけで作成しようという話は、現在では聞いたこ とがない。英語版の内容が先に確定しており、インドネシア語に翻訳すると時 間がかかるという場合、先に英語版を締結し、数日以内にインドネシア語版を 締結するという程度の妥協をすることはある。
- ・裁判例があることによって、インドネシアのすべての弁護士が言語法に関する主張をすれば契約を無効にできるということを知ることになった。悪意をもった主張をされることもありうるであろう。

イ ルピア使用義務

- ・2011年に施行された通貨法によって、国内取引におけるルピア使用の義務が定められた。その後、通達等によって、国内取引について現金決済やクレジットカード決済についてのみルピア決済が義務付けられ、銀行送金等についてはルピアの使用義務はなかった。しかし、2015年、新しい通達が発せられ、2015年7月1日より、銀行送金等も含め、国内取引には全面的にルピア使用義務が課せられることとなった。例外として、2015年7月1日より前に締結された契約に基づく取引、クロスボーダー取引、銀行預金、銀行からの融資等は、ルピア使用義務の対象とはならない。ルピア使用義務に違反した場合、(i) 警告状が発せられる、(ii) 取引金額の1パーセントの罰金(最大10億ルピア)、(iii) 中央銀行が管轄省庁に対して違反企業のライセンスの停止や取消を勧告することができる、と定められている。
- ・このような規制があるので、契約書の契約金額はルピアで記載しなければならない。しかし、契約金額はルピアで記載した上で、為替レートを合意する、すなわち、為替レートが変動した場合には契約金額も変動するという合意をすることは法令には違反しないのではないかと考えている。中央銀行に対して非公式に確認したところ、担当官レベルでは問題ないとの回答を口頭で得た。しかしながら、実際には外貨で合意しているのと同じであるとの意見もあり、当事務所でこのような方法を試みたことはない。

ウ 紛争解決地の選択

・仲裁は両者が合意しないと用いることができず、紛争が発生してから合意す

ることは難しいので、契約書において事前に合意しておくことが重要である。

- ・紛争解決地として日本の裁判所を選択した場合、日本の裁判所の判決をインドネシア国内で強制執行することができない。他方、仲裁であれば、条約によって外国での仲裁判断もインドネシア国内で強制執行できる。
- ・(紛争解決方法としていかなる手段を勧めているかという司会からの質問に対して) 一般的に、インドネシアの裁判所は外国企業にとって使い勝手が悪いので、紛争解決地として選択することは避けたい。日本の裁判所についても、インドネシア国内の財産に強制執行ができないので、日系企業同士の契約というようなことでもない限り、選択しにくい。したがって、仲裁を選択するのがよいのではないか。仲裁機関としての信用性の高さからはシンガポールの仲裁機関を勧める。シンガポールを選択する場合には費用の問題もあるので、日系企業の現地法人とインドネシア企業との取引の場合、ジャカルタのBANI30という仲裁機関を選択するのもいいのではないかと説明している。

エ インドネシア民法第1266条への対応

・インドネシア民法第1266条は、債務不履行の場合でも、相手方当事者が 契約を解除するには裁判所への申立てが必要である、ということを定めている。 債務不履行があれば相手方当事者に損害賠償請求権と解除権が発生するのは常 識であるが、インドネシアでは異なる。この規定は非常に特異であると理解さ れており、契約においては、この規定の適用を排除するのが一般的である。債 務不履行のリスクは双方にあるため、適用排除条項を設けることに反対する当 事者は通常はいないであろう。

(5) 訴訟

ア インドネシアの裁判制度の概要

・インドネシアの裁判制度は、残念ながら、外国投資家や国民から高い信頼を 得るには至っていないという現状である。まずは、いかに裁判に巻き込まれな いようにするのかが重要な観点である。ただ、意外ではあるが、インドネシア は訴訟社会であり、日系企業は現地弁護士や現地企業から狙われるということ もある。また、相手方の契約不履行の場合、日系企業としても訴訟を起こさざ

³⁰ 正式名称は、「Badan Arbitrase Nasional Indonesia」。

るを得ない場合もある。

- ・インドネシアは三審制であるが、産業関係裁判所や商業裁判所については二 審制になっている。
- ・日系企業が債権回収で困ることもあろうが、まずは訴訟に至る前に回収するというのが第一段階となる。当事者間で解決ができない場合、法律事務所を起用して法律事務所名義で支払督促状を送ることになる。それに対して、相手方も弁護士を立てて協議が始まる、というのが一般的である。それでもまとまらない場合には、訴訟を提起することになるが、費用や回収可能性、かかる時間を検討して、訴訟に踏み切るかを判断することになる。
- ・インドネシアでは、裁判所にもまだ汚職が残っているものと理解している。 相手方が裁判官に賄賂を払うと勝てる事件も勝てなくなってしまう。腐敗という点については、賄賂を払わないということ以外に、日本の弁護士ができることはない。相手方が賄賂を払ってしまったからといって、こちらが払うとインドネシアと日本の双方で犯罪になってしまうため、決して払ってはいけない。 汚職撲滅委員会(KPK)による取り締まりも厳しく行われている。このような状況なので、できるだけ裁判を使わないように気を付ける必要がある。

イ 仲裁と訴訟について

- ・当事者間で仲裁を用いる合意がなければ、訴訟を用いることになる。
- ・インドネシアの裁判の特徴として、判決の予見可能性が低いという点が挙げられる。また、意外な特徴としては、裁判の進行が速いということがある。第一審は半年以内に終わらせなければいけないという規則がある。実質的な審理が始まると、どんどん進んでいく。また、証拠は原本でなければ出せない。何も準備がない段階で突然訴えられると、主張の機会もないままどんどん進行していくということになりかねない。訴訟になりそうな場合、早めの対応が必要である。また、証拠についても、日頃から原本で出せるように整理することが重要である。
- ・仲裁であれば、腐敗はないはずである。判断内容も合理的であろう。BANIであれば180日以内に終了させるという方針があり、割とスムーズに進行する。一方で、仲裁費用は裁判費用より高額である。

- ・インドネシアでは裁判費用が低額であるため、言いがかり的な訴訟を起こされることがよくある。契約書に仲裁条項を入れ込むことによって、言いがかり的な訴訟を一定程度予防することができる。
- ・実際に訴訟になってしまった場合、インドネシア人弁護士の選定は慎重に行う必要がある。インドネシアにおける司法試験の歴史は浅い。また、インドネシアの弁護士会は分裂を繰り返しており、弁護士自治が期待できない。小規模で訴訟を専門にしているような事務所には、さまざまなレベルのインドネシア人弁護士がいる。着手金が安いからという理由で起用したインドネシア人弁護士から、裁判手続がかなり進んだ状況で、「裁判官にいくら払わないと敗訴する。」と言われ、賄賂を要求されたといった話を聞いたことがある。

6 日本法弁護士をいかに活用するかという視点からの発言

パネル・ディスカッションの総括として、登壇した日本法弁護士全員から、「日本法 弁護士をインドネシアにおいてどのように効果的に活用するのか」という視点からの 発言がそれぞれなされた。

昨年度調査研究においては、日系企業から、「インドネシアで日本の弁護士が何をしてくれるのか分からない。」という趣旨の声が聞かれた。そこで、登壇予定の日本法弁護士による事前打ち合わせの際に、この点について問題提起したところ、パネル・ディスカッションの総括として、各弁護士が日本法弁護士を活用することの意味について発言することになったという次第である。各弁護士の発言の内容は、以下のとおりである。

【発言内容】

- ・日本本社への説明や意見書の提出を出向先のローカル事務所の名称で行うこと ができる。
- ・インドネシアでは、外弁規制上、日本法弁護士は「アドバイザー」という立場ではあるが、日本法でのプラクティスの経験を活かして、インドネシア法務についても、インドネシア人弁護士と協働して創造的なアドバイスを提供することができる。
- ・日本語で相談できることに加えて、日本法とインドネシア法の違い、日本語と

インドネシア語の違いを理解した上で、インドネシア人弁護士と協働でアドバイスをすることができる。

- ・日系企業の懸念点や感覚に対して共感することができる。
- ・インドネシア人弁護士の一部はいわゆる「海千山千」であり、日系企業が使い こなすことは簡単ではない。日本法弁護士が間に入ることでコントロールできる。
- ・インドネシアは日本に比べて法制度が未熟であるが、日本法弁護士は日本法の 知識を活かして、インドネシアにおける法運用のあるべき姿を見通すことができ るのではないか。
- ・インドネシア人弁護士のなかにはクオリティが高くない者や平然と違法行為を 勧めてくる者もいるが、日本法弁護士が所属しているインドネシアの法律事務所 に関しては、この点についてスクリーニングが済んでいるため、安心して利用し てもらえる。ゼロからローカルの法律事務所を探すより簡便である。

7 JETRO ジャカルタ事務所による総括31

筆者は、本シンポジウム開催後の2015年9月25日、主催を引き受けて頂いた JETRO ジャカルタ事務所を訪問し、本シンポジウムの成果について意見交換を行い、 あわせて同事務所としての総括につきヒアリングを行った。ヒアリング内容は以下の とおりである。

【ヒアリング内容】

- ・多くの法律事務所の協力によって開催するという形式はこれまでになかった。 法務省の委託調査研究と協働で実施したため実現できたものと理解している。
- ・内容については、日系企業の関心が高く、ニーズが多く存在する事項を取り上 げることができた。参加企業の満足度は高かった。
- ・法の運用が不透明な論点について、複数の法律事務所のオピニオンを聞くことができた点は非常によかった。

³¹ 以下は、あくまでヒアリングに基づく担当者レベルでの個人的な意見であり、同事務所の公式見解という趣旨ではない。

- ・法規制について、内容を説明し注意を促すというようなセミナーについては以前にも実施したことがあるが、今回は、ケーススタディを取り入れ、かつ、一歩踏み込んだ説明があったため、法運用の実態について「相場観」が見えた。
- ・登壇した日本法弁護士のなかには、私³²が存じ上げていなかった人もいた。多くの日本法弁護士を知ることができたことは、JETROとしても有益である。
- ・JETRO としては、日系企業の課題を解決するためには、日本法弁護士でなければならない、というようには考えていない。コンサルタントでもローカル弁護士でもよいというスタンスである。ただ、その中で、日本法弁護士と Win-Win になるようなポイントを見つけて協力できればよい。
- ・可能であれば、今回のようなシンポジウムを来年も開催したいと考えている。

8 アンケート結果

(1) アンケートの実施

本シンポジウムに際して、本シンポジウムの成果を測り、かつ、日本法弁護士による日系企業に対する効果的な法的支援の提供の在り方を調査するため、アンケート(以下、「本アンケート」という。)を実施した。

(2) 回答総数及び集計結果

本アンケートの回答総数は89件であり、回収率は約79%である。

本アンケートは、(i) 本シンポジウムの効果を直接測る部分と(ii) 日本法弁護士による効果的な法的支援の提供の在り方について検討する際の基礎データとする部分よって構成されている。以下、本シンポジウムの効果を直接測る部分について、集計結果と回答内容を記載する33。

³² JETRO ジャカルタ事務所担当者。

³³ 日本法弁護士による効果的な法的支援の提供の在り方に関する部分については、拙稿「「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書」において記載した。そのため、本アンケートの質問票及び集計結果については、かかる報告書の別紙として添付した。

質問8

本日のパネル・ディスカッションの内容は、貴社にとって有益な情報となり ましたか?その理由についてもご記載下さい。

- 1. 非常に有益な情報だった 2. ある程度有益な情報だった
- 3. あまり有益な情報ではなかった 4. まったく有益な情報ではなかった

【集計結果】

- 1. 非常に有益な情報だった・・・・・47 (52.8%)
- 2. ある程度有益な情報だった・・・・・37 (41.5%)
- 3. あまり有益な情報ではなかった・・・・0 (0%)
- 4. まったく有益な情報ではなかった・・・2 (2.2%) ※未回答3件

「1.非常に有益な情報だった」の理由34

- 多くの意見を聞くことができた。
- ・不明点につき明確になった。特に、言語法、ストへの対応について。
- ・短時間のなかでポイントが絞られていて良かった。特に、現場・現実的な コメントが多く有益であった。
- ・知らない情報、考え方を提供してもらった。
- ・基本を知っただけでも有益であった。
- ・知りたかった情報を聞くことができた。
- ・具体的な話が多くわかりやすかった。非常に興味深い内容だった。

³⁴ 参加した日系企業の現地における率直な声を報告するため、同趣旨の回答であってもな るべく記載することとした。ただし、すべての回答を記載しているわけではなく、一部を 抜粋して記載している。また、趣旨を損なわないよう留意しつつ、一部、表現を筆者にお いて変えている。以上については、他の質問に対する回答についても同様である。そのた め、拙稿「「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提 供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書」に添付した集計結果(すべ ての回答が記載されている。)とは表現が若干異なる部分もある。

- ・日本本社で顧問契約を結んでいる法律事務所はジャカルタに拠点がないため、話をしたくてもできない状況のなか、このような催しによってインドネシア法務の現場を知ることができた。
- ・色々と相談できる場所があると分かった。
- ・弁護士としての見解、個別の事例への対応等複数の意見を聞くことができ 有意義だった。
- ・建前だけでなく、現実的な運用について知ることができた。
- ・契約について軽く考えていた。現在、業務委託契約を締結しようとしている があらためて見直したい。
- ・インドネシアの法律を理解するきっかけとなった。
- ・弁護士が身近なものになってきた。
- ・総合的にいろいろ知ることができた。
- ・「仲裁」の文言を入れることで裁判所の介入を防ぐということ、仲裁のレベルが高いということを知った。
- ・労務でぶつかる諸問題に対する体系的な理解の補完。
- 知らないことがたくさんあった。
- 事例をあげてもらったのがよかった。
- ・労務問題についてよくわかった。
- ・会社を運営していくうえですべて必要な情報であった。今後は個別案件について精査していきたい。
- ・日本法弁護士というよりインドネシア人弁護士を使わざるを得ないと思っていた。

- ・同じテーマに対し複数弁護士のコメントを聞くことができた。
- ・仲裁と訴訟についてはよくわからないことが多かったので、少し見えてきた。

「2. ある程度有益だった」の理由

- ・使い方35によっては有効だと思う。
- ・まだスタートしたばかりなので、様々なことへの対応・準備ができる。
- ・弁護士に相談した場合にインドネシアではどこまで解決が可能か難しいと感 じた。
- ・特に労務問題について、今後役立てていきたい。
- ・労務問題における非居住の取締役・コミサリスが IMTA を必要とすることを 知らなかった。
- ・もう少し、各項目に関して時間が欲しかった。
- ・言語法の話が有益であった。
- ・法務担当者として参加している者にとってはもう少しだけ具体的なケースを知りたい。
- ・労働移住大臣令2015年第16号について主なポイントの解釈及び対応についてアドバイスを聞けたから。
- ・テーマがはっきりしていたので順序よく話が聞けた。やりとりが早口だったのでメモをしにくかった。
- 知っていることが多かった。

^{35 「}日本法弁護士の起用の仕方」という趣旨であろう。

質問9

本日のパネル・ディスカッションで取り上げられたテーマのなかで、最も有益だったものはどのテーマですか (複数回答可)。その理由についてもご記入下さい。

1. 労務 2. 事業の拡張と縮小・撤退 3. 契約法務 4. 訴訟

【集計結果】

1. 労務:52

2. 事業の拡張と縮小・撤退:16

3. 契約法務: 44

4. 訴訟:21

【理由記載欄の記述】

「1. 労務」の理由

- ・組合対応は非常に大きな課題であるため。
- ・直近で自社に関わる問題がある。
- ・直面した課題がある。
- ・今まさに抱えている問題だから。
- ・日頃よく直面する問題だったため参考になった。
- ・外国人の就労については現在非常に関心のあるテーマである。
- ・一番身近な問題であるため。

「2. 事業の拡張と縮小・撤退」の理由

- ・現在、M&Aを検討しているため。
- ・減資について検討していたため、リアリティをもって話を聞けた。

「3. 契約法務」の理由

- ・ルピア使用義務などの項目で実務的な対応策等を聞くことができてよかった。
- ・言語法について、最近の情報を入手できた。
- ・金融取引において常に話題となるテーマのため。
- 契約の細かいテクニックを知ることができてよかった。
- ・当社の現在の問題とリンクしていた。

「4. 訴訟」の理由

・裁判と仲裁の仕組みについて理解した。

「複数回答」の場合の理由と回答した項目

- ・直面しそうなことであるから(1、2)。
- ・駐在員事務所をスタートしたばかりであるから(1、2)。
- ・実務に直結する内容(1、3)。
- ・インドネシアに内在するリスク (3、4)。
- ・すべての項目で知らないことを教えられた(1, 2, 3, 4)。
- 代金回収が困難であるから(3、4)。
- ・意外と基礎的な事項をフォローアップできていない(3、4)。
- ・非常に身近な問題で日本との法律の違いに時折悩むことが多い(1、3)。
- ・それぞれ具体的に経験した内容と重なり参考になった(1, 2, 3, 4)。

- ・よく理解していないことが多い(3、4)。
- ・ 当社が直面している案件であるから(1、4)。

9 本シンポジウムの成果

本シンポジウムの成果として、以下の各点が挙げられる36。

(1) ジャカルタ駐在日本法弁護士の存在に対する認知度の向上

本シンポジウム開催の目的として、ジャカルタにおける日本法弁護士の存在を日 系企業に周知し、日系企業の日本法弁護士に対するアクセシビリティの改善・充実 を図ることを想定していた。

この点については、(i) 本シンポジウムの案内文が、JETRO ジャカルタ事務所及びJJC を通じて、1000か所以上にメール送信されたこと、(ii) 100社を超えるインドネシア進出日系企業が参加したこと、(iii) 本シンポジウム参加者に対して、登壇した日本法弁護士の連絡先を含むプロフィール一覧を配布したこと、(iv)シンポジウム終了後、参加者と登壇した日本法弁護士との名刺交換の場を設けたこと、から十分に達成できたものと考えている。

(2) 日本法弁護士に対する潜在的な需要の掘り起こし

本アンケートにおいて、今までジャカルタ駐在日本法弁護士に相談をした経験がない日系企業に対して、本シンポジウムに参加したことで日本法弁護士に相談してみたいと思ったかを尋ねたところ、約73%が、相談してみたいと思った旨を回答した³⁷。

後述する日本法弁護士を起用するメリットの周知とも関連する部分であるが、本シンポジウムは、日本法弁護士に対する潜在的な需要を掘り起こし顕在化させるという点において意義があったものと理解している。

(3) 価値ある法情報の提供

-

³⁶ あくまで、本調査研究の趣旨に基づく成果であり、筆者の私見である。主催者である JETRO ジャカルタ事務所の見解ではない。

³⁷ 本アンケート質問6。この点に関しては、拙稿「「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書」において記載したため、本報告書においては簡単に触れるにとどめる。

本シンポジウムにおいて提供された情報が有益であったか否かを尋ねた本アンケート質問8について、「1. 非常に有益な情報であった」との回答及び「2. ある程度有益な情報であった」との回答を合計すると約94%に達し、本シンポジウム参加者の多くが、内容について肯定的に評価している。

このことは、各テーマにおいて、法律の内容についての一般的な説明にとどまらず、具体的な事案において、法律の内容及び規制当局の対応が不透明な状況を前提にしつつも、各弁護士の所属事務所がクライアントに伝えている具体的な対応方法にまで踏み込んだ説明がなされたためであろう。また、複数の弁護士が同一のテーマについて意見を述べたという点についても評価されている。法運用が不透明な状況であるがゆえに、一度に複数の弁護士の見解を聞くことができる機会は非常に有益である。

(4) 日本法弁護士を活用する意義に対する理解の促進

上述したように、本シンポジウムでは、インドネシアにおいて日本法弁護士を活用することの意義について、登壇した各弁護士がそれぞれの意見を述べた。

このような情報を発信することによって、日系企業の間において日本法弁護士を 活用する意義に対する理解が促進されるはずである。そして、「日本の弁護士がイン ドネシアで何をしてくれるのかわからない。」といった日系企業の疑問は徐々に解消 され、日系企業が日本法弁護士を効果的に活用していくことにつながるであろう。

この点は、本調査研究の趣旨から、本シンポジウムにおいて最も強調したいと考えていた点であり、将来的な日本法弁護士による効果的な法的支援の提供という観点から有意義であったと考えている³⁸。

(5) 継続開催の可能性とその意義

JETRO ジャカルタ事務所及び在インドネシア日本国大使館からは、次年度以降も同様のシンポジウムを継続的に開催していくことについて前向きな発言があった。

このようなシンポジウムを年1回程度定期的に開催していくことによって、インドネシア進出日系企業の間における日本法弁護士の存在に対する認知度及び日本法弁護士活用のメリットに対する理解度がさらに向上し、インドネシアでの日本法弁護士の効果的な活用に資するはずである。

加えて、このようなシンポジウムの機会を継続していくことで、JETRO ジャカル

³⁸ この点に関する分析は、拙稿「「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による 効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書」に記載した。

タ事務所、在インドネシア日本国大使館及び JJC 等の日系各機関と日本法弁護士との間の連携体制が強化され、将来的な、日系諸機関と日本法弁護士との連携に基づく法的支援の提供の可能性が広がるであろう。

一方で、本シンポジウムの実現は、ジャカルタ駐在日本法弁護士の間の個人的な信頼関係に依拠している部分も否定できない。将来的にジャカルタに駐在する日本法弁護士の人数が増加した場合や駐在弁護士の代替わりがあった場合などに、今回のような複数の法律事務所に所属する弁護士が協力して実施する環境を維持できるかについては、今後の課題である。

第4 スラバヤにおける日系企業を対象とした法律セミナー

1 本調査研究における位置付け

昨年度調査研究においては、主にジャカルタ及びその近郊に所在する日系企業に対して、日本法弁護士による法的支援へのニーズ調査を実施した。インドネシア進出日系企業のうち約8割はジャカルタ及びその近郊に所在している。そのため、ジャカルタ及びその近郊において調査を実施することによって、集中的かつ効率的に調査を実施したいと考えた結果である。

一方で、インドネシアの国土は広大であり、ジャカルタ及びその近郊以外の地方都市にも、一定数の日系企業が進出している。このような地方都市に進出している日系企業に対しては、昨年度調査研究において十分なニーズ調査を行うことができなかった。

地方都市では、法的な情報や弁護士を含む専門家へのアクセスが、ジャカルタ近郊における場合と比して、制約されることが想像される。実際に、インドネシアに駐在する日本法弁護士は、いずれもジャカルタを拠点に活動しており地方都市を拠点に活動している者はいない。また、「地方都市に進出している日系企業は、税務や労務などの情報に飢えている。」とのある日系機関担当者の率直な発言に接したこともある。

以上の次第であり、地方都市に進出している日系企業について、適切な支援方策の 実施を試みることは、本調査研究に残された大きな課題であると考えていた。

そこで、本調査研究における「支援方策の試行」の一環として、日系企業の集積があり、かつ、インドネシア第二の都市であるスラバヤにおいて、日本法弁護士による日系企業を対象とした法律セミナー及び無料法律相談を実施することを検討することとした。スラバヤを含む東ジャワには、約140社の日系企業が所在する。うち、日本人駐在員を置いている企業は約50社であり、東ジャワジャパンクラブの法人部会

会員企業とほぼ重なる³⁹。前述のとおり、現時点において、スラバヤに駐在して活動する日本法弁護士は存在しない⁴⁰。

スラバヤにおいて法律セミナーを開催することにより、スラバヤ所在の日系企業に対して、日本法弁護士によって有益な法情報を提供するとともに、弁護士起用による 法的トラブルの予防や適切な対処への意識を高めたいと考えたのである。

2 開催に至る経緯

かかる法律セミナーを効果的に実施するためには、日系諸機関や現地の日本人社会の協力を得ることが不可欠である。そこで、JETROジャカルタ事務所に対して、地方都市における日本法弁護士による日系企業支援の可能性を探るというセミナー実施の趣旨を説明し、協力を依頼した。同事務所からは、現地の日本人会である東ジャワジャパンクラブにおいて法務に関するセミナーについてニーズがあるのであれば、同事務所において実施することを検討する余地があるため、まず同事務所において東ジャワジャパンクラブと協議する旨の回答を得た。

その後、JETRO ジャカルタ事務所内での検討及び同事務所による東ジャワジャパンクラブ等との調整を経て、同セミナーは、2015年12月にJETRO ジャカルタ事務所が主催する「税務・労務セミナー」に、本調査研究との協働という形で「法務」のパートを追加し、「法務・税務・労務セミナー」として実現することが決まった(以下、本報告書「第4」において、かかるセミナーを「本セミナー」という。)。

また、本セミナーにあわせて、日本法弁護士による日系企業を対象とする無料法律 相談についても実施することとなった⁴¹。

以上を踏まえ、筆者より、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士1名に対し、 セミナーの講師及び法律相談担当者を引き受けることを依頼し、了解を得た。

このような次第で、スラバヤにおける法律セミナーは、JETROジャカルタ事務所が 主催する「法務・税務・労務セミナー」のうち法務パートについて、本調査研究との 協働で実施するという形で実現することとなった。

以下、本セミナーの概要及び成果について報告する。

3 セミナーの概要

-

³⁹ 以上について、在スラバヤ日本国総領事館及び東ジャワジャパンクラブからのヒアリング。ヒアリング実施日:2015年11月13日。

 $^{^{40}}$ ただ、2015年9月より、在スラバヤ日本国総領事館が「リーガル・コンサルテーション」を実施しており、2017年度は、ジャカルタに駐在する日本法弁護士1名が、2か月に1回、スラバヤに出張して相談を実施している。

⁴¹ 法律相談の実施における外弁規制上の制約への配慮については後述する。

本セミナーの概要は、以下のとおりである。

(1) 表題

「法務・税務・労務セミナー」

(2) 開催日時

2015年12月7日午後1時~午後5時42

(3) 主催·共催

主催: JETRO ジャカルタ事務所

共催:在スラバヤ日本国総領事館、東ジャワジャパンクラブ

(4) 場所

在スラバヤ日本国総領事館講堂

(5) 対象

東ジャワ進出の日系企業

(6) 内容43

日本法弁護士による講演、個別法律相談

(7) 法務パートの講師44

平石努氏(ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士)

(8) 法務パートの講演題名

「法的紛争の予防と対策~直近の法的論点を踏まえて~」

(9) 参加費

無料

(10) 参加申込者数等

本セミナーの案内は、東ジャワジャパンクラブを通じて、同クラブ会員企業

⁴² うち、法務パートは午後1時10分から午後2時まで。

⁴³ 法務パートのみ記載。

⁴⁴ 法務パートのみ記載。他に、労務コンサルタント及び税理士(いずれも日本人)が、労務及び税務について講師を務めた。

に対して電子メールで配布された。配布先は約50社である。 本セミナーへの参加申込及び当日参加人数は、以下のとおりである。

·参加申込:19名

• 当日参加人数:19名

4 セミナーの内容

(1) 講師による講演の内容

本セミナーにおける法務パートの講演は、講師及びJETROジャカルタ事務所において検討の上、法的な紛争の予防と対策という観点から、契約法務及び紛争解決手段について取り上げることになった。題名は、「法的紛争の予防と対策~直近の法的論点を踏まえて~」である。

当日は、講師より、配布資料として、パワーポイントスライドの説明資料と売買契約書のサンプルが配布された。以下、当日のセミナーの内容について、簡単に報告する45。

【講演内容】

・インドネシアの民法は、いまだオランダ植民地時代のオランダ語が原文のものである。植民地時代の法令の上に近代法が乗っている、という状況であり、「砂上の楼閣」という印象を受ける。

・大陸法系の日本では、契約書に記載のない事項は民法が適用される。契約書に記載がなくても裁判官が正しい判断をしてくれる。一方、英米法系の国では、合意事項はすべて契約書に記載される。インドネシアは大陸法系ではあるが、民法が機能不全であり、裁判官の能力も発展途上であるため、合意事項はすべて契約書に記載する必要がある。

・インドネシアの日系企業は、契約書を作成せず、Purchase order と Invoice だけで取引をしている場合も多いかもしれない。経済が順調に成長しているときであれば、このような対応でも問題は少ないかもしれない。しかし、長期間の取引

⁴⁵ 以下の内容は、筆者の手控えに基づき、簡潔に記載したものである。内容の正確性には万全を期したが、万が一、当日の講師の説明や意図と齟齬があった場合、講師の責任ではない。

である場合には、たとえば支払いが遅延した場合の対応方法など、基本的な契約 条件を定めた契約書を作成したほうがいいと考えている。

- ・日々コンプライアンスに留意していないと、民事紛争になった場合、相手方の インドネシア人弁護士にコンプライアンス違反を「粗探し」をされて、たとえば 入国管理局などに通報される恐れもある。民事紛争が予想される場合には、コン プライアンス遵守について確認しておく必要がある。
- ・残念ながら裁判所を信用できないインドネシアにおいて、紛争解決手段については、大規模な契約であればシンガポールでの仲裁を、さほど規模が大きくない契約であればジャカルタでの仲裁を勧めている。外国の判決はインドネシアでは執行できないので、日本の裁判所による裁判を紛争解決手段として選択することはできない。

(2) 質疑応答の内容

講演の後、質疑応答の時間が設けられ、以下の質疑応答がなされた。

【質問】

契約書の内容が労働法規に違反している場合でも、相手方が合意していれば、 契約書の内容が優先するのか。

【回答】

法律には合意により排除できる任意法規と、合意による排除ができない強行 法規とがある。労働法の条項はほとんどが強行法規であるため、契約による適 用の排除はできない。

5 無料個別法律相談会

本セミナーの開催後、講師を務めた日本法弁護士による無料の個別法律相談を実施することが予定されていた⁴⁶。

しかし、本セミナーの申し込みに際して無料個別法律相談への申し込みを募ったところ、応募がなかった。そのため、残念ながら無料法律相談の実施には至らなかった。 なお、この法律相談は、インドネシアにおける外弁規制上の制約の範囲内で実施されるものであることをより明確に示すため、インドネシア人弁護士の同席が予定され

^{46 2 0} 分の相談枠を 3 枠用意していた。

ていた。すなわち、かかる法律相談は、インドネシア人弁護士との協働で行われるものであり、インドネシア法に関する問題については、同弁護士が日本人弁護士を通じて助言を行う予定であった。当日は、個別相談の予定は入っていなかったものの、講師と同じインドネシア法律事務所に所属するインドネシア人弁護士をジャカルタより同道した。

6 JETRO ジャカルタ事務所担当者による総括47

筆者は、本セミナー開催後、JETROジャカルタ事務所を訪問し、本セミナー主催者としての総括についてヒアリングを行った⁴⁸。

【ヒアリング内容】

- ・法務について、弁護士に話をしてもらえてよかった。コンサルタントによるセミナーの場合には、最近の法改正や留意点に重点が置かれる。一方で、今回は、契約 実務や裁判になりそうな場合の対応など、弁護士としての実務に寄った話が多かった。弁護士ならではの話であり、日系企業が聞いていても手ごたえがあったと思う。
- ・日系企業の駐在員は、営業や製造に従事していた人が多く、法務に対する意識は弱い人が多い。目の前の状況に集中していて、法務のリスク管理までは目が届かない。インドネシアでは、どこに行って誰に聞いたらいいのか分かりにくいということもある。今回のセミナーのような情報提供の機会があってはじめて法務リスク管理の重要性を知るということもある。日系企業には、「知らずにやってしまった。」というようなこともあると思う。
- ・コンプライアンスの問題について、東京に報告すると、「遵守しろ」と言われる。 しかし、インドネシアの法制度の状況のなかで完全には守れない部分もある。この 相場観が分かるまでには時間がかかる。どこから費用が発生するかなど「最初の入 り方」さえわかれば、弁護士に相談したいという人はいると思う。

7 アンケートの実施及びその結果

(1) アンケートの実施

47 以下は、あくまでヒアリングに基づく担当者レベルでの個人的な意見であり、同事務所の公式見解という趣旨ではない。

⁴⁸ ヒアリング実施日:2015年12月21日。

本セミナーに際して、本セミナーの効果を測るためアンケートを実施した。回収 総数は19であり、回収率は100%である。

(2) 質問及び回答の集計結果

各講師49の講演内容は、皆様にとって有益な情報となりましたか?その理由についてもご記載下さい。

- 1. 非常に有益だった 2. ある程度有益だった 3. 普通
- 4. あまり有益ではなかった 5. 全く有益ではなかった

【集計結果】

- 1. 非常に有益だった・・・・・ 5 (26%)
- 2. ある程度有益だった・・・・・11 (56%)
- 3. 普通・・・・・・・・・・・・・2 (11%)
- 4. あまり有益ではなかった・・・・0 (0%)
- 5. 全く有益ではなかった・・・・・0 (0%)

※未回答1 (5%)

「理由欄」の記載50

- ・契約社会、訴訟リスクの多さを実感した。
- ・日本との違いが大きいことが理解できた。
- ・契約書の重要性を認識できた。
- ・全体的な基本の理解に役立つ説明を頂いた。
- ・インドネシアの法制度、注意すべき点について理解できた。
- ・インドネシアの法律の成り立ちについて具体的に聞けた。

⁴⁹ 法務パートのみ記載。本アンケートの集計結果については、他のパートに関連する内容 も含まれるため、本報告書に添付することは控えた。

⁵⁰ 趣旨を損なわない様に留意しつつ、筆者において表現を一部変更している。また、否定的な趣旨の回答は1件もなかった。

- ・仲裁条項の有益さを理解できた。
- ・実情を知る機会が出来た。

8 本セミナーの意義51

本セミナーの意義は、以下の2点にあると考えている。

まず、スラバヤという地方都市において、日本法弁護士が有益な法情報を発信したという点である。法務リスクの管理については、従前、日系企業においてさほど意識されていなかった分野である。特に、地方都市に進出する日系企業については、その傾向が高まるはずである。そのような状況のもと、日本法弁護士が有益な情報発信を行ったことによって、法務リスクの管理に対する意識が高まり、ひいては将来的な法的トラブルの予防に資するはずである。

次に、地方都市において、日本法弁護士の認知度及び活用の可能性に対する理解が促進された点が挙げられる。前述のように、インドネシアに駐在する日本法弁護士は、全員、ジャカルタを拠点に活動している。そのため、現地法人本社がジャカルタに所在するような場合を除き、スラバヤ進出日系企業が、スラバヤにおいて日本法弁護士に気軽に相談するという状況は存在しない52。以上のような状況のもと、本セミナーを通じて、法的なトラブルの予防及び適切な対応にあたって、日本法弁護士を起用することが選択肢となり得ることが理解される端緒になったものと考える。

以上の次第であり、本セミナーは、日本法弁護士によるインドネシアの地方都市に おける活動の意義を考えるにあたって貴重な機会になったものと考えている。

第5 バリ島における在留邦人を対象とした法律セミナー

<u>1 はじめに</u>

インドネシアのバリ島には、日系企業の駐在員として駐在している在留邦人はほぼおらず、インドネシア人と婚姻してバリ島に在住している日本人53(特に、女性が多い。) やバリ島でリタイアメント生活を送る高齢の日本人が多い。このような状況の下、バ

⁵¹ あくまで、本調査研究の趣旨に基づく成果であり、筆者の私見である。JETRO ジャカルタ事務所の見解ではない。

⁵² この点に関連して、前述の在スラバヤ日本国総領事館による「リーガル・コンサルテーション」という試みが注目に値する。

⁵³ インドネシア国籍を取得している者も多い。

リ島においては、在留邦人に対する支援という観点から、ジャカルタ及びその近郊と は異なるニーズが潜在している可能性を感じていた⁵⁴。

以上の次第であり、本件調査研究の一環として実施する在留邦人に対する支援方策についてはバリ島で試行することを検討していたところ、バリ日本人会の会員であるインドネシアの弁護士試験合格者より、バリ島の在留邦人の間では、リタイアメント生活を送っている者を中心に、相続について関心が高いとの話を聞いた。そこで、同氏及びバリ日本人会と相談の上、バリ島において日本法弁護士とインドネシア弁護士の双方が関係する相続に関連する問題について、法律セミナーを行うこととなった(以下、「第5」において「本セミナー」という。)。

2 本セミナーの概要

(1) 表題及びテーマ

法律セミナー「バリにおける日本とインドネシア双方の法律が関与する相続などの問題」

- (2) 開催日時
 - 2016年1月29日 午後1時~午後3時
- (3) 主催

バリ日本人会

(4) 場所

バリ日本語補習校6番教室

(5) 対象

バリ日本人会会員(法人会員及び個人会員)

(6) 講師

バリ島に居住するインドネシアの弁護士資格試験合格者 ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士 筆者

(7) 参加費

⁵⁴ この点については、昨年度調査研究における拙稿「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。

無料

(8) 参加申込者数等

本セミナーの案内は、バリ日本人会を通じて、同会会員に対して電子メールで配布された55。本セミナーへの参加申込及び当日参加人数は、以下のとおりである。

•参加申込:31名

· 当日参加人数: 29名

3 セミナーの内容

(1) インドネシア弁護士試験合格者による講演

本セミナーにおいては、日本及びインドネシア双方での法的手続が関係する具体的な事例について、インドネシア弁護士試験合格者より説明がなされた。以下で、 事例及び同氏による説明について、一部を取り上げ報告する。

【事例】

- i バリでリタイアメント生活を送っている日本人夫婦の一方が亡くなった場合、被相続人の名義となっているバリに所在する銀行の預金や生命保険などは、どのような方法で解約や受け取りが出来るのか。
- ii 単身バリに居住している日本人が亡くなり、兄弟や甥・姪などの傍系近親者しかいない場合、被相続人の遺産はどうなるのか。あるいは、本人が遺産の一部を世話になった現地の方に残したい、バリの財団に寄付して福祉に役立てたいと考えている場合は、どのようにすればよいのか。

【説明内容】

- ・被相続人が日本人である場合、その相続に関しては法の適用に関する通則法 第36条により、被相続人の本国法である日本法が適用される。バリ島の銀行 も、この点については同様の理解をしている。
- ・しかし、バリ島の銀行は日本の相続法について内容を理解していないため、

⁵⁵ なお、案内文には、個別の法律相談に及ぶような質問は受け付けない旨が記載された。

相続人による銀行預金の引き出しに際しては、日本法に基づく法定相続人の確定や法定相続分について日本の法律専門家によるリーガルオピニオンが要求される。以上の次第であり、i及びii前段では、日本の相続法にしたがった処理がなされ、かつ、バリにおける財産の処理については、かかるリーガルオピニオンが必要、ということになる。

・遺言の成立及び効力については、法の適用に関する通則法第37条により、遺言者の本国法による。また、遺言の方式については、遺言者の国籍を有する国の法律に適合すれば方式として有効である56。被相続人が日本人であれば、日本法に基づいて遺言を作成し、遺産の一部をバリの人やバリの財団等に遺贈するということも可能である。ただ、バリでの遺言執行の際には、遺留分の侵害がないかなど日本の相続法に適合していることについて、日本の法律専門家によるリーガルオピニオンを求められる可能性もある。

(2) 日本の相続法に関する説明の補足及びジャカルタ駐在日本法弁護士による補足

その後、筆者より、遺言相続及び法定相続に関する基本的な知識等、日本の相続 法について補足説明を行った。

あわせて、ジャカルタに駐在する日本法弁護士より、インドネシアで扱った日本 の相続が関係する案件についての話など、簡単な補足が行われた。

第6 終わりに

本調査研究事項においては、ジャカルタにおける日本法弁護士によるシンポジウム、スラバヤ及びバリ島でのセミナー、という3つの支援方策を実施することができた。

支援方策の実現に際しては、在インドネシア日本国大使館、在スラバヤ日本国総領事館、在デンパサール日本国総領事館、JETROジャカルタ事務所、ジャカルタジャパンクラブ、東ジャワジャパンクラブ及びバリ日本人会の皆様並びにジャカルタ駐在日本法弁護士の皆様から多大なご支援を頂いた。

このようなお力添えがなければ、ただ1つの支援方策も実現させることができなかったことは言うまでもなく、皆様に心からお礼を申し上げる。

以上

⁵⁶ 遺言の方式の準拠法に関する法律第2条第2号。

「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言」に関する調査研究報告書(改訂版)

2016年2月(2018年3月改訂)

弁護士 野口 学(2016年2月付作成者)

弁護士 藏 田 知 彦(2018年3月付改訂者)

目 次

第]	1	はじめ	に・			•		•	•		•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3
第2	2	インド	ネシ	アに	おけ	る	日本	×法	弁記	隻士	のì	舌動	jの	実情	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	5
第	3	日本法	弁護	士が	イン	ド	ネシ	ノア	には	おい	て	是伊	で	きる	法	的	支:	爱(のを	ΕŅ	ナ	<i>;</i> •	•	•	•	•	ç
第4	4	日本法	弁護	士に	よる	法	的支	え援	~0	クニ	—)	ズの	量		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	8
第5	5	小規模	な法	律事	務所	fιzj	折厦	す	る日	3本	法:	弁護	(士	及て	以東	独	で	イこ	/	ジラ	トシ	ノア	r	渡	る		
	ح	とを志	す日	本法	弁護	性	の同	丁能	性に	こ関	す	る考	察		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	2
第6	3	日本法	弁護	士に	よる	効	果的	りな	法的	内支	援	の携	供	の右	ΕŊ	方	に・	つし	17	0	り技]	•	•	•	2	5
第7	7	結語・				•		•	•		•		•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	2	6

第1 はじめに

1 本報告書の位置付け

平成27年度、「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方に関する分析・提言」との調査研究事項(以下、「本件調査研究事項」という。)に関する調査研究が野口学弁護士(以下、「作成者」という。)により行われ、その結果は、平成28年2月、「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方に関する分析・提言」に関する調査研究報告書(以下、「平成28年報告書」という。)としてまとめられた。

本件調査研究事項は、作成者が法務省より受託した「法曹有資格者による日本企業 及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究」(以下、「本調査研究」という。) における3項目の具体的な調査研究事項の1つであり、したがって、平成28年報告 書は本調査研究の一部をなすものである。

また、本調査研究は、平成26年度、作成者が法務省からの委託に基づきインドネシアにおいて実施した「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」(以下、「昨年度調査研究」という。)との連続性を有するものと理解しており、特に平成28年報告書については、作成者による2年間の調査研究のまとめとして位置付けられる。

しかしながら、その後の時間経過に伴い、平成28年報告書の記載事項には、現在の事実関係及び法規制等に適合していない事項が複数認められるようになり、それら記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適合させる必要性が生じるに至っていた。そこで、弁護士藏田知彦(以下、「改訂者」という。)は、平成29年から平成30年2月にかけて、平成28年報告書の記載の内、事後に事実関係及び法規制等が変更された事項及びその変更内容を調査するアップデート調査を行った。

本報告書は、平成28年報告書について、同アップデート調査の結果に基づき、事 後に事実関係及び法規制等が変更された記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適 合させる改定を行うものと位置付けられる。

2 留意事項

本報告書の内容については、以下の点に留意されたい。

- ・本報告書は、法務省への提出を目的として作成されたものであり、具体的な事案 に対する法的な意見又は助言の提供を意図するものではない。
- ・本報告書に記載されている情報は、別途記載のない限り、本報告書提出時(20 18年3月23日時点)のものである。
- ・前述のとおり、平成28年報告書は作成者による2年間の調査研究活動のまとめ と位置付けられるものと理解している。そのため、昨年度調査研究及び本調査研究 を構成する他の報告書の内容と重なる部分についても、日本の法曹有資格者による 効果的な法的支援の提供の在り方を分析するという視点から再度整理!した上で記載 されている。
- ・本報告書中のインドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する言及については、 すべてインドネシアにおける外弁規制2上の制約の範囲内であることが前提となって いる。
- ・本報告書の記載の一部は、ジャカルタ駐在日本法弁護士へのヒアリングに基づい ている。本報告書が公表予定であることに鑑み、ジャカルタ駐在日本法弁護士から のヒアリングに基づく部分について、発言者を特定することはせず、また、ヒアリ ングメモの添付なども行っていない。ヒアリングに対して率直な意見を聞かせて頂 いた各日本法弁護士への配慮と理解されたい。
- ・本報告書の内容は、作成者及び改訂者が所属している日本の法律事務所及び任期 中のジャカルタにおける受入事務所の公式見解ではなく、作成者及び改訂者の個人 的な見解である。また、各所からのヒアリング内容を記載した部分についてはヒア

¹ 加筆又は修正等をしている部分もある。

² 外国人弁護士の活動に対する規制。

³ たとえば、本報告書中には「日本法弁護士への相談」等の表現があるが、インドネシア法 に関する点については、外弁規制の範囲内で、すなわち、インドネシア人弁護士の監督の 下、インドネシア人弁護士と恊働して実施されることが前提となっており、実務上もその ように行われている。本報告書中には、かかる前提についての記述が省略されている部分 も一部あるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制の範囲内における活動で あることを当然の前提とする。

第2 インドネシアにおける日本法弁護士の活動の実情

1 序

インドネシアにおける日本法弁護士による効果的な法的支援の提供の在り方について検討する前提として、本報告書提出時である2016年2月20日時点でのインドネシアにおける日本法弁護士及び日本の法律事務所の活動の実情について整理する5。

2 ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数

本報告書提出時において、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数は10名である·6·7。

3 五大法律事務所からの出向

ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士10名のうち5名は、東京に所在する5つの大規模な法律事務所8からの出向者である9。五大法律事務所は各々が1名の日本法弁護士をジャカルタに所在するインドネシア法律事務所10に駐在させておいる11。

出向者のジャカルタ駐在について明確な任期を設けているか否かは各事務所それぞれであるが、駐在中の各弁護士とも、いずれはジャカルタを離任し、所属事務所より

⁴ ヒアリング内容を記載する際に慎重を期したことは当然である。しかし、本報告書の作成にあたって、ヒアリング対象者に対して本報告書の記載内容について逐一確認を行うという作業は行っていない。

⁵ 昨年度調査研究における作成者による「「インドネシアの外弁規制等、法曹有資格者の活動環境」に関する調査研究報告書」においては、2014年11月時点における状況について報告している。

⁶ その内1名は、外務省の職員として在インドネシア日本国大使館で勤務している。

⁷ 修習期は、52期、56期、57期、59期、61期、63期(2名)、64期、65期、 及び66期である。

⁸ 便宜上、以下、「五大法律事務所」という表現を用いる。

⁹ 五大法律事務所に所属しているか否かに重点を置いているのではなく、あくまで、日本法弁護士の活動の実情を説明する趣旨からの記載である。

¹⁰ 本報告書においては、インドネシア法に基づくインドネシア人弁護士の法律事務所を「インドネシア法律事務所」と表現する。

¹¹ 五大法律事務所のうち1つの法律事務所は、2018年中にジャカルタに駐在する日本 法弁護士を1名増員し、2名体制にすることを決定している。

後任の弁護士が派遣されることが前提となっている。作成者の任期中にも、五大法律 事務所の1つから出向していた日本法弁護士1名が任期を終えて離任し、代わって同 事務所に所属する別の日本法弁護士がジャカルタに着任した。

最近、五大法律事務所のうち3つの法律事務所は、一歩踏み込んだ形でジャカルタ における存在を示している。

すなわち、A 法律事務所¹²は、2014年11月、ジャカルタに所在のインドネシア 法律事務所との提携を発表し、「A 法律事務所 ジャカルタ事務所* *提携事務所」との 名称を用いている。

また、B 法律事務所は、2015 年 5 月、提携先であるインドネシア法律事務所内にデスクを開設し、「B 法律事務所 ジャカルタデスク」との名称を用いている。

同様に、C 法律事務所は、2016年1月、提携関係を有するインドネシア法律事務所内に、C ジャカルタデスク」という名称のデスクを開設した。

後述するように、インドネシアの外弁規制上、外国の法律事務所はインドネシアにおいて法律事務所を開設することはできない。そのため、前述の活動について、ジャカルタに所在するインドネシア法律事務所に日本の法律事務所から日本法弁護士が出向している、という基本的な法的枠組みに変更はないはずである。その上で、インドネシア法律事務所と提携関係を有し、提携先である事務所に日本法弁護士を常駐させているという状況を日本に向けてどのように説明するのかという点について、一歩踏み込んだ表現が用いられているのである¹³。

インドネシアにおける外弁規制上の制約の範囲内で、日本の法律事務所がジャカル タにおいて存在感を示していく手法として興味深い。

4 五大法律事務所以外に所属する日本法弁護士

前述の五大法律事務所からの出向者以外では、5名の日本法弁護士がジャカルタに 駐在して活動している。

うち1名は、シンガポールに所在の大規模な法律事務所からの出向という形でジャカルタのインドネシア法律事務所に駐在している。同弁護士は、以前は五大法律事務所の1つに所属しており、当時の所属事務所からの出向という形でジャカルタのインドネシア法律事務所に駐在していた経験を有している。

別の1名は、JICA 長期専門家としてインドネシアに派遣された経験を有しており、 もともと日本に所在の外資系法律事務所のパートナーであった弁護士である。現在は、 知人であるインドネシア人弁護士が経営するインドネシア法律事務所で執務している。

¹² 五大法律事務所の1つを示す。「B 法律事務所」及び「C 法律事務所」との記載も同趣旨。 13 以上については、A 法律事務所乃至C 法律事務所の公式な見解ではなく、あくまで作成者の考察であることを付言しておく。

この両名については、完全にインドネシアに拠点を移している点、すなわち、日本 の法律事務所からの出向ではない点に特徴がある。

5 研修という形でインドネシアに短期間滞在する日本法弁護士

近年の東南アジア法務への関心の高まりを受けて、研修という形でジャカルタに短期間滞在する日本法弁護士も存在する。作成者の任期中には、作成者が知る限り2名¹⁴の日本法弁護士がジャカルタに所在するインドネシア法律事務所で研修を行った。うち1名は、一定の規模を有する日本の法律事務所に所属している。同弁護士は、米国留学後の海外研修という位置付けで、2か月間、日本法弁護士が所属しているインドネシア法律事務所で研修を行った¹⁵。

6 地方都市における日本法弁護士の活動

インドネシアで活動する日本法弁護士はいずれも首都ジャカルタに駐在しており、 地方都市に駐在する日本法弁護士は存在しない。インドネシア進出日系企業の大半が ジャカルタ及びその近郊に所在しているため、今後もこの傾向は変わらないものと思 われる。

一方で、インドネシア第2の都市スラバヤ¹⁶において、2015年9月より、在スラバヤ日本国総領事館が「リーガル・コンサルテーション」と題する法律相談を実施しており、2017年度は、ジャカルタに駐在する日本法弁護士1名が、2か月に1回スラバヤに出張し、日系企業の相談に応じている¹⁷。

7 ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務内容

(1) 業務内容18

ジャカルタに駐在して活動している日本法弁護士が扱う案件は、ほぼすべてが日 系企業をクライアントとする企業法務案件である。

日本法弁護士のジャカルタにおける業務は、大きく2種類に分かれる。まず、日

¹⁴ 注7で述べた日本法弁護士を加えると3名である。

¹⁵ ヒアリング実施日:2015年7月7日。

¹⁶ 日系企業は約150社が所在。

 $^{^{17}}$ http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/000280974.pdf(2018年2月1日閲覧)

¹⁸ いずれの業務についても、後述する外弁規制の範囲内で、インドネシア人弁護士と協働で案件に関与するという趣旨である。

系企業のインドネシアへの新規進出に関連する業務である。次に、インドネシアに 進出済みの日系企業の現地でのオペレーションに関連する業務である。

進出に関連する案件と現地でのオペレーションに関連する案件の比率は、各弁護士によって異なるが、概ね半々である。

進出に関連する案件としては、ローカルパートナー企業との合弁契約の締結、進出にあたってM&Aを行う場合の対応、進出を前提とした規制調査、等である。

日系企業の現地でのオペレーションに関する業務としては、不動産取引、労務、 金融取引、債権回収、撤退、各種規制の調査及び各種相談への対応といったものが 挙げられる。

ジャカルタ駐在日本法弁護士からのヒアリングによれば、最近の新規進出案件の 状況について、いわゆる「進出ラッシュ」と呼ばれていた頃¹⁹と比べて日系企業の進 出が一段落したことに加え、インドネシアの景気が踊り場を迎えていることから、 減少傾向にあるとの話があった。一方で、別のジャカルタ駐在日本法弁護士からは、 依然として進出案件を多く扱っているとの声が聞かれた。ただ、各弁護士からのヒ アリングの内容を総合すると、新規進出案件のうち大型の案件を扱う機会は減少し ている様子が窺えた。

(2) 東京からの案件と出向者がジャカルタで獲得する案件

五大法律事務所からの出向という形で駐在している弁護士については、扱う業務 について、東京からの案件と出向者がジャカルタで獲得する案件という観点から分 類することが可能である。

両者の割合については各弁護士様々であるが、(i) 東京及びその他の地域²⁰からの案件が8割でありジャカルタで獲得する案件が2割、(ii) 概ね半々、(iii) ジャカルタで獲得する案件のほうがやや多い、といった話をそれぞれ聞いた。

また、案件の規模に関する傾向については、東京からの案件は大型の M&A 案件など規模の大きな案件が多く、一方で、出向者がジャカルタで獲得する案件は東京からの案件と比較すると小規模な案件が多い、とのことである。

あるジャカルタ駐在日本法弁護士からは、出向者がジャカルタで獲得している案件についても東京の所属事務所の信用で獲得しているという側面が強く、仮に東京の所属事務所を離れるというようなことになった場合、同じように案件を獲得することはできないであろうとの指摘があった。さらに、東京の所属事務所を離れるこ

^{19 2011}年から2012年頃にかけて、自動車関連産業を中心に多くの日系企業がインドネシアに進出した状況を示す。

²⁰ その他の地域としては、シンガポールやタイなど。シンガポールではなくタイに東南アジアを統括する地域本社を置いている日系企業も見られる。

とになれば、ジャカルタで獲得する案件の性格も変わり、各種規制の調査といった 小規模な業務が多くなるのではないかとの話を聞いた。

第3 日本法弁護士がインドネシアにおいて提供できる法的支援の在り方

1 序

日本法弁護士がインドネシアにおいて提供できる法的支援の在り方を検討するためには、まず、外弁規制の内容を十分に理解する必要がある。インドネシアにおける日本法弁護士によるあらゆる法的支援は、外弁規制の範囲内で行われるものである。特に、外国人弁護士はインドネシア法に基づく法律サービスを提供することができないという点については、十分に留意すべきである。

次に、かかる外弁規制上の制約を前提に、日本法弁護士がインドネシアにおいて案件に関与することの意義について検討する。

加えて、外弁規制上の制約のもと、日本法弁護士は、いかなる分野において弁護士として力を発揮することができるかについて考察する。

2 外弁規制の内容及び運用の実情21

(1) 外弁規制の内容

インドネシアにおける外弁規制は、弁護士法²²等を根拠としている。外弁規制の内容は、概要以下のとおりである。

- ・外国人弁護士は、裁判所において依頼者を代理することができない。
- ・外国人弁護士は、インドネシアにおいて法律事務所を開業・経営することができず、外国法の専門家としてインドネシア法律事務所に雇用されるという形態でのみインドネシアで就労することができる。
- ・外国人弁護士がインドネシア法律事務所に雇用されるためには、弁護士会 (PERADI) の推薦状に基づく法務人権大臣の許可が必要である。PERADI の推

²¹ 詳細については、昨年度調査研究における作成者による「「インドネシアの外弁規制等、 法曹有資格者の活動環境」に関する調査研究報告書」に記載。 ²² 2003年法律第18号。

薦状を得るためには、PERADI が実施する倫理試験に合格する必要がある。

- ・インドネシア法律事務所に雇用された外国人弁護士は、母国法、商事及び仲裁 分野における国際法に関する法律サービスを提供することができるが、インドネ シア法に関する法律サービスを提供することはできない。
- ・外国人弁護士には、法教育及び法研究の分野における無償法律サービスを提供する義務がある。前述の法務人権大臣からの許可²³を延長するためには、かかる無償法律サービスを少なくとも1年間に100時間提供したことについての証明書の提出が要件とされている。

(2) 外弁規制の運用の実態

ア序

外弁規制の運用の実情については、昨年度調査研究における作成者による「「インドネシアの外弁規制等、法曹有資格者の活動環境」に関する調査研究報告書」において報告したが、同報告書提出後の状況及び特に留意すべき点について、補足して説明する。

イ 日本法弁護士及び日本の法律事務所の活動形態

外弁規制上、外国人弁護士は、インドネシアにおいて法律事務所を開業・経営 することができず、外国法の専門家としてインドネシア法律事務所に雇用される という形態でのみインドネシアで就労することができる。

したがって、インドネシアには、日本の法律事務所のブランチ・オフィスは法 的には存在しない。また、インドネシアにおける日本法弁護士の活動の法的な枠 組みは、インドネシア法律事務所に雇用されるという形態になる。

ウ インドネシア法に関する法律サービスを提供することができないこと

外弁規制上、インドネシア法律事務所に雇用された外国人弁護士は、インドネシア法に関する法律サービスを提供することができない。

しかしながら、実際に現地において日系企業が日本法弁護士に対して求める法律サービスは、インドネシアにおける外資規制や各種規制の調査、進出に伴う現

²³ 有効期間は1年。

地での会社設立に関する問題、現地で発生する労務問題への対応、不動産に関する問題など、インドネシア法に基づく問題がほとんどであり、インドネシア法を 扱えなければ対応することは不可能である。

この点について、現地で活動する日本法弁護士は、インドネシア法に基づく法律サービスについて、インドネシア人弁護士と協働して、その監督の下で行うという形で対処している。

たとえば、(i) クライアントとのミーティングにおいてインドネシア法に関する事項に話が及ぶ場合には、必ずインドネシア人弁護士の同席を求める、(ii) インドネシア法に関する意見を記載した意見書等には署名をせずインドネシア人弁護士のみが署名する、といった実務の在り方が存在する²⁴。

さらに、インドネシアにおける法の運用には不透明な点が多く、インドネシア 人弁護士でなければ細部を確認できない場合が珍しくないため、インドネシア法 に基づく問題について、日本法弁護士がインドネシア人弁護士の関与なく単独で 扱うという事態はあまり想定できない。

以上の次第であり、日本法弁護士による法的支援の提供は、インドネシア法に 関する部分について、インドネシア人弁護士の監督の下、インドネシア人弁護士 との協働で行われることが大前提となる。

エ PERADI が実施する倫理試験をめぐる状況

「(1)」で述べたとおり、PERADI からの推薦状を取得するためには、PERADI が実施する倫理試験に合格しなければならず、同試験の形態として、筆記試験形式と口頭試問形式が存する。筆記試験形式の倫理試験は、2014年2月にはじめて実施され、以降同年8月及び2016年8月にそれぞれ実施されており、試験は英語で実施され、選択式問題及び記述式問題から構成されている。一方、口頭試問形式の倫理試験は、2016年8月以降に不定期に実施されており、その内容は、3名の試験官から、弁護士法及び弁護士行動規範に関する問題意識や後述する無償法律サービスの提供方法に関する質問を受けて回答するというものあり、試験時間は合計で20~30分程度である25。この倫理試験は、2014年8月に筆記試験が実施されて以降、しばらく実施されない状況が続いていたものの26、

²⁴ 当然のことながら、いずれも、インドネシア法を直接扱わないという外弁規制の範囲内において行う趣旨である。

²⁵ ロ頭試問形式の倫理試験の内容に関する記載は、実際に同試験を受けた日本人弁護士へのヒアリングに基づくものであるが(ヒアリング実施日:2018年2月13日)、試験が毎回同一の方法で行われるとは限らないため、実際に試験を受ける際は、試験の具体的な実施態様につき事前に PERADI に対して照会を行うのが安全である。

²⁶ その原因として、2015年3月頃からの PERADI の分裂騒動の影響が考えられる。

2016年8月に筆記試験が実施され、それ以降は不定期に口頭試問形式の倫理 試験が行われており、2016年夏以降にジャカルタでの駐在を開始した日本人 弁護士は、全員倫理試験を受けることができているようである。

PERADIによる倫理試験が実施される以前、PERADIはインドネシア法律事務所において雇用されることを希望する外国人弁護士に対する推薦状の発給について極めて消極的であり、2012年頃には、推薦状の取得は事実上不可能という状態にまで至っていた。また、PERADIから推薦状を取得することができたとしても、法務人権大臣から許可を取得する際の手続が非常に困難であった。

倫理試験の実施以後は、そのような状況は改善され、倫理試験への合格を前提として、PERADI からの推薦状取得及びその後の法務人権大臣からの許可取得手続は円滑に行われていた。

しかし、一時期、倫理試験自体が実施されず、その影響で推薦状についても発給されないという状況が継続していたのであり、その後状況は改善されてきてはいるものの、PERADIの分裂は未だ解決しておらず、今後も PERADIからの推薦状の取得を巡る状況を注視していく必要がある。

オ 無償法律サービス提供義務の運用をめぐる状況

「(1)」で述べたとおり、インドネシア法律事務所に雇用される外国人弁護士は、 無償法律サービスを提供する義務がある。

法務人権大臣からの許可を延長するにあたっては、かかる無償法律サービスを 少なくとも 1 年間に 1 0 0 時間提供したことの証明書が必要となる。証明書は法 律サービスの提供を受けた機関が発行しており、提供された法律サービスの時間 数が記載されている。現状、準備に要した時間も時間数に含めることが可能である。

ジャカルタに駐在する日本法弁護士は、インドネシアの大学法学部において数回の講義²⁷を行うという形で義務を果たす場合が多い。このような義務履行の場については、PERADI から提供されるわけではなく、所属するインドネシア法律事務所の協力を得ながら、日本法弁護士が自ら確保しなければならない。

ある日本法弁護士によれば、無償法律サービスの提供時間が120時間²⁸に満たず、総時間数が40時間程度であったが許可の延長が認められた、とのことである。一方で、ある日本法弁護士は、所属するインドネシア法律事務所から、「最近

²⁷ 正式な講師として通年にわたって講義を行うという形式ではなく、スポット的に数回の 講義を行うという例が多かった。

²⁸ 2017年大臣令が施行される以前に適用された法務人権大臣決定2004年第 M.11-HT.04.02号の下では、外国人弁護士は、少なくとも毎月10時間(すなわち少なく とも年間120時間)の無償法律サービス提供義務が課されていた。

は厳しく運用されているので、必ず120時間に到達するように。」との指示を受け、そのようにした旨述べていた。

年間120時間にも及ぶ無償法律サービス提供義務の負担は重く、日本法弁護士からは、このような義務は撤廃して欲しいという声が多く聞かれた²⁹。

3 インドネシアにおいて日本法弁護士が案件に関与することの意義30

(1) 序

インドネシア法に関する法律サービスを単独で提供することができないという外 弁規制上の制約のもと、日本法弁護士がインドネシアにおいて案件に関与すること の意義、すなわち、日系企業がインドネシア人弁護士を直接起用することと比較し た場合のメリットは、以下の3点にあるものと考えている。

- i 起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する機能
- ii インドネシア人弁護士の業務に対するクオリティコントロール
- iii クライアントとインドネシア人弁護士との間の法的及び言語的なコミュニケーションの橋渡し

(2) 起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する機能

インドネシアでは、能力があり信用に値するインドネシア人弁護士を選択することは非常に難しい。

インドネシアにおける弁護士のクオリティは千差万別である³¹。その原因として、 弁護士法に基づく司法試験の歴史が浅いこと、裁判例の公開が限定的であり法解釈 学が発展途上であること、が挙げられる。また、いまだ司法に汚職の問題が存在す るインドネシアにおいては、弁護士の一部も汚職と無縁ではない。守秘義務等の弁 護士倫理に対する意識も一般論として日本には及ばない。

このような状況のもと、日系企業、特に進出してからの歴史が浅い日系企業が、

²⁹ ある日本法弁護士は、「我々日本法弁護士は、所属するインドネシア法律事務所において、 日々若いインドネシア人弁護士の能力向上に貢献しているのであるから、法教育分野にお ける貢献は十分なはずである。」との意見を述べていた。

³⁰ 昨年度調査研究における作成者による「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」においても触れたが、本調査研究の成果も踏まえ、一部について加筆及び修正等をしつつ、再度整理した。

³¹ 当然のことながら、能力の高いインドネシア人弁護士、高い倫理観を保持しているインドネシア人弁護士も存在することを強調しておく。

独力で、有能かつ信用に値するインドネシア人弁護士を探すことは非常に困難である。そこで、依頼するインドネシア人弁護士の選定について、日本法弁護士又は日本の法律事務所が関与する必要がある。

日本法弁護士が所属しているインドネシア法律事務所であれば、能力及び信用性 についての検証は済んでいるはずであるから、ジャカルタにおける日本法弁護士の 存在は、日系企業が起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する際の1つの指標となる。

(3) インドネシア人弁護士の業務に対するクオリティコントロール

たとえ、信頼に値するインドネシア法律事務所を起用したとしても、いまだ発展 途上な部分も多いインドネシアの司法制度のもとにおけるインドネシア人弁護士の 一般的な能力は、日本や欧米諸国と比較して発展途上という段階にある³²。

そのような状況のもと、インドネシア人弁護士の業務に対する日本法弁護士によるクオリティコントロールという視点は、外弁規制下における日本法弁護士の存在 意義という観点から重要である。

日本法弁護士は、日系企業の懸念点や感覚を共有した上で、日本での企業法務の 経験及び日本法の知識を活用して、インドネシア人弁護士による成果物のクオリティを日系企業が求めるレベルにまで高めることができる。

すなわち、インドネシア法に基づく部分については、外弁規制上、インドネシア 人弁護士しか処理することはできないが、日本法弁護士は、日本での企業法務の経 験や日本法の知識に基づき、「このような条文もあるはずではないか?」「この点は おかしいのではないか?」「日本ではこのような法規制があるので、クライアントは、 インドネシアでも同様の規制があるのかについて気にしている。」といった視点から インドネシア人弁護士の業務の精度を高めることが可能である。

さらに、時間管理の文化が異なるインドネシアにおいて、日本の文化に基づいて 納期を管理し、適切な報告を行っていくことも可能である。

(4) クライアントとインドネシア人弁護士との間の法的及び言語的なコミュニケーションの橋渡し

クオリティコントロールとも関連する部分であるが、日本法弁護士が間に入ることで、法的に重要な事実とそうでない事実を振り分けるなど、事実関係や争点を適

³² ジャカルタに駐在している日本法弁護士はいずれも一定以上のクオリティを有するインドネシア法律事務所に所属している。しかしながら、複数の日本法弁護士から、インドネシア人弁護士の業務のクオリティに対しては不満が残るという趣旨の話を聞いた。

切に整理してインドネシア人弁護士に伝えることができる。

また、日本法弁護士は、日系企業の文化や懸念点を共有し、これらを適切にインドネシア人弁護士に伝えることができる。特に、日本本社に向けての説明が可能であるという点については、インドネシア人弁護士には不可能な部分である。

さらに、クライアントと日本法の理解を共有していることにも意義がある。日本 法の理解に基づくクライアントの疑問点を、日本法とインドネシア法の違いを考慮 しつつ、インドネシア人弁護士に伝え、適切な回答を導くことができる。

加えて、日本法弁護士が間に入ることで、日本語での相談が可能となる。この点は、英語を話すことに抵抗があるクライアントのみならず、英語が堪能なクライアントにとっても意味がある。法文化が異なり、かつ、英語を母国語としないインドネシア人弁護士と、他国の法律に基づく問題について英語で完全なコミュニケーションをとることは容易ではない。

(5) 小括

以上述べたとおり、日本法弁護士がインドネシアにおいて外弁規制の下で果たすべき役割は、基本的には、インドネシア人弁護士とクライアントとの間をつなぐ業務、すなわち、「リエゾン業務」又は「コーディネート業務」といった言葉で表現される業務である。

4 日本法弁護士が能力を発揮することができる分野に関する考察

(1) 序

リエゾン業務又はコーディネート業務について意義があることは当然であるが、一方で、リエゾン業務において発揮される日本法弁護士の付加価値はクライアントから「見えにくい」部分であるという考え方もあり得る。また、日系企業のなかでも、日本本社に充実した法務部を有し³³、かつ、インドネシアの実情を知り尽くした駐在員を有する、進出してからの歴史が長い大企業であれば、信用に値する優秀なインドネシア人弁護士を直接起用し、リエゾン業務については内製化することも可能であろう³⁴。

33 なお、インドネシア現地法人に日本人の法務担当者を置いている日系企業は、昨年度調査研究におけるヒアリングの限りでは見当たらなかった。外国人労働者の人数制限等の理由により、日系企業のインドネシア現地法人が法務を中心に扱う日本人駐在員を置くことは考えにくい。

³⁴ 実際に、昨年度調査研究において訪問した規模の大きいある日系企業では、直接インドネシア人弁護士を起用しており、特に不便はないという趣旨の話を聞いた。

さらに、リエゾン業務のうち言語的なコミュニケーションの橋渡し役しか果たせないのであれば、弁護士ではなく通訳としての役割を果たすに過ぎない。

そこで、以下、日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての能力を発揮 することができる分野について考察する。

以下の考察は、あくまで外弁規制上の制約の範囲内において、すなわち、インドネシア人弁護士の監督のもと、インドネシア人弁護士との協働で行われることを前提とするものである^{35,36}。

(2) 日本法弁護士が能力を発揮することができる分野

日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての能力を発揮することができる分野は、日本における企業法務の経験を活かすことができる分野である。

まず、インドネシア法に準拠しない契約に関する契約書37の作成については、自ら 行っても外弁規制上の問題は生じない。

また、たとえば、日系企業のインドネシア進出に際してローカル企業と合弁契約を締結する場合や M&A を行う場合など、インドネシア法に準拠する部分に加えて企業法務の特定の領域における専門知識が問われるような分野については、日本法弁護士は、外弁規制が許容する範囲内で、日本での経験を直接活用することが可能である。ジャカルタに駐在する日本法弁護士も、このような業務を多く扱っている。

さらに、インドネシア法が直接関係する問題についてインドネシア人弁護士が契約書やリーガル・メモランダム等の法的文書を作成するというような場合であっても、日本法弁護士は日本での経験に基づき、分析の視点や補充すべき事項を指摘し、法的理論の構成を示唆するなど、法的な分析能力、文書作成能力及び論理的思考力をクオリティコントロールの観点から活かすことができる。

日本での企業法務の経験を有しているからこそ、クライアントが重視する部分を 理解することができるのである³⁸。

当然のことながら外弁規制が許容する範囲内においてという趣旨ではあるが、日本での企業法務の経験を直接活用することができる分野は、日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての存在意義や付加価値を発揮しやすい分野である。

³⁵ このような意味においては、リエゾン業務の一部であることに変わりはない。特に、クオリティコントロールの視点についての別の角度からの説明ともいえるであろう。

³⁶ 実際に業務を行う場合には、外弁規制上の制約の範囲内であることについて、あらためて慎重に検討されたい。

³⁷ たとえば、準拠法をインドネシア法としないクロスボーダーの金融取引に関する契約書。 38 ある日本法弁護士からは、企業法務の経験を有していない弁護士が間に入っても、単なる「伝言ゲーム」になるだけであると述べていた。日本法弁護士が付加価値を発揮する可能性について示唆に富む発言である。

(3) 日本法弁護士が力を発揮することが難しい分野

一方で、たとえば、行政や相手方に対して直接対応する必要がある分野については、インドネシア人弁護士でなければ対応が難しく、日本法弁護士が弁護士として力を発揮することができる部分は限られている。

特に、行政対応³⁹については、法律の理論によって処理されるという側面より、コネクションの有無や賄賂によって処理される側面も一部に残っており⁴⁰、日本法弁護士が踏み込むことは難しい。

また、労務問題のうち、ストライキなどの労使紛争が実際に発生し、労働組合や 労働者に対して現場での直接的な対応が必要となる案件については、インドネシア 人弁護士でなければ対応できず、また、このような案件は企業法務を扱うインドネ シア人弁護士のなかにも扱うことは避けたいと考える者もいるようであり、日本法 弁護士が活躍する余地を見出すことは難しいのではないか41·42。

さらに、在留邦人個人をクライアントとする一般民事事件、特に裁判への対応が必要となる案件についても、日本法弁護士は法廷で依頼者を代理することができず、日本で蓄積した一般民事事件における訴訟の経験を活かすことができない⁴³。インドネシアの裁判所には、汚職の問題がいまだ残っている。また、一般民事事件においてインドネシア人個人を被告として訴訟を行い勝訴したとしても、いまだ司法制度が発展途上のインドネシアにおいて、強制執行によって満足を得るといった場面は容易には想像できない。加えて、インドネシア人の相手方との交渉についても、インドネシア人弁護士が行うほかなく、通訳以上の役割を発揮することは難しいであろう。

インドネシアの司法制度は発展途上という状況であり、一部には、法律によって

³⁹ たとえば警察や入管当局への対応。

⁴⁰ 一方で、あるジャカルタ駐在日本法弁護士からは、投資調整庁 (BKPM) での手続についてはクリーンかつ明確であるとの評価を聞いた。会社設立に関する投資調整庁での手続については、日本法弁護士が関与する業務として一般的である。

⁴¹ 昨年度調査研究を通じて、労務問題については、日系企業の間で法的支援のニーズが存在することが窺え、日本法弁護士による法的支援の可能性が感じられた分野である。一方で、日本法弁護士の労務問題への関与については、本文で述べた視点からも検討する必要がある。

⁴² 労務問題全般に関して日本法弁護士が力を発揮することができないという趣旨ではない。 ジャカルタに駐在する日本法弁護士も、労務問題を主な取扱業務の1つとして挙げている。 ジャカルタ駐在日本法弁護士からは、たとえば、事業縮小に伴う従業員の別会社への転籍 に関する案件や従業員の解雇に関する案件などに関わった話を聞いた。

⁴³ インドネシアにおける在留邦人への支援の必要性や将来的な日本法弁護士による支援の可能性を否定するという趣旨ではなく、あくまで、日本法弁護士としての付加価値の発揮という側面からの検討である。

解決するという考え方が浸透していない場面が存在する。日系企業や在留邦人が今まさに直面している問題に対して支援を提供するという趣旨から、現地でのパイプを作るなどして、法が許す限りにおいてこのような分野にも踏み込んでいくという考え方もあるかもしれないが、そのような活動を業務の中心に据えるのであれば、法解釈によって物事を解決するという弁護士の業務からは離れたものになるであろう。

第4 日本法弁護士による法的支援へのニーズの量

1 序

以下では、日本法弁護士による法的支援へのニーズがどれほど存在するか、すなわち、ニーズの量という側面から検討する。

かかる検討の基礎資料として、2015年9月17日に開催されたジャカルタ駐在 日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウム(以下、「本シンポジウム」と いう。)44の際に実施したアンケート(以下、「本アンケート」という。)を用いている45。

2 ジャカルタ駐在日本法弁護士の存在に対する認知度

(1) 序

日本法弁護士による法的支援へのニーズの量について検討する前提として、まず、 インドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在日本法弁護士の存在に対す る認知度について検討する。

(2) 昨年度調査研究におけるヒアリング調査の結果

昨年度調査研究においてインドネシア進出日系企業を対象に実施したヒアリング 調査46においては、インドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在日本法弁

⁴⁴ 本シンポジウムの詳細については、本調査研究における作成者による「「インドネシア共和国に進出する日本企業及び在留邦人の支援のための日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行」に関する調査研究報告書」に記載。

⁴⁵ 質問票及び集計結果は、本報告書別紙1及び別紙2として添付。質問票には、現地での「生の声」を引き出すため、自由記載欄を多く設けることとした。また、一部、本報告書本文において直接的には触れていない質問もある。

^{46 2014}年10月から2015年1月にかけて実施。

護士の存在に対する認知度は低かった。

ヒアリングを行った各社からは、「ジャカルタに日本の弁護士がいることは知らない。」、「インドネシアで日本の弁護士が何をしてくれるのか分からない。」といった 声が多く聞かれた47。

(3) 本アンケートの結果

一方、2015年9月17日に開催された本シンポジウムの際に実施した本アンケート⁴⁸においては、回答した日系企業の約85%⁴⁹が、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることを知っていたと回答している。

この点については、(i)本シンポジウムについて、ジャカルタジャパンクラブ50を通じて、同クラブ会員企業に広報をしたこと、(ii) 2014年から2015年にかけて、同クラブはジャカルタ駐在の日本法弁護士が関与するセミナーを3件開催しており、各セミナーとも約100名の参加者を集めたこと、(iii) その結果、同クラブ会員企業の間では、ジャカルタに駐在する日本法弁護士の存在が知られていたこと、が原因ではないかと考えている。

また、もともと法的な問題に関心のある担当者が多く参加していたであろうことも、このような結果の理由の1つであると考えられる⁵¹。

一方で、あるジャカルタ駐在の日本法弁護士からは、このアンケート結果を受けても、ジャカルタ駐在日本法弁護士の存在が十分に認知されているとは考えておらず、特に、ジャカルタから離れた工業団地での認知度は依然として低いものと考えている旨の話があった。

(4) 小括

昨年度調査研究におけるヒアリング調査の結果と本調査研究におけるアンケート 結果の間に差異があるため、この点に関する分析はやや困難であるが、インドネシ ア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在日本法弁護士の存在に対する認知度は、 日本法弁護士によるセミナーの開催等により、徐々に高まってきていると理解する

⁴⁷ 詳細は昨年度調査研究における作成者による「「インドネシア共和国における日本企業・ 在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。

⁴⁸ 同アンケート質問4。質問事項は、「ジャカルタに日本の弁護士が駐在していることを知っていましたか?」。

⁴⁹ 総回答数89。「知っていた」との回答は76。

⁵⁰ ジャカルタ及びその近郊における日系商工会議所機能及び日本人会機能を併せ持つ団体。 51 ある日系中小企業の代表者も同様の指摘をしていた。同人はインドネシアでの駐在経験 が30年にも及ぶが、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることを知らなかったと述 べていた。ヒアリング実施日:2015年10月20日。

ことが可能である52。

また、本シンポジウムの開催によっても、日本法弁護士の存在に対する認知度は さらに高まったものと思われる。

3 日本法弁護士による法的支援へのニーズの量に関する本アンケート結果の分析

本アンケートにおいて、インドネシアでビジネスを行うにあたって、法的な問題について弁護士などの専門家に相談する必要性を感じたことがあるかについて尋ねたところ53、約85%54が必要性を感じたことがある旨回答している。

専門家への相談の必要性を感じた分野についての回答結果55を総合すると、概ね、労務、契約法務、債権回収、各種規制の解釈及びその対応法、といった点が挙げられる。なお、契約法務については、昨年度調査研究におけるヒアリングにおいては積極的なニーズとして表れてこなかった点であり56、日本法弁護士による法的支援という観点から非常に興味深い結果である。

一方で、ジャカルタに駐在する日本法弁護士に相談した経験の有無を尋ねたところ57、相談した経験があるとの回答は約36%58に留まった。上述の認知度に比して低い結果である。日本法弁護士以外の相談先について尋ねたところ59、「インドネシア人弁護士」

⁵² ジャカルタ及びその近郊に所在する日系企業は1200社ほどであろうから、何らかのイベント等をきっかけに認知度が短期間に向上することも十分に考えられる。

⁵³ 本アンケート質問2。質問事項は、「インドネシアでビジネスを行うなかで、法的な問題の予防又は対応について、弁護士などの専門家に相談したいと思ったことはありますか?」 54 「ある」との回答数は76。「特にない」との回答数は13 (約15%)。

⁵⁵ 本アンケート質問3。質問事項は、「質問2で、「1. ある」とお答えの場合、相談したいと思った法的な問題は、どのような内容でしたか?以下にご記載ください(ご記載例: 従業員の解雇に関するトラブル、ローカルの取引先企業との間の取引契約書の作成、売掛金の回収トラブル、など)。」。回答は自由記載の形式。

⁵⁶ 昨年度調査研究における作成者による「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。インドネシアにおいては、特に製造業において日系企業同士の取引が多いことから、従前、契約書を作成するということはさほど行われておらず、したがって、昨年度調査研究において、契約法務に関する明確なニーズは浮かび上がってこなかった。しかし、本年度に実施した日系製造業からのヒアリングにおいては、日本におけるコンプライアンス意識の高まりを受けて、インドネシアにおける日系企業同士の取引であっても取引基本契約書の締結を進めていく方針である旨の話があった。ヒアリング実施日:2015年11月3日。

⁵⁷ 本アンケート質問5。質問事項は、「今まで、ジャカルタに駐在している日本の弁護士に、 法的な問題の予防又は対応について相談したことはありますか?」。

^{58 「}ある」との回答数は32。「ない」との回答数は56(約63%)。

⁵⁹ 本アンケート質問7。質問事項は、「ジャカルタ駐在の日本の弁護士以外で、法的な問題について相談したことがある場合、その相談先をご記載下さい(ご記載例:日本人コンサルタント、インドネシア人弁護士、日本本社の法務部、自社ローカルスタッフ、合弁相手の法務担当者、など)。」

との回答が最も多く60、次いで「日本人コンサルタント」61という回答であった。

続いて、今までジャカルタ駐在日本法弁護士に相談した経験がない日系企業に対して、本シンポジウムに参加したことで日本法弁護士に相談してみたいと思ったかを尋ねたところ⁶²、約73%⁶³が、相談してみたいと思った旨を回答している。

本アンケート結果を総合すると、法的な問題に関する弁護士等の専門家への相談ニーズ自体は存在し、インドネシア人弁護士や現地で活動する日本人コンサルタントが相談の受け皿となっている実情が窺える。

一方で、今まで日本法弁護士に相談したことがなかった日系企業のうち7割以上が、 今後、日本法弁護士に相談してみたいと感じており、日本法弁護士の存在に対する認 知度及び日本法弁護士を活用するメリットに対する理解度の向上を前提として、日本 法弁護士への相談のニーズが一定量潜在している様子が窺える。

4 日本法弁護士への業務量に関するヒアリング

作成者は、本報告書提出の直前である2016年2月、ジャカルタ駐在日本法弁護士7名からヒアリングを行った。その際、最近の業務量について質問したところ、(i)順調に増えている、(ii)やや増えている、又は(iii)以前と比べてさほど変化はない、といった趣旨の回答が多く、業務量が減少しているとの話は聞かなかった。

むしろ、7名中2名からは、駐在日本法弁護士の増員を検討しているとの話を聞いた。

以上を総合すると、ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務量は、増加傾向にあると評価することが可能である。

5 小括

昨年度調査研究における日系企業各社からのヒアリングにおいては、日本法弁護士へのニーズという視点からは、潜在的なニーズに留まる部分が多かった。すなわち、「日本法弁護士に依頼したことはないし、そもそも、ジャカルタに駐在していることを知らなかったけれども」という前提のもとに、「仮に、日本法弁護士によるこのようなサ

⁶⁰ 回答数は34。ただし、自由記載の回答内容を集計したため、一定の誤差があり得る。

⁶¹ 回答数は29。一定の誤差があり得ることについて上述と同様。

⁶² 本アンケート質問6。質問事項は、「質問5で「2.ない」とお答えの方にお聞きします。 今回のシンポジウムに参加されたことで、今後、法的な問題について、ジャカルタに駐在 する日本の弁護士に相談してみたいと思いましたか。また、その理由についてもご記載下 さい。」。

 $^{^{63}}$ 「思った」との回答数 4 1。「思わない」との回答数 5 。 母数は質問 5 で、「ない」と回答した 5 6 である。

ービスがあれば検討したい。」というような流れになることが非常に多かった。

一方で、本調査研究においては、上述のアンケート結果から分かるとおり、本シンポジウムの開催を受けて、今まで日本法弁護士に相談したことがなかった日系企業についても、日本法弁護士への相談に興味を抱いている様子が窺えた。

このような状況につき、日本法弁護士に対する認知度が向上していることを考え合わせると、潜在するにとどまっていた日本法弁護士に対するニーズが、徐々に顕在化しつつあると評価できるのではないかと考えている。

第5 小規模な法律事務所に所属する日本法弁護士及び単独でインドネシアに渡ることを 志す日本法弁護士の可能性に関する考察

1 序

ジャカルタに駐在する日本法弁護士の人数は、近年さほど変動がなく、10名程度 という状況が続いている。うち、五大法律事務所からの出向者が半数以上を占める。 そこで、小規模な法律事務所に所属する日本法弁護士又は単独でインドネシアに渡 ることを志す日本法弁護士のインドネシアにおける活動の可能性について考察する⁶⁴。

2 企業法務案件が中心となること

昨年度調査研究において、ジャカルタ及びその近郊における在留邦人に対する法的 支援のニーズについては、明確な形では表れてこなかった。また、在留邦人個人をク ライアントとする一般民事案件への関与の在り方が企業法務に比して難しいことにつ いては、前述したとおりである。

以上の次第であり、インドネシアに駐在する日本法弁護士が在留邦人個人をクライアントとする案件を中心に業務を行うことは現状では考えにくく、日系企業をクライアントとする企業法務案件を中心に扱うことになる。

3 現地で案件を獲得することの重要性

前述したように、五大法律事務所から出向している日本法弁護士の場合、一定の割合で東京からの案件というものが存在する。そのような案件は、一般的な傾向として、出向者がジャカルタで直接獲得する案件より規模が大きいとのことである。

一方で、そもそも日本でインドネシア法務を扱っている法律事務所は多くないとい

⁶⁴ 委託元である法務省より特に検討を求められた事項である。

う現状を考えると、小規模な法律事務所に所属している日本法弁護士がジャカルタに 出向した場合、東京からの案件はないという状況でスタートすることになる。

そこで、単独でインドネシアに渡ることを志す日本法弁護士の場合は当然であるが、 小規模な法律事務所に所属している場合であっても、現地で日系企業をクライアント とする案件を獲得していくことが重要になる。

この点について、ある五大法律事務所に所属している日本法弁護士は、ジャカルタで直接獲得している案件についても日本の所属事務所の信用に依存している部分があり、仮に日本の所属事務所を離れたと仮定した場合、ジャカルタで獲得する案件は規制調査のような小規模なものが増えるであろうと述べ、日本の所属事務所という後ろ盾がない日本法弁護士がジャカルタで案件を獲得していくことの難しさを示唆していた。

一方で、インドネシアに拠点を移して活動しているある日本法弁護士は、駐在期間が長くなり現地で知り合いが増えたことや積極的に営業活動を行っていることによって、業務量は着実に増えつつあると述べていた。また、同弁護士が扱っている案件は、大企業をクライアントとするものが多く、規模の大きな投資案件なども扱うとのことであった⁶⁵。

以上の次第であり、単独でインドネシアに渡ることを志す場合はもちろんであるが、 小規模な法律事務所に所属している日本法弁護士の場合であっても、自らインドネシ アで日系企業をクライアントとする案件を獲得していくことが重要である。一方で、 インドネシアでの経験を蓄積し実力を身につけていけば、将来的には規模の大きい案 件を扱っていく可能性も考えられる。

4 必要な能力

インドネシアに駐在する日本法弁護士に必要な能力は、(i)日本での企業法務の経験、及び(ii)高い英語力である。

前述のとおり、現状、インドネシアに駐在する日本法弁護士の業務は企業法務が中心となるため、企業法務の分野で経験を有することが最も重要である。小規模な法律事務所に所属している日本法弁護士については、たとえば、中小企業に対する法的支援の経験を磨いていくことなどが考えられる。

また、日系企業が関係するインドネシア法務には英語が用いられており、インドネ

⁶⁵ このような観点からは、小規模な法律事務所に所属している日本法弁護士又は単独でインドネシアに渡ることを志す日本法弁護士が扱う案件について、中小企業をクライアントとする案件に限られるのではないかとの考え方には賛同できない。また一方で、五大法律事務所の1つに所属する日本法弁護士からは、進出からの歴史が長い大企業はインドネシア人弁護士を直接使いこなす能力を有しているため、インドネシアでは、日本で業務を行っていた頃より、中小企業をクライアントとする案件を扱うことが増えたとの話を聞いた。

シア人弁護士とクライアントとの共通言語も英語であるから、インドネシアに進出する日本法弁護士には高い英語力が求められる。現在ジャカルタに駐在する日本法弁護士10名のうち5名は、米国のロースクールへの留学経験を有している。

一方で、あるジャカルタ駐在日本法弁護士66は、インドネシア大学の語学コースでインドネシア語を学んだ経験を有しており、英語力に加えてインドネシア語能力を活かして業務を行っている。インドネシア語を業務に用いるという形態は、インドネシアにおける日本法弁護士による法的支援の新たな形である。

5 所属事務所を探すことの難しさと予想される待遇

日本法弁護士の出向を受け入れているインドネシア法律事務所は、出向者が日本の大規模な法律事務所に所属している点を評価しているというのが現実であろう。そのような中で、所属事務所の後ろ盾を持たない日本法弁護士が受け入れ先となるインドネシア法律事務所を見つけることは難しい。前述したように、インドネシア人弁護士の信用性は千差万別であり、一部には信用できない弁護士も存在する。したがって、信用できる所属事務所を探すことは、小規模な法律事務所に所属する又は単独でインドネシアに渡ることを志す日本法弁護士にとって、非常に大きな壁となるはずである。また、受け入れ先での待遇についても、当初はインドネシア人のアソシエイト弁護士とさほど変わらない程度のものになると予想される。日本の所属事務所からのサポートがない場合、業務が軌道に乗り、所属するインドネシア法律事務所からある程度の給与を支払うに値する価値を認めてもらうまでの一定期間、ジャカルタでの外国人としての生活に耐えうる経済的な余裕をもって進出することが必要となる。

6 将来的な可能性に関する私見

外弁規制上の各種制約、特に、PERADI からの推薦状取得についての不透明な状況に加え、適切なインドネシア法律事務所を見つけることの難しさを考えると、日本法弁護士のインドネシア進出についての難易度が非常に高いということは否定できない。インドネシアへの日系企業の進出が進んでいるという状況において、ここ数年、ジャカルタに駐在する日本法弁護士の人数に変動がないことが、かかる現実を如実に示している。

一方で、ジャカルタに駐在する日本法弁護士の業務量が増加傾向にあること、かつ、 最近、日本法弁護士へのニーズが徐々に顕在化しつつあることが窺われるという状況 からは、進出の際の困難を乗り越えた日本法弁護士がインドネシアで活躍するという

⁶⁶ 着任は2015年であり、昨年度調査研究においてはヒアリングを行っていない。五大 法律事務所の1つからの出向者である。

将来像も十分にあり得るものと考えている。

第6 日本法弁護士による効果的な法的支援の提供の在り方についての提言

1 日本法弁護士の存在に対する認知度と日本法弁護士活用のメリットに対する理解度 のさらなる向上

前述のとおり、インドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の認知度は、昨年度調査研究終了時点に比べて、徐々に向上してきているものと理解することが可能である。一方で、日本法弁護士に実際に相談をした経験を有する企業は、認知度に比してさほど多くはなかった。日本法弁護士による効果的な法的支援の提供のためには、まずは、インドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在日本法弁護士の存在に対する認知度のさらなる向上を図るべきである。また、認知度の向上に加えて、日本法弁護士を活用するメリットに対する理解度が向上していくことによって、日本法弁護士がインドネシアにおいてより力を発揮できる分野におけるニーズの掘り起こしにつながっていくはずである。昨年度調査研究において日系企業からよく聞かれた「日本法弁護士がインドネシアで何をしてくれるのか分からない。」という発言は、日本法弁護士を活用するメリット、すなわち日本法弁護士が力を発揮することができる分野に対する理解が不足しているがゆえのものであるう。

このような日本法弁護士の存在に対する認知度及び日本法弁護士活用のメリットに対する理解度の向上は、将来的に、日系企業がインドネシアにおいて日本法弁護士を適切に起用して法的な問題を効果的に予防し、又は対処していくことに資するはずである。

2 日系諸機関と日本法弁護士との連携の強化

日本法弁護士による効果的な法的支援のためには、現地の日系諸機関、すなわち、在インドネシア日本国大使館、各地の総領事館、ジャカルタジャパンクラブ、JETROジャカルタ事務所といった日系諸機関と日本法弁護士との間の連携を強化していくことが必要である。

昨年度調査研究終了時点においては、ジャカルタ駐在日本法弁護士と日系諸機関との連携体制の構築はさほど進んでいないと報告したが、本シンポジウムの開催を経て、ジャカルタ所在の日系諸機関と日本法弁護士との連携体制は一定程度深化したものと理解している。

日系諸機関と日本法弁護士との連携体制が強化されれば、日系諸機関に当地の日系企業から法的な問題についての相談が寄せられた場合、駐在する日本法弁護士の紹介などをより適切に行うことが可能になり、円滑な法的支援の提供につながる。また、日系諸機関の協力を得て、日本法弁護士がセミナー等を開催し、日系企業にとって有益な法情報を発信していくことも可能となる。

3 外弁規制の明確な運用及び改正の可能性に対する問題提起

インドネシアにおいては、一時期、PERADI から推薦状が発給されないという状況が継続していたのであり、その後状況は改善されてきてはいるものの、PERADI の分裂は未だ解決しておらず、今後もPERADI からの推薦状取得を巡る状況を注視する必要のある状況が続いている。外弁規制の明確な運用は、インドネシアにおける日本法弁護士の活動にとって不可欠な前提である。

また、日本において外国法事務弁護士は自ら外国法事務弁護士事務所を開設し日本 法弁護士を雇用することも可能であるが、インドネシアにおいては、外国人弁護士は 自ら事務所を開設することができず、インドネシア法律事務所に雇用されるという形 でのみインドネシアで活動することができる。相互主義の観点からは、不公平な状況 と言わざるを得ない。インドネシアにおいて外国人弁護士が自前の拠点を持つことが できないという点については、インドネシア駐在日本法弁護士の多くから、インドネ シアにおける法的支援に関する最大のハードルであるとの話があった。

あくまで私見ではあるが、インドネシアにおける外弁規制の明確な運用及び相互主義の観点から公平性を確保するための改正については、適切なチャンネルを通じて問題提起をしていくことが検討されるべきではないかと考えている。

第7 結語

日本法弁護士のジャカルタ駐在の歴史が始まったのは2010年頃のことであり、その歴史は、日系企業のインドネシアへの進出の歴史と比べて非常に浅いものである。ある日本法弁護士は、「日系企業がインドネシアで日本法弁護士を活用していくという状況は、まだ始まったばかりであり、今後の可能性は十分にあるものと考えている。」と述べていた。

外弁規制上の制約など困難な部分も多いが、将来的に、新たにインドネシアに進出する日本法弁護士が現れ、外弁規制の範囲内において、インドネシア進出日系企業や支援を必要とする在留邦人に対して充実した法的支援を提供していくという状況が生まれることを願っている。

昨年度調査研究及び本調査研究においては、日系諸機関、インドネシア進出日系企業、 ジャカルタ駐在日本法弁護士などインドネシア日本人社会の皆様から多大なご協力を頂 いた。この場を借りて、インドネシアでお会いしたすべての方にお礼を申し上げる。

また、調査研究活動全般にわたって、ジャカルタ駐在の日本法弁護士でありインドネシア法務の第一人者である平石努氏から貴重なご指導及び多大なご協力を頂いた。調査研究を終えるにあたり、心から感謝を申し上げる。

以上

別紙添付資料

別紙1 アンケート質問票(ジャカルタにおける日本法弁護士によるシンポジウムの際に配布)

別紙2 別紙1のアンケートに関する集計結果(非公開)

事業運営で起こりがちな問題と事前事後の対策 ~ジャカルタ駐在日本法弁護士によるパネル・ディスカッション~

インドネシアにおける日本の弁護士による充実した法的支援の提供のため、以下のアン ケートにご協力下さい。

質問1

貴社の、①業種、②従業員数、③当地に進出してからの年数、をそれぞれご記載下さい (ご記載例:製造業、約500人、5年)。

質問2

インドネシアでビジネスを行うなかで、法的な問題の予防又は対応について、弁護士な どの専門家に相談したいと思ったことはありますか?

1. ある

2. 特にない

質問3

質問2で、「1. ある」とお答えの場合、相談したいと思った法的な問題は、どのような 内容でしたか?以下にご記載ください(ご記載例:従業員の解雇に関するトラブル、ロー カルの取引先企業との間の取引契約書の作成、売掛金の回収トラブル、など)。

質問4

ジャカルタに日本の弁護士が駐在していることを知っていましたか?

1. 知っていた 2. 知らなかった

質問5

今まで、ジャカルタに駐在している日本の弁護士に、法的な問題の予防又は対応につい て相談したことはありますか?

1. ある

2. ない

質問6

質問5で「2.ない」とお答えの方にお聞きします。今回のシンポジウムに参加された ことで、今後、法的な問題について、ジャカルタに駐在する日本の弁護士に相談してみた いと思いましたか。また、その理由についてもご記載下さい。

1. 思った 2. 思わない

【理由】		

質問7

ジャカルタ駐在の日本の弁護士以外で、法的な問題について相談したことがある場合、 その相談先をご記載下さい(ご記載例:日本人コンサルタント、インドネシア人弁護士、 日本本社の法務部、自社ローカルスタッフ、合弁相手の法務担当者、など)。

質問8

本日のパネル・ディスカッションの内容は、貴社にとって有益な情報となりましたか? その理由についてもご記載下さい。

- 1. 非常に有益な情報だった 2. ある程度有益な情報だった
- 3. あまり有益な情報ではなかった 4. まったく有益な情報ではなかった

【理由】			

質問9

本日のパネル・ディスカッションで取り上げられたテーマのなかで、最も有益だったものはどのテーマですか(複数回答可)。その理由についてもご記入下さい。

1. 労務 2. 事業の拡張と縮小・撤退 3. 契約法務 4. 訴訟

【理由】		

質問10

本日取り上げたテーマ以外に、取り上げて欲しいと思った法的なテーマはありますか。 ある場合、以下にご記載下さい。

質問11

今後、インドネシアに駐在する日本の弁護士に期待することをご自由にご記載下さい。

_	

ご協力ありがとうございました。

なお、本アンケートの結果は、日本の弁護士による効果的な法的支援の提供のために参考とさせて頂き、会社名・個人を特定できない形で、JETROジャカルタ事務所、在インドネシア日本国大使館及びシンポジウムのパネリスト弁護士の間で共有させて頂きます。また、法務省委託調査研究(「法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策を検討するための調査研究」)において、会社名・個人等を特定できない形で利用する場合があります。

「インドネシア共和国におけるビジネス関連法令」に 関する調査研究報告書

2018年3月

弁護士 藏 田 知 彦

目 次

第1	はじめに・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2	特許法制・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第3	商標法制・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
第4	著作権法制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
第5	不動産法制		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	1

第1 はじめに

1. 本報告書の位置付け

本報告書は、野口学弁護士による平成28年2月の「インドネシア共和国におけるビジネス関連法令、裁判例及び法制度の運用の実態」に関する調査研究報告書(以下「平成28年報告書」という。)に引き続き、インドネシア共和国におけるビジネス関連法令につき調査研究を行い、その結果を報告するものである。

2. 調査研究における重点及び調査研究の手法

平成28年報告書では、インドネシアの裁判制度及びその運用実態、日系企業のインドネシア進出に関する規制、労働法制、並びに契約法務に関する調査研究が行われ、詳細な報告がなされた。

今般の調査研究では、平成28年報告書で調査が行われた上記法分野以外の法分野で、 インドネシアで事業を行う日系企業の関心が高い知的財産法制及び不動産法制につき 調査研究を行った。

知的財産法制については、比較的近時に法律が全面改正された特許、商標、及び著作権につき調査を行った。これらの法分野は、改正からあまり時間が経過しておらず、現行法令自体に関する情報が未だ不足している状況にあるため、現行法令に関する体系的な情報提供に主眼を置き調査研究を行った。

一方不動産法制については、類似した性質を持つ3種類の物権的土地利用権を横断的 に比較した対照表を作成し、また根拠法令に関する情報を付した。

筆者は、2012年にインドネシア大学に留学して以降、これまでに350超のインドネシア法令、20超のインドネシア裁判所判決、その他多くのインドネシア語文書等の和訳を行った経験があり、また2016年1月からはジャカルタのMochtarKaruwin Komar 法律事務所に駐在して日系企業に対しインドネシア法に関するサービス提供を行っており、その過程で得た知見及び人脈を活用して本調査研究を行った。また、本調査研究では、Mochtar Karuwin Komar 法律事務所の複数のインドネシア人弁護士から助力を受け、特にRini Budiman 弁護士からは、本調査研究を進めるに当たり多くの貴重な情報や助言をいただいた。

3. 留意事項

本報告書の内容については、以下の点に留意されたい。

- 本報告書は、法務省への提出を目的として作成されたものであり、具体的な事案に 対する法的な意見又は助言の提供を意図するものではない。
- 特に知的財産法制については、上記の通り現行法令に関する体系的な情報提供に主 眼を置き調査研究を行ったものであるが、実務上は、法令通りに手続が運用されて いるとは限らず、法令所定の手続から大きく乖離した運用がなされている点も少な くないことに留意されたい。
- 本報告書に記載されている情報は、別途記載のない限り、本報告書提出時(201 8年3月23日)のものである。
- 本報告書の内容は、筆者が所属している日本の法律事務所及びインドネシアでの駐 在先法律事務所の公式見解ではなく、筆者の個人的な見解である。

第2 特許法制

1. 法令

インドネシアの特許に関する法律関係を規律する現行法令は「特許に関するインドネシア共和国法律2016年第13号(Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 13 Tahun 2016 Tentang Paten)」(以下「現行特許法」という。)であり、「特許に関するインドネシア共和国法律2001年第14号(Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 14 Tahun 2001 Tentang Paten)」(以下「旧特許法」という。)を全面改正する形で2016年8月26日に施行され、全20章、173条により構成されている。

以下で参照する条文は、特に断らない限り、現行特許法の条文とする。

2. 特許の意義及び種類

(1) 特許の意義

「特許(Paten)」とは、「一定期間、発明を自ら実施し又は他者に対してその実施を許諾するための、技術分野における発明の成果につき国家が発明者に対して付与する排他的権利」と定義されている(第1条1)。

また「発明(Invensi)」とは、「技術分野における特定の問題解決に注がれた発明者のアイディアであり、物若しくは方法、又は物若しくは方法の補完及び改良の形を採るもの」と定義されている(第1条2)。

(2) 特許の種類

法律により保護される特許には、特許及び「簡易特許(Paten sederhana)」があり(第2条)、それぞれの要件は次の通りである。

特許の種類	要件
特許	特許は、新規の、進歩性を有する、産業上利用可能な発明に対して 付与される(第3条第1項)。
簡易特許	簡易特許は、新規の、既存の物又は方法 ¹ から改良された、産業上利 用可能な発明に対して付与される(第3条第2項)。

3. 特許権の主体及び先使用権者

(1) 特許権者

特許権の主体は「特許権者 (Pemegang Paten)」であり、「特許一般登録簿に登録された、特許の所有者である発明者、特許の所有者から特許に係る権利を受領した者、又は特許に係る権利を更に受領したその他の者²」と定義されている(第1条6)。

(2) 発明者

ア 発明者の意義

「発明者(Inventor)」とは、「発明を創造する行為に注がれたアイディアを単独又は共同で実行した個人又は複数の者」と定義されている(第1条3)。

特許出願において最初に発明者とされた者は、反証がなされない限り、発明者と みなされる(第11条)。

イ 複数名の発明者が存する場合の特許権の帰属

発明が複数の者により共同で行われた場合、当該発明に係る権利は、その発明者 らの共同所有となる(第10条第2項)。

ウ職務発明

-

¹ 簡易特許の保護対象は、旧特許法では「物」のみであったが、現行特許法では「物及び方法」とされており、保護対象が拡大されている。

² 「特許に係る権利を更に受領したその他の者」とは、例えば、相続における特許権者の子供をいう(第10条第1項解説)。

会社の従業員等が職務関係において行った発明の特許権者は、異なる合意をした 場合を除き、使用者とされる(第12条第1項)。

この職務上の発明について、発明者は、発明より得られる経済的利益を考慮し、使用者との間で締結された契約に基づき対価を得る権利を有する(第12条第3項3)。この対価は、一括払い、分割払い、金銭と景品・賞与の組み合わせ、又は当事者が合意したその他の形態により交付され(同条第4項)、仮に対価の算定方法及び金額につき当事者間で合意が成立しない場合、当事者は、商事裁判所に訴訟を提起することができるとされている(同条第5項)。

エ 政府機関との公務関係における発明

政府機関との公務関係における発明者により行われた発明の特許権者は、異なる 合意をした場合を除き、該当政府機関及び発明者とされる(第13条第1項)。

(3) 特許を受ける権利を有する者

特許を受ける権利を有する者は、発明者又は当該発明者から権利を承継した者とされる(第10条第1項)。

(4) 先使用権者

特許出願が提出された時点で同一の発明を実施している者は、その後、同発明につき他者に対して特許が付与されたとしても、先使用権者として引き続きその発明を実施する権利を有する(第14条第1項⁴、同条第2項)。

この先使用権者と認められるためには、同一発明に対して特許が付与された後、法務 人権大臣(以下「本大臣」という。)に申請を行い、所定の費用を支払った上で、本大 臣から先使用権者証明書を取得する必要がある(第15条第1項、同条第2項)。

先使用権者は、発明を実施する権利のみを有し、次を行うことはできないとされている(第16条第1項乃至第3項)。

³ 職務発明に関し使用者から発明者に対して交付される対価について、旧特許法では、従業員は、発明より得られる経済的利益を踏まえ公平な補償を得る権利を有するとされていたが、現行特許法では、発明より得られる経済的利益を考慮し、使用者との間で締結された契約に基づき補償を得る権利を有するとされた。

⁴ 本項は、善意の先使用権者を保護する規定とされている(第14条第1項解説)。

- a. 他者に対して発明に係る権利を譲渡し、又はライセンスを行う(但し、相続を理由 とする場合を除く、第16条第1項)
- b. 他者による発明の実施を禁止する

また、先使用権は、同一発明に係る特許の有効期間満了時に終了するとされている(第 15条第3項)。

4. 特許権の客体

(1) 発明

特許権の客体は、発明、すなわち「技術分野における特定の問題解決に注がれた発明者のアイディアであり、物若しくは方法、又は物若しくは方法の補完及び改良の形を採るもの」(第1条2)であり、下図に列記したものは発明に該当しないとされている(第4条)。

発明に該当しないもの

- a. 美的創作物
- b. 図式
- c. 次の活動を行うための規則及び方法
 - 1. 精神的活動に関するもの
 - 2. 遊興
 - 3. ビジネス
- d. コンピュータープログラムのみにより構成される規則及び方法⁵
- e. ある情報に関するプレゼンテーション
- f. 次の発見
 - 1. 既存及び/又は既知の物の新たな用途
 - 2. 既存化合物の新たな形態で、顕著な効率改善がなく、既存の化合構造と異なる化学構造を持たないもの

⁵ 旧特許法では、コンピュータープログラムは特許の保護対象ではないと解されていたが (旧特許法第7条)、現行特許法では、コンピュータープログラムのみにより構成される規 則及び手法が特許保護対象から除外されることが明記されたことの裏返しとして、技術的 特徴を有するコンピュータープログラムは特許保護対象になると解されている。

(2) 特許を付与される発明

発明につき特許の付与を受けるためには、発明が、次の新規性、進歩性、及び産業上利用可能性の要件を充足する必要がある(第3条第1項)。

ア新規性

特許を付与される発明は、新規の発明でなければならず、発明が出願日時点でそれ以前に公表された技術と同一ではない6場合、新規といえる(第5条第1項)。

この「それ以前に公表された技術」とは、インドネシア国内又は国外において次 の方法や手段により公表された技術をいう(同条第2項)。

- a. 文字
- b. 口頭説明
- c. 展示
- d. 使用
- e. 専門家による該当発明の実施を可能とするその他の方法

他方、発明が、出願日の6か月前以降に次の状況にあったとしても、当該発明は、 出願日以前に公表されたとはされず、新規性を喪失しない(第6条第1項)。

新規性喪失の例外事由

- a. インドネシア国内又は国外で開催された公式展示会7又は公式展示会と認められる展示会で展示された。
- b. 研究開発目的の試験の枠組みにおいて発明者がインドネシア国内外で使用 した。

^{6 「}同一ではない」とは、単に異なるというだけではなく、従前の発明の技術的特徴である 機能との比較において該当発明の技術的特徴である機能との異同が認識されなければなら ないことをいう(第5条第1項解説)。

^{7 「}公式展示会」とは、政府主催の展示会をいう(第6条第1項解説)。他方、「公式展示会と認められる展示会」とは、民間主催ではあるものの、政府により認められ、又は政府の承認を得た展示会をいう(第6条第1項解説)。

- c. 次において発明者により公開された。
 - 卒業論文、学位論文、博士論文、又はその他の学術論文の考査形式及び /又は考査段階の学術会議
 - 教育機関又は研究機関での研究成果を議論するためのその他の学会

また、出願日の12か月前以降に他者が守秘義務に違反して発明を公開した場合についても、出願日以前に公表されたとはされず、新規性を喪失しない(第6条第2項)。

イ 進歩性

特許を付与される発明は、進歩性を有する発明でなければならず、発明が、技術 分野における特定の専門知識を有する者にとって従前は予測し得なかった事項に 該当する場合、進歩性を有するといえる(第7条第1項)。

ある発明が、従前は予測し得なかった事項といえるか否かの判断は、出願を行った時点(出願が優先権を伴いなされた場合は、最初の出願を行った時点)における専門知識に留意して行われる(同条第2項)。

ウ 産業上利用可能

特許を付与される発明は、産業上利用可能な発明®でなければならず、発明が、 出願において説明されたように産業上実施可能である場合、産業上利用可能とされ る(第8条)。

(3) 特許を付与されない発明

次の発明は、特許の付与を受けることはできないとされている (第9条)。

_

⁸ 産業上利用可能な物の発明は、同一品質で繰り返し(大量に)製造され得るものでなければならず、一方産業上利用可能な方法の発明は、実用上実施又は利用され得るものでなければならない(第8条解説)。

特許を受けることができない発明

- a. 公開、使用、又は実施することが、法令、宗教、公序良俗に反する方法又は物
- b. 人類及び/又は動物に対して行われる検査、看護、治療、及び/又は手術の方法⁹
- c. 科学及び数学の分野における理論及び方法
- d. 全ての生物(但し微生物を除く。)
- e. 植物又は動物を製造するために不可欠な生物学的方法(但し非生物学的方法又は 微生物学的方法を除く。)

5. 特許権の性質及び内容

(1) 特許権の性質

特許権は、無体動産とされている(第59条第3項)。

(2) 特許権者の権利及び義務

特許権者の権利及び義務は次の通りである。

ı	特許権者は、自身が所有する特許を実施し、かつ他者が許諾を得ること
	なく次の a 及び/又は b を行うことを禁止する排他的権利 10 を有する(第
	19条第1項)。

特許権者 の権利

a. 物の発明の場合について、特許を付与された物を製造、使用、販売、 輸入、貸与、交付し、又はそれを販売、貸与、交付するために提供 する。

b. 方法の発明について、他者が、物の製造又は a 所定の行為のために、 特許を付与された製造方法を利用する。

但し、上記禁止は、教育、研究、試験、又は分析の利益を目的とし、特 許権者の相当な利益を損なわず、かつ商業的性質を有しない行為には、 例外的に適用されない(同条第3項)。

⁹ 本規定は、方法の発明のみに適用され、器具、材料、又は薬といった衛生保険機器は本規 定の対象とはならない(第19条第1項解説)。

¹⁰ 「排他的権利」とは、商業的に自ら実施し又は他者に対してそのための権利を付与する ために特定の期間につき特許権者のみに与えられる権利をいう(第19条第1項解説)。

特許権者は、インドネシアにおいて、特許の対象である物を製造し又は 方法を使用する義務を負い、その物の製造又は方法の利用は、技術移転、 投資勧誘、及び/又は雇用創出のサポートとなるものでなければならな いとされている(第20条¹¹)。

特許権者 の義務

また、全ての特許権者又は特許のライセンシーは、年金支払義務を負う (第21条)。初回の年金の支払いは、特許証書の発行日から6か月以 内に行う必要があり、その金額は、出願日から特許が付与された年まで の年金に翌年の年金を加えたものとされている(第126条第1項、同 条第2項)。他方、それ以降の年金の支払いは、翌年の保護期間内にお ける特許出願受理日と同一の日付の1か月前までに行う必要があると されている(第126条第3項)。

6. 特許権の取得及び登録

(1) 特許出願の提出

特許は、特許出願手続を経て付与されるところ(第24条第1項)、特許出願は、インドネシア語の書面により、所定の費用を納付して、電子的又は非電子的に本大臣に対して提出される(同条第2項)。

各出願は、1つの発明又は単一性を有する複数の発明のために行われ(同条第3項)、 出願書には、少なくとも次を記載する必要がある(第25条第1項)。

- a. 出願年月日
- b. 発明者の氏名、完全な住所、及び国籍
- c. 出願人の氏名、完全な住所、及び国籍(出願人が法人ではない場合)
- d. 出願人の氏名、及び完全な住所(出願人が法人である場合)
- e. 代理人の氏名、及び完全な住所(出願が代理人により行われる場合)
- f. 初回出願の国名及び出願日(出願が優先権を伴って提出される場合)

出願が代理人により行われる場合、上記 e の代理人の住所は、出願人の所在地となる (第27条)。また、インドネシア国外に所在する出願人は、出願に当たり、インドネシア国内に所在する代理人の起用を義務付けられる (第28条)。

¹¹ 特許使用義務について、現行特許法では、物の製造又は方法の利用が技術移転、投資勧誘、及び/又は雇用創出をサポートするものでなければならないことが明記された。

また、出願には、次を添付する必要がある(第25条第2項)。

- a. 発明の名称
- b. 発明の明細
- c. 発明の請求の範囲
- d. 発明の要約
- e. 発明をより明確にするために必要とされる発明の明細において示された図面(出願に図面が添付される場合)
- f. 委任状(出願が代理人により行われる場合)
- g. 発明者による発明の所有表明書
- h. 発明の所有に係る権利譲渡書(出願人が発明者でない場合)
- i. 微生物保管証明書(出願が微生物に関係するものである場合)

上記 b の発明の明細では、発明が、該当分野の専門家によりどのように実施され得るかを明確かつ完全に記述しなければならない(第25条第3項)。また、上記 c の請求の範囲には、発明の趣旨を、明確かつ一貫性をもって記述する必要がある(第25条第4項)。更に、発明が、遺伝的資源及び/又は伝統的知識に関係又は由来する場合、発明の明細において、その遺伝的資源及び/又は伝統的知識の出所を明確かつ正確に記述する必要がある(第26条第1項、同条第2項)。

(2) 優先権の主張を伴う出願

工業所有権保護のためのパリ条約に規定される優先権の主張を伴う出願は、同条約の加盟国又は世界貿易機関設立条約の加盟国において最初に受理された特許出願日(以下「優先日」という。)から12か月以内に提出されなければならず(第30条第1項)、また、該当国の権限を有する機関により承認された優先文書を、優先日から起算して16か月以内に本大臣に提出する必要がある(同条第2項、同条第3項)。

以上を充足しない出願は、優先権を主張せずに提出されたものとみなされる(第30条第4項)。

優先権の主張を伴う出願においても、特許出願の要件及び方法に関する第24条乃至 第28条の規定が準用される(第31条)。

(3) 特許協力条約 (PCT) に基づく出願

出願は、特許協力条約(PCT)に基づき提出することができ(第33条第1項)、同

出願においても、特許出願の要件及び方法に関する第24条乃至第28条の規定が準用される(同条第2項)。

(4) 出願に対する形式審査

ア 出願が有効とされる場合

本大臣は、出願が次の最低限の要件を充足している場合、出願につき出願日を付 し、登録を行う(第34条第1項、同条第2項)。

- a. 第25条第1項所定の事項が記載されていること。
- b. 第25条第2項a乃至eが添付されていること。
- c. 出願費用の払込証が添付されていること。

なお、第25条第2項bの発明の明細が外国語で作成されている場合は、出願日から30日以内にそのインドネシア語訳を提出しなければならず(第34条第3項)、同期限までに提出されない場合、出願は取り下げられたものみなされる(同条第4項)。

仮に、出願が、第25条所定の要件及び添付を充足していない場合、本大臣は、3か月以内にその要件及び添付を完備するよう通知する(第35条第1項)。なお、この3か月間は、第35条所定の要件を充足する場合、期間満了前及び/又は期間満了後に延長され得る(同条第2項乃至同条第6項)。

出願人が、上記期間(延長された場合は延長後の期間)内に上記要件及び添付を補完することができない場合、本大臣は、出願人に対して、出願が取り消されたとみなされることを書面により通知する(第36条)。

イ 出願が複数存する場合

同一の発明につき複数の出願が提出された場合、特許付与の当否が検討されるのは、より早い出願日を付された出願とされている(第37条第1項)。

仮に、同一発明に係る複数の出願が同一日に提出された場合、大臣は、出願人らに対して、特許付与の当否を検討すべき出願を決定するための協議を書面により通知し、命じる(第37条第2項、同条第3項)。

仮に、同一発明に係る複数の出願が同一日に提出された場合で、出願人間で合意が成立せず、上記協議を行うことができず、又は大臣からの通知書の日付から6か月以内に協議結果が出願者らにより提出されない場合、本大臣は、全ての出願を拒絶する(第37条第4項)。

(5) 出願の補正及び分割

アー般

出願は、特許承認決定が付与されるまでの間、出願人のイニシアチブで及び/又は本大臣の助言の下で、補正又は分割を行うことができる(第38条第1項、同条第2項)。

イ 出願の補正

出願に関する補正は、次について行うことができる(第39条第1項)。

補正可能事項

第25条第1項b、e、及び/又はf所定の次の出願データ(第39条第1項a)

- 発明者の氏名、完全な住所、及び国籍
- 代理人の氏名、及び完全な住所(出願が代理人により行われる場合)
- 初回出願の国名及び出願日(出願が優先権を伴って提出される場合)

第25条第2項a乃至e所定の次の添付文書(第39条第1項b)

- 発明の名称
- 発明の明細
- 発明の請求の範囲
- 発明の要約
- 発明をより明確にするために必要とされる発明の明細において示された図面 (出願に図面が添付される場合)

但し、発明の明細及び請求の範囲に係る補正は、当初の発明の範囲を拡張させる ものであってはならない(第39条第2項)。 また、補正により特許請求の範囲の請求項が増加し、その結果として請求項が10を超過した場合は、所定の費用が課され(第39条第3項)、出願人が当該費用を支払わない場合、超過分の請求項は取り下げられたとみなされる(同条第4項)。

更に、特許から簡易特許又はその逆の補正を行うことができ(第40条第1項)、 当該補正を行った後の出願が第25条の要件を充足している場合、当該出願は、当 初の出願日に提出されたものとみなされる(同条第2項)。

ウ 出願の分割

出願が、複数の発明で構成される場合、出願人は、出願の分割を行うことができる(第41条第1項)。

出願の分割は、当初の出願の保護範囲を拡張させない場合に限り提出することができ(第41条第2項)、第25条の要件を充足する場合、当初の出願日に出願が行われたものとみなされる(同条第3項)。

(6) 出願の取下

出願人は、出願につき承認又拒絶決定が付される前に限り、出願を取り下げることができる(第43条第1項、同条第2項)。

(7) 出願公開

本大臣は、出願日又は優先日(出願が優先権の主張を伴って行われる場合。)から18か月が経過した後、7日以内に、第25条の要件を充足する出願を公開する(第46条第1項、同条第2項)。また、法令で特に認められる場合、出願公開は、理由を付して費用を負担した出願人の要請の下、最速で出願日から6か月後に行うことができる(同条第3項)。

出願公開は、出願公開日から6か月間、公衆により閲覧・アクセスが可能な電子メディア及び/又は非電子メディアを通じて行われ(第47条、第48条第1項)、次が記載される(第48条第2項)。

- a. 発明者の氏名及び国籍
- b. 出願人及び代理人(出願が代理人により行われる場合)の完全な氏名及び住所
- c. 発明のタイトル

- d. 出願日、又は優先日、初回出願の番号及び国(出願が優先権の主張を伴う場合)
- e. 発明の要約
- f. 発明の分類
- g. 図面(図面を添付した場合)
- h. 公開番号
- i. 出願番号

何人も、出願公開期間中、公開された出願について、文書により意見及び/又は異議を提出することができる(第49条第1項、同条第2項)。仮に、意見及び/又は異議が提出された場合、本大臣は、意見及び/又は異議を受領した日から7日以内に出願人に通知し(第49条第3項)、同通知を受けた出願人は、同通知書の日付から30日以内に、本大臣に対して上記意見及び/又は異議に対す反論書面を提出することができる(同条第4項)。これらの意見及び/又は異議、並びに出願人の反論は、該当出願の実体審査における判断材料として用いられる(同条第5項)。

(8) 実体審査

出願人は、出願日から36か月以内に、所定の費用を納付して文書により実体審査請求を提出することができ(第51条第1項、同条第2項)、実体審査請求がその期間内に提出されず、又は所定の費用が支払われない場合、出願は取り下げられたとみなされる(同条第3項)。

実体審査のタイムラインは次のように規律されている。

実体審査請求の提出時期	実体審査の開始時期	審查期間12
出願公開期間満了前	出願公開期間満了後 (第51条第5項)	実体審査請求書の受領日から 30か月以内(第57条a)
出願公開期間満了後	実体審査請求受領日後 (第51条第6項)	出願公開期間の満了日から3 0か月以内(第57条b)

出願の分割、又は特許から簡易特許若しくはその逆の出願の補正が行われる場合、実体審査請求は、当該出願の分割、又は特許から簡易特許若しくはその逆の出願の補正の

 $^{^{12}}$ 実体審査期間は、旧特許法では 3.6 か月であったが、現行特許法では 3.0 か月に短縮された。

提出と同時に提出されなければならず(第51条第7項)、仮に同時に提出されない場合、出願の分割、又は特許から簡易特許若しくはその逆の出願の補正は取り下げられたものとみなされる(同条第8項)。

実体審査は、審査官により行われる(第53条第1項)。また、本大臣は、実体審査 の必要のために専門家に支援を求め、及び/又は他の機関の施設を使用することができ (同条第2項)、これら専門家による審査結果は、審査官による審査結果と同一とみな される(同条第4項)。

優先権の主張を伴う出願に係る実体審査において、本大臣は、判断の基礎とするため、 出願人、及び/又は最初の出願がなされた国又は他国の特許庁に対して次の文書を求め ることができる(第55条)。

- a. 国外での初回特許出願における実体審査の結果に関する文書の認証謄本
- b. 国外における初回特許出願に係る特許文書の認証謄本
- c. 国外における初回特許出願に係る拒絶決定の認証謄本
- d. 国外で発行された特許取消決定の認証謄本
- e. 必要とされるその他の文書

(9) 出願の承認又は拒絶

ア承認

発明が、実体審査において、特許の要件に関する第3条第1項、特許を付与される発明に関する第4条、第5条、第7条、第8条、及び第9条、出願書の添付文書に関する第25条第3項、同条第4項、及び第26条、出願の補正に関する第39条第2項及び第40条、並びに出願の分割に関する第41条の規定を充足すると判断された場合、本大臣は、出願を承認し(第54条、第58条第1項)、出願人又はその代理人に対して特許の付与を文書により通知する(第58条第2項)。

また、本大臣は、特許付与通知書の日付から2か月以内に、出願人又はその代理人に対して特許証書を発行する(第58条第3項)。この特許証書は、特許を保有することの証明となり(第59条第1項)、出願日に遡及して適用される(第60条)。特許証書又はその添付文書のデータに誤りが存する場合、特許権者又はその代理人は、本大臣に対して、文書により修正申立を提出することができる(第61条第1項)。

更に、特許は、国家の防衛及び安全の利益に関する特許を除き、登録及び公告が 行われる(第58条第5項)。

イ 拒絶

審査官が、発明が上記規定を充足しないと判断した場合、本大臣は、出願人又は その代理人に対して、充足されなければならない事項、その理由、及び実体審査で 使用された引用文献を明記して、該当事項を充足するよう文書により通知する(第 62条第1項、同条第2項)。

同通知書を受領した出願人は、同通知書の日付から3か月以内に、同通知書所定の事項を充足しなければならない(第62条第3項)。なお、この3か月の期間は、第62条第4項乃至第8項の規定に則り、期間満了前及び/又は満了後に延長され得る。

出願人が、上記期間(延長された場合は延長後期間)内に、通知書で指摘された 事項を改善できず、又は通知書に対して意見を提出しない場合、本大臣は、2か月 以内に、出願者に対して、文書により出願の拒絶を通知する(第62条第9項、同 条第10項)。

(10) 審判請求

ア 審判請求申立理由

出願人又はその代理人が、次につき不服を有する場合は、特許審判委員会に対して、文書により審判請求¹³を提出することができる(第67条)。

- a. 出願の拒絶
- b. 特許付与決定後の明細書、請求の範囲、又は図面の補正
- c. 特許付与決定

イ 特許審判委員会

特許審判委員会は、上記審判請求を受理し、審理し、及び決定を行うことを職務 とする機関であり、最大30名(特許分野の専門家15名及び審査官15名)によ

¹³ 現行特許法では、旧特許法における出願の拒絶に加えて、新たに特許付与決定後の明細書、請求の範囲、又は図面の補正、及び特許付与決定が審判請求の対象とされた。

り構成され(第64条第1項、同条第2項)、審判請求の審理では、特許審判委員会により3名又は5名より成る合議体が組織され、その内の1名が委員長となる(第65条第1項)。

ウ 出願拒絶に対する審判請求

出願拒絶に対する審判請求は、出願拒絶通知書の送付日から3か月以内に提出することができる(第68条第1項)。

上記期間内に請求を受理した場合、特許審判委員会は、審判請求の受理日から1か月以内に審理を開始し(第68条第3項)、審理開始日から9か月以内に決定を付与する(同条第6項)。特許審判委員会が審判請求を認容する場合、本大臣は、特許証書を発行し(同条第7項)、登録及び公告を行う(同条第8項)。

エ 特許付与決定後の明細書等の補正に対する審判請求

特許付与後の明細書、請求の範囲、又は図面の補正に対する審判請求は、次の補正について、特許付与通知書の送付日から3か月以内に提出することができる(第69条第1項、同条第4項)。

- a. 請求の範囲を限定する補正
- b. 明細書の翻訳の間違いに関する補正
- c. 不明確又は曖昧な明細書の内容を明確化する補正

上記期間内に請求を受理した場合、特許審判委員会は、審判請求の受領日から1か月以内に審理を開始し(第69条第3項)、同審理開始日から6か月以内に決定を付する(同条第6項)。特許審判委員会が審判請求を認容する場合、本大臣は、特許証書の添付文書につき補正を行い(同条第7項)、登録及び公告を行う(同条第8項)。

オ 特許付与決定に対する審判請求

特許付与決定に対する審判請求は、特許付与通知の日付から9か月以内に提出することができ(第70条第1項、同条第2項)、特許審判委員会は、審判請求受領日から1か月以内に審理を開始し(同条第4項)、同審理開始日から9か月以内に決定を付与する(同条第6項)。

本大臣は、特許審判委員会が審判請求の一部を認容する場合は、特許証書の添付 文書につき補正を行い(第70条第7項)、特許審判委員会が審判請求の全部を認 容する場合は、特許証書を取り消し(同条第8項)、その双方の場合につき登録及 び公告を行う(同条第9項)。

カ 特許審判委員会の決定に対する不服申立手段

審判請求において、特許審判委員会は、認容又は棄却決定の日付から14日以内 に、出願人又はその代理人に対して通知書を送付する(第71条)。

出願人又はその代理人は、特許審判委員会の棄却決定に不服がある場合、棄却決定通知書の送付日から3か月以内に、商事裁判所に訴訟を提起することができる(第72条第1項、同条第2項)。なお、当該商事裁判所判決に対する不服申立手段は、最高裁判所への上告(kasasi)とされている(同条第3項)。

(11) 簡易特許の審査

ア 出願公開

簡易特許の出願公開は、簡易特許の出願日から3か月を経過した後、7日以内に行われる(第123条第1項)。出願公開は、公開日から2か月間行われ、その終了後より実体審査が行われる(同条第2項、同条第3項)。

イ 実体審査請求

簡易特許に関する実体審査請求は、簡易特許出願提出と同時に、又は簡易特許の 出願日から6か月以内に行うことができるとされており(第122条第2項)、こ の期間内に実体審査請求が行われず、又は実体審査費用が納付されない場合、出願 は取り下げられたものとみなされる(同条第3項)。

ウ 承認又は拒絶決定

本大臣は、簡易特許出願について、出願日から12か月以内に¹⁴、承認又は拒絶 決定を行う(第124条第1項)。簡易特許出願が承認される場合は、登録及び公

¹⁴ 簡易特許の実体審査期間は、旧特許法では24か月であったが、現行特許法では12か月に短縮された。

告が行われ(同条第2項)、簡易特許権者に対して簡易特許証書が交付される(同条第3項)。

7. 保護期間

特許及び簡易特許の保護期間は次の通りである。

特許の種類	保護期間	延長の可否
特許	出願日から20年 (第22条第1項)	認められない (第22条第2項)
簡易特許	出願日から10年 (第23条第1項)	認められない (第23条第2項)

この特許及び簡易特許の保護期間は、登録され、電子メディア及び/又は非電子メディアにより公告される(第22条第3項、第23条第3項)。

8. 権利移転及び担保設定

(1) 特許権の移転

特許権は、次の原因により、その全部又は一部が移転され得るとされている(第74条第1項)。

- a. 相続
- b. 贈与
- c. 遺言
- d. 寄進
- e. 書面契約
- f. 法令の規定に基づき認められるその他の原因

特許権の移転は、特許に関するその他の権利を伴い、特許に関する文書原本と共に行われ(第74条第2項)、所定の費用を納付し、登録及び公告がなされなければならない(同条第3項)。

(2) 担保設定

特許権には、信託担保 (jaminan fidusia) の設定が可能とされている (第108条 第1項)。

9. ライセンス

(1) ライセンスの可否

特許権者は、独占的又は非独占的なライセンス契約に基づき、自身が保有する特許に つき他者にライセンスを付与することができる(第76条第1項)。

ライセンス契約は、合意した期間につきインドネシア共和国領内で適用され(第76条第3項)、インドネシアの国家的利益を損ない得る事項や、技術の移転、修得、及び開発におけるインドネシア国民の能力を妨げる制限を記載することはできないとされている(第78条)。また、ライセンスを付与した特許権者は、異なる合意をした場合を除き、その特許を自ら実施する権利を引き続き有する(第77条)。

(2) ライセンス契約の登録

ライセンス契約は、登録¹⁵及び公告がなされなければならず(第79条第1項)、この登録及び公告が行われない場合、ライセンス契約は第三者に対して法的効力を持たない(同条第2項)。

(3) 強制ライセンス

強制ライセンスとは、次の理由を伴う申請の下で発行される大臣決定(Keputusan Menteri)に基づき付与される特許実施に係るライセンスの付与をいい、非独占的な性質を有する(第81条、第82条第1項)。

- a. 特許権者が、特許付与後36か月間、特許実施義務を履行しない。
- b. 特許が、市民の利益を損なう形で特許権者又はライセンシーにより実施された。
- c. 既存特許に基づき開発された特許を実施するために他者の特許を使用する必要がある。

15 このライセンス契約の登録については、具体的な登録手続を規律する下位法令が長年存在していない状況にあったが、2016年2月24日に「知的財産ライセンス契約登録の要件及び申請方法に関する法務人権大臣令2016年第8号」が施行されている。

10. 政府による特許の実施

インドネシア政府は、次を考慮して、インドネシアにおいて自ら特許を実施することができる(第109条第1項)。

- a. 国家の防衛及び安全との関連
- b. 公衆の利益のための非常に差し迫った必要性がある

この特許の実施は、インドネシア国内での必要性を充足する限度とし、非商業的性質を有し、大統領令(Peraturan Prasiden)により規律される(第109条第2項、同条第3項)。

11. 特許の取消

(1) 特許の取消事由

特許は、次の場合、その一部又は全部が取り消される(第130条)。

特許取消事由

- a. 本大臣が、特許権者からの取消申立を認容した。
- b. 特許を取り消す裁判所判決が確定法的効力を取得した。
- c. 特許審判委員会が特許取消決定を発行した。
- d. 特許権者が年金支払義務を履行しない。

特許の取消は、特許及び当該特許由来のあらゆる法的効果を喪失させ(第137条)、 取り消された特許は、商事裁判所判決に基づく場合を除き、元に戻すことはできない(第141条)。

特許が第130条により取り消された場合、本大臣は、該当特許の特許権者及びライセンシーに対して、文書により取消を通知し、登録及び公告を行う(第135条第1項、同条第2項)。

(2) 特許権者の取消申立による特許の取消

特許権者は、自身が保有する特許の請求の範囲の全部又は一部について、本大臣に対し、文書により特許の取消申立を提出することができる(第131条第1項)。

特許権者が、ライセンスを付与した特許につき取消申立を行う場合は、上記申立に際 してライセンシーからの承諾文書を添付しなければならない(第131条第3項)。

上記申立に関する特許取消決定は、決定日以降有効とされ、該当特許の特許権者及び ライセンシー、又はそれぞれの代理人に対して書面により通知され、登録及び公告が行 われる(第131条第4項、同条第5項、同条第6項)。

(3) 裁判所判決による特許の取消

第130条bの裁判所判決に基づく特許の取消は、次の理由及び手続により行われ、 紛争解決に関する第VIII章の規定が準用される(第147条)。

特許取消事由	提訴方法
特許が、第3条、第4条、又は第9条の 規定に照らし本来は付与されるべきでは ないにも拘わらず付与された(第132 条第1項a)	特許権者を相手方として、商事裁判所に 提起される(第132条第2項)
遺伝的資源及び/又は伝統的知識に由来 する特許が、第26条の規定を充足して いない(第132条第1項b)	特許権者を相手方として、商事裁判所に 提起される(第132条第2項)
特許が、同一発明につき他者に対して付 与された他の特許と同一である(第13 2条第1項c)	該当特許の特許権者又はライセンシー が、商事裁判所に提起する(第132条 第3項)
強制ライセンスの付与日等から2年が経過したにも拘わらず、強制ライセンスの付与により市民の利益を損なう形態及び方法での特許の実施を防ぐことができない(第132条第1項d)	検察官又は国家の利益を代表する他者が、特許権者又は強制ライセンスのライセンシーを相手方として、商事裁判所に提起する(第132条第4項)
特許権者が、第20条所定の特許実施義 務を履行しない(第132条第1項e)	検察官又は国家の利益を代表する他者が、特許権者又は強制ライセンスのライセンシーを相手方として、商事裁判所に提起する(第132条第4項)

商事裁判所が特許の取消を認容する場合、該当特許は、判決で異なる定めがなされた場合を除き、取消判決が確定法的効力を取得した日以降、全部又は一部が消滅する(第138条第1項)。

特許が、第132条第1項c所定の理由、すなわち、特許が、同一発明につき他者に対して付与された他の特許と同一であることを理由に取り消された場合、該当特許に係るライセンシーは、ライセンス契約所定の期間満了まで同契約に基づき特許を実施することができ(第139条第1項)、その場合、ライセンシーは、取り消された特許の特許権者に対してライセンス料支払義務を負わず(同条第2項)、仮に特許権者がライセンシーからライセンス料の前払を受けている場合、特許権者は、残存ライセンス利用期間に応じてライセンス料を返還する義務を負う(同条第3項)。

(4) 年金の不払を理由とする特許の取消

特許権者が、第126条又は第128条第1項所定の期間内に年金を納付しない場合、 特許は、特許審判員会の特許取消決定に基づき取り消され得る(第134条第1項)。

12. 権利侵害

(1) 特許を受ける権利の侵害

第10条、第11条、第12条、及び第13条所定の特許を受ける権利を有する者は、 特許を受ける権利を有する者以外の者に特許が付与された場合、商事裁判所に訴訟を提 起することができる(第142条)。

(2) 特許権の侵害

特許権者又は特許権に係るライセンシーは、故意かつ無権利で第19条第1項所定の 行為を行った者を相手方として、商事裁判所に損害賠償請求訴訟を提起することができ る(第143条第1項)。

<u>13. 紛争解決</u>

(1) 特許紛争に関する訴訟手続

ア管轄

特許紛争に関する訴訟の管轄は、原則として、被告の居住地・所在地を管轄する 商事裁判所とされる(第144条第1項)。但し、一方当事者が、インドネシア共 和国領外に居住・所在している場合の管轄裁判所は、中央ジャカルタ商事裁判所と される(同条第2項)。

イ 訴訟提起

特許紛争に関する訴訟の提起を受けた商事裁判所は、訴訟を登録し(第144条第1項)、その登録日から14日以内に、登録日から60日以内に初回期日が開かれるよう期日指定を行う(同条第3項、同条第4項)。また、初回期日の14日前までに、執行官(juru sita)は、当事者への呼出しを行う(同条第5項)。

ウ 審理の非公開

裁判官は、特許付与プロセスに関する審理ついて、当事者の要請の下、弁論の非 公開を決定することができる(第145条第4項)。

工 判決

特許紛争に関する訴訟の判決は、訴訟の登録日から180日以内に一般に公開された期日で言い渡され、その判決謄本が、判決言渡日から14日以内に欠席当事者に対して交付される(第146条第1項、同条第2項、同条第3項)。この判決に対して不服がある場合の服申立手段は、最高裁判所への上告とされている(第148条)。

才 上告

特許紛争に関する商事裁判所判決に対する上告申立は、該当判決の言渡しを受け 又はその判決謄本を受領した日から14日以内に、判決を言い渡した商事裁判所に 提出し、登録される必要があり(第149条第1項)、その後のタイムラインは次 の通りである。 上告人は、上告の登録日から14日以内に、裁判所書記官に対して上告理由書 (memori kasasi)を提出する(第150条第1項)。

1

上告理由書を受領した裁判所書記官は、受領日から2日以内に、被上告人に対して上告申立書及び上告理由書を交付する(第150条第2項)。

被上告人は、上告申立書及び上告理由書を受領した日から14日以内に、裁判所書記官に対して答弁書(kontra memori kasasi)を提出することができる(同条第3項)。

裁判所書記官は、被上告人が答弁書を提出した場合、受領日から7日以内に、上告人に答弁書を送付する(同条第4項)。また、裁判所書記官は、第150条第3項の期間経過から7日以内に、最高裁判所に上告に係る事件記録を送付する(第151条第1項)。

.

上告に係る事件記録を受領した最高裁判所は、受領日から7日以内に、受領日から60日以内に期日が開かれるように期日指定を行う(第151条第2項、同条第3項)。

 \downarrow

最高裁判所は、上告に係る事件記録を受領した日から180日以内に、一般に公開された期日で判決を言い渡す(第152条第1項、同条第2項)。

,

判決を言い渡した最高裁判所は、判決言渡日から7日以内に、下級審である商事 裁判所の書記官に上告審判決の謄本を交付する(同条第3項)。

上告審判決謄本の送付を受けた商事裁判所は、判決謄本受領日から7日以内に、 執行官を通じて、上告人、被上告人、及び本大臣に対して上告審判決の謄本を交 付する(第152条第1項、同条第2項)。

本大臣は、判決謄本受領後、確定法的効力取得済の判決主文を登録し、公告する(第152条第5項)。

(2) 裁判外紛争解決

裁判所での紛争解決に加えて、当事者らは、仲裁又はその他の裁判外紛争解決手段により、特許又は簡易特許侵害に関する紛争を解決することができる(第153条第1項、

同条第2項)。

(3) 仮の決定

ア 仮の決定の内容

商事裁判所は、特許侵害により損害を被った者の請求の下、次のために仮の決定 を発することができる(第155条)。

- a. 特許及び/又は特許に関する権利の侵害が疑われる物の流入を防止する
- b. 侵害者による証拠物の隠滅を保全し防止する
- c. 更に大きな損害を防止するために侵害を停止させる

イ 仮の決定の申立方法

仮の決定申立は、特許侵害地を管轄する商事裁判所に対して、次の要件の下、文 書により提出する(第156条)。

- a. 特許の所有に関する証拠を添付する
- b. 特許侵害発生の強力な端緒に係る証拠を添付する
- c. 証拠として要求され、捜索され、収集され、保全された物及び/又は文書に関する明確な説明を添付する
- d. 仮の決定により損害を被り得る物の価値と同等の現金及び/又は銀行保証の 形の担保を提供する

ウ 仮の決定の審理

仮の決定に係る審理のタイムラインは次の通りである。

仮の決定申立が、第156条所定の要件を充足する場合、裁判所書記官は、同申立を記録し、24時間以内に当該申立を裁判所所長に交付する(第157条第1項)。

 \downarrow

当該申立を受領した商事裁判所所長は、受領日から2日以内に、同申立を審理する商事裁判所の裁判官を指名する(第157条第2項)。

指名を受けた裁判官は、指名日から2日以内に、仮の決定申立の認容又は棄却を 決定しなければならない(第157条第3項)。

仮の決定申立を認容する場合、裁判官は、仮の決定書を発行し(第157条第4項)、同決定書は、24時間以内に、仮の決定処分を受ける者に対して通知される(同条第5項)。他方、裁判官が仮の決定を棄却する場合は、申立人に対して、理由と共に棄却を通知する(同条第6項)。

商事裁判所が上記仮の決定書を発行した場合、商事裁判所は、仮の決定書の発行 日から7日以内に、仮の決定処分を受ける者を呼び出して説明を求める(第15 8条第1項、同条第2項)。

1

商事裁判所裁判官は、仮の決定書が発行された日から30日以内に、仮の決定の追認又は取消を決定する(第158条第3項)。仮の決定が追認された場合、納付済みの担保金が申立人に返還され、申立人は特許侵害につき損害賠償請求を行うことができ、及び/又は申立人は、捜査官に対して特許侵害につき報告をすることができる(同条第4項)。他方、仮の決定が取消された場合は、納付済みの担保金が、仮の決定に起因する損害の賠償として仮の決定処分を受ける者に対し速やかに交付される(同条第5項)。

第3 商標法制

1. 法令

インドネシアの商標に関する法律関係を規律する現行法令は「商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 2 0 1 6 年第 2 0 号(Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 20 Tahun 2016 Tentang Merek Dan Indikasi Geografis)」(以下「現行商標法」という。)であり、「商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 2 0 0 1 年第 1 5 号(Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 15 Tahun 2001 Tentang Paten)」(以下「旧商標法」という。)を全面改正する形で 2 0 1 6 年 1 1 月 2 5 日に施行され、全 2 0 章、1 0 9条により構成されている。

現行商標法は、商標に加えて地理的表示に関する法律関係も規律しているが(第2条第1項)、本報告書では、商標に関する法律関係に絞って説明を行う。また、以下で参照する条文は、特に断らない限り、現行商標法の条文とする。

2. 商標及び商標権

(1) 商標の意義

商標(Merek¹⁶)とは、「商品役務取引において、個人又は法人により生産された商品役務を区別するため、二次元及び/又は三次元のイラスト、ロゴ、名称、語句、文字、数字、色の組み合わせ、音声、ホログラム、又はこれら要素複数の組み合わせの形で、図形的に表示することができる標識」と定義されている(第1条1)。

(2) 商標の種類

商標には、商品商標(Merek Dagang)、役務商標(Merek Jasa)があり(第2条第2項)、それぞれ次のように定義されている。

 $^{^{16}}$ "Merek"は、「標章」と翻訳されることも少なくないが、"Merek"は、現行商標法第 1 条 1 において商品役務取引で用いられるものであることが明記されていることに鑑み、本報告書では、「標章」ではなく「商標」と翻訳し、"Merek Dagang"及び"Merek Jasa"をそれぞれ「商品商標」及び「役務商標」と翻訳した。

商標	意義
商品商標	他の同種商品と区別するため、単独若しくは複数名が共同で又は法人により取引される商品に用いられる商標(第1条2)
役務商標	他の同種役務と区別するため、単独若しくは複数名が共同で又は法人により取引される役務に用いられる商標(第1条3)

また、団体商標(Merek Kolektif)は、「他の同種商品役務と区別するために、複数の者又は法人により共同で取引される、性質、一般的特性、及び品質、並びにそれらの監督につき同一の特徴を有する商品役務に使用される商標」と定義されている(第1条4)。

(3) 商標権の意義

商標権(Hak atas Merek)とは、「該当商標を自ら使用し、又は他者に対してその使用許諾を付与するための、一定の期間につき登録商標権者に対して国家が付与する排他的権利」と定義されている(第1条5)。

3. 商標権の客体

(1) 商標権の客体として保護される商標

商標権の客体として保護される商標は、商品役務取引において、個人又は法人により 生産された商品役務を区別するための、二次元及び/又は三次元のイラスト、ロゴ、名 称、語句、文字、数字、色の組み合わせ、音声、ホログラム、又はこれら要素複数の組 み合わせの形による標識とされている(第2条第3項¹⁷)。

(2) 登録不能商標

商標権は、該当商標の登録により取得されるところ(第3条)、次の商標は登録が認められないとされているため、商標権の客体とはならない(第20条)。

¹⁷ 現行商標法では、三次元のイラスト、音声、又はホログラム等の非伝統商標が新たに商標による保護の対象となった。

登録不能商標

- a. 国家のイデオロギー、法令、道徳、宗教、又は公序良俗に反する場合
- b. 登録出願された商品役務そのもの、関連事項、又は単純に呼称するだけの場合
- c. 登録出願された商品役務の出所、品質、種類、大きさ、品種、使用目的について 公衆を誤認させ得る要素¹⁸を記載し、又は同種の商品役務のために保護される植 物品種名に該当する場合¹⁹
- d. 生産される商品役務の品質、用途・利益、又は効能に適合していない情報を記載 している場合²⁰
- e. 識別力を有さない場合²¹
- f. 一般名称及び/又は公共財産の象徴に該当する場合

(3) 登録拒絶商標

商標権は、該当商標を登録することで取得されるところ(第3条)、次の商標登録出 願は拒絶されるとされており、登録が認められないため、商標権の客体とはならない。

登録拒絶商標

- a. 商標が、その要部又は全体において次と同一性を有する場合(第21条第1項)。
 - 同種の商品役務につき他者が所有する登録商標又は他者が既に出願を行っ た商標
 - 同種の商品役務につき他者が所有する著名商標 (Merek terkenal)
 - 特定の要件を満たしている同種ではない商品役務につき他者が所有する著 名商標
- b. 商標が、著名人の氏名若しくは呼称、又は他者が所有する写真若しくは法人の名称に該当し又はそれらと類似する場合(但し権利者からの書面による同意に基づく場合を除く。) (第21条第2項a)

¹⁸ 例えば、「No.1 ケチャップ」という商標は、商品の品質との関係で公衆を誤認させるため登録は認められない(第20条c解説)。

¹⁹ この登録不能事由は、旧商標法には存せず、現行商標法で追加されたものである。

²⁰ 第20条cの登録不能商標の例として、「1001の疾病を直すことができる薬剤」、「健康にとって安全なたばこ」が挙げられる(第20条d解説)。

²¹ 単純な線や点といったシンプル過ぎる標識や複雑過ぎて明確さを欠く標識は、第20条eの識別力を有さない標識に該当するとされる(第20条e解説)。

- c. 商標が、国家、又は国内若しくは国際機関の名称、呼称、旗、章、シンボル、エンブレムの模倣に該当し、又はそれらと類似する場合(但し権限者からの書面による同意に基づく場合を除く。)(第21条第2項b)
- d. 商法が、国家又は政府機関により使用される公的な証、印、又はスタンプの模倣に該当し、又はこれらと類似する場合(但し権限者からの書面による同意に基づく場合を除く。) (第21条第2項c)
- e. 出願が悪意の出願人により提出された場合(第21条第3項)

なお、登録商標が事後に一般名称となった場合であっても、他の言葉を付加することで識別力を有する場合は、一般名称を用いた商標の出願を提出することができる(第22条²²)。

4. 商標権の取得及び登録

(1) 出願の提出23

アー般

商標登録出願は、商品役務の種類に応じて定められる費用を納付し、インドネシア語で、電子的²⁴又は非電子的に、法務人権大臣(以下「本大臣」という。)に対して提出し(第4条第1項、同条第5項)、1つの出願で複数の商品区分及び/又は役務区分のための出願を提出することが可能とされている(第6条)。

イ 出願書の記載事項及び添付事項

出願書には、次を記載する必要がある(第4条第2項)。

- a. 出願年月日
- b. 出願人の完全な氏名、国籍、及び住所

²² 商標登録後に一般名称となった商標については、誰でも、当該一般名称と、他の用語や その他識別性を有する要素を追加することで商標出願を行い得ることは、旧商標法には規 定がなく、現行商標法で新たに規定された。

²³ インドネシアでは、先願主義が採用されており、外国で使用されている商標が第三者によって商標登録されていることが少なくなく、インドネシアで事業を行う予定の企業は早期に出願を行うことが推奨される。

²⁴ 現行商標法では、新たに電子出願が可能となった。

- c. 代理人の完全な氏名、及び住所(出願が代理人により行われる場合)
- d. 色(商標が色の要素を用いている場合)
- e. 初回商標出願の国名及び出願日(出願が優先権の主張を伴って提出される場合)
- f. 商品区分及び/又は役務区分、並びに商品の種類及び/又は役務の種類の詳細 な説明

また、出願書には、次を添付する必要がある(第4条第4項、同条第8項)。

- a. 商標ラベル²⁵
- b. 費用支払証
- c. 商標の所有表明書

ウ 出願人が複数名である場合

出願が、該当商標につき権利を共有する複数の出願人により提出される場合、出願書には、全ての出願人の氏名が記載され、その内の1名の住所を出願人住所として記載した上で(第5条第1項)、該当商標につき権利を有する出願人の1名が代表して署名を行い、他の出願人の同意書面を添付する(同条第2項)。

エ 出願人がインドネシア国外に居住・所在している場合

インドネシア共和国外に定常的に居住・所在している出願人により提出される出願及び商標事務に関する事項は、代理人により提出されなければならず(第7条第1項)、その場合、出願人は、インドネシアにおける法的所在地として代理人の住所を明示し、選択しなければならない(同条第2項)。

オ 団体商標に関する出願

団体商標としての商標登録出願は、該当商標が団体商標として使用されることが出願において明確に表明された場合に限り受理される(第46条第1項)。

また、同出願では、少なくとも次に関する規律が記載された、団体商標としての 商標使用規定の写しを添付する必要がある(第46条第2項、同第3項)。

- a. 製造販売される商品役務の性質、一般的特性、又は品質
- b. 団体商標使用の監督

²⁵ 「商標ラベル」とは、商標登録出願に添付される商標又はエチケットの例のことをいう (第4条第4項解説)。

c. 団体商標使用規定違反に対する罰則

カ 優先権の主張を伴う出願

工業所有権保護のためのパリ条約に規定される優先権の主張を伴う出願は、同条約の加盟国又は世界貿易機関設立条約の加盟国において最初に受理された商標出願日から6か月以内に提出されなければならない(第9条)。

また、優先権の主張を伴う出願では、優先権を発生させた最初の商標登録出願の 受理に係る証拠(インドネシア語に翻訳されたもの²⁶。)が具備されなければならず、 その証拠が優先権の主張を伴う出願提出期限の満了から3か月以内に具備されな い場合、出願は、優先権の主張を伴わない出願として手続きが進められることとな る(第10条)。

キ 国際商標登録出願27

商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願は、次の形態によることができる(第52条第1項)。

- a. 本大臣を通じた国際事務局 (biro internasional) 宛のインドネシアからの出願
- b. 国際事務局からの、本大臣が受領する指定国の1つとしてインドネシアに向けられた出願

また、上記国際商標登録出願は、国際商標登録出願の基礎として既にインドネシアで商標出願を行い又は商標登録を保有している次の者に限り行うことができるとされている(第52条第2項、同条第3項)。

- a. インドネシア国籍を有する出願人
- b. インドネシア共和国に法的住所又は居所を有する出願人
- c. インドネシア共和国において実際に商工業活動を行っている出願人

26 第10条第2項の解説では、翻訳は宣誓翻訳者 (penerjemah tersumpah) により行われるとされている。

²⁷ 現行商標法では、いわゆるマドプロ出願に関する規定が新たに設けられた。なお、インドネシアは、2017年10月2日にマドリッド協定議定書への加入書を世界知的所有機関(WIPO)事務局長に寄託し、100番目の加盟国となった(議定書は2018年1月2日に発効)。

(2) 形式審査

商標登録出願は、第4条乃至第7条、第9条、及び第10条の各規定を充足して提出 しなければならず(第11条第1項)、最低限の要件を充足した出願、すなわち出願申 請書が完全に記載され、かつ商標ラベル及び費用支払証を具備した出願には、出願日が 付される(第13条²⁸)。

また、団体商標の登録出願では、第4条乃至第7条所定の要件具備に加えて、第46 条所定の要件具備についても確認が行われる(第47条)。

出願に不備がある場合、出願人は、次の期間内に不備を解消しなければならず(第11条第2項、同条第3項)、期間内に不備が解消されない場合、本大臣は、出願人又はその代理人に対して、出願が取り下げられたものとみなされることを書面により通知する(第12条)。

不備の内容	不備解消期間
第4条、第5条、第6条、及び 第7条所定の要件に関する不備	要件具備充足のための通知書の送付日から2か月 以内(第11条第2項、なお、同通知書は、出願 日から30日以内に申請者に対して通知される。)
第10条所定の要件に関する不 備	優先権の主張を伴う出願提出期限の満了から3か 月以内(同条第3項)

仮に、出願人又はその代理人が、自然災害又は不可抗力事由が原因で、上記期間内に 不備を解消することができない場合、出願人又はその代理人は、上記期間の延長を書面 により申請することができる(第11条第4項)。

(3) 出願公開

本大臣は、出願日から15日以内²⁹に、本大臣が定期的に発行する商標公報 (Berita Resmi Merek) に次を掲載して、2か月間、出願を公開する (第14条、第15条)。

²⁸ 旧商標法では、全ての出願要件を充足されていなければ出願日が付与されないとされていたが、現行商標法では、少なくとも出願申請書、商標ラベル、及び費用支払証を提出することで出願日を得ることができ、委任状及び商標所有表明書は追完することが可能となった。

²⁹ 旧商標法では、公告は実体審査後に行われていたが、現行商標法では、出願日から15 日以内に出願公告を行うことが義務化された。

- a. 出願人(出願が代理人により行われる場合は代理人を含む。)の氏名及び住所
- b. 商品役務の区分及び種類
- c. 出願日
- d. 初回出願国及び出願日(出願が優先権の主張を伴い提出される場合。)
- e. 商標ラベル(色に関する説明を含み、かつ仮に商標ラベルにおいて、外国語、ラテン文字以外の文字、又はインドネシア語では通常使用されない数字が使用されている場合は、それぞれインドネシア語、ラテン文字、又はインドネシア語で通常用いられる数字への翻訳及びラテン綴りでの発音方法を付する。)

何人も、登録出願がなされた商標が上記登録不能商標又は登録拒絶商標であることにつき証拠を伴う十分な理由が存する場合は、出願公開期間中、費用を納付して、本大臣に対し、文書により異議を提出することができる(第16条第1項、同条第2項)。仮に異議が提出された場合は、異議の受領日から14日以内に、異議文書の謄本が出願人又はその代理人に送付され(同条第3項)、同送付を受けた出願人又はその代理人は、異議文書謄本の送付日から2か月以内に、同異議に対する反論書面を提出することができる(第17条)。これらの異議及び反論は、該当出願に対する実体審査における判断材料として用いられる(第23条第2項)。

(4) 出願の補正

出願の補正は、出願人又はその代理人の氏名及び/又は住所の記載の補正を求める場合に限り、認められる(第18条)。

(5) 出願の取下

本大臣が商標証書又は拒絶書を発行するまでの間、出願人又はその代理人は、出願を 取り下げることができる(第19条第1項)。

(6) 実体審査

ア 審査の概要

実体審査とは、商標登録出願につき審査官が行う審査をいい(第23条第1項)、 次の時点から開始され、150日以内に終了するとされている³⁰(同条第5項)。

³⁰ 実体審査期間が、旧商標法では9か月以内であったが、現行商標法では、150日以内に短縮された。

出願に対する異議提出の有無	実体審査開始時
異議が提出された場合	出願公開終了日から30日以内 (第23条第3項)
異議が提出されない場合	反論提出期限満了日から30日以内 (第23条第4項)

本大臣は、実体審査のために必要な場合、審査官以外の専門家を選定することができ(第23条第6項³¹)、その専門家により行われた審査結果は、本大臣の承認の下、審査官による実体審査の結果と同一とみなされる(同条第7項)。

イ 審査官が登録相当と判断した場合

審査官が、出願につき登録相当と判断した場合、本大臣は、当該商標を登録し、 出願人又はその代理人に対してその事実を通知し、かつ次を記載した商標証書 (sertifikat Merek)を発行し、商標公報において公告を行う(第24条第1項、 第25条)。

- a. 登録商標権者の完全な氏名及び住所
- b. 代理人の完全な氏名及び住所(出願が代理人により行われる場合。)
- c. 出願日
- d. 初回出願国及び出願日(出願が優先権の主張を伴い提出される場合。)
- e. 登録される商標のラベル(色に関する説明を含み、かつ仮に商標ラベルにおいて、外国語、ラテン文字以外の文字、又はインドネシア語では通常使用されない数字が使用されている場合は、それぞれインドネシア語、ラテン文字、又はインドネシア語で通常用いられる数字への翻訳及びラテン綴りでの発音方法を付する。)
- f. 登録番号及び日付
- g. 商標が登録される商品役務の区分及び種類
- h. 商標登録の有効期間

商標証書の発行から18か月以内に出願人又はその代理人がその商標証書を受領しない場合、その登録商標は取下げられたとみなされ、抹消される(第25条第3項)。

³¹ 現行商標法では、実体審査を外部の専門家に委託することが可能となった。

ウ 審査官が拒絶相当と判断した場合

審査官が、出願につき登録不能又は拒絶相当と判断した場合、本大臣は、出願人 又はその代理人に対して、理由と共にその事実を書面により通知する(第24条第 2項)。

同通知を受けた出願人又はその代理人は、同通知書の送付日から30日以内に理由を付した意見書を提出することができる(第24条第3項)。出願人又はその代理人が同意見書を提出し、審査官が同意見書を認容した場合は、本大臣がその商標を登録する(第24条第5項)。他方、出願人又はその代理人が同意見書を提出しない場合、又は同意見書を提出したものの審査官が認容できないと判断した場合は、商標出願は拒絶で確定する(同条第4項、同条第6項)。

(7) 証書の補正32

登録商標権者又はその代理人は、商標証書に誤記が存する場合、本大臣に対して、文書により補正申立を提出することができる(第27条第1項)。この補正申立は、商標証書の誤記が商標登録申請時の申請者の過誤に由来する場合を除き、登録商標権者による費用負担は不要とされている(第27条第1項、同条第2項)。

(8) 審判請求

ア 審判請求

出願人が、商標出願の拒絶につき不服を有する場合、同出願人又はその代理人は、費用を納付して、本大臣宛の副本と共に、商標審判委員会に対して書面により審判請求を申し立てることができる³³ (第28条第1項、同条第2項)。この書面では、出願拒絶に対する異議及び理由を詳細に説明する必要があり(同条第3項)、その理由は、拒絶された出願の補正又は補完に該当するものであってはならないとされている(同条第4項)。

³² 現行商標法では、商標付与後の補正が可能となった。

³³ 審判請求は、本質的な性質を有する理由又は判断を基礎とする場合に限定される(第28条解説)。

この審判請求は、出願拒絶通知書の送付日から90日以内に提出する必要があり (第29条第1項)、審判請求が提出されずに同期限を経過した場合、出願人は、 出願の拒絶を受け入れたものとみなされる(同条第2項)。

イ 商標審判委員会

商標審判委員会は、法務人権省内の独立特別局であり(第1条23)、その構成 員は最大で30名(商標分野の専門家15名及びシニア審査官15名)であり、各 構成員の任期は3年とされる(第33条第2項)。商標審判委員会は、審判請求の 審理に当たり、奇数名(最低3名)より成る合議体を組成し、その内の1名は出願 に対して実体審査を行わないシニア審査官とされている(同条第4項)。

また、商標審判委員会は、上記審判請求に関する審理及び判断に加えて、登録商標が国家のイデオロギー、法令、道徳、宗教、又は公序良俗に反する場合、該当商標の抹消を行うよう本大臣に対して提言を行うとされている(第31条)。

ウ 審判請求の審理

審判請求を受理した商標審判委員会は、その受理日から3か月以内に決定を付する(第30条第1項)。

商標審判委員会が、審判請求を認容する場合、本大臣は、出願人又はその代理人 に対して商標証書を交付する(第30条第2項)。

他方、商標審判委員会が、審判請求を棄却した場合、その判断に不服を有する出願人又はその代理人は、棄却決定を受領した日から3か月以内に、商事裁判所に対して訴訟を提起することができる(第30条第3項)。なお、当該商事裁判所判決に対する不服申立手段は、最高裁判所への上告(kasasi)とされている(同条第4項)。

(9) 登録の変更

登録商標権者が、その氏名及び/又は住所の変更を希望する場合、商標権者は、変更の証拠に関する有効な認証謄本を具備し、費用を納付して、本大臣に対し変更登録申請を提出する必要があり、その変更は、商標広報において公告される(第40条第1項、同条第3項)。なお、この氏名及び/又は住所の変更は、商標登録出願過程において行

うことも可能とされている (同条第2項)。

5. 保護期間

(1) 保護期間

登録商標の保護期間は、出願日から10年間であり、同一期間につき延長が認められ得る(第35条第1項、同条第2項)。

(2) 保護期間の延長34

ア 延長申請の時期

登録商標の保護期間延長申請は、商標権者又はその代理人により、費用を納付して、該当登録商標の保護期間満了の6か月前までに、インドネシア語を用いて電子的又は非電子的に提出される(第35条第3項)。また、延長申請を行うことなく保護期間が満了した場合でも、保護期間満了後6か月以内であれば、費用及び延長費用と同額の罰金を納付して延長申請を行うことができる(同条第4項)。

イ 延長申請手続

延長申請は、次に関する表明書が添付されている場合に承認され(第36条)、この表明書が添付されていない場合は拒絶される(第37条第1項)。

- a. 該当商標が、商標証書中に記載されている商品役務につき依然として使用されており、かつ、
- b. a の商品役務が依然として製造及び/又は販売されている。

但し、会社等のロゴ又はシンボルの形態の登録商標の延長は、該当商標の保護期間の延長につき紛争が存しない場合、第35条乃至第37条所定の手続は不要とされ、該当登録商標の保護期間満了日の6か月前以降に登録商標延長費用を支払えば足りる(第38条第1項)。

34 旧商標法では、保護期間満了日の12か月前以降に延長申請を行うことができたが、現 行商標法では、保護期間満了日の6か月前以降に短縮される一方で、保護期間満了後であ っても6か月以内であれば、罰金の納付により延長申請を行うことができるとされている。 登録商標の保護期間延長は、登録され、商標公報で公告され、商標権者又はその 代理人に対して文書により通知される(第39条第1項、同条第2項)。

仮に延長申請が拒絶された場合、同拒絶につき異議を有する商標権者は、前述した商標審判委員会に対して審判請求を提出することができる(第37条第3項)。

6. 権利移転

(1) 権利移転事由

登録商標に係る権利は、次の原因により移転され得る(第41条第1項)。

- a. 相続
- b. 遺言
- c. 寄進
- d. 贈与
- e. 契約
- f. 法令の規定に基づき認められるその他の原因35

なお、同種の商品役務と要部又は全体につき同一性を有する複数の登録商標を有する 商標権者による登録商標に係る権利移転は、その登録商標の全てが同一の当事者に移転 される場合に限り、実施可能とされている(第41条第2項)。

(2) 権利移転方法

登録商標に係る権利の移転は、所定の費用を納付し、本大臣に登録申請及びその裏付文書36を提出して行う必要があり、登録後は、商標広報にて公告される(第41条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第7項)。この商標に係る権利の移転は、商標登録出願中に行うことができる37(第41条第8項)。

また、登録団体商標に係る権利の移転においても、所定の費用を納付し、本大臣に対して登録を申請しなければならず、同移転は登録され、商標公報にて公告される(第49条第1項、同条第2項)。

^{35 「}その他の原因」の例として、法人の解散、合併、買収等による商標の所有関係の変更 が挙げられる(第41条第1項f解説)。

^{36 「}裏付文書」とは、例えば、商標証書や該当権利の所有に関するその他の証拠文書をいう(第41条第4項解説。)。

³⁷ 現行商標法では、出願手続中の商標の譲渡が可能となった。

仮に、登録商標に係る権利移転につき上記登録が行われない場合、同権利移転は、第 三者に対して法的効力を有しないものとされる(第41条第6項)。

7. ライセンス

(1) ライセンスの可否

登録商標権者は、団体商標の場合を除き、他者に対して、商品役務の一部又は全部につき商標を使用するためのライセンスを付与することができる(第42条第1項、第50条)。

ライセンス契約は、異なる合意をした場合を除き、インドネシア共和国全土で適用され (第42条第2項)、インドネシア経済に損害を及ぼし得る直接的又は間接的な規定や技術の修得及び開発においてインドネシア国民の能力を妨げる制約を記載することはできないとされている (同条第6項)。

また、ライセンスを付与した登録商標権者は、異なる合意をした場合を除き、引き続き該当登録商標を自ら使用し又は第三者に対してライセンスを付与することができるとされている(第43条)。

ライセンシーによるインドネシア国内での登録商標の使用は、商標権者によるインドネシア国内での商標使用と同視される³⁸ (第44条)。

(2) ライセンス契約の登録

ライセンスを付与した登録商標権者は、費用を納付して本大臣に対しライセンス契約の登録申請を行わなければならず(第42条第3項、同条第4項)、未登録のライセンス契約は、第三者に対して法的効力を有しないとされている(同条第5項)。

8. 登録商標の抹消及び取消

(1) 登録商標の抹消

ア 商標権者による登録商標の抹消

³⁸ この規定は、第74条所定の3年間継続して商品役務取引で使用されていない商標登録の 抹消の可能性と関係を有する(第44条解説)。

商標権者は、本大臣に対して、登録商標の抹消を申請することができ(第72条 第1項)、同抹消は記録され、商標公報で公告される(同条第5項)。

仮に、抹消を求める登録商標につきライセンス契約が締結されている場合、その 抹消は、同ライセンス契約のライセンシーから書面による承諾を得た場合に限り行 うことができる(第72条第3項)。但しライセンス契約において同承諾が不要で あることが合意されている場合、同承諾は不要とされる(同条第4項)。

イ 本大臣による登録商標の抹消

本大臣は、次の場合、前述した商標審判委員会の提言を得た後、登録商標の抹消を行うことができる(第72条第6項乃至第9項)。

- a. 登録商標が、地理的表示と要部及び/又は全体につき同一性を有する。
- b. 登録商標が、国家のイデオロギー、法令、道徳、宗教、又は公序良俗に反する。
- c. 登録商標が、伝統文化的表現、無形文化遺産、又は代々承継され既に伝統となった名称若しくはロゴと全体的に同一性を有する。

本大臣による登録商標の抹消決定につき不服のある商標権者は、行政裁判所に訴訟を提起することができる(第73条第1項)。この行政裁判所判決に対して不服がある場合の不服申立手段は、最高裁判所への上告申立とされている(第73条第2項)。

ウ 不使用による抹消

登録商標が、その登録日又は最終使用日から継続して3年間、次のいずれかが存しないにも拘わらず商品役務取引において使用されない場合、利害関係を有する第三者は、登録商標の抹消を求めて商事裁判所に訴訟を提起することができる(第74条第1項、同条第2項)。

- a. 輸入禁止
- b. 該当商標を用いた商品の流通許可に関する禁止、又は暫定的性質を有する権限 のある者からの決定
- c. 政令所定のその他の同種禁止

当該登録商標の抹消は記録され、商標公報において公告される(第74条第3項)。

(2) 登録商標の取消

登録商標について、登録不能事由(第20条)又は登録拒絶事由(第21条)が存する場合、利害関係を有する者³⁹は、登録商標権者を相手として、登録商標の取消訴訟を商事裁判所に提起することができる(第76条第1項、同条第3項)。

未登録商標の保有者⁴⁰は、出願提出後に上記商標登録取消訴訟を提起することができる(第76条第2項)。

商標登録取消訴訟の出訴期間は、原則として商標登録日から5年間とされている(第77条第1項)。但し、悪意の要素が存する場合及び/又は該当商標が国家のイデオロギー、法令、道徳、宗教、又は公序良俗に反する場合、上記商標登録取消訴訟は、同出訴期間による制限を受けることなく提起することができる(同条第2項41)。

商標登録取消訴訟に関する商事裁判所判決に対する不服申立手段は、最高裁判所への上告(kasasi)とされている(第78条第1項)。

9. 権利侵害

登録商標権者及び登録商標のライセンシーは、同種の商品役務につき要部又は全体が同一である商標を無権利で使用する他者に対して、次を求めて商事裁判所に訴訟を提起することができる(第83条第1項、同条第3項)。また、同訴訟は、裁判所判決に基づいた著名商標権者も提起することができる(同条第2項42)。

- a. 損害賠償請求
- b. 該当商標の使用差止

同訴訟の原告は、訴訟の審理期間中に損害が拡大することを防止するため、裁判官に対して、該当商標を使用した商品役務の製造、流通、販売行為の差止申立を提出することができる(第84条第1項)。また、同訴訟の被告に対して、無権利で商標を使用し

39 「利害関係を有する者」とは、例えば、登録商標保有者、検察官、消費者分野の財団/ 団体、宗教団体である(第76条第1項解説)。

^{40 「}未登録商標の保有者」とは、例えば、未登録である善意の商標保有者や未登録の著名 商標の保有者をいう(第76条第2項解説)。

⁴¹ 商標登録取消訴訟の出訴期間は、原則として商標登録日から5年間であるが、現行商標 法では、この出訴期間の例外として、悪意出願商標に対する取消請求が追加された。

⁴² 現行商標法では、裁判所の決定によって著名と認められた商標の権利者も侵害訴訟を提起することができることが明記された。

ている商品の引渡が請求された場合、裁判官は、判決が確定法的効力を取得した後に該 当商品又はその価格を商標権者に引き渡すよう命じることができる(同条第2項)。

10. 紛争解決

(1) 商標に関する訴訟手続

ア管轄

商標に関する訴訟の管轄は、原則として、被告の居住地・所在地を管轄する商事裁判所である(第85条第1項)。但し、一方当事者がインドネシア共和国領外に居住している場合の管轄裁判所は、中央ジャカルタ商事裁判所とされる(同条第2項)。

イ 訴訟提起

商標に関する訴訟につき訴状が提出された場合、裁判所書記官は、その日に訴訟を登録し、その登録から2日以内に商事裁判所所長に訴状を交付する(第85条第4項)。訴状の交付を受けた商事裁判所所長は、同日から3日以内に、訴状を精査し、期日を決定するため裁判体の指名を行う(同条第5項)。

また、執行官(juru sita)は、訴訟が登録されてから7日以内に当事者を呼び出す(第85条第6項)。

ウ 判決

商標に関する訴訟では、裁判体が事件を受理してから90日以内(但し最高裁判所長官の承認の下で最大30日間の延長が可能。)に審理を終えて判決を言い渡さなければならないとされている(第85条第7項)。

同判決は、判決の基礎となる法的判断が完全に記載され、一般に公開された期日で言い渡されなければならず(第85条第8項)、その判決内容は、判決が言い渡されてから14日以内に執行官によって当事者に通知される(同条第9項)。この判決に対して不服がある場合の不服申立手段は、最高裁判所への上告とされている(第87条)。

工 上告

上記商事裁判所判決に対する上告申立は、商事裁判所判決の言渡日又は通知日から14日以内に、判決を言い渡した商事裁判所に提出し、登録される必要があり(第88条第1項及び第2項)、その後のタイムラインは次の通りである。

裁判所書記官は、上告の登録日から7日以内に、被上告人に対して上告申立を通知する(第88条第3項)。

 \downarrow

上告人は、上記登録日から14日以内に、裁判所書記官に対して上告理由書 (memori kasasi) を提出する(第88条第4項)。

裁判所書記官は、上告理由書の受領日から2日以内に、被上告人に対して上告理由書を交付する(第88条第5項)。

被上告人は、上告理由書を受領した日から14日以内に、裁判所書記官に対して答弁書(kontra memori kasasi)を提出することができる(第88条第6項)。

裁判所書記官は、被上告人が答弁書を提出した場合、その受領日から7日以内に、 上告人に対して答弁書を交付する(第88条第6項)。また、裁判所書記官は、 第88条第6項の期間経過から7日以内に、最高裁判所に対して上告に係る事件 記録を交付する(同条第7項)。

1

最高裁判所は、上告審の裁判体が上告申立を受理してた日から90日以内に審理 を終結し、公開の期日において判決を言い渡す(第88条第8項、同条第9項)。

最高裁判所の書記官は、判決言渡日から7日以内に、下級審である商事裁判所書 記官に対して上告審判決の内容を通知する(第88条第10項)。

商事裁判所の執行官は、上告審判決を受領してから2日以内に、上告人及び被上告人に対して上告審判決の内容を通知する(第88条第11項)。

(2) 取消訴訟判決の執行

裁判所判決に基づく登録商標取消の実行は、本大臣が確定法的効力を取得した同判決の認証謄本を受領した後に行われる(第91条第1項)。

商標登録の取消又は抹消は、本大臣が、取消又は抹消の理由及び日付に関する記録を付して該当商標を消除することにより行われ、商標権者又はその代理人に文書により通知され、商標広報で公告される(第92条第1項乃至第3項)。

(3) 裁判外紛争解決

訴訟による紛争解決に加えて、当事者らは、仲裁又は裁判外紛争解決により商標に関する紛争を解決することができる(第93条)。

(4) 仮の決定

ア 仮の決定の内容

登録商標権者は、十分な一次証拠に基づき、商事裁判所裁判官に対して、次に関する仮の決定書の発行を求めることができる(第94条)。

- a. 商標権侵害成果物であることが疑われる商品43の商流への流入防止
- b. 商標権侵害に関する証拠方法の保管
- c. 侵害者による証拠物隠滅の保全及び防止
- d. 更に大きな損害を防止するための侵害停止

イ 仮の決定の申立方法

仮の決定申立は、商標侵害地を管轄する商事裁判所に対して、次の要件の下、書 面により提出される(第95条)。

- a. 商標の所有に関する証拠44を添付する
- b. 商標侵害発生の強力な端緒の存在に係る証拠を添付する
- c. 証拠として要求され、捜索され、収集され、保全された物及び/又は文書に関する明確な説明を添付する
- d. 仮の決定により損害を被り得る物の価値と同等の現金及び/又は銀行保証の 形の担保を提供する

ウ 仮の決定の審理

仮の決定に係る審理のタイムラインは次の通りである。

⁴³ この「商品」には、輸入された商品が含まれる(第94条 a 解説)

⁴⁴ 商標証書を指す(第95条a解説)。

仮の決定申立が、第95条所定の要件を充足する場合、商事裁判所書記官は、同申立を記録し、24時間以内に裁判所所長に対してその申立を交付する(第96条第1項)。

当該申立を受領した商事裁判所所長は、受領日から2日以内に、同申立を審理する商事裁判所の裁判官を指名する(第96条第2項)。

指名を受けた裁判官は、指名日から2日以内に、仮の決定申立の認容又は乗却を 決定しなければならない(第96条第3項)。

仮の決定申立を認容する場合、裁判官は、仮の決定書を発行し(第96条第4項)、同決定書は、24時間以内に、仮の決定処分を受ける者に対して通知される(同条第5項)。他方、裁判官が仮の決定を棄却する場合は、申立人に対して、理由と共に棄却を通知する(同条第6項)。

.

商事裁判所が上記仮の決定書を発行した場合、商事裁判所は、仮の決定書の発行 日から7日以内に、仮の決定処分を受ける者を呼び出して説明を求める(第97 条第1項、同条第2項)。

 \downarrow

商事裁判所裁判官は、仮の決定書の発行日から30日以内に、仮の決定の追認又は取消を決定する(第97条第3項)。仮の決定が追認された場合、納付済みの担保金が申立人に返還され、申立人は商標侵害につき損害賠償請求を行うことができ、及び/又は申立人は、捜査官に対して商標侵害につき報告をすることができる(同条第4項)。他方、仮の決定が取消された場合は、納付済みの担保金が、仮の決定に起因する損害の賠償として仮の決定処分を受ける者に対し速やかに交付される(同条第5項)。

第4 著作権法制

1. 法令

インドネシアの著作権に関する法律関係を規律する現行法令は「著作権に関するインドネシア共和国法律2014年第28号(Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 28 Tahun 2014 Tentang Hak Cipta)」(以下「現行著作権法」という。)であり、「著作権に関するインドネシア共和国法律2002年第19号(Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 19 Tahun 2002 Tentang Hak Cipta)」(以下「旧著作権法」という。)を全面改正する形で2014年10月16日に施行され、全19章、126条により構成されている。

以下で参照する条文は、他に断らない限り、現行著作権法の条文とする。

また、現行著作権法は、次に対して適用される(第2条)。

- a. インドネシア国籍者、インドネシア居住者、及びインドネシア法人のあらゆる著作 物及び隣接権の客体
- b. 非インドネシア国籍者、非インドネシア居住者、及び非インドネシア法人のあらゆる著作物及び隣接権の客体で、最初にインドネシアで公表されたもの
- c. 次のいずれかの要件を満たす非インドネシア国籍者、非インドネシア居住者、及び 非インドネシア法人のあらゆる著作物及び/又は隣接権の客体、並びに著作物及び /又は隣接権の客体の使用者
 - 1. その国が、著作権及び隣接権の保護について、インドネシア共和国と二国間協 定を締結している
 - 2. その国及びインドネシア共和国が、著作権及び隣接権の保護に関する同一の多 国間協定の当事国又は参加国である

2. 著作権及び隣接権の意義

(1) 著作権の意義

著作権(Hak Cipta)とは、「法令の規定に則った制限の下、著作物が有形的に具現化された後、無方式主義に基づき自動的に発生する著作者の排他的権利」と定義されている(第1条1)。

(2) 隣接権の意義

隣接権(Hak Terkait)とは、「実演家、レコード製作者、又は放送機関のための排他 的権利である著作権と関係を有する権利」と定義されている(第1条5)。

3. 著作権及び隣接権の主体

(1) 著作権者の意義

著作権の主体である「著作権者(Pemegang Hak Cipta)」とは、「著作権の所有者である著作者、著作者から有効に当該権利を譲り受けた者、又は当該権利の譲受者から更に有効に権利を譲り受けたその他の者」と定義されている(第1条4)。

(2) 著作者の意義及びみなし規定

ア 著作者の意義

「著作者(Pencipta)」とは、「固有かつ個人的性質を有する著作物を、単独又は 共同で産み出した個人又は複数の者」と定義されている(第1条2)。

イ 著作者に関するみなし規定

次のいずれかの者は、反証がされた場合を除き、著作者とみなされる(第31条)。

- a. 氏名が著作物中に明示されている者
- b. 氏名が著作物において著作者として表示されている者
- c. 氏名が著作物登録書 (surat pencatatan Ciptaan) 中に明記されている者
- d. 氏名が著作者として著作物一般登録簿(daftar umum Ciptaan)中に記載されている者

また、講演者が、書面資料を使用せず、かつ講演の著作者が誰であるかを通知しない場合は、反証の無い限り、その講演者は、同講演の著作者とみなされる(第32条)。

更に、法人が、当該法人に由来する著作物について、著作者を明示することなく 公表、頒布、又は送信を行った場合、その著作物の著作者とみなされるのは、反証 の無い限り、当該法人とされている(第37条)。

(3) 結合著作物の著作者

著作物が、複数名により創作された独立した複数の部分より成る場合、著作者とされるのは、著作物全体の完成を指揮監督した者とされている(第33条第1項)。

仮に、著作物全体の完成を指揮監督した者がいない場合、著作物全体との関係で著作者とされるのは、それら著作物を集めた者とされる(第33条第2項)。なお、その場合でも、独立した各部分の著作者は、各部分につきそれぞれ著作権を有する(同項)。

他方、何人かによりデザインがなされ、同人の指揮監督下で他者により具現化及び作業が行われた著作物の場合、著作者とされるのは、著作物をデザインした者とされている(第34条)。

(4) 職務著作の著作者及び著作権者

職務関係において作成された又は注文に基づき作成された著作物の著作者及び著作権者は、異なる合意をした場合を除き、著作物を作成した者とされている(第36条)。

(5) 政府機関との公務関係において作成された著作物の著作権者

公務関係において作成された著作物の著作権者は、異なる合意をした場合を除き、著作者とみなされる政府機関とされる(第35条第1項)。

(6) 伝統文化的表現の著作権者

伝統文化的表現の著作権は、国家に帰属する(第38条第1項)。国家は、その伝統 文化的表現につき目録を作成し、保護し、及び管理を行わなければならず(同条第2項)、 その利用に当たっては、それが展開された社会に息づく価値に留意する義務を負う(同 条第3項)。

(7) 著作者不明の著作物の著作権者

著作者不明の著作物の著作権者は、次のように規律される。

著作物の状態	著作権者
著作物につき著作者が判明しておらず、か つ公表もされていない	著作者の利益のために国家が著作権を 有する(第39条第1項)。
著作物につき著作者は判明していないも のの、公表されており、かつ公表を行った 者が判明している	著作者の利益のための公表を行った者 が著作権を有する(同条第2項)。
著作物は公表されており、かつ公表を行った者も判明しているが、著作物には著作者の通名又は仮名のみが記載されている	著作者の利益のための公表を行った者 が著作権を有する(同条第2項)。
著作物は発行されているものの、著作者及 び公表を行った者が判明していない	著作者の利益のために国家が著作権を 有する(同条第3項)。

仮に、著作者又は公表を行った者が、自身が著作権者であることを立証した場合、第39条第1項乃至第3項の規定は適用されない(第39条第4項)。

(8) 隣接権の主体

隣接権の主体は、実演家、レコード製作者、及び放送機関であり、それぞれ次の通り 定義されている。

隣接権者	定義
実演家 (Pelaku Pertunjukan)	単独又は共同で、著作物を披露し上演する一名又は 複数の者(第1条6)。
レコード製作者 (Produser Fonogram)	演奏の録音又はその他の音声の録音につき、最初に 録音を行い、音声の録音の実施につき責任を有する 個人又は法人(第1条7)。
放送機関 (Lembaga Penyiaran)	法令の規定に則り職務、役割、及び責任を遂行する 公共放送機関、民間放送機関、コミュニティ放送機 関、又は有料放送機関等の放送事業者(第1条8)。

4. 著作権の客体

(1) 著作物の定義

著作権の客体は、「著作物 (Ciptaan)」であり、「有形的に表現される、インスピレーション、能力、思考、想像力、才能、技術、又は専門性に基づき産み出された科学、芸術、及び文学の分野におけるあらゆる創作作品」(第1条3)と定義されている。

(2) 著作権により保護される著作物

著作権により保護される著作物には、次の科学、芸術、及び文学の分野における著作物が含まれ(第40条第1項)、著作物が公表されているか否かを問わない(同条第3項)。

著作権により保護される著作物

- a. 書物、パンフレット、出版された言語作品の装丁、及びその他全ての言語作品
- b. 講演、講義、演説、及びその他の同種著作物
- c. 教育及び科学の利益のために作成された教材
- d. 歌詞を伴う又は伴わない楽曲
- e. 演劇、ミュージカル、踊り、振り付け、ワヤン、及びパントマイム
- f. 絵画、図画、彫り物、書、彫刻、彫像、又はコラージュ等のあらゆる形態の芸術 作品
- g. 応用美術作品
- h. 建築作品
- i. 地図
- j. バティック芸術又はその他のモチーフ芸術作品
- k. 写真作品45
- 1. 肖像写真
- m. 映画作品

^{45 「}写真作品」には、カメラを用いて産み出されたあらゆる写真が含まれる(第40条第 1項k解説)。

- n. 翻訳、通訳、脚色、選集、データベース、翻案、編曲、改変、及び変形によるその他の作品(これらの著作物は、原著作物とは別の独自の著作物として著作権の 客体となる、第40条第2項)
- o. 伝統文化的表現の翻訳、翻案、編曲、変形、又は改変
- p. コンピュータープログラムにより判読可能なフォーマット又はその他のメディアによる著作物又はデータの編集
- q. 伝統文化的表現の編集(但し当該編集が真正品に該当する間)
- r. ビデオゲーム
- s. コンピュータープログラム

(3) 著作権により保護されない作品

次の作品は、著作権により保護されないとされている(第41条)。

著作権により保護されない作品

- a. 有形的に具現化されていない作品(第41条a)
- b. あらゆるアイディア、手続、システム、方法、コンセプト、原則、発見、又はデータ(これらは、何等かの著作物中で言及され、表明され、図示され、説明され、又はまとめられているとしても、著作権により保護されない) (第41条b)
- c. 技術的問題の解決のためだけに創作され、又はその形状が機能的な必要性 46 のみに向けられた道具、物、又は商品(第41条c)

(4) 著作権が認められない作品

次の作品については、著作権が認められない(第42条)。

著作権が認められない作品

- a. 国家機関の公開会議の結果
- b. 法令

46 「機能的な必要性」とは、形状が特定の有益性及び機能を有することに基づく特定の機器、物、又は製品に対する人の必要性をいう(第41条c解説)。

- c. 国家の演説又は政府官吏の演説
- d. 裁判所の判決又は裁判官の決定
- e. 聖典又は宗教シンボル

5. 著作権及び隣接権の内容

(1) 著作権の性質

著作権は、人格的権利(hak moral) 及び経済的権利(hak ekonomi)より成る排他的な権利47であり(第4条)、無体動産とされている(第16条第1項)。

(2) 著作権 - 人格的権利

著作権に係る人格的権利は、著作者自身に永続的に属する次を行うための権利である (第5条第1項)。

人格的権利の内容

- a. 公衆に向けた著作物の利用につきその写しに氏名を記載し又は記載しない
- b. その通名又は仮名を使用する
- c. 社会的相当性に則り著作物を改変する
- d. 著作物のタイトル及びサブタイトルを改変する
- e. 著作物の歪曲⁴⁸、著作物の変造⁴⁹、著作物の改変⁵⁰、又は自身の名誉若しくは名 声を棄損する性質の事項が発生した場合にその権利を護る

(3) 著作権 - 経済的権利

ア 経済的権利の内容

^{47 「}排他的な権利」とは、著作者のみに割り当てられる権利であり、それゆえ著作者の許可なく該当権利を利用することができる他者が存在しないことを意味する。著作者ではない著作権者は、この排他的権利の一部、すなわち経済的権利のみを保有する(第4条解説)。

⁴⁸「著作物の歪曲」とは、ある著作物における事実又は同一性を捻じ曲げる行為をいう(第5条第1項e解説)。

^{49 「}著作物の変造」とは、著作物の一部を喪失させるプロセス又は行為をいう(第5条第 1項e解説)。

^{50 「}著作物の改変」とは、著作物に係る変更をいう(第5条第1項e解説)。

著作権に係る経済的権利とは、著作物につき経済的利益を得るために次を行う排他的権利をいい(第8条、第9条第1項)、何人も、この著作権に係る経済的権利を実施する場合は、著作者又は著作権者の許可を得る必要がある(第9条第2項、同条第3項)。

経済的権利の内容

- a. 著作物の発行・出版
- b. あらゆる形式による著作物の複製51
- c. 著作物の翻訳
- d. 著作物の翻案、編曲、又は変換
- e. 著作物又はその写しの頒布
- f. 著作物の実演
- g. 著作物の公表
- h. 著作物の送信
- i. 著作物の貸与

上記 e の著作物又はその写しの頒布を行うための経済的権利は、売買等により著作物又はその写しの所有権が他者に移転した場合、当該著作物又はその写しには適用されない(権利の消尽、第11条第1項)。

また、上記iの著作物又はその写しを貸与するための経済的権利は、コンピュータープログラムが貸与の本質的客体52ではない場合、そのコンピュータープログラムには適用されない(第11条第2項)。

なお、売場管理者は、自身が管理する売場における著作権及び/又は隣接権侵害 成果物の販売及び/又は複製を放置してはならないとされている(第10条)。

⁵¹ この「複製」には、映画館やライブ会場におけるビデオカメラを使用した録画による複製行為が含まれる(第9条第1項b解説)。

^{52 「}本質的客体」とは、貸与契約の主要な客体であるコンピューターソフトウエアをいう (第11条第2項解説)。

イ 肖像写真に関する経済的権利

商業的な宣伝広告の利益のために作成された肖像写真については、肖像写真中の全ての被撮影者又はその相続人からの書面による許諾がない限り、何人も、その商用利用、複製、公表、頒布、及び/又は送信を行ってはならないとされている(第12条第1項、同条第2項)。

但し、安全に関する利益、公共の利益、及び/又は刑事訴訟手続の必要のために、 権限を有する機関⁵³は、肖像写真中の1人又は複数名の被撮影者から同意を得るこ となく、肖像写真の公表、頒布、又は送信を行うことができる(第14条)。

(4) 著作権の制限

ア 著作権侵害に該当しない行為

次の行為は、著作権侵害に該当しないとされている(第43条)。

著作権侵害に該当しない行為

- a. 原本的性質の国章及び国歌の公表、頒布、送信、及び/又は複製
- b. 政府により又は政府名義で実施されたあらゆる事項の公表、頒布、送信、及び/又は複製(但し、法令、該当著作物の表示により、又は該当著作物の公表、頒布、送信、複製時に、保護対象であることが表明されている場合を除く。)
- c. 通信社、放送機関、新聞、又はその他の同種ソースからの時事ニュースの全体又は一部の取得(但し、出所を完全に明示する必要がある。)
- d. 次のいずれかに該当する IT 通信メディアを通じた著作権コンテンツの作成 及び拡散
 - 非商業的性質を有し及び/又は著作者又は関係者に利益を与える
 - その著作権コンテンツの作成及び拡散につき著作者が異議を述べない
- e. 大統領、副大統領、元大統領、元副大統領、国家的英雄、国家機関代表者、 省/非省政府機関の代表者、及び/又は地方の首長の肖像写真の複製、公表、 及び/又は頒布で、法令の規定に適合し、品位及び相当性に留意したもの

⁵³ 「権限を有する機関」とは、例えば情報通信省、汚職撲滅委員会、法執行機関である(第 14条解説)。

イ 出所の表示又は記載により著作権侵害に該当しないとされる行為

次の必要のために行われる著作物及び/又は隣接権の客体の全体又は要部54の使用、取得、複製、及び/又は変更は、その出所が完全に表示又は記載される場合、著作権侵害行為に該当しないとされる(第44条第1項)。

- a. 教育、研究、学術論文執筆、報告書編纂、又はある問題に係る批評若しくは研究に係る執筆(但し、著作者又は著作権者の正当な利益55を損なうことのないもの)
- b. 安全、並びに行政、立法、及び司法の遂行
- c. 教育及び科学目的のためだけの講演
- d. 費用を徴収しない実演又は公演(但し、著作者の正当な利益を損なうことのないもの)

また、視覚障害者や点字使用者等のために著作物へのアクセスを容易にすること 56 は、出所が完全に表示又は記載される場合、商業利用目的である場合を除き、著作権侵害行為には当たらないとされている(第44条第2項)。

更に、著作物が建築作品である場合、その変更は、技術的な実行の検討に基づく場合57、著作権侵害とはされない(第44条第3項)。

ウ コンピュータープログラムに係る著作権の制限

正当な使用者により行われるコンピュータープログラムの一度の複製又は翻案は、次のための使用される場合、著作者又は著作権者の許可なく行うことができる(第45条第1項)。

a. 該当コンピュータープログラムの研究開発

54 「要部」とは、著作物の特徴である最も重要かつ特別な部分をいう(第44条第1項解 説)。

^{55 「}著作者又は著作権者の正当な利益」とは、著作物に係る経済的利益の享受におけるバランスに基礎づけられる利益をいう(第44条第1項a解説)。

^{56 「}著作物へのアクセスを容易にすること」とは、著作物の全部又は要部の使用、取得、 複製、フォーマットの変更、公告、頒布、送信を行うために便宜を付することをいう(第 44条第2項解説)。

^{57 「}技術的な実行の検討に基づく場合」とは、例えば、不十分な面積の変更、非対称な位置の変更、異なる資材構成の変更、自然的要素を理由とする建築様式の変更をいう(第44条第3項解説)。

b. 滅失、破損、又は作動しなくなることの防止を目的とした、正当に取得したコンピュータープログラムのアーカイブ又はバックアップ

但し、該当コンピュータープログラムの使用を終了する場合、その使用者は、当該コンピュータープログラムの写し又は翻案を破棄しなければならない(第45条第2項)。

エ 私的使用のための複製

公表済の著作物は、次を除き、著作者又は著作権者の許諾を得ることなく、私的 利益のために写しを1部作成することが認められる(第46条第1項、同条第2項)。

- a. 建物又はその他の建築物の形態の建築作品
- b. 書物又は記譜法の全体又は本質的部分
- c. デジタル形式のデータベースの全体又は本質的部分
- d. コンピュータープログラム(但し第45条第1項に該当する場合を除く。)
- e. 著作者又は著作権者の正当な利益に反する私的利益のための複製

オ 図書館又は文書保管機関における複製

非商用目的である全ての図書館又は文書保管機関は、第47条所定の要件を充足する場合、著作者又は著作権者からの許諾を得ることなく、著作物の全体又は一部分の写しを1部作製することができる(第47条)。

カ 情報提供目的の著作物の複製等

出所及び著作者の氏名を完全に明記した情報提供目的のための次の著作物の複製、放送、又は送信は、著作権侵害とはされない(第48条)。

- a. 印刷メディア又は電子メディアで公表済みの様々な分野の記事(但し、その写しが著作者により提供される場合、又はある著作物に係る放送又は送信と関係を有する場合を除く。)
- b. 時事事件の論説又は特定の状況で閲覧又は聴取された著作物の引用
- c. 公衆に対して交付された学術作品、演説、講演、又は同種の著作物

キ 一時的複製

一時的性質を有する著作物の複製は、次の場合、著作権侵害に該当しないとされている。

行為の主体	実施可能行為	
制限なし	デジタル伝送(transmisi digital)又は保存メディア内でのデジタル的な著作物作成が行われる際の著作物の一時的複製(第49条第1項a)	
制限なし	著作物の送信を行うために著作者の許可の下で行われる著作物の一時的複製(第49条第1項b)	
制限なし	著作物が再現されることのない自動コピー消去機能のある機器を用いて行われる著作物の一時的複製(第49条第1項c)	
放送機関	自前の機材及び設備を用いた行為を目的とした著作者又は著作権者の許可なき一時的録音録画の作成(第49条第2項)。 但し、放送機関は、一時的録音録画の作成から6か月(著作者からより長期の期間を許諾された場合はその期間)以内に、同一時的録音録画を破棄しなければならない(同条第3項)	

また、放送機関は、公文書保管の利益のために、特定の性質を有する一時的録音 録画の写しを1つ作成することができるとされている(第49条第4項)。

ク 美術の著作物等の所有者による展覧会に関する著作権の制限

写真、絵画、図画、建築作品、彫刻、又はその他の芸術作品の著作物の所有者⁵⁸は、 異なる合意をした場合を除き、著作者の許諾を得ることなく公の展覧会において著 作物の公表を行い、又は展覧会の必要のために制作されるカタログにおいて著作物 の複製を行うことができる(第15条第1項)。

ケ 公序良俗等に反する著作権の使用の制限

何人も、道徳、宗教、公序良俗、又は国家の防衛及び安全に反する著作物の公表、 頒布、又は送信を行うことは禁止される(第50条)。

⁵⁸ 第15条第1項の「所有者」とは、美術品のコレクターや著作権者等、著作物を正当に 占有支配する者をいう(第15条第1項解説)。

コ 政府による著作権の制限

政府は、著作権者に対価を交付して、著作権者の許諾を得ることなく、国家の利益のために、ラジオ、テレビ、及び/又はその他の手段により、著作物の公表、頒布、又は送信を行うことができる(第51条第1項)。

(5) 隣接権

ア 隣接権とは

「隣接権(Hak Terkait)」とは、「実演家、レコード製作者、又は放送機関のための排他的権利である著作権と関係を有する権利」(第1条5)と定義され、次の権利により構成される(第20条)。

権利の主体	権利の種類
実演家	人格的権利及び経済的権利
レコード製作者	経済的権利
放送機関	経済的権利

イ 実演家の人格的権利

実演家の人格的権利とは、実演家に属する次の権利をいい、同人の経済的権利が 移転したとしても消滅しない権利とされている(第21条、第22条)。

実演家の人格的権利

- a. 氏名が実演家として記載される(但し異なる合意が存する場合を除く。)
- b. 著作物の歪曲、変造、若しくは改変、又は実演家自身の名誉若しくは名声を 乗損する性質の行為が行われない(但し異なる合意が存する場合を除く。)

ウ 実演家の経済的権利

実演家は、次の行為について、自ら実施し、実施許諾を与え、又は他者による実施を禁止する経済的権利を有する(第23条第1項、同条第2項)。

実演家の経済的権利

- a. 実演家の実演に関する放送又は送信(但し実演家の許諾を得て実演を固定化したもの、及び最初に実演家から許諾を得た放送機関の許諾の下で行われる再度の放送又は送信には適用されない、第23条第3項)
- b. 未だ固定化されていない実演の固定(但し、既に固定化、販売、又は譲渡された実演作品には適用されない、第23条第4項)
- c. 実演を固定したもの(その方法及び形式を問わない)の複製
- d. 実演を固定したもの又はその写しの頒布
- e. 実演を固定したもの又はその写しの公衆への貸与
- f. 公衆によるアクセスが可能な実演を固定化したものの提供
- エ レコード製作者の経済的権利

レコード製作者は、次の行為について、自ら実施し、実施許諾を与え、又は他者による実施を禁止する経済的権利を有し(第24条第1項、同条第2項)、下図のレコード製作者の経済的権利を実施する者は、レコード製作者から許諾を得る必要がある(同条第4項)。

レコード製作者の経済的権利

- a. レコードの複製 (方法及び形式を問わない)
- b. レコードの原盤又は写しの頒布(但し、実演を固定化したものの写しの内、 既に販売され又はレコード製作者から他者に対して所有が移転したものに 対しては適用されない、第24条第3項)
- c. レコードの写しの公衆への貸与
- d. 公衆によるアクセスが可能な有線又は無線でのレコードの提供

なお、レコード製作者は、異なる合意をした場合を除き、その収入の2分の1を 実演家に支払わなければならない(第28条)。

オ 放送機関の経済的権利

放送機関は、次の行為について、自ら実施し、実施許諾を与え、又は他者による 実施を禁止する経済的権利を有する(第25条第1項、同条第2項)。

放送機関の経済的権利

- a. 放送の再放送
- b. 放送の送信
- c. 放送の固定化
- d. 放送を固定化したものの複製

カ 隣接権による保護の制限

前述した実演家(第23条)、レコード製作者(第24条)、及び放送機関(第25条)の隣接権に関する規定は、次に対しては適用されない(第26条)。

- a. 時事情報の提供の必要性のみに向けられた時事事件報道のための著作物及び /又は隣接権の客体の抜粋の使用
- b. 科学研究の利益のみのための著作物及び/又は隣接権の客体の複製
- c. 教育の必要のみのための著作物及び/又は隣接権の客体の複製(但し、教材として既に公表された実演及びレコードを除く。)
- d. 実演家、レコード製作者、又は放送機関の許諾なく著作物及び/又は隣接権の 客体の使用を可能とする教育及び科学の進歩の利益のための使用

6. 著作権の取得

著作権は、無方式主義に基づき著作物が有形的に具現化された時点で自動的に発生するため(第1条1)、権利の取得に当たり当局による審査等は不要である。

7. 保護期間

(1) 著作者の人格的権利の保護期間

著作者の人格的権利の保護期間は、下図の通りである。

人格的権利の内容	保護期間
 氏名表示権(第5条a) 通名・仮名使用権(同条b) 同一性保持権(同条e) 	無期限(第57条第1項)
社会的相当性に則った改変権(第5条c)タイトル変更権(同条d)	該当著作物に係る著作権の保護期間と同様(第57条第2項)

また、上図の規律は、実演家の人格的権利にも準用される(第62条)。

(2) 著作者の経済的権利の保護期間

ア 言語作品の著作物等に係る著作権の保護期間

次の言語作品の著作物等に係る著作権の保護期間は、下図の通りである。

- a. 書物、パンフレット、及びその他の全ての言語作品
- b. 講演、講義、演説、及びその他の同種著作物
- c. 教育及び科学の利益のために作成された教材
- d. 歌詞を伴う又は伴わない楽曲
- e. 演劇、ミュージカル、踊り、振り付け、ワヤン、及びパントマイム
- f. 絵画、図画、彫り物、書、彫刻、彫像、又はコラージュ等のあらゆる形態の芸 術作品
- g. 建築作品
- h. 地図
- i. バティック芸術又はその他のモチーフ芸術作品

著作権の保有関係	著作権の保護期間
自然人の単独保有	著作者の生存期間及び同著作者が死亡した翌年の1月 1日から70年間(第58条第1項)
複数の自然人の共有	最後に死亡した著作者の生存期間及び同著作者が死亡 した翌年の1月1日から70年間(第58条第2項)。
法人による保有	初回公表時から50年間(第58条第3項)

イ 写真の著作物等に係る著作権の保護期間

次の写真の著作物等に係る著作権の保護期間は、初回公表時から50年間とされている(第59条第1項)。

- a. 写真作品
- b. 肖像写真
- c. 映画作品
- d. ビデオゲーム
- e. コンピュータープログラム
- f. 言語作品の装丁
- g. 翻訳、通訳、脚色、選集、データベース、翻案、編曲、改変、及び変形による その他の作品
- h. 伝統文化的表現の翻訳、翻案、編曲、変形、又は改変
- i. コンピュータープログラムにより判読可能なフォーマット又はその他のメディアによる著作物又はデータの編集
- j. 伝統文化的表現の編集(但し当該編集が真正品に該当する間)
- ウ 応用美術作品の著作物に係る著作権の保護期間

応用美術作品の著作物に係る著作権の保護期間は、初回公表時から25年間とされている(第59条第2項)。

エ 国家が保有する伝統文化的表現に係る著作権の保護期間

国家が保有する伝統文化的表現に係る著作権(第38条第1項)は、期限の定めなく保護される(第60条第1項)。

オ 国家が保有する著作者不明の著作物に係る著作権の保護期間

国家が保有する著作者不明の著作物に係る著作権(第39条第1項及び第3項) の保護期間は、該当著作物の初回公表時から50年間とされている(同条第2項)。

カ 一部分ずつ公表される著作物に係る著作権の保護期間に関する特例

一部分ずつ公表される著作物に係る著作権の保護期間は、最終部分が公表されたときから起算される(第61条第1項)。

また、定期的かつ異時に公表される2巻以上よりなる著作物に係る著作権の保護期間決定において、著作物である各巻は、別の著作物として扱われる(第61条第2項)。

(3) 隣接権(経済的権利)の保護期間

実演家、レコード製作者、及び放送機関が有する隣接権に係る経済的権利の保護期間は、次の通りである(第63条第1項、同条第2項)。

隣接権者	保護期間
実演家	実演がレコード又は視聴覚機器に固定された翌年1 月1日から50年間59 (第63条第1項a)
レコード製作者	レコードへの固定化が行われた翌年1月1日から5 0年間(第63条第1項b)
放送機関	放送作品の初回放送の翌年1月1日からから20年間(第63条第1項c)

8. 著作物及び隣接権の客体の登録

(1) 著作物及び隣接権の客体の登録方法

ア 申請提出

著作物及び隣接権の客体の登録を行う著作者、著作権者、隣接権者、又はその代理人は、法務人権大臣(以下「本大臣」という。)に対して、次の要件の下、インドネシア語の申請書を電子的及び/又は非電子的に提出する(第66条第1項、同条第2項、第67条第1項)。

- a. 著作物、隣接権の客体、又はその代替物60を提供する
- b. 権利の所有関係に関する表明書を添付する

59 例えば、ある作品が2014年10月30日に固定化された場合、その時点から法的保護を受けることができ、50年間の保護期間は2015年1月1日から起算される(第63条第2項解説)。

⁶⁰ この代替物とは、著作物又は隣接権の客体を申請書にそのまま添付することが技術的に著しく困難であることを理由に添付される著作物又は隣接権の客体の例示をいい、例えば、大きな彫像に代えてそのミニチュアや写真を添付するような場合をいう(第66条第2項a解説)。

- c. 費用を納付する
- d. 共有状態にある権利を立証する証明書を添付する(申請書が、著作物又は隣接権の客体につき共同で権利を有する複数名により提出される場合)
- e. 権限を有する官吏により承認された法人の設立証書の認証謄本を添付する(申請が法人により提出される場合)

上記申請が複数名により提出される場合、申請書には、全ての申請者の氏名及び その内の1名の住所を記載する(第67条第2項)。また、上記申請がインドネシ ア共和国外に由来する申請者により提出される場合、申請は、代理人として登録さ れた知的財産コンサルタントにより行われなければならない(第67条第3項)。

なお、上記著作物の登録は、次のいずれかとして使用されるロゴ又は識別証である絵画芸術については行うことができないとされている(第65条)。

- a. 商品役務取引における商標
- b. 組織、事業体、又は法人のシンボル

イ 審査

本大臣は、第66条及び第67条の要件を既に充足した申請に対して審査を行い、 第66条及び第67条の要件を既に充足した申請を受領した日から9か月以内に、 同審査結果に基づき、申請の承認又は棄却を決定する(第68条第1項乃至第4項)。 同審査では、申請された著作物又は隣接権の客体が、著作物一般登録簿に記録され ている著作物又はその他の知的財産の客体⁶¹と本質的に同一か否かにつき確認が行 われる(同条第2項)。

ウ 承認又は棄却

本大臣が上記申請を承認する場合、本大臣は、著作物登録書を発行し、著作物一般登録簿に記録する(第69条第1項)。

他方、本大臣が上記申請を棄却する場合、本大臣は、申請者に対して、申請の棄却及びその理由を書面により通知する(第70条)。

⁶¹ 「その他の知的財産の客体」とは、商標一般登録簿、工業デザイン一般登録簿、及び特 許一般登録簿に記載されている一般登録簿を指す(第68条第2項解説)。

エ 著作物登録書及び著作物一般登録簿

著作物一般登録簿は、次の各事項が記載され、何人でも無償で閲覧することができる(第69条第2項、同条第3項)。

- a. 著作者若しくは著作権者の氏名、又は隣接権の客体の所有者の氏名
- b. 登録申請書の受領日
- c. 第66条及び第67条所定の要件が完備された日
- d. 著作物又は隣接権の客体の登録番号

また、著作物一般登録簿に登録されている著作物又は隣接権の客体については、 公式抄録が発行され、何人も、費用を納付して同抄録を取得することができる(第 71条第1項、同条第2項)。

(2) 登録の効果

著作物登録書は、反証がなされない限り、著作物又は隣接権の客体の所有に係る一次 証拠となる(第69条第4項)。

他方、著作物及び隣接権の客体の著作物一般登録簿への登録は、著作権及び隣接権を 取得するための要件ではない(第64条第2項)。また、著著作物及び隣接権の客体の 著作物一般登録簿への登録は、登録された著作物及び隣接権の客体の内容、意味、趣旨、 又は形状の認証には該当しない(第72条)。

(3) 登録の効力の消滅

著作物及び隣接権の客体の著作物一般登録簿への登録の法的効力は、次の理由により 消滅する(第74条第1項)。

- a. 著作者、著作権者、又は隣接権者として氏名が登録された個人又は法人の要請(この理由による登録抹消には費用の納付を要する、第74条第2項)
- b. 第58条、第59条、第60条第2項、同条第3項、及び第61条所定の著作権又 は隣接権の保護期間の経過
- c. 著作物及び隣接権の客体の登録の取消に関する確定法的効力取得済みの裁判所判 決
- d. 宗教規範、道徳規範、公共の秩序、国家の防衛及び安全、又は法令に違反した場合 (この理由による登録抹消は本大臣が行う。)

(4) 登録済の著作物の著作権の移転

著作物一般登録簿に登録済の著作物の著作権全体が移転された場合、権利移転の両当 事者又は権利譲受人は、本大臣に申請書を提出して、著作物及び隣接権の客体の登録に 係る権利移転を行うことができ、この権利移転は、費用を納付して著作物一般登録簿に 登録される(第76条第1項乃至同条第3項)。

(5) 登録者の氏名及び/又は住所の変更

著作物一般登録簿に氏名が登録されている個人又は法人の氏名及び/又は住所が変更される場合、氏名及び/又は住所が変更される著作者、著作権者、又は隣接権の客体の保有者は、本大臣に対して申請書を提出し、費用を納付して、その変更を著作物一般登録簿に反映させる(第78条第1項、同条第2項)。

9. 権利移転及び担保設定

(1) 著作権の移転

著作権は、無体動産とされ(第16条第1項)、次の原因により、その全部又は一部 が移転され得る62 (同条第2項)。

- a. 相続
- b. 贈与
- c. 寄進
- d. 遺贈
- e. 書面による契約
- f. 法令の規定に基づき認められるその他の原因63

他方、著作権に係る人格的権利は、著作者の生存中は移転することができないものの、 その権利の行使は、著作者の死後、遺言又は法令の規定に則ったその他の原因により移 転可能とされており(第5条第2項)、著作権に係る人格的権利の行使につき移転が生 じた場合、その譲受人は、同権利の行使の放棄又は拒絶を文書により表明することを要 件として、同権利の行使を放棄し又は拒絶することができるとされている(同条第3項)。

 $^{^{62}}$ ここで移転をなし得るのは著作権に係る経済的権利のみであり、著作権に係る人格的権利は著作者に属したままである。また、著作権の移転は、明確かつ書面により行われなければならない(第16条第2項解説)。

⁶³ 「その他の原因」とは、例えば、確定法的効力を取得済の裁判所判決や会社の合併や買収が挙げられる(第16条第2項f解説)。

(2) 隣接権に係る経済的権利の移転

第16条、第17条、及び第19条の著作権に係る経済的権利の移転に関する規定は、 隣接権に係る経済的権利の移転にも準用される(第29条)。

(3) 経済的権利の移転と人格的権利侵害に基づく提訴権の関係

著作権に係る経済的権利が移転された場合でも、著作者又はその相続人は、著作者の 人格的権利(第5条第1項)を故意かつ無権利で著作者の許諾を得ずに侵害した者に対 する提訴権を喪失しないとされている(第98条第1項)。

また、実演家の経済的権利が移転された場合でも、実演家又はその相続人は、実演家の人格的権利(第22条)を故意かつ無権利で実演家の許諾を得ずに侵害した者に対する提訴権を喪失しないとされている(第98条第2項)。

(4) 担保設定

著作権には、信託担保(jaminan fidusia)の設定が可能とされている(第16条第3項)。

10. ライセンス

(1) ライセンスに関する規制

著作権者又は隣接権者は、著作権者の経済的権利に関する第9条第1項、実演家の経済的権利に関する第23条第2項、レコード製作者の経済的権利に関する第24条第2項、及び放送機関の経済的権利に関する第25条第2項所定の行為を行うため、次のような規律の下で、他者にライセンスを付与することができる(第80条第1項)。

契約書の要否	ライセンスの付与は、書面による契約による(第80条第1項)。	
有効期間	ライセンス契約は、当事者が合意した一定期間につき有効とし、 この期間は、著作権又は隣接権の保護期間を超過することは認め られない(第80条第2項)。	
ライセンサーに よる権利行使の 可否	ライセンスを付与した著作権者又は隣接権者は、異なる合意をした場合を除き、それぞれ、第9条第1項、第23条第2項、第24条第2項、及び第25条第2項所定の行為を自ら行い、又は第三者に対してこれらの行為を行うためのライセンスを付与することができる(第81条)。	
ライセンス料	ライセンシーは、異なる合意をした場合を除き、ライセンス契約 所定の金額及び方法によるライセンス料支払義務を負う(第80 条第3項、同条第4項)。但し、ライセンス料の金額は、適用され る実務慣行を基礎として決定され、公平の要素を充足するもので なければならない(同条第5項)。	
登録	ライセンス契約は、費用を納付して、ライセンス契約一般登録簿 (daftar umum perjanjian Lisensi) に登録されなければならなず (第83条第1項)、仮に登録されない場合、ライセンス契約は第三者に対して法的効力を有しないものとされる (同条第3項)。	
ライセンス契約には、インドネシア経済に損失を及ぼす載してはならず(第82条第1項)、その内容は法令 ⁶⁴ にのであってはならない(同条第2項)。また、ライセンス著作物に係る著作者の権利全体を喪失させ、又は承継さの手段であってはならない(第82条第3項)。		

(2) 強制ライセンス

強制ライセンス(Lisensi Wajib) 23とは、科学及び文学の分野における著作物の翻訳及び/又は複製を行うためのライセンスであり、教育、科学、及び研究開発活動の利益のための申請の下で大臣決定(Keputusan Menteri)に基づき付与される(第84条)。何人も、本大臣に対して、教育、科学、及び研究開発活動の利益のために、前条の科学及び文学の分野における著作物に係る強制ライセンス申請を提出することができる(第85条)。

64 「法令」とは、例えば民法典や競争法を指す(第82条第2項解説)。

11. 技術的コントロール装置

何人も、次の場合を除き、著作物又は隣接権の客体の保護手段及び著作権又は隣接権 の保手段として用いられる技術的コントロール装置を壊し、破壊し、喪失させ、又は機 能不全としてはならない(第52条)。

- a. 国家の防衛及び安全の利益のために行われる
- b. 法令の規定に則り行われる
- c. 異なる合意が存する

12. 集合的管理団体

現行著作権法上設立が認められる著作権管理団体である集合的管理団体(Lembaga Manajemen Kolektif)の概要は、次の通りである。

意義	「集合的管理団体(Lembaga Manajemen Kolektif)」とは、「ロイヤルティの回収及び分配の形で、著作者、著作権者、及び/又は隣接権者の経済的権利を管理するために、同人らより権限を付与された非営利法人である団体」と定義されている(第1条22)。また、「ロイヤルティ(Royalti)」とは、「著作者又は隣接権者が受領する、著作物又は隣接権の客体に関する経済的権利の利用に係る対価」と定義されている(第1条21)。	
目的	著作権及び隣接権を使用する者からロイヤルティを回収及び集積し 著作者、著作権者、又は隣接権者に分配する(第87条第1項)。	
構成員	著作者、著作権者、隣接権者(第87条第1項)。	
ロイヤルティ		

営業許可	集合的管理団体は、本大臣に対して営業許可申請の提出を義務付けられ、営業を許可されるためには、次を充足しなければならない(第88条第1項、同条第2項)。 a. 非営利のインドネシア法人である。 b. ロイヤルティの回収、集積、及び分配の実施につき著作者、著作権者、又は隣接権者から代理権を取得した。 c. 最低 200 名の構成員である委任者を有すること(但し、著作者の利益を代表する楽曲分野の集合的管理団体の場合) d. 最低 50 名の構成員である委任者を有すること(但し、隣接権及び/又は楽曲分野以外の著作権の客体の保有者を代表する集合的管理団体の場合) e. ロイヤルティの回収、集積、及び分配を目的とする。 f. ロイヤルティを回収し、集積し、著作者、著作権者、又は隣接権者に対して分配する能力を有する。 本大臣からの営業許可を保有していない集合的管理団体は、ロイヤルティの回収、集積、及び分配を行うことはできない(同条第3項)。	
監査	集合的管理団体は、少なくとも1年に1度、公認会計士による財務 監査及び業務監査を実施し、その結果を1つの国内印刷メディア及び 1つの電子メディアを通じて市民に公表しなければならない(第90 条)。	
監督	本大臣は、少なくとも1年に1度、集合的管理団体を評価し、同評価の結果として集合的管理団体が第88条、第89条第3項、第90条、又は第91条の規定を充足していないことが判明した場合、本大臣は、集合的管理団体の営業許可を取り消す(第92条)。	
運営資金	集合的管理団体は、各年度に集積されたロイヤルティ総額の最高20%を運営資金に充てることができる(第91条第1項)。但し、集合的管理団体が設立されてから最初の5年間は、各年度に集積されたロイヤルティ総額の最高30%を運営資金に充てることが認められる(同条第2項)。	

13. 権利侵害

(1) 経済的権利の侵害に対する損害賠償

経済的権利につき損害を被った著作者、著作権者、隣接権者、又はその相続人は、損害賠償を受領する権利を有し(第96条第1項)、当該損害賠償は、著作権及び/又は隣接権に係る犯罪に関する裁判所判決の主文において同時に言い渡され得る(同条第2項)。また、著作者、著作権者、隣接権者に対する損害賠償の支払いは、裁判所判決が確定法的効力を有するに至った後、6か月以内に支払われる(同条第3項)。

(2) 権利侵害に関する訴訟

ア 損害賠償請求訴訟

著作者、著作権者、又は隣接権者は、著作権又は隣接権の侵害について、商事裁判所に損害賠償請求訴訟を提起する権利を有する(第99条第1項)。

イ 保全及び中間判決

著作者、著作権者、又は隣接権者は、上記損害賠償請求訴訟に加えて、次のために、商事裁判所に保全判決又は中間判決を求めることができる(第99条第3項)。

- a. 公表又は複製された著作物、及び/又は著作権の侵害成果物である著作物及び 隣接権の客体を産み出すために使用された複製手段の差押えを求める(同項 a)。
- b. 著作権の侵害成果物及び隣接権の客体の公表、頒布、送信、及び/又は複製を 停止させる(同項 b)。

14. 紛争解決

(1) 著作権紛争の解決総論

著作権紛争65の解決は、商事裁判所、仲裁、又はその他の裁判外紛争解決手段66において行うことができる(第95条第1項乃至第3項)。

⁶⁵ 著作権紛争とは、例えば、不法行為、ライセンス契約、ロイヤルティの金額等に関する 紛争を指す(第95条第1項解説)。

⁶⁶ 「裁判外紛争解決手段」には、斡旋 (mediasi) や交渉 (negosiasi) 等がある (第95 条第1項解説)。

(2) 著作権紛争に関する訴訟手続

ア管轄

著作権紛争に関する訴訟の管轄は、商事裁判所の専属管轄とされている(第95 条第2項、同条第3項、第100条第1項)。

イ 訴訟提起

著作権紛争に関する訴訟につき訴状が提出された場合、裁判所書記官は、その日に訴訟を登録し(第100条第2項)、同登録日から2日以内に商事裁判所所長に対して訴状を交付する(同条第4項)。

また、商事裁判所は、登録日から3日以内に期日を定め(同条第5項)、同裁判所の執行官(juru sita)は、登録日から7日以内に当事者の呼び出しを行う(同条第6項)。

ウ 判決

著作権紛争に関する訴訟では、上記登録日から90日以内(但し、最高裁判所長官の承認の下で最大30日間の延長が可能。)に審理を終結して判決を言い渡さなければならないとされている(第101条第1項、同条第2項)。

同判決は、一般に公開された期日で言い渡され(第101条第3項)、言渡しから14日以内に当事者に交付される(同条第4項)。同判決に対して不服がある場合の不服申立手段は、上告(kasasi)である(第102条第1項)。

エ 上告

上記商事裁判所判決に対する上告申立は、判決言渡又は当事者への通知日から14日以内に提出し、裁判所が定める費用を納付して、判決を言い渡した商事裁判所に登録されなければならず(第102条第2項、同条第3項)、その後のタイムラインは次の通りである。

商事裁判所書記官は、上告申立の登録から7日以内に、被上告人に対して上告申立を通知する(第102条第5項)。

1

上告人は、上告申立の登録日から14日以内に、商事裁判所書記官に対して上告理由書(memori kasasi)を提出する(第103条第1項)。

 \downarrow

商事裁判所書記官は、上告理由書を受領してから7日以内に、被上告人に対して 上告理由書を交付する(第103条第2項)。

被上告人は、上告理由書の受領日から14日以内に、裁判所書記官に対して答弁書(kontra memori kasasi)を提出することができる(第103条第3項)。

裁判所書記官は、被上告人が答弁書を提出した場合、それを受領してから7日以内に、上告人に対して答弁書を交付する(第103条第4項)。また、裁判所書記官は、第103条第3項の期間経過から14日以内に、最高裁判所に上告に係る事件記録を送付する(同条第5項)。

.

最高裁判所は、上告申立を受理してから7日以内に、期日を決定する(第104 条第1項)。

最高裁判所は、上告申立を受理した日から90日以内に、判決を言い渡す(第104条第2項)。

判決を言い渡した最高裁判所は、判決言渡日から7日以内に、下級審である商事 裁判所書記官に上告審判決の謄本を交付する(第104条第3項)。

 \downarrow

商事裁判所の執行官は、上告審判決を受領してから7日以内に、上告人及び被上 告人に上告審判決の謄本を交付する(第104条第4項)。

(3) 仮の決定

ア 仮の決定の内容

商事裁判所は、著作権又は隣接権が実施されたことで損害を被ったと考える者の 請求に基づき、次のために仮の決定書を発行することができる(第106条)。

a. 著作権又は隣接権侵害成果物であることが疑われる商品の商流への流入防止

- b. 著作権又は隣接権侵害行為に関する証拠方法とするための流通からの回収、差押、及び保管の実施
- c. 証拠物の保全及び侵害者による証拠隠滅の予防
- d. 更に大きな損害を防止するための侵害停止

イ 仮の決定の申立手続

仮の決定申立は、著作者、著作権者、隣接権者、又はその代理人が、著作権又は 隣接権侵害成果物であることが疑われる物が発見された場所を管轄する商事裁判 所所長に対して、次の要件の下、書面により提出される(第107条第1項、同条 第2項)。

- a. 著作権又は隣接権の所有に関する証拠を添付する。
- b. 著作権又は隣接権侵害発生に係る端緒を添付する。
- c. 証拠として要求され、捜索され、収集され、保全された物及び/又は文書に関する明確な説明を添付する。
- d. 著作権又は隣接権侵害を行ったと疑われる者による証拠物隠滅の懸念が存在 することの表明を添付する。
- e. 仮の決定により損害を被り得る物の価値と同等の額を支払う。

ウ 仮の決定の審理

仮の決定に係る審理のタイムラインは、次の通りである。

仮の決定申立が、第107条所定の要件を充足する場合、商事裁判所書記官は、 同申立を登録し、24時間以内に裁判所所長に対してその申立を交付する(第108条第1項)。

当該申立を受領した商事裁判所所長は、受領日から2日以内に、同申立を審理する商事裁判所の裁判官を指名する(第108条第2項)。

指名を受けた裁判官は、指名日から2日以内に、仮の決定申立の認容又は棄却を 決定しなければならない(第108条第3項)。

仮の決定申立を認容する場合、裁判官は、仮の決定を発行し(第108条第4項)、同決定は、24時間以内に、仮の決定処分を受ける者に対して通知される(同条第5項)。他方、裁判官が仮の決定を棄却する場合は、申立人に対して、理由と共に棄却を通知する(同条第6項)。

 \downarrow

商事裁判所が上記仮の決定書を発行した場合、商事裁判所は、仮の決定の発行日から7日以内に、仮の決定処分を受ける者を呼び出して説明を求める(第109 条第1項、同条第2項)。

 \downarrow

商事裁判所裁判官は、仮の決定の発行日から30日以内に、仮の決定の追認又は 取消を決定する(第109条第3項)。仮の決定が追認された場合、納付済みの 担保金が申立人に返還され、申立人は著作権侵害につき損害賠償請求を行うこと ができ、及び/又は申立人は、捜査官に対して著作権侵害につき報告をすること ができる(同条第4項)。他方、仮の決定が取消された場合は、納付済みの担保 金が、仮の決定に起因する損害の賠償として仮の決定処分を受ける者に対し速や かに交付される(同条第5項)。

第5 不動産法制

1. 法令

インドネシアでは、独立後、1945年インドネシア共和国憲法の経過規定に基づき、オランダ統治時代に持ち込まれた民法(Burgerlijik Wetboek)が、新たな民法を制定するまでの間、国民の民事関係を規律するインドネシア民法典(Kitab Undang-Undang Hukum Perdata) として適用されることとされた。

一方、多民族国家であるインドネシアには300超の種族が存すると言われており、各種族が独自の文化価値体系に基づく慣習を有しており、その慣習の中には周辺住民の民事関係を規律する法規範といえるものがあり、それらは慣習法(Hukum Adat)と呼ばれている。

そのため、インドネシアの不動産制度は、上記インドネシア民法典と各地の慣習法という二つの法体系により規律されていた。

そのような状況下で、インドネシアの不動産に関する規律を一元化する法律として、「土地基本法令に関する法律1960年第5号 (Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 5 Tahun 1960 Tentang Peraturan Dasar Pokok-Pokok Agraria)」(以下「土地基本法」という。)が1960年9月24日に施行された。この土地基本法の施行以降、インドネシアの不動産に関する法制度には、基本的に土地基本法及びその施行細則が優先的に適用されることとなり、インドネシア民法典中の不動産に関する規定はその限度で適用を排除され、土地等の保有及び使用に関する慣習法は、国家の利益及び法令に反しない限りにおいて適用されることが法定された。なお、その場合でも、不動産に関する権利の取得や移転の基礎となる契約に関する法律関係については、依然としてインドネシア民法典中の規定が適用されることに留意されたい。

また、その後、土地基本法の施行細則として、「土地に係る事業権、建設権、及び使用権に関するインドネシア共和国政令 1996年第40号(Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 40 Tahun 1996 Tentang Hak Guna Usaha, Hak Guna Bangunan Dan Hak Pakai Atas Tanah)」(以下「本政令」という。)が1996年6月17日に施行されている。

2. 土地法制総論

(1) 国家の権限

インドネシア共和国領内の土地⁶⁷、水、及び空、並びにそれらに含まれる自然資産は、神からの授かりものとして国家の財産であり(土地基本法第1条第1項、同条第2項)、国家により最高レベルにて支配され、国家は、次の権限を有するとされている(同条第1項、同条第2項)。

土地、水、及び空に対する国家の権限

- a. 土地、水、及び空の割当、使用、提供、管理を規律し、実施する。
- b. 人々と土地、水、及び空の間の法律関係を定め、規律する。
- c. 人々と土地、水、及び空に関する法律行為の間の法律関係を定め、規律する。

また、国家の権限が及ぶ土地、水、及び空の範囲は次の通りである。

土地	地表に加えて、地中や海底等も含まれる(土地基本法第1条第4項)	
水	内陸部の水域及び海が含まれる (土地基本法第1条第5項)	
空	土地及び水の上方空間をいう(土地基本法第1条第6項)	

(2) 土地と公共の利益

あらゆる土地に係る権利は社会的機能を有するとされている(土地基本法第6条)。 よって、公共の利益に反する土地の所有及び占有は認められず(土地基本法第7条)、 また、土地に係る権利は、公共の利益のために、法律所定の方法により相当の損失補償 を交付して失効させることができるとされている(土地基本法第18条)。

⁶⁷ インドネシア民法典第506条第1項において、不動産とは「土地及びその上に建設されたもの」をいうと規定されており、建物は、土地から独立した不動産として位置づけられていない。そのため、建物は、不動産登記の客体とはされておらず(インドネシア共和国政令1997年24号第9条第1項)、土地登記から独立した建物に関する登記は存在しない。

(3) 地方政府と土地

地方政府は、政府が定める土地計画及び関係法令を踏まえつつ、地方の状況に則りその地方のために、土地、水、空の提供、割当、及び使用に関する規律を行うことができるとされている(土地基本法第14条第2項)。

(4) 土地当に対する市民及び企業の権利

アー般

土地、水、及び空は、上記の通り国家の財産であり、国家により最高レベルにて 支配されるとされている。よって、市民及び企業が保有することできる土地、水、 及び空に関する権利についても、国家により規律されることとなる(土地基本法第 2条第2項、同法第4条)。

もっとも、多民族国家であるインドネシアには、土地基本法が法制化される以前から、各地にその土地の文化及び風土に根差した土地等の保有及び使用に関する慣習法が存在している。そこで、土地基本法は、これら慣習法と国家の統一性の調和を図る見地より、土地等の保有及び使用に関する慣習法は、国家の利益及び法令に反しない限りにおいて適用を認めるとしている(土地基本法第5条)。

イ 土地に関する具体的な権利

国家が、土地基本法第4条第1項所定の土地に係る権利制定権限に基づき定めた、 市民及び企業が保有し得る土地に係る権利は次の通りである(第16条第1項)。

市民及び企業が保有し得る土地に係る権利

- a. 土地所有権(hak milik)
- b. 事業権 (hak guna-usaha)
- c. 建設権(hak guna-bangunan)
- d. 使用権 (hak pakai)
- e. 借地権 (hak sewa)
- f. 開墾権 (hak membuka tanah)

- g. 森林産物収受権(hak memungut hasil hutan)
- h. 法律で定める上記権利に含まれないその他の権利、及び第53条所定の暫定的 性質を有する権利

上記権利の内、多くの日系企業の活動に関係する土地所有権、事業権、建設権、 使用権、及び借地権については、以下で詳述する。

ウ 水及び空に関する具体的権利

国家が、土地基本法第4条第3項所定の水及び空に係る権利制定権限に基づき定めた、市民及び企業が保有し得る水及び空に係る権利は次の通りである(第16条第1項)。

市民及び企業が保有し得る水及び空に係る権利

- a. 水利権(hak guna-air)、
- b. 漁業権 (hak pemeliharaan dan penangkapan ikan)
- c. 空間使用権(hak guna ruang angkasa)

3. 土地所有権

(1) 土地所有権の意義

土地所有権は、「土地につき人が保有し得る、相続可能な最も強力で完全な権利」と 規定されている(土地基本法第20条第1項)。

(2) 土地所有権の主体

土地所有権を保有することができるのは、原則としてインドネシア国籍を有する自然 人のみとされている(土地基本法第21条第1項)。なお、インドネシア国籍と外国国 籍の双方を有する二重国籍者は、土地所有権の主体となることはできない(同条第4項)。

法人は、政府が特に定めた場合を除き土地所有権の主体となることはできないとされている(土地基本法第21条第2項)。よって、株式会社(perseroan terbatas)は、

外国資本の入った株式会社のみならず、内資100%である株式会社についても土地所有権の主体となることはできない。なお、土地基本法第49条より、法令所定の要件を満たす宗教団体や社会団体は土地所有権の主体となることが可能とされている。

仮に、次の原因により外国国籍者が土地所有権を保有するに至った場合、同外国国籍者は、同状況の発生から1年以内に土地所有権を放出しなければならず、仮に放出されない場合、該当土地所有権は消滅し、土地は国家に帰属することとなる(その場合でも、土地に設定されている他者の権利は引き続き存続する。)(土地基本法第21条第3項)。

- a. 外国国籍者が遺言無き相続により土地所有権を相続した
- b. 土地所有権を有するインドネシア国籍者と外国国籍者が婚姻し、財産の混同が生じた
- c. インドネシア国籍者が国籍を喪失した

(3) 土地所有権の発生原因

土地所有権の発生原因は、次の通りとされている。(土地基本法第22条第2項)。

土地所有権の発生原因

- a. 政令 (Peraturan Pemerintah) 所定の方法及び要件に則った政府の決定 (土地基本法第22条第2項)
- b. 法律(Undang-undang)の規定(同項)
- c. 慣習法(慣習法に基づく土地所有権の発生は政令により規律される、同条第1項)

(4) 登記義務

土地所有権は、権利の移転、消滅、及び他の権利の負担について、登記を行わなければならず(土地基本法第23条第1項)、この登記は、土地所有権に関する権利の移転、消滅、及び他の権利の負担の有効性に関する強力な証明方法となる(同条第2項)。

(5) 担保権

所有権は、債務の担保として土地抵当権(hak tanggungan)の設定が可能とされている(土地基本法第25条)。

(6) 権利の移転

土地所有権は、他者に譲渡することができる(土地基本法第20条第2項)。

土地所有権の主体となることができない者への土地所有権移転を意図する行為は、土地基本法第21条2項の政府が特に定めた場合を除き、無効である(土地基本法第26条第2項)。

(7) 権利の消滅

土地所有権の消滅事由は、次の通りである(土地基本法第27条)。

土地所有権の消滅事由

- a. 次の理由により土地が国家に帰属することとなった場合
 - 1. 公共の利益のための土地所有権失効(土地基本法第18条)
 - 2. 所有者から国家への任意の提供・放棄
 - 3. 土地の放置
 - 4. 無資格者による権利取得(土地基本法第21条第3項、同条第26条第2項)
- b. 土地が滅失した場合

4. 事業権、建設権、使用権

(1) 事業権、建設権、及び使用権の性質

事業権、建設権、及び使用権は、登記によりその権利の公示・保全が可能な物権的性質を有する土地利用権である。

会社が、工場や倉庫を建設・保有して事業を行う場合、日本では、目的土地につき所有権を取得し、又は借地権の設定を受けることが多い。しかしながら、インドネシアでは、上記の通り土地所有権の主体が原則としてインドネシア国籍を有する自然人に限定されているため、会社が土地所有権を取得することはできない。また、借地権については、登記等の権利の公示・保全に関する制度が整備されていないため、土地について第三者が権利主張をするリスクや土地抵当権を設定することができないといった問題が存在する。そのため、インドネシアで会社がその事業において土地を利用する場合は、会社による保有が認められ、かつ登記によりその権利の公示・保全が可能である事業権、

建設権、又は使用権が用いられるのが一般的となっている。

よって、会社は、土地利用目的に応じて事業権、建設権、又は使用権の中から適切な権利を選択する必要があるところ、これら3つの物権的性質を有する土地利用権は、類似した法的規律を受けることが少なくなく、それぞれの権利を個別に概観した場合、その異同を的確に把握することは容易ではない。そこで、以下では、対照表を用いて、事業権、建設権、及び使用権の内容を解説する。

(2) 事業権、建設権、及び使用権の内容

	事業権	建設権68	使用権
権利内容	農業、漁業、畜産業を事業として行う企業が、国有地で事業を行うための権利 ⁶⁹	他人所有土地に建物を 建設し、その建物を使 用・管理するための権利 70	国家が直接占有管理する土地または私有地を 使用し、果実を得るため の権利 ⁷¹
権利主体	 インドネシア国籍者⁷² インドネシア法に基づき設立され、インドネシアに所在する法人⁷³ 	 インドネシア国籍者⁷⁴ インドネシア法に基づき設立され、インドネシアに所在する法人⁷⁵ 	 インドネシア国籍者76 インドネシア法に基づき設立され、インドネシアに所在する法人77 インドネシアに居住する外国人78 インドネシアに駐在員事務所を有する外国企業79

⁶⁸ 実務上、日系インドネシア企業が工場や倉庫を建設するために取得する土地に関する権利は、国有地に設定された建設権とされることが多い。

⁶⁹ 土地基本法第28条第1項

⁷⁰ 土地基本法第35条第1項

⁷¹ 土地基本法第41条第1項

⁷² 土地基本法第30条第1項a、本政令第2条a

⁷³ 土地基本法第30条第1項b、本政令第2条b

⁷⁴ 十地基本法第36条第1項a、本政令第19条a

⁷⁵ 土地基本法第36条第1項b、本政令第19条b

⁷⁶ 土地基本法第42条a、本政令第39条a

⁷⁷ 土地基本法第42条c、本政令第39条b

⁷⁸ 土地基本法第42条b、本政令第39条e

			 政府機関、地方政府 80 宗教及び社会団体 81 外国政府・国際機関 のインドネシア代 表部82
権利主体たる資格の喪失	権利主体としての要件を充足しなくなった場合、1年以内に、当該権利を放棄または譲渡しなければならず、それを懈怠した場合、当該権利は消滅し、土地は国家に帰属する(他者の権利は尊重される)83	同左84	
土地	国有地85 • 対象土地が森林地区の場合、事業権は、当該地区が森林地区としての状態を脱した後に設定することができる。	 ● 国有地86 ◆ 運用権設定地87 ◆ 個人所有地88 	 国有地⁸⁹ 運用権設定地⁹⁰ 個人所有地⁹¹

- 79 土地基本法第42条d、本政令第39条f
- 80 本政令第39条c
- 81 本政令第39条d
- 82 本政令第39条 g
- 83 土地基本法第30条第2項、本政令第3条第2項
- 84 土地基本法第36条第2項、本政令第20条第1項及び第2項
- 85 土地基本法第28条第1項、本政令第4条第1項
- 86 土地基本法第37条a、本政令第21条a
- 87 本政令第21条b
- 88 土地基本法第37条b、本政令第21条c
- 89 土地基本法第41条第1項、本政令第41条 a
- 90 本政令第41条b
- 91 土地基本法第41条 c
- 92 本政令第4条第2項

	対象土地が特定の 権利に基づき占有 管理されている場 合、事業権は、適用 法令に則った当該
	権利の放棄後に設 定することができ る。 ⁹³
	対象土地上に、正当な権限に基づく他者所有に係る植栽や建物が存する場
	合、当該植栽・建物 の所有者、事業権者 から補償金を受領 する。 ⁹⁴
面積	 最少 5 ha⁹⁵ 最大(個人) 2 5 ha⁹⁶ 最大(法人) 適切な広さを関係 大臣が決定する⁹⁷
	2 5 ha 以上の場合は、 時代の発展に応じた相 当な資本投下および適 切な技術を用いなけれ ばならない98

⁹³ 本政令第4条第3項

⁹⁴ 本政令第4条4項

⁹⁵ 本政令第5条第1項

⁹⁶ 本政令第5条第2項

⁹⁷ 本政令第5条第3項

⁹⁸ 土地基本法第28条第2項

	国土庁の決定99	•	国有地	•	国有地
			国土庁の決定100		国土庁の決定103
		•	運用権設定地	•	運用権設定地
水中区口			運用権者の提案を		運用権者の提案を
発生原因			受けて国土庁が決		受けて国土庁が決
			定101		定104
		•	個人所有地	•	個人所有地
			当事者間の契約102		当事者間の契約105
	権利の発生時期は、登記 簿に登記されたとき(本 政令第7条第2項)。	•	国有地	•	国有地
			登記簿に登記され		登記簿に登記され
			た時点106		た時点109
		•	運用権付土地	•	運用権付土地
			登記簿に登記され		登記簿に登記され
水 什 吐 卅			た時点107		た時点110
発生時期		•	私有地	•	私有地
			土地所有権者が、土		土地所有権者が、土
			地証書作成官によ		地証書作成官によ
			り作成された証書		り作成された証書
			と土地を提供した		と土地を提供した
			時点108		時点111

⁹⁹ 土地基本法第31条、本政令第6条第1項

¹⁰⁰ 土地基本法第37条a、本政令第22条

¹⁰¹ 本政令第21条b、本政令第22条第2項

¹⁰² 土地基本法第37条b

¹⁰³ 土地基本法第41条第1項、本政令第42条第1項

¹⁰⁴ 本政令第42条第2項

¹⁰⁵ 土地基本法第41条第1項

¹⁰⁶ 本政令第23条第2項

¹⁰⁷ 本政令第23条第2項

¹⁰⁸ 本政令第24条第1項

¹⁰⁹ 本政令第43条第2項

¹¹⁰ 本政令第43条第2項

¹¹¹ 本政令第44条第1項

存続期間	最長35年112	最長30年113	 期間を明示 最長25年114 期間を明示しない 政府機関、国際機 関、宗教・社会団体 等は確定した存続 期間を定めず、特定 の必要のために土 地を使用する間が 存続期間となる115
期間延長	最長25年116	最長20年117	 国有地・運用権設定 地 最長20年¹¹⁸ 個人所有地 不可¹¹⁹
更新	可能120	全ての土地で可能121	全ての土地で可能122
国有地に 関する延 長・更新 の条件	土地の適切な使用権利付与時に定めた条件が履行されている権利者が権利主体としての条件を充足している123	土地の適切な利用権利付与時に定めた条件が履行されている権利者が権利主体としての条件を充足している124	土地の適切な利用権利付与時に定めた条件が履行されている権利者が権利主体としての条件を充足している125

¹¹² 土地基本法第29条第1項及び第2項、本政令第8条第1項

¹¹³ 土地基本法第35条第1項、本政令第25条第1項、本政令第29条第1項

¹¹⁴ 土地基本法第41条第2項a、本政令第45条第1項、本政令第49条第1項

¹¹⁵ 本政令第45条第1項及び第3項

¹¹⁶ 土地基本法第29条第3項、本政令第8条第1項

¹¹⁷ 土地基本法第35条第2項、本政令第25条第1項

¹¹⁸ 本政令第45条第1項

¹¹⁹ 本政令第49条第1項

¹²⁰ 本政令第8条第2項

¹²¹ 本政令第25条第2項、本政令第26条、本政令第29条第2項

¹²² 本政令第45条第2項、本政令第49条第2項

¹²³ 本政令第9条第1項及び第2項

¹²⁴ 本政令第26条第1項

¹²⁵ 本政令第46条第1項

運用権付 土地に関 する延 長・更新 の条件	_	運用権者から承認を得た後、建設権者からの申請により、延長または更新される126	運用権者からの提案の 下で延長または更新さ れる ¹²⁷
私有地に 関する延 長・更新 の条件		建設権者と土地所有権 者の合意の下、土地証書 作成官が作成する証書 共に、新たな建設権が付 与されることで更新さ れる ¹²⁸	使用権者と土地所有権 者の合意の下、土地証書 作成官が作成する証書 共に、新たな使用権が付 与されることで更新さ れる ¹²⁹
延長・更新の申請	遅くとも存続期間満了 の2年前まで ¹³⁰	遅くとも存続期間満了 の2年前まで ¹³¹	遅くとも存続期間満了 の2年前まで ¹³²
納付金	発生する133	発生する	無償も可能134
登記	設定、延長・更新、権利 移転、消滅について登記 が必要 ¹³⁵	 設定、延長・更新、 権利移転、消滅について登記が必要¹³⁶ 私有地に係る建設権は、登記以降、第 三者を拘束する¹³⁷ 	 設定、延長・更新、 権利移転、消滅について登記が必要¹³⁸ 私有地に係る使用権は、登記以降、第三者を拘束する¹³⁹

¹²⁶ 本政令第26条第2項

¹²⁷ 本政令第46条第2項

¹²⁸ 本政令第29条第2項

¹²⁹ 本政令第49条第2項

¹³⁰ 本政令第10条第1項

¹³¹ 本政令第27条第1項

¹³² 本政令第47条第1条

¹³³ 本政令第12条第1条

¹³⁴ 土地基本法第41条第2項b

¹³⁵ 土地基本法第32条第1項、本政令第7条第1項、本政令第10条第2項、本政令第1 6条第3項

¹³⁶ 土地基本法第38条第1項、本政令第23条第1項、本政令第24条第2項、本政令第27条第2項、本政令第29条第2項、本政令第34条第3項

¹³⁷ 本政令第24条第3項

¹³⁸ 本政令第43条第1項、本政令第44条第2項、本政令第47条第2項、本政令第49条第2項、本政令第54条第4項

¹³⁹ 本政令第44条第3項

_			
権利証	権利証明書として、事業 権者に対し、当該土地に 係る権利証が交付され る140	同左(国有地および運用 権付土地の場合) ¹⁴¹	同左 (国有地および運用 権付土地の場合) ¹⁴²
権利	 農業、造園業、漁業、 畜産業の分野で事業を行うために、土地を占有管理し、利用する権利を有する143 土地に係る水資源、その他の天然資源は、法令や周辺住民の利害を考慮しつつ、当該事業を補助する限度で管理・利用することができる144 	個人的必要または事業 上の必要から建物を建 設・所持する等の目的の ために、一定期間、土地 を占有管理し、使用する 権利を有する145	
義務	 納付金の支払い 適切な事業遂行 良好な土地利用 周辺インフラの建設・維持 土地の肥沃さ維持、 天然資源の破壊防止、環境保全 年一回の報告 	 納付金の支払い 土地・建物の適切な管理と環境保全 終了後の土地返還 終了後の権利証返還¹⁴⁷ 	 納付金の支払い 適切な土地利用 土地・建物の適切な管理と環境保全 終了後の土地返還 終了後の権利証返還¹⁴⁸

¹⁴⁰ 本政令第7条第3項

¹⁴¹ 本政令第23条第3項

¹⁴² 本政令第43条第3項

¹⁴³ 本政令第14条第1項

¹⁴⁴ 本政令第14条第2項

¹⁴⁵ 本政令第32条

	終了後の土地返還終了後の権利証返還146		
囲繞地通行権等	事業権を設定された土地が、地理・環境状況等が原因で、他の土地を一般交通や水路から隔絶した場合、事業権者は、当該囲繞地のために、通路・水路等の便宜を提供しなければならない149。	同左150	同左151
禁止事項			使用権の付与にあたり、 搾取の要素を含む要件 を付することは許され ない152。
権利移転の可否	 可能¹⁵³。 但し、法令で認められる場合を除き、他者に対し、事業権土地に係る事業を移転することはできない。¹⁵⁷ 	可能154	 国有地・運用権付土 地 可能¹⁵⁵ 個人所有地 使用権設定契約で 合意した場合は可 能¹⁵⁶
移転原因	売買交換資本参加	売買交換資本参加	売買交換資本参加

- 147 本政令第30条
- 148 本政令第50条
- 146 本政令第12条第1項
- 149 本政令第13条
- 150 本政令第31条
- 151 本政令第51条
- 152 土地基本法第41条第3条
- 153 土地基本法28Ⅲ、本政令第16条第1項
- 154 土地基本法第35条第3項、本政令第35条第1項
- 155 本政令第54条第1項
- 156 土地基本法第43条第2項、本政令第54条第2項
- 157 本政令第12条第2項

	•	贈与	•	贈与	•	贈与
	•	相続158	•	相続159	•	相続160
	٠	売買(競売を除	٠	売買164(競売を除	•	売買(競売を除
		く)・交換・贈与等		く)・交換・贈与等		く)・交換・贈与等
		は、土地証書作成官		は、土地証書作成官		は、土地証書作成官
		による証書作成161		による証書作成165		による証書作成168
	•	競売は、買受通知書	•	競売は、買受通知書	•	競売は、買受通知書
		により権利移転の		により権利移転の		により権利移転の
移転方法		事実を証明162		事実を証明166		事実を証明169
	•	相続は、遺言または	•	相続は、遺言若しく	•	相続は、遺言若しく
		権限ある機関によ		は権限ある機関に		は権限ある機関に
		り作成される相続		より作成される相		より作成される相
		人証明証により権		続人証明証により		続人証明証により
		利移転の事実を証		権利移転の事実を		権利移転の事実を
		明163		証明167		証明170
			•	運用権設定地	•	国有地
				運用権者の書面に		権限ある役人の許
譲渡条件				よる同意が必要171		可と共に行う173
			•	個人所有地	•	運用権設定地
碳煲米竹				土地所有者の書面		運用権者の書面に
				による同意が必要		よる同意が必要174
				172		

158 本政令第16条第2項

¹⁵⁹ 本政令第34条第2項

¹⁶⁰ 本政令第54条第3項

¹⁶¹ 本政令第16条第4項

¹⁶² 本政令第16条第5項

¹⁶³ 本政令第16条第4項

¹⁶⁴ 実務上、建設権の売買では、必要に応じて基本合意書の締結や土地デューデリジェンスを行った上で、決済条件等を規定した売買契約書 (PPJB / Perjanjian Penikatan Jual Beli)を作成・締結し、PPJB 所定の条件成就に合わせて代金の支払いや土地証書作成官による売買証書 (AJB / Akta Jual Beli) の作成を進め、AJB に基づく登記の移転及び権利証の交付を受けて手続を完了させるのが一般的といえる。

¹⁶⁵ 本政令第34条第4項

¹⁶⁶ 本政令第34条第5項

¹⁶⁷ 本政令第34条第4項

¹⁶⁸ 本政令第54条第5項

¹⁶⁹ 本政令第54条第4項

¹⁷⁰ 本政令第54条第7項

¹⁷¹ 本政令第34条第7項

抵当権	設定可能 ¹⁷⁶	設定可能 ¹⁷⁷ ・ 存続期間満了 ・ 権利者の債務不履	 個人所有地 土地所有者の書面 による同意が必要 175 設定可能¹⁷⁸ 存続期間満了 ・ 権利者の債務不履
消滅事由	 行・義務違反、裁判所の料決 ・期間満了前の権利放棄 ・法律20号1961年に基づく権利失効の権利失効の権が表別 ・土地の設度 ・土地の譲渡等 ・土地の経費としての名が、といるがある。 ・権利主体を充足しかからずい場合179 	 行・義務違反、裁判所の判決 ・期間満了前の任意放棄 ・法律20号1961年に基づく権利失効の権利失効の権利失効の権があり ・土地の設度 ・土地の譲渡等 ・土地の経費としての条件を充足しかからず所定の手続とい場合180 	行・義務違反、裁判 所の判決 ・ 期間満了前の任意 放棄 ・ 法律20号196 1年に基づく権利 失効の権利失効) ・ 土地の放置 ・ 土地の譲渡等 ・ 土地の譲渡等 ・ 土地の高級失しての 条件を充足しかからず所定の手続を 履践しない場合 ¹⁸¹

¹⁷² 本政令第34条第8項

¹⁷³ 本政令第54条第8項

¹⁷⁴ 本政令第54条第9項

¹⁷⁵ 本政令第54条第10項

¹⁷⁶ 土地基本法第33条、本政令第15条

¹⁷⁷ 土地基本法第39条、本政令第33条

¹⁷⁸ 本政令第53条

¹⁷⁹ 土地基本法第34条、本政令第17条第1項

¹⁸⁰ 土地基本法第40条、本政令第35条

¹⁸¹ 本政令第55条

	原則必要であり、費	◆ 国有地	◆ 国有地
	用は元権利者が負	原則必要だが、終了	原則必要だが、終了
	担する182	後も土地上建物等	後も土地上建物が
タマグの	• 終了後も土地上建	が使用される場合	使用される場合は
終了後の	物等が使用される	は撤去不要 (旧権利	撤去不要(旧権利者
原状回復の要否	場合は撤去不要(旧	者への補償あり) 184	への補償あり)186
り安合	権利者への補償あ	◆ 個人所有地及び運	◆ 個人所有地及び運
	り) 183	用権設定地	用権設定地
		契約書の記載に従	契約書の記載に従
		う 185	う 187
	原状回復義務を懈怠し		
原状回復	た場合、土地上の残置物		
義務の懈	は、元権利者の費用負担	同左189	同左190
怠	の下、政府により撤去さ		
	れる188		

5. 借地権

(1) 借地権の意義

借地権とは、建物所有目的で、土地所有者に対して賃料として一定額を支払い、該当 土地を使用する権利をいう(土地基本法第44条第1項)。

(2) 借地権の主体

借地権の主体となることができる者は、次の通りである(土地基本法第45条)。

¹⁸² 本政令第18条第1項及び第3項

¹⁸³ 本政令第18条第2項

¹⁸⁴ 本政令第37条

¹⁸⁵ 本政令第38条

¹⁸⁶ 本政令第57条

¹⁸⁷ 本政令第58条

¹⁸⁸ 本政令第18条第4項

¹⁸⁹ 本政令第37条第4項

¹⁹⁰ 本政令第57条第4項

借地権の主体となることができる者

- a. インドネシア国籍の自然人
- b. インドネシアに居住する外国人
- c. インドネシア法に基づき設立されインドネシアに所在する法人
- d. インドネシアに駐在員事務所を有する外国法人

以上